

忠義公年譜・年表

## 解説

底本は、二書とも島津家編輯所で編集され、現在東京大学史料編纂所蔵本となっているものである。これは島津家編輯所で、寺師宗徳（市来四郎の実兄宗道の子）などが中心となって編集したものであろうし、島津家家令東郷重持の「編集方御取設顛末」に、「島津家家記編集方を、明治三十二年七月に至り、一旦事業中止あり、改めて其順序を定められ、本年（明治三十三年）六月迄を一期とすべし、との御達示に相成候。」（市来四郎自叙伝所収）とあることから、明治三十二・三年前後、またはその以後編集されたものであろう。

編集年次は明らかではないが、年譜ができあがって、時代的に年譜に続くものとして編集されたのが、年表である。

忠義公年譜は、史料を整理して清書したもので、毛筆で楷書に近く、典拠も記載されていない。ただ、十数箇所年に表編集者の筆跡で、追記と訂正が行なわれているから、編集方の手元に保存されていたのであろう。

年譜は、「天保十一年四月二十一日、公重富邸ニ生ル、

幼名ヲ壯之助ト曰フ、」に始まり、「慶応三年十二月三十日、江戸三田藩邸事変ノ報京都ニ達ス、朝廷ヨリ我カ藩ニ内諭シテ覺隙ヲ開クコト勿ラシム、」に終わっていて、天保十一年から文久二年十二月二十五日までを一文久三年一月一日から元治元年十二月二十八日までを二として一冊に、慶応元年一月一日より同三年までを三として一冊にし、計三冊に収めてある。

安政五年以前は、天保十一年四月十一日・弘化四年十月一日・嘉永二年四月十二日・嘉永四年十月九日の四行であるが、安政五年七月十六日の斉彬の死亡以降は、月を逐って詳録されている。安政六年からは、忠義公史料と照合してみても、大部分は忠義公史料に拠ったことが明らかであり、大久保利通日記その他の史料をも参照したことが読みとれる。

忠義公年表は、年表編集の稿本であろう。一・二・三編には第三稿と記し、四編には第三・四・五稿とあり、墨汁を用いて硬筆で書き、追記と訂正が随所にみられ、編集中であることを物語るからである。

年次別に編成され、明治元年が一編、明治二年を二編とし、明治三年が三編で、明治四年から明治三十年までを一括して四編としている。

年表は、明治元年一月一日、「大阪ノ我カ藩吏ヨリ、去月末江戸ノ変ヲ内報シ、且ツ徳川慶喜討薩ヲ名トシテ、大挙上京ノ風聞アルヲ報ジ、西郷隆盛亦側役養田長胤へ同様ノ報知ヲナス(料史)」に始まり、明治三十年十二月二十六日、「忠義公薨去セラル、享年五十八、此ノ日桐花大綬章ヲ賜ヒ、特旨ヲ以テ国葬セラル、翌年一月八日勅使ヲ遣ハシ、優渥ナル勅語ヲ下シ物ヲ賜フ。」で終わっている。年譜は大坂の文字を使っているが、年表は大坂を用いているところに、編集年次の時差を感じる。

第四編の明治五年から、典拠を記さないことが多くなるが、第一編から三編までは刻明に典拠を示している。

一・二編の典拠は史料が多い。「史料ハ国事鞅掌史料ナリ」と、頭註してはあるが、忠義公史料に採録された国事鞅掌史料のようである。

忠義公史料以外には、数多くの史料名があるが、頻度数の多い方から、いくつかをあげるにとどめる。

御留守居方御用牒・義岡氏藩達留・法令全書・百官履

歴・明治史要・太政官日誌・公文録・三峰日記・大久保利通日記・寺師宗道日記・国乃礎・三条実美公年譜・岩倉公実記・御国元往復留・復古記・西郷隆盛書簡・島津伊勢日記・慶明雜録・諏訪甚六日記・春山弥兵衛日記・明治政覧・旧邦秘録・茂久公久光公仰出留

明治十四年以後は、記事が急に少くなり、年に四・五行、二十年代は年に一・二行である。

内容として奇異に感じるのは、西南戦争に関しては、明治十年二月十五日に、「西郷隆盛等反スト云々、以下此ノ件略ス。」と書いて、城山陥落のことも記していないことである。

# 忠義公年譜

自天保十一年  
至文久二年

一

公、諱ハ忠義、修理大夫ト称ス、島津氏第二十八代薩摩守齊彬公ノ子、実ハ重富領主島津周防忠教第二十七代大隅守齊興公ノ第五子、後左大臣ノ長子、実母ハ千百子、島津出雲忠公ノ嫡女ナリ

天保十一年庚子

四月 二十一日 公重富邸ニ生ル、幼名ヲ壮之助ト曰フ、

弘化四年丁未公年八

十月 一日 公ノ実父久光公軍役方名代ヲ命セラル、

嘉永二年己酉公年十

四月 十二日 久光公藩政与聞ヲ命セラル、

嘉永四年辛亥公年十二

十月 九日 公登城、初テ齊彬公ニ謁シ、元服シテ又次郎忠徳ト称ス、

安政五年戊午公年十九

七月小 十六日 齊彬公薨ス、薨去ニ先チ久光公ヲ召シ、公ヲ以テ嗣ト為シ、女璋姫ヲ以テ之ニ配シ、世子哲丸君ヲ順養子トスル旨ヲ遺命アリ、

二十日 齊彬公ノ喪ヲ発シ、遺命ニ依リ公繼嗣ニ立チシ旨ヲ布達ス、

八月大 二日 在京藩士西郷隆盛吉良衛、左大臣近衛忠熙ノ内旨ヲ受ケテ東下ス、

五日 順聖公ヲ福昌寺ニ葬ル、

八日 在京ノ藩士日下部信政伊三、水戸藩士鶴飼幸吉ト、水戸ニ賜フ勅書ヲ奉シテ東下ス、

十一日 近衛左大臣ヨリ家老代若年寄鎌田正純出雲ニ、禁闕警衛ノ内旨ヲ伝ヘラル、正純二十日請

書ヲ呈ス、

二十日 公ノ養母英姫顯聖公夫人江戸邸ニ逝去ス、

二十六日 齊興公江戸ヲ発シ西帰ス、城代家老島津久寶後豐以下随従ス、

三十日 大目付喜入久高主水ニ江戸守衛ヲ命ス翌月十四日発ス

家老島津久福伯江戸ニ抵リ、齊彬公薨去并ニ遺命ニ依リ、公継嗣ニ立チシ旨ヲ幕府ニ稟申ス、

近衛左大臣ヨリ水藩ニ賜フ別勅ノ写ヲ伝ヘラル、

九月大

十二日 城代家老島津久寶ニ勝手掛ヲ命シ、財政ヲ整理セシム、

十三日 齊興公伏見ニ在リ、近衛左大臣又、原田才助薩藩士、近衛家附医師ヲシテ禁闕守護ノ内旨ヲ伝ヘラル、是日、齊興公曩ニ伝ヘラレシ水藩ニ賜フ別勅ノ写並ニ禁闕守護ノ内旨ニ対スル請書ヲ呈出ス、

ヲ呈出ス、

十五日 齊興公大坂ニ在リ、西郷隆盛京師ヨリ来リ、滞坂中ノ江戸邸守衛交代兵ヲ以テ、臨機禁闕警衛ニ充テントヲ請フ、

十七日 在坂ノ島津久寶西郷隆盛ヲシテ京師ニ至リ、藩兵禁闕警衛ノコトヲ近衛左大臣ニ申報セシム、

十九日 (十七日) 老中間部詮勝下總守入京シテ勤王志士ノ逮捕ニ着手ス、藩士西郷隆盛・海江田信義有村俊斎京師ヲ逃レ、二十四日月照ヲ伴ヒテ大坂ヨリ西帰ス、

二十七日 日下部信政幕府ノ為メニ江戸ニ捕ヘラル十二月十七日獄中ニ死ス

財政困難ニ付整理ノ方針ヲ布達ス、

コノ月  
十月小

十一日 齊興公鹿兒島ニ着ス、

十五日 公成規ノ忌服後出府ノ幕命ヲ受ケ、即日二ノ丸ニ移ル、

十六日 在江ノ大目付喜入久高ヲ若年寄格ト為シ、家老ノ事務ヲ執ラシム、

十一月大

四日 公鹿兒島ヲ發シ參府ノ途ニ就ク、城代家老島津久實以下随従ス、

十日 月照筑前藩士平野國臣郎次ト共ニ鹿兒島ニ入り、日高存龍院ニ投ス、

十五日 筑前藩ノ捕吏来リ月照等ヲ捕縛セントス、藩庁西郷ニ命シ、月照等ヲ志布志方面ニ避ケ

シム 西郷ハ同夜月照等ヲ伴ヒ、海路福山ニ向ヒシカ、途大輪ケ鼻ニ於テ二人相抱キテ海ニ投シ、西郷ハ蘇生セシモ月照ハ死ス

コノ月

財政困難ノ故ヲ以テ、集成館・鑄製方其ノ他齊彬公ノ着手セシ事業ヲ縮小或ハ中止ス、

十二月大

八日 公伏見ニ着ス、藩士有馬正義新七、時ニ岡本文次郎ト変名ス 国事ニ関スル意見書ヲ公ニ呈出ス、

二十五日 公江戸ニ着ス、

二十八日 公幕府ヨリ襲封ノ命ヲ承ケ、即日書ヲ群臣ニ發シテ告諭ス、

幕府公年若キヲ以テ、齊興公ニ命シ藩政ヲ与リ聞カシム、

藩庁西郷隆盛ヲ大島ニ渡航セシム 西郷ハ菊池源吾ト変名シテ三十日鹿兒島ヲ發シ翌年一月十二日着島ス

コノ月

安政六年己未公年二十

一月大

二日 世子哲丸君天ス、

九日 〔八日〕市來四郎正右衛門琉球ヨリ歸リテ、蒸氣船購入等ニ関スル仏人トノ契約ヲ破約セシ始

末ヲ具申ス、

十五日 家老島津久徵左衛門ヲ罷ム、

二十一日 齊興公藩政輔佐ノ幕命ヲ受ケシヲ以テ、親諭書ヲ重臣ニ授ク、

公譜乘重器ヲ受ク、

二十四日 家老新納久仰河ニ軍役總奉行ヲ兼ネシム、

二十八日 公登城シテ大將軍ニ謁シ襲封ヲ謝ス、

二月小

七日 公登城シテ再ヒ大將軍ニ謁ス、大將軍為メニ冠ヲ加へ、偏諱ヲ賜ヒ名ヲ茂久ト改メ、從四位下ニ叙シ、左近衛權少將修理大夫ニ任セラル、

十二日 佐土原藩家老山田勲負來麿シ、藩政改革ニ関スル藩主島津忠寬淡路守ノ内願書ヲ提出ス、

コノ月

財政困難ノ故ヲ以テ水軍兵士ヲ停ム、

三月大

一日 伊集院數馬外十人ノ家格ヲ寄合ニ復ス、  
三日 公登城シテ上巳ヲ賀ス、

十一日 公起請文ヲ幕府ニ提出ス、

十五日 公外國船封内沿海來泊ノ際ニ於ケル士衆ノ心得ヲ諭達ス、

十八日 公登城シテ賜暇ヲ謝シ、武家諸法度ヲ受ク、

二十八日 公江戸ヲ發シテ帰途ニ就ク、城代家老島津久寶以下隨從ス、

五月小

十九日 公鹿兒島ニ着ス、御初入部ノ式先規ノ如ク施行シ、即日用人島津久清生ヲ江戸ニ遣ハシ入部ヲ幕府ニ謝セシム、

六月大

十五日 島津久倫初ヲ大目付ト為シ、寺社奉行ヲ兼ネシム、

七月小

二十七日 琉球国財政疲弊ノ故ヲ以テ、鬱金・紅花ノ二種館内支配ヲ乞、之ヲ許ス、

八月小

一日 若年寄格大目付喜入久高長ヲ家老ト為ス、

九日 公齊興公ト琉球王子等ヲ磯邸ニ引見ス、

十二日 汾陽光遠次郎右衛門ヲ江戸留守居ト為ス、

十八日 米国船一艘種子島ニ來泊シ、食料ヲ求メテ二十日去ル、

九月大

十二日 從三位齊興公鹿兒島ニ薨ス金剛院卜諡シ、二十九日檀昌寺ニ葬ル

二十八日 公米国船種子島ニ來泊ノ始末ヲ幕府ニ稟告ス、

十月小

二十六日 城代家老島津久寶ノ家老ヲ罷メ、城代專務ト為ス、

二十八日 公政務ニ関スル訓諭書ヲ重臣ニ授ク、

十一月大

一日 江戸詰家老川上久封後筑、喜入久高ト交代シテ江戸ヨリ帰着ス、

五日 公親諭書ヲ大久保利通正助等ニ授ク、是ヨリ先利通等幕府ノ專横ヲ憤リ、四十余人盟約シ

テ脱藩義挙ヲ謀ル事、公聞ニ達スルヲ以テナリ、

九日 島津久徴ヲ再ヒ家老ト為ス、

三十日 城代島津久寶ヲ罷ム、

コノ月

公小納戸頭取山田為正正祐ヲ福岡及ヒ江戸ニ遣ス、

十二月大

十五日 公特ニ久光公ノ待遇ヲ改メ、藩政ヲ輔佐セシム、

十九日 家老樺山久成伊織ヲ罷ム、

二十三日 若年寄川上久美ヲ家老ト為シ、寺社奉行菱刈隆徴李之助ヲ大目付ト為ス、

二十四日 公參勤發途ノ期ヲ布達シ、家老川上久美ニ随從ヲ命ス、

二十八日 是ヨリ先、公幕府本城宮作費トシテ金七万兩ヲ献センコトヲ請フ、是日幕府ヨリ献金嘉

納ノ達アリ、

コノ月

公音信贈答ニ関スル訓諭書ヲ重臣ニ授ク、

藩士伊地知貞馨堀仲左衛門、高崎五六猪太等江戸ニ在リ、窃ニ水戸藩士等ト井伊大老ヲ除カン

コトヲ謀ル、依リテ藩庁兩人ニ帰藩ヲ命ス、

万延元年庚申公年二十一

一月大

十一日 人物ヲ撰拔シテ、諸郷地頭及ヒ諸役人ヲ任命轉職ス、

二月小

十九日 公造士館ノ教員及ヒ生徒ヲ二ノ丸文武講習所ニ召シテ、学業ヲ試ム、  
 二十八日 公伊集院妙圓寺ニ詣テ、続テ加世田日新寺ニ詣リ、二月三日帰麿ス、  
 十一日 家老兼軍役総奉行新納久仰ヲ罷メ、若年寄川上久運馬但ヲ家老ト為シ、頼娃久武部織ヲ若年寄ニ、諏訪廣兼馬數ヲ大目付ト為ス、

三月大

十八日 伊地知貞馨ヲ江戸ニ遣ハシ、藩士ノ水戸藩士等ト通謀スル者ヲ諭示セシム、  
 家老島津久微ヲシテ軍役総奉行ヲ兼ネシム、  
 十九日 公五社ニ参詣ス、城下諸士幼老挙テ随従ス、  
 三日 藩士有村兼清次左衛門 水戸藩士等ト、大老井伊直弼ヲ櫻田門外ニ要撃シテ之ヲ殺ス、  
 四日 江戸邸議シテ櫻田事変報告ノ為メ、留守居汾陽光遠ヲ西下セシム五日  
 十一日 是ヨリ先、藩士有村兼武雄助兼水藩士金子教孝孫次郎等ト、井伊大老要撃ノ始末ヲ朝廷ニ稟告セントシ上京ス、  
〔水戸藩史料に九日とあり〕  
〔是日藩史坂口勇右衛門之ヲ四日市ニ追捕シ、兼武ヲ鹿兒島ニ押送ス、〕  
 十二日 公文武奨励及ヒ軍役ニ関スル訓諭書ヲ重臣ニ授ク、  
 十三日 公鹿兒島ヲ発シ参勤ノ途ニ就ク、家老川上久美・側役山口利紀直記等随従ス、  
 二十一日 公筑後松崎駅ニ次ス、会汾陽光遠江戸ヨリ至リ、櫻田事変ノ始末ヲ報告ス、  
 二十二日 公小納戸頭取山田為正ヲ福岡ニ遣ハシ、進退ヲ黒田齊溥侯ニ諮問ス、  
 二十三日 公家老川上久美ヲ江戸ニ遣ハシ書ヲ幕府ニ上リ、病氣帰国ノ旨ヲ稟申セシメ、即日松崎駅ヲ発シ帰途ニ就ク、  
 櫻田門ノ交報鹿兒島ニ達ス、  
 二十五日 家老島津久微公ヲ出水ニ迎フ、  
 藩庁人心ノ動揺ヲ顧慮シ、布達シテ士衆ヲ戒飭ス、

コノ月

閏三月大

二日 公鹿兒島ニ帰着ス、

四日 江戸守衛トシテ小姓与番頭關山金生礼ニ、兵百余人ヲ附シテ出府セシム、

九日 幕府公ノ病氣帰国ノ請ヲ允シ、快復ヲ俟テ參勤スヘキ旨ヲ達ス、

四月小

十八日 江戸留守居ヲシテ書ヲ幕府ニ提出シ、有村兼武押送ノ途中逃走シテ、封内出水ニ自刃セ

シ旨ヲ稟申セシム、

五月小

三日 江戸留守居ヲシテ、中山王賀慶使參府ノ猶子ヲ幕府ニ請ハシム、

六月大

二日 外国船一艘前ノ濱ニ来泊シ、薪水ヲ求メ翌日去ル、

二十五日 不虞ニ備フル為メ封内市街ニ関門ヲ設ケ、又近城海口ニ斥候所ヲ置ク旨ヲ布達ス、

七月大

五日 江戸詰家老喜入久高、川上久美ト交代シテ帰藩ス、

十三日 公江戸留守居ヲシテ參勤猶子ヲ幕府ニ請ハシム、

鑄製方ヲ廢シ掛員ヲ集成館掛ト為ス、

三十日 唐銅錢ノ価額ヲ改定シテ封内ニ布達ス、

八月小

二十七日 水戸藩士鯉淵右京等三十七人江戸芝藩邸ニ来リ投シ、攘夷ニ関スル陳述書ヲ提出ス、即

日江戸留守居旨ヲ幕府ニ稟告ス、幕府藩邸ニ保護スヘキ旨ヲ命ス、

コノ月

公ノ參勤猶子許可アリシ旨ヲ布達ス、

清国語学館ヲ創設シ、達志館ト称ス、

十一月大

三十日 島津久徵ヲ城代兼家老ト為ス、

コノ月

大砲鑄造掛ニ命シテ劍銃ヲ切り縮メ、並ニ胴乱ヲ改造セシム、

長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、天祐丸ト命名ス、

十二月大

十四日 公城代家老島津久徵ヲ江戸ニ遣ハシ訓諭書ヲ授ク、

文久元年辛酉公年二十二

一月大

十五日 諸郷地頭ノ職責ニ関スル訓諭書ヲ発ス、

十八日 曩ニ長崎ニ於テ購入セシ汽船天祐丸ヲ鹿兒島ニ廻航シ、公之ヲ臨檢ス、

十九日 当番頭小松清廉刀帶・北郷久信作左衛門ヲ長崎ニ遣ハシ、水雷術ヲ伝習セシム廿一日発シ、三月十八日帰藩ス

二十五日 公寄合以上ノ士ヲ二ノ丸ニ召シ、其ノ職責ヲ訓諭ス、

二十八日 公士風及ヒ參勤随從ニ関スル訓諭書ヲ重臣ニ授ク、

二十九日 城代家老島津久徵江戸ニ着シ、公ノ親諭書ヲ邸中ニ布達ス、

コノ月

諸郷ヲ巡視スル諸有司ノ不法行為取締ヲ布達ス、

二月大

六日 公武芸師範ノ輩ニ訓諭書ヲ授ク、

十八日 幕府ヨリ公參勤ノ留守中、久光公ヲシテ国政ヲ董理セシムヘキ旨ヲ達セララル、

コノ月

文化中処罰セシ樺山・秩父等ノ家格ヲ復ス、

三月大

六日 城代家老島津久徵江戸ヲ発シ帰藩ス、

コノ月

江戸守衛兵ヲ交代セシム、

四月小

十九日 公久光公ヲ本籍ニ復スル旨ヲ告諭ス、

公弟島津珍彦又次郎 君ヲシテ重富家ヲ相続セシム、

二十日 久光公通称ヲ和泉ト改ム、

五月大

七日 公造士館教員ヲ二ノ丸ニ召シ訓諭書ヲ授ク、

十八日 当番頭小松清廉刀帶ヲ登庸シテ側役に為ス、

六月小

一日 公特ニ封内忠孝ノ士庶民八十余人ヲ二ノ丸対面所ニ召シ、各金ヲ賜フ、

十三日 去年八月ヨリ江戸芝邸ニ保護スル所ノ水戸藩士三十七人、連署ノ書ヲ提出シ放還ヲ請フ、

文久元年

十四日 公外国人取扱ニ関スル訓諭書ヲ重臣ニ授ク、

公小松清廉・北郷久信・石川確太郎等ヲ磯邸ニ召シ、電気水雷術ヲ実演セシム、

十九日 江戸留守居書ヲ幕府ニ上リ、芝邸ニ保護スル水戸藩士等ヲ水府ニ交附センコトヲ稟申ス、

幕府之ヲ允ス、

コノ月

藩庁蔵役人ヲ戒飭シ、蔵方ノ取締ヲ嚴ニス、

七月大

一日 公書ヲ幕府ニ上リ、久光公ヲシテ国政ヲ補助セシムル旨ヲ稟申ス、

五日 江戸芝邸ニ保護スル水戸藩士三十七人ヲ水藩ニ交付ス、

二十日 幕府ヨリ濃・勢・尾三州及ヒ東海道諸川ノ工事ヲ命セラル、

二十九日 幕府ヨリ濃・勢・尾三州及ヒ東海道諸川工事費トシテ、金七万二千両ヲ上納スヘキ旨ヲ

命セラル、

コノ月

公米五千石・金二万両ヲ發シテ貧困ノ士二分与セシム、

八月小

六日 公榮ノ尾温泉ニ浴ス、

二十八日 英国船一艘山川港ニ来泊シ、翌月二日対岸佐多島泊ニ転シ八日去ル、

九月大

七日 公榮ノ尾ヨリ帰城ス、

九日 側役町田久憲内膳ヲ大目付ト為シ、寺社奉行ヲ兼ネシム、

二十一日 布達シテ十分以上意見上達ノ道ヲ開ク、

十月小

四日 公諸有司ニ親諭シテ、藩政ニ関スル意見ヲ徴ス、

七日 伊地知貞馨堀次ヲ小納戸ト為シ、出府ヲ命ス十一月十一日 発ス

十一日 城代家老島津久徴ノ家老ヲ罷メ、城代専務ト為シ、家老喜入久高二軍役総奉行其ノ他重

要掛ヲ命ス、

十四日 家老島津久包登ニ江戸詰ヲ命シ、川上久美部ニ交代セシム、

岩下方平佐交右衛門ヲ側用人ト為シ、軍役奉行ヲ兼ネシム、

二十三日 大久保利通正助ヲ小納戸ト為シ、君側ニ侍セシム、

音信贈答ニ関スル心得ヲ布達ス、

家老島津久福曾伯ヲ罷ム、

伊地知貞馨幕政ノ改革ヲ、幕府ノ有司及ヒ越藩ノ重臣等ニ勸説ス、

十一月小 五日 公小納戸中山實善尚之介・岸良真之丞ニ上京ヲ命ス九日發ス

十日 北郷久信ヲ用人ト為シ、江戸詰ヲ命シ、伊地知正治禮門ヲ軍賦役ト為シ、助教ヲ兼ネシム、

ム、

十五日 大目付川上久齡龍衛ヲ若年寄ト為ス、

十六日 肥前藩蒸氣船觀光丸來慶ス、

二十六日 中山實善二十四日著京近衛大納言父子ニ謁シ、久光公ノ書ヲ呈シ、使命ヲ陳フ、

幕府藩医安田轍三ニ柳楊類ノ製綿ヲ許可シ、且ツ全国ニ令シテ、同人ニ原料売買ノ便ヲ

与ヘシメ、又柳楊類ノ増殖ヲ奨励ス、

十二月大 七日 江戸芝邸火ヲ失ス、

十一日 公中山實善ヲシテ近衛大納言ニ依リ、波平行安ノ刀ヲ主上ニ献上ス、

主上近衛大納言ヲシテ、公ニ宸筆御製ノ歌ヲ賜フ、

公軍政改革ニ就テ、諸有司ニ意見ヲ徵ス、

十二日 筑前藩土平野國臣、藩士伊牟田茂時尚平、鹿児島ニ来リ時、尊攘英断録ヲ久光公ニ呈ス十七日去ル

十六日 幕府ヨリ江戸邸焼亡ニツキ、金二万兩ヲ貸与スル旨ヲ達セラル、

二十一日 江戸詰家老川上久美書ヲ幕府ニ呈シ、芝邸焼亡ニツキ公ノ參勤ヲ猶予セラレンコトヲ請フ、幕府之ヲ許可シ、且ツ濃・勢・尾三州及ヒ東海道諸川治水費ノ殘金四万両ノ上納ヲ免スル旨ヲ達ス、

二十三日 小姓与番頭桂久武右衛門ニ大島警衛ヲ命ス、

二十四日 中山實善近衛大納言ノ答書ヲ得、京師ヨリ帰藩シテ復命ス、

二十八日 公久光公ト議シ、更ニ小納戸大久保利通ヲ上京セシム〔十八日命ヲ受ケ〕

コノ月 抜米ヲ嚴ニ禁スル旨ヲ布達ス、

文久二年壬戌公年二十三

一月大 十一日 公書ヲ幕府ニ上リ、久光公ヲ本籍ニ復セシ旨ヲ稟申ス、

十四日 大久保利通上旬近衛前左大臣父子ニ謁シ、久光公上京国事周旋ノ内意ヲ上陳ス下旬忠勇ノ答書ヲ得テ帰藩ス

十五日 若年寄島津久徴大藏ヲ家老ト為シ、側役小松清廉ヲシテ大番頭ヲ兼ネシメ、久光公附ト為

ス、

十六日 久光公二代リ出府スル旨ヲ布達ス、

十八日 久光公来月二十五日發途ノ旨ヲ布達ス、

コノ月 一向宗信仰者取締ノコトヲ布達ス、

二月小 十二日 西郷隆盛大島三右衛門赦宥ヲ得テ大島ヨリ帰慶ス、

十九日 久光公發途ノ期ヲ三月十六日ニ延期ス、

二十二日 公江戸留守居ヲシテ久光公出府、藩邸宮作ヲ監セシムル旨ヲ幕府ニ稟申セシム、

二十四日 久光公公ノ薦メニ依リ、重富邸ヨリ遷リテ二ノ丸ニ入ル、

三月大 二日 久留米水天宮ノ社家真木保臣、小松清廉ニ依リ書ヲ久光公ニ呈ス前月二十七日鹿兒島ニ來リ翌月一日去ル

八日 公久光公ノ藩政輔佐ニ就テ訓諭書ヲ重臣ニ授ク、久光公マタ藩士等ノ激徒ニ加担シテ、妄動スルコトナカランコトヲ訓諭ス、

十二日 小納戸伊地知貞馨時二編小太郎江戸ヨリ上京シ、近衛大納言ニ謁シテ久光公上京ノ趣旨ヲ白ス、  
続イテ岩倉少將ニ依リ、同趣旨ヲ天聞ニ達ス、

十四日 久光公再ヒ手書シテ藩士弟ヲ訓戒ス、

十六日 久光公鹿兒島ヲ発シテ東上ス、家老代側役小松清廉・小納戸中山實善・大久保利通等及ヒ士卒等約一千人従フ、

二十二日 西郷隆盛村田新八ト下關ニ在リ、浪士等京攝ノ間ニ群集シ、久光公ヲ道ニ要シテ事ヲ挙ケントスト聞キ、久光公ノ来着ヲ待タスシテ大坂ニ急航ス、

二十八日 町田久成郡民・岩下方平ニ士卒三百余人ヲ率キテ上京セシム、

四月大 三日 岩倉少將伊地知貞馨ヲシテ書ヲ久光公ニ贈リ、勸旨ヲ内達セララル、貞馨六日姫路ニ至リ、之ヲ久光公ニ呈ス、

十日 久光公大坂ニ着シ、浪士等ノ將ニ京攝ニ事ヲ挙ケントスルノ状アルヲ聞キ、又手書シテ群下ヲ戒飭ス、

十二日 大目付菱刈隆徹・江戸留守居汾陽光遠江戸ヨリ大坂ニ至リ、久光公ニ謁シ、東下ノ不可ヲ進言ス、久光公大義ヲ示シテ解諭セララル、

十六日 久光公京都ニ着シ、直チニ近衛第二入り、大納言忠房及ヒ議奏中山・正親町三條両大納言ニ謁シ後シテ岩倉少將モ来第アリ、時弊匡濟策ヲ具申ス、

久光公激徒鎮静ノ勅命ヲ拝受ス、

十九日 久光公大久保利通ヲ大坂ニ遣ハシ、浪士等ノ動静ヲ視察セシム、

文久二年

二十二日 又奈良原清<sup>衛門</sup>・海江田信義<sup>武</sup>・高崎正風<sup>佐太</sup>等ヲ、前後シテ大坂ニ差遣ス、

二十三日 高崎正風<sup>衛門</sup>歸京シテ、有馬正義<sup>七新</sup>等守衛人数数十名、浪士等ト将ニ事ヲ京師ニ挙ケントス

ト復命ス、久光公乃チ大山綱良<sup>助</sup>・森岡昌純<sup>助</sup>・奈良原繁<sup>八</sup>・江夏榮亨<sup>仲佐</sup>・鈴木重高<sup>衛門</sup>

<sup>勇右</sup>・同重流<sup>兵衛</sup>・道島正邦<sup>五郎</sup>・山口直大<sup>進</sup>等八人ニ命シ、正義等ヲ申諭セシム、綱良

等直ニ伏見寺田屋ニ至リ<sup>上床維徳助</sup>正義等ヲ申諭シ、肯セサルヲ以テ正義及ヒ柴山道隆<sup>後レテ至ル</sup>

等<sup>愛次</sup>等八人ヲ斬リ、其ノ他ヲ京師ニ護送ス、

綱良等八人ニ廩米十石ヲ賞賜シ、又責ヲ引キテ自刃セシ仕長永田佐一郎ニ廩米八石ヲ賜フ、

二十四日 久光公京都留守居田中國保<sup>衛門</sup>ヲシテ、寺田屋ニ於ケル激徒鎮庄ノ顛末ヲ朝廷ニ稟申セ

シメ、又松方正義<sup>金次</sup>ヲシテ變ヲ鹿兒島ニ報セシム、

主上久光公ノ浪士鎮撫ノ功ヲ賞セラレ、窃ニ近衛大納言ヲシテ安吉ノ短刀一口ヲ賜フ、

二十五日 近衛大納言ヨリ更ニ激徒鎮庄ノ勅命ヲ久光公ニ伝ヘラル、

二十六日 藩庁久光公滯京、浪士鎮静ノ勅命ヲ蒙リシ旨ヲ布達ス、

久光公書ヲ近衛大納言ニ呈シ、天恩ノ優渥ナルヲ謝ス、

二十七日 江戸留守居西筑右衛門、久光公入京、浪士鎮静ノ勅命ヲ奉セシ旨ヲ幕府ニ稟告ス、

激徒ニ与セシ藩士及ヒ田中河内介等ヲ鹿兒島ニ護送セシム、

二十八日 岸良兼養<sup>七之丞</sup>・帰藩シテ京師ノ事情ヲ申報ス、公即日都城領主島津久静<sup>見石</sup>ニ命シ、兵三百

人ヲ率<sup>テ</sup>テ上京セシム<sup>日二十九日發ス</sup>

二十九日 江戸留守居西筑右衛門、寺田屋ニ於ケル激徒鎮庄ノ顛末ヲ幕府ニ稟告ス、

五月大

四日 寺田屋事變ノ報鹿兒島ニ達ス、翌日藩庁久光公短刀拜戴及ヒ激徒鎮庄ノ始末ヲ布達ス、

六月大

六日 久光公大久保利通・中山實善・伊地知貞馨ヲ、正親町三條・中山両大納言及ヒ岩倉少將ノ邸ニ遣リ、勅使ヲ関東ニ発シ、自ラコレヲ輔行センコトヲ建策セシム、  
十一日 諸郷ノ軍賦ヲ改定シテ布達ス、

伊地知貞馨ヲ小納戸頭取ト為シ、江戸及ヒ大坂留守居ヲ兼ネシム、  
十二日 勅シテ三位大原重徳ヲ関東ニ使シ、久光公ヲシテ勅使ヲ輔佐セシメラル、

久光公近衛大納言ノ垂示ニ依リ三郎ト改名ス、

十五日 久光公近衛・中山・正親町三條三大納言及ヒ岩倉中將ト、陽明殿ニ會シテ國事ヲ議ス、  
十七日 久光公書ヲ近衛大納言ニ呈シ、老中久世廣周ノ上京ヲ停メ、速ニ勅使ヲ發センコトヲ建言ス、

十八日 久光公ニ勅使隨行周旋ニ関スル詔書三通ヲ賜フ、

二十日 小松清廉ヲ側詰ト為シ、側役ヲ兼ネシメ、大久保利通・中山實善ヲ小納戸頭取ト為シ、實善ヲシテ納戸奉行ヲ兼ネシム、

二十一日 近衛大納言ヨリ明日勅使發途ニツキ、久光公モ統テ出發スヘキ朝旨ヲ伝ヘラル、

又久光公ニ勅使差遣ノ趣意ニ関スル詔書ヲ賜ヒ、別ニ禁闕警衛ノ為メ島津久治ニ、速ニ兵ヲ率キテ上京スベキ朝旨ヲ伝ヘラル、

久光公島津久静ニ命シ、留リテ禁闕ヲ警衛セシム、

二十二日 久光公京師ヲ發シ東下ス、小松清廉・大久保利通・中山實善等及ヒ士卒數百人隨從ス、  
吉井友實・野津鎮雄七左衛門等十人ヲ撰拔シテ、大原勅使ヲ護衛セシム、

二十五日 久光公桑名駅ニ宿シ勅使ノ館ニ赴キ、奉使ノ事務ヲ議ス、

五日 伊地知貞馨久光公ノ命ヲ受ケ、先發シテ江戸ニ至リ、松平慶永ニ謁シテ行事ヲ言フ、

文久二年

七日 久光公江戸ニ着シ高輪藩邸ニ館ス、

八日 久光公常盤橋越藩邸ニ赴キ、松平慶永ニ会见シ、国事周旋ノ趣意ヲ陳ブ、

十四日 久光公老中脇坂安宅守ニ会见シ、勅旨遵奉ヲ懇願ス、

十六日 久光公亦書ヲ脇坂老中ニ呈シ、徳川慶喜・松平慶永二人登庸ノ事ヲ促シ、且ツ毛利敬親

ヲ江戸ニ召還スヘキ意見ヲ具申ス、

十七日 久光公辰ノ口伝奏邸ニ赴キ、勅使ニ謁シ幕府ヲシテ勅旨ヲ遵奉セシムル手段ヲ謀議ス、

十九日 公当番頭島津左ヲシテ兵ヲ率キ上京セシム、京都守衛差引島津久静以下多ク麻疹ニ罹リ

死亡セシヲ以テ、補欠ノ為メナリ、

二十二日 江戸留守居ヲシテ外国人府内散步取締ノコトヲ、幕府ニ建言セシム、

二十五日 久光公書ヲ松平慶永ニ寄せ、天下ノ大勢ヲ説キ蹶起ヲ促ス、

西郷隆盛ヲ徳ノ島ニ、村田新八ヲ鬼界島ニ謫ス森山新蔵ハ山川ニ自刃ス

七月小

二日 大將軍ヨリ久光公激徒鎮撫ノ功ヲ賞シ、公ニ片山ノ刀代金三ツ賜フ佐土原藩主島津忠寛代リテ之ヲ拝受ス

六日 公手書シテ、久光公公武ノ間ニ忠誠ヲ尽ス梗概ヲ掲ケテ群臣ヲ訓諭ス、

七日 久光公老中板倉勝勝ニ依リ、国政ニ関スル意見ヲ幕府ニ建言ス、

九日 中山・正親町三條両議奏ヨリ各書ヲ久光公ニ賜ヒ、勅使ヲ輔佐シ、幕府ヲシテヨク勅旨

ヲ遵奉セシメタル功ヲ賞セラル、ノ叡旨ヲ伝ヘラル、

十二日 公江戸留守居ヲシテ、琉球ニ於テ清国人ト交易センコトヲ幕府ニ請願セシム、

二十三日 久光公勅使ノ旅館ニ候シ、後見職一橋慶喜・政事総裁職松平慶永ト国事ヲ議ス、

コノ月

麻疹流行シ死亡スル者多キヲ以テ、貧困者ニ施薬米ヲ支給ス、

江戸留守居ヲシテ、唐物類ノ自由交易ヲ許サレンコトヲ幕府ニ請ハシム、

八月大

三日 幕府ヨリ江戸留守居伊地知貞馨ヲ嚴罰スベキ旨ノ命アリ、ヨリテ同人ヲ帰藩セシム、  
六日 久光公官位推任叙ノ朝旨ヲ辞退ス、

十九日 久光公一橋邸ニ往キ、慶喜及ヒ松平慶永ニ会见シ、因是ノ要目二十余事ヲ掲ケ、時勢ノ  
挽回策ヲ議ス、

二十日 長藩世子毛利元徳時定広ト稱ス高輪藩邸ニ来訪、久光公面見ス、

二十一日 久光公江戸ヲ発シ西上ス、途生麥ニ於テ、英人四人内一人婦人行列ヲ妨ケシヲ以テ、従士其ノ  
一人ヲ殺シ二人ヲ傷ツク、

二十二日 久光公江戸留守居ヲシテ生麥事件ノ始末ヲ幕府ニ稟告セシメ、又使ヲ以テ神奈川奉行ニ  
稟告セシム、

二十四日 川田佐武監ヲ大目付ト為ス、

二十九日 軍備充実ノ為メ諸郷ニ硝石製造所ヲ設ク、

コノ月

公江戸留守居ヲシテ更ニ參勤ノ猶予ヲ請ハシム、  
横濱ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ永平丸ト命名ス、

閏八月小

三日 幕府ヨリ外国人ニ対スル注意ヲ達セララル、

七日 久光公京師ニ着シ、直ニ近衛関白父子ニ陽明殿ニ謁シ、勅使輔行ノ始末ヲ具申ス、

九日 久光公參内シテ太刀一腰・馬代金五枚ヲ献シ、関白ニ謁シテ幕府奉勅ノ始末ヲ言上ス、  
主上乃チ謁ヲ賜ヒ、御劍一振肥後兼広ヲ賞賜セララル、

久光公書ヲ議奏ニ呈シ、刻下ノ時弊ヲ建言ス、

十三日 久光公生麥事件処理ノ為メ、岩下方平・吉井友實・高崎五六ヲ江戸ニ差遣ス、

十四日 近衛関白朝旨ヲ久光公ニ伝ヘ、時事ニ関スル意見ヲ諮問セララル、

文久二年

十六日 久光公陽明殿ニ候シ、近衛閑白父子及ヒ伝議兩奏ト困事ヲ議ス、

十九日 久光公朝廷ノ用途裕ナラサルヲ察シ、米一万石ヲ献センコトヲ内願ス、

二十一日 久光公勅命ニ依リ、事務策十一ヶ条ヲ建言ス、

二十二日 久光公又書ヲ閑白ニ呈シ、攘夷ニ関スル意見ヲ建言ス、

久光公帰国ヲ請フ、朝廷乃チ議奏ヲシテ詔旨ヲ伝ヘラル、

二十三日 久光公京師ヲ発シ帰途ニ就ク、

二十五日 公江戸留守居ヲシテ生麥事件ノ処分ヲ幕府ニ請ハシム、

コノ月

幕府ヨリ参勤ノ期ヲ緩ニシ、妻子ノ困ニ就クヲ許ス旨ヲ達シ、又国威更張ニ関スル意見

ヲ録上スヘキ旨ヲ達セラル、

九月大

一日 榊山久要<sup>註主</sup>ヲ大目付ト為ス、

七日 久光公鹿兒島ニ着ス、

九日 久光公一門以下重臣ヲ召シ、困事周旋ノ始末ヲ告ケ、将来益粉骨碎身シテ、皇家ニ尽ス

ヘキ旨ヲ諭ス、公マタ久光公訓諭ノ趣意ヲ遵奉スヘキ旨ヲ諭達ス、

十六日 公側役小松清廉ヲ江戸ニ遣シ、齊彬公ノ姫君ヲ迎ヘシム、

若年寄頼娃久武ヲ罷メ島津久平<sup>相馬後出發</sup>ヲ若年寄ト為ス、

十八日 江戸留守居ヲシテ、唐物ノ自由交易ヲ許サレンコトヲ幕府ニ請ハシム、

二十四日 汾陽光遠ノ江戸留守居ヲ免ス、

二十八日 大目付菱刈隆徹ヲ罷ム、是ヨリ先幕府マタ公ニ参勤ヲ趣ス、是日公書ヲ幕府ニ上リ、英

艦ノ襲来ニ備フル為メ三度猶予ヲ請フ、

二十九日 公又書ヲ幕府ニ上リ、久光公ヲ後見ト為サンコトヲ請フ、幕府之ヲ許ス、

コノ月

三十日 関白ヨリ久光公ニ至急上京スヘキ聖旨ヲ伝達セラル、議奏中山・正親町三條兩大納言モ亦書ヲ贈リ、速ニ召命ニ応スヘキ旨ヲ促サル、

公京都留守居本田親雄弥若齋ヲシテ、米一万石二百二十五石ヲ朝廷ニ献ス、

岩下方平等生麥事件ニ関スル答申書ヲ幕府ニ提出ス、

十月小

六日 大山綱良・鈴木重高ヲ軍賦役ト為ス、

十四日 有馬正義等八人公命ヲ奉セサリシ故ヲ以テ追罰シ、柴山景綱龍五郎等二十八人ハ特ニ赦免ス、

十五日 近衛関白ヨリ攘夷決行ニ関スル詔書ヲ伝達セラル、

十六日 久光公書ヲ関白ニ上リ、召命ニツキ公ノ參勤ヲ猶予セラレンコトヲ請ヒ、又尊融法親王

ニ奉答書ヲ呈ス、

二十三日 公手書シテ砲台築造等刻下必要ノ条件ヲ重臣ニ諮問ス、

陣中掟及ヒ諸鄉備役員ノ職掌ヲ規定シテ布達ス、

コノ月  
十一月小

三日 給地高収納ノ方法ヲ改定シテ封内ニ布達ス、

六日 年中行事ヲ改定シテ、明年ヨリ施行スル旨ヲ布達ス、

十二日 幕府ヨリ齊彬公ニ從三位權中納言追贈ノ勅旨ヲ伝達セラル、

十三日 近衛関白ヨリ久光公ヲ京都守護職ニ補セラル、ノ勅旨ヲ内達セラル、

公西洋砲術歩兵訓練ヲ廢シ、慶長以前ノ旧制ニ復スル旨ヲ諭達ス、

二十五日 公弟島津久治ヲシテ政務ニ参与セシム、

二十七日 造士館ノ学制ヲ改定布達ス、

二十八日 家老喜入久高ニ上京ヲ命ス、

十二月小

三日 吉井友實江戸ヨリ帰藩シテ、三條勅使東下ノ始末及ヒ生麥事件ノ形行ヲ報告ス、

六日 一門以下供廻ノ規定ヲ改メ布達シ、又諸士ノ制服ハ質素ヲ旨トスヘキ旨ヲ諭達ス、

九日 久光大久保利通ヲ上京セシメ、書ヲ関白ニ上リ、大將軍上洛ノ尚早ヲ建策セシム、

十一日 布達シテ給地米ノ不正売買ヲ嚴ニ取締ラシム、

十三日 島津久篤殿主ヲ側役に為ス、

十六日 独礼家格ノ者ハ儀式ニ際シ、素袍烏帽子ヲ着用スヘキ旨ヲ布達ス(貼紙)

二十三日 大久保利通二十日藤井良節ト共ニ、近衛関白・中山・正親町三條兩議奏及ヒ尊融法親王ニ

謁シテ、松平慶永・山内豊信ノ上洛ヲ猶予セシメンコトヲ建策ス、

二十四日 小松清康ヲ家老ト為シ、側詰ヲ兼ネシム、

二十五日 大久保利通関白ノ書ヲ携ヘテ東下ス、

松平慶永・山内豊信各書ヲ久光公ニ寄セ上京ヲ促ス、

コノ月

## 忠義公年譜

自文久三年  
至元治元年

一

文久三年癸亥公年二十四

一月小

一日 家老喜入久高前日近衛関白ニ謁シ、久光公ノ使命ヲ上陳ス、

四日 大久保利通江戸ニ着シ(三日)、松平慶永・山内豊信ニ謁シテ久光公ノ意見ヲ陳ヘ、二

候ニ上洛延期ヲ勸説ス、

五日 近衛関白書ヲ久光公ニ賜ヒ、更ニ上京ヲ促サル、

十一日 当番頭兼用人相良長發治部ヲ琉球在番奉行ト為シ、伊集院久照ニ交代セシム、

十三日 新ニ琉球国ノ為メニ琉球通宝ヲ鑄造シ、藩内ニ通融セシムル旨ヲ布達ス、

公台命ニ依リ攘夷ニ関スル意見ヲ群臣ニ徵ス、

十四日 後見職一橋慶喜ヨリ朝廷久光公ヲ召スヲ以テ、公ノ参勤ヲ猶予スル旨ヲ達セラル、

十六日 近衛閑白ヨリ亦久光公ヲ召スノ勅詔ヲ達セララル、

二十一日 城下六組ノ区域ヲ改定シ、又〔廿三日〕、城下諸士ニ五人組ヲ設クル旨ヲ布達ス、

二十二日 障姫齊彬公第三女・寧姫同第五女江戸ヨリ着覽ス、始メテノ帰国ナリ、

二十七日 大番頭ノ役所ヲ与頭方ニ合併ス、

二十八日 大番頭・小姓与番頭全員ニ造士・演武両館掛ヲ命ス、

二十九日 寄合以上ノ士ヲ造士館ニ入学セシム、

コノ月

二月大

側用人以下諸役員ヲ整理シ、従来ノ定員ヲ減少ス、

一日 公手書シテ軍役ニ関スル教ヲ発シ五事ヲ戒諭ス、

二日 軍役奉行新納久修次郎ヲ長崎ニ遣ス、英艦將ニ来寇セントスルノ報アルヲ以テナリ、

三日 砲術館ヲ上演武館ト改称ス、

四日 大將軍上洛ノ幕達ヲ布達ス、

八日 大久保利通、青蓮院宮・近衛前閑白・鷹司閑白ノ久光公ニ賜フ書ヲ齎ラシテ帰覽シ、行  
事ヲ復命ス、

十日 公島津珍彦君ヲシテ家老座ニ出席シ、政務ニ与ラシム、

中山實善・大久保利通ヲ側役ト為ス、

十三日 英艦来寇ノ際ニ於ケル心得ヲ規定シ之ヲ布達ス、

十九日 公家老以下諸有司ヲ激励シテ藩政改革ノ実ヲ挙ケシム、又手書ヲ家老ニ授ケ英艦渡来ノ

文久三年

際ニ於ケル注意ヲ訓諭ス、

二十一日 老中ヨリ英艦ノ動靜ヲ江戸留守居ニ通告ス、

二十二日 伊地知貞馨ヲ側役格勝手方掛ト為ス、

二十四日 政事總裁松平慶永生麥事件ニツキ、英国公使要求スル所ノ三事ヲ京都邸ニ通達ス、

二十八日 松平慶永再ヒ英人ノ要求ニ関スル注意ヲ達ス、

近城沿岸守備ノコトヲ令シ、軍賦ヲ發布ス、

物頭ヲ兵具奉行ト改メ、新ニ兵具奉行席ヲ設ケ、又弓・鎗・鉄砲ノ三奉行ヲ廢ス、

コノ月

勝手方掛用人及ヒ趣法掛ノ役場ヲ廢シ、又趣法方調掛ヲ勝手方調掛ト改称ス、

封内農民ノ疲弊ヲ顧慮シ、收納米ノ方法ヲ布達ス、

長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、白鳳丸ト命名ス、

三月大

四日 久光公白鳳丸ニ駕シ東上ス、家老小松清廉・側役島津久壽・中山實善・谷川久武等、及

ヒ士卒七百余人随従ス、

十一日 公書ヲ總裁松平慶永ニ呈シ、英人ノ要求ニ対スル藩ノ態度ヲ稟申ス、

十三日 金一兩及ヒ四文錢銅錢ノ公定価格ヲ布達ス、

十四日 久光公京師ニ着シ、即日近衛第二詣リ中川宮・鷹司閔白・近衛前閔白父子ニ謁シ、時事

ヲ論シ、無謀ノ攘夷ヲ不可トシ、激徒ノ横議ヲ排斥スヘキ旨ヲ切言ス、

久光公英人抗議ノ始末ヲ聞キ、書ヲ作りテ慰從ノ諸士ヲ激励ス、

十七日 久光公書ヲ朝廷及ヒ幕府ニ上リ、意見容レラレサルヲ以テ帰国スル旨ヲ稟申ス、

京都留守居ヲシテ書ヲ朝廷及ヒ幕府ニ上リ、英艦來リ迫ラハ直ニ擊攘スヘキ旨ヲ稟告セ

シム、

十八日 久光公退京大坂ニ到リ、書ヲ近衛前関白ニ呈シ、退京ノ止ムヲ得サル旨ヲ申告ス、

中川宮・鷹司関白・近衛前関白等久光公ノ帰国ヲ留メラル、

十九日 幕府ヨリ大將軍詔勅ヲ奉戴シテ攘夷ヲ実行スル旨ヲ達シ、又禁闕守衛兵ヲ出スヘキ旨ヲ達セラル、

二十八日 近衛前関白書ヲ久光公ニ賜ヒ、重テ上京ヲ勸告シ、且ツ公ニ守護職ヲ命セラル、ノ朝旨ヲ伝ヘラル、

コノ月 公手書シテ、幕府諸侯ノ参勤及ヒ妻子ヲ江戸ニ置クノ制ヲ寛ニセシ主意ヲ告ケ、近臣ヲ戒飭ス、

公有司ノ議ヲ容レ國分ニ赴キ移城ノ地ヲ檢ス、

前ノ濱砲台ヲ修築ス、男女夫役ヲ乞フ者日ニ五百余人ニ及フ、

内田政風仲之助ヲ京都留守居ト為ス、

四月小

二日 英人ノ抗議ニ対シ、久光公ノ京師ニ於テ左右群下ニ示サレシ論書ヲ布達シ、公又手書シテ、久光公ノ論書ノ趣意ヲ奉体スヘキ旨ヲ諭ス、

十一日 久光公鹿兒島ニ帰着ス、

十六日 久光公答書ヲ近衛前関白ニ呈シ、上京ノ猶予ヲ乞ヒ、守護職ノ内旨ヲ辞ス、

十八日 幕府ヨリ三ヶ月交代ヲ以テ、禁闕ヲ守衛スヘキ旨ヲ達セラル、

二十一日 (マツ)幕府ヨリ襲封ノ時及ヒ十年毎ニ朝覲スヘキ旨ヲ達セラル、

コノ月 二十二日 幕府ヨリ攘夷ノ期ヲ五月十日ト決定セシヲ以テ、自国ノ防備ヲ嚴ニスヘキ旨ヲ達セラル、  
家老全員ニ軍役掛ヲ命ス、

長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ青鷹丸ト命名ス、

文久三年五月大

一日 公手書シテ国政ニ関スル方針ヲ家老等ニ諭ス、

七日 公攘夷実行期限ノ幕達、及ヒ一橋慶喜攘夷実行ノ為メ東下ノ幕達ヲ群下ニ示シ、征夷ノ為メ粉骨碎身スヘキ旨ヲ諭ス、

九日 京都留守居本田親雄書ヲ朝廷ニ上リ、幕府英人ニ生麥事件ノ償金ヲ与フルノ理由數事ヲ候ス、

十八日 京都留守居本田親雄書ヲ朝廷ニ上リ、臨機在京兵ヲ以テ禁闕守衛ニ充ツル旨ヲ稟申ス、  
二十六日 藩士仁禮景範丞・田中新兵衛等姉小路少将暗殺ノ嫌疑ヲ以テ拘禁セラレ、新兵衛ハ自刃ス、

二十九日 姉小路少将暗殺事件ヲ以テ、乾門警衛ヲ罷メ、藩士ノ九門内ニ入ルヲ禁セラル、

コノ月

中川宮及ヒ近衛前関白内勅ヲ奉シテ久光公ヲ召ス、  
公大坂留守居ヲシテ書ヲ幕府ニ上リ、藩内防備指揮ノ故ヲ以テ參勤セサル旨ヲ稟申セシム、

六月小

四日 当番頭島津久邦求馬ヲ側役ト為ス、

六日 公姉小路少将暗殺事件ヲ以テ、藩士等ノ疑惑ヲ顧慮シ、家老ヲシテ尊王ノ至誠ヲ告諭セシム、

九日 京都留守居本田親雄久光公ヲ召スノ宸翰及ヒ中川宮・近衛前関白ノ書ヲ齎ラシテ、鹿兒島ニ着ス、

二十日 幕府在江戸家老喜入久高ヲ招致シ、英艦隊ニ対シ平和ノ処置ヲ諭示セラル、久高翌日帰途ニ就ク、

二十七日 英国軍艦七艘鹿兒島灣ニ入り、翌日前ノ濱ニ来リ国書ヲ出シ、生麥事件被害者ノ賠償ヲ

コノ月

七月大

要求ス、藩庁答書シテ水師提督以下ノ上陸ヲ乞ヒ、曲直ヲ談判センコトヲ以テス、

二十九日 英人上陸ヲ肯ンセサルヲ以テ、家老川上久運ヲシテ答書ヲ与へ、彼ノ要求ニ弁疏セシム、

奈良原清・海江田信義等決死ノ士七十七人身ヲ商賈ニ擬シ、英艦ニ移乗シテ彼ヲ殲滅セ

ントセシカ、怪シマレテ果サス、

中川宮・右大臣二條齊敬・近衛前関白父子連署ノ書ヲ久光公ニ寄せ、上京ヲ促サル、

一日 宇宿彦右衛門等ヲシテ、燃崎・沖小島間ニ水雷三個ヲ沈置セシム、

両公本宮ヲ千眼寺ニ移ス、

二日 英艦我汽船天祐・白鳳・青鷹ノ三艘、重富脇元浦ニ在ル者ヲ奪フテ担保ト為ス、依テ戦

闘ノ令ヲ下シ、各砲台拳ツテ砲撃ヲ開始ス、英艦我カ三汽船ヲ焼棄シテ応戦シ、暴風雨

中ノ戦闘夕刻ニ及ヒテ止ム、コノ戦闘ニ於ケル英艦ノ死艦長以下十三人、傷五十人、我

死七人、傷十五人、

三日 英艦戦利アラサルヲ以テ、少時各砲台ト砲撃ヲ交換シ、却テ七ツ島ニ仮泊シ翌日退去ス、

五日 公英艦ト交戦ノ始末ヲ朝廷及ヒ幕府ニ稟告ス、

六日 國分移城ノコトヲ布達ス、

九日 近衛前関白父子ヨリ又書ヲ久光公ニ賜ヒ、攘夷親征ハ聖意ニアラサルヲ以テ、速ニ上京

シ親征ノ謀ヲ挫折センコトヲ望マル、

十日 公有司ニ命シ上書箱ヲ設ケ、下情上達ノ道ヲ開ク、

十二日 伝奏ヨリ久光公ヲ召スノ御沙汰書ヲ京都留守居ニ伝ヘラル、在京ノ奈良原繁勅書及ヒ議

奏連名ノ書并ニ近衛前関白父子・二條右大臣連署ノ書ヲ携ヘテ西帰ス、

公戦争ニ参加セシ將士ノ功ヲ論シ、賞ヲ行フ各差アリ、

文久三年

十五日 神礁及櫻島燃崎ニ砲台築造ノコトヲ達シ、又諸士ヲシテ鑄砲ニ要スル銅器類ヲ提出セシム、

十六日 公沿海防備ノ急務ヲ感シ、國分移城ヲ中止スル旨ヲ布達セシム、

十七日 朝廷ヨリ久光公ノ上京ヲ中止スヘキ旨ヲ達セラル、

十八日 公神礁砲台築造ノ報告祭ヲ宇治瀬神社ニ行フ、

二十三日 久光公書ヲ近衛前関白父子ニ呈シ、戦後経営ノコトヲ以テ召命ヲ辞ス、

二十六日 朝廷ヨリ英艦撃攘ノ褒勅ヲ賜フ、

コノ月

長藩使者来麿シ、外夷掃攘ニ就テ援助ヲ乞フ、藩庁之ヲ謝絶ス、

八月大

九日 廣嶋藩吏宮田權三郎等十数人来麿ス、戦捷ヲ賀シ、且貿易ノコトヲ約センカ為メナリ、

此際藩庁十万両ヲ貸与シ、其返償トシテ年々米穀・木綿・銅・鉄ヲ受クルコトヲ契約ス、

十五日 朝廷ヨリ大和行幸被仰出ニ付、公ニ上京スヘキ旨ヲ伝ヘラル、

十八日 越前藩家老岡部長<sup>豊</sup>等、其主松平慶永父子ノ公父子ニ贈ル書ヲ携ヘテ来麿ス、公父子岡

部等ヲ召見シテ答書ヲ附ス、

勅シテ大和行幸ヲ停メ、伝議両奏・国事掛・参政・寄人ノ參朝ヲ禁シ、長藩ノ堺町門警

衛ヲ罷メ、我カ藩及ヒ會藩兵ヲシテ九門ヲ警衛セシメラル、同夜藩士等ノ勤勞ヲ嘉スル

ノ御沙汰書ヲ賜フ、

十九日 朝廷ヨリ幕府ノ示命ヲ待タスシテ、速ニ夷狄ヲ掃攘スヘキ旨ヲ伝ヘラル、

二十五日 我藩土藩ト連署ノ書ヲ朝廷ニ上リ、親兵ノ制ヲ廢セラレンコトヲ請フ、翌月五日勅シテ

親兵ヲ廢セラル、

二十七日 朝廷ヨリ去ル十八日政変ノ際ニ於ケル禁闕守衛ノ勞ヲ賞シ、金品ヲ賜フ旨ヲ伝ヘラル、

コノ月

二十八日 朝廷ヨリ又久光公ヲ召スノ御沙汰書ヲ伝ヘラル、

二十九日 奈良原繁京師ヨリ帰藩シテ政変ノ顛末ヲ公父子ニ申報シ、近衛前関白父子ノ書ヲ呈ス、

福岡・熊本・久留米等諸藩ノ使者來麿シテ、戦捷ヲ賀シ、且久光公ノ上京ヲ勸説ス、

公英艦撃攘ノ褒勅ヲ有司ニ拝見セシメ、久光公ト連署シテ諭書ヲ發ス、

九月小

一日 久光公本月中旬發途上京ノ旨ヲ布達ス、

三日 長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ安行丸ト命名ス、

五日 宇和島藩ノ使者檜垣彌三郎等來麿シ、其主伊達宗城ノ書ヲ久光公ニ呈ス、公答書ヲ裁シ

之ニ附ス、

十一日 半朱琉球通寶(大丸形象字)ヲ鑄造シ、琉球及ヒ封内ニ通融セシムル旨ヲ布達ス、

十二日 久光公鹿兒島ヲ發シ東上ス、家老川上久美・側役島津久壽・大久保利通等及ヒ士卒千五

百余人六門十之ニ從フ、

二十八日 在江ノ岩下方平・高崎五六・重野安釋等横濱ニ赴キ、英國公使ト生麥事件ノコトヲ談判ス、

二十九日 高崎五六中川宮ノ内命ヲ受ケテ土佐ニ使ス、久光公兵庫ニ於テ五六ヲ引見シ、山内豊信

ニ上京ノコトヲ勸説セシム、

十月大

一日 朝廷ヨリ八月十八日政變ノ功ヲ以テ、内田政風・高崎五六・奈良原繁等ニ黄金七枚ヲ賜フ、

三日 久光公京師ニ着ス、

四日 公俄ニ兵ヲ召集シ操練ヲ吉野原ニ臨檢ス、翌日手書ヲ家老ニ授ケ戎隊ノ整齐ヲ嘉ス、

七日 朝旨ニ依リ、京都邸ヨリ三島通庸弥太・村山齊助・志々目獻吉ヲ大和十津川ニ差遣ス、

文久三年

八日 久光公新納立夫・吉井友實ヲシテ大將軍及ヒ一橋慶喜ノ上洛ヲ勸説セシメ、又書ヲ松平慶永・伊達宗城等ニ発シテ各上京ヲ促ス、

十一日 藩士美玉三平筑前藩士平野國臣等ト澤宣嘉ヲ奉シ、生野馬代官所ヲ襲撃ス、後三平等戰死ス、

十四日 重野安繹及ヒ佐土原藩士能勢直陳衛門左江戶ヨリ来リテ、久光公ニ謁シ、英人ト和議ノ形行ヲ報ス、翌日大久保利通ヲ江戶ニ差遣ス、

十五日 久光公書ヲ朝廷ニ上リ、困事ニ関スル意見ヲ建言ス、

十九日 久光公松平慶永ヲ其旅館ニ訪ヒ、困事ヲ議ス、

二十六日 久光公松平容保ヲ其ノ旅館施薬院ニ訪ヒ、困事ヲ議ス、

二十八日 海岸防禦手当トシテ、金七万兩ヲ幕府ニ借ル、

コノ月

朝廷ヨリ攘夷ノ事、幕府ノ指揮ヲ受ケ、猥リニ輕挙暴発セサル様令達アリ、

久光公藩士等ニ時事ニ関スル意見ヲ徵ス、

十一月小

一日 岩下方平・重野安繹・佐土原藩家老樺山久舒舍等、英人ト談判數回、和議遂ニ成立シ、

是日生麥被害者遺族扶助料金七万兩ヲ交付ス、

五日 尹官・近衛前閑白父子来邸アリ、久光公乘馬ヲ覽ニ供シ、殺饌ヲ設ケテ款待ス、

十五日 宸翰ヲ久光公ニ賜ヒ、時事二十一条ヲ諮問セラル、

十九日 久光公松平慶永・伊達宗城等ト守護職松平容保ノ邸ニ会シ、大將軍上洛ノ事ヲ議ス、

二十一日 小納戸頭取蓑田長胤伝兵衛ヲ側役ト為ス、

二十二日 久光公御役島津久籥等ヲ江戶ニ遣シ、大將軍上洛ノ事ニ周旋セシム、

二十九日 久光公曩ニ賜フ所ノ宸翰ニ対シ所見ヲ奉答ス、

十二月大

久光公マタ江夏喜蔵ヲ江戸ニ遣シ、書ヲ老中板倉勝静周防守ニ呈シ、大將軍ノ上洛ヲ促ス、  
二日 久光公前日一橋慶喜・松平慶永・伊達宗城等ト慶喜ノ旅館ニ会シ、長藩家老歎願ノ処置  
ヲ決議シ、是日尹宮ニ參殿シ決議ノ旨ヲ言上ス、

五日 島津久壽等老中板倉勝静ヲ訪ヒ、久光公ノ書ヲ呈シテ、大將軍ノ上洛ヲ勸説ス、

六日 久光公尹宮・近衛前関白父子・徳大寺内大臣及ヒ一橋慶喜・松平慶永・伊達宗城等諸侯  
ト二條右大臣ノ邸ニ会シ、大將軍ノ上洛及ヒ長藩処置ノコトヲ議ス、

七日 久光公一橋慶喜・松平慶永・同容保・伊達宗城・黒田慶賛・稲葉正邦・長岡護久・同護  
美ト連署ノ書ヲ朝廷ニ上リ、尹宮ニ関スル浮説ハ離間策ニ出ルモノナルコトヲ奏ス、

八日 久光公又前記八侯ト連署ノ書ヲ幕府ニ上リ、大將軍ノ上洛ヲ促ス、

大山巖助弥・黒田清隆了介等数名ヲ江戸江川塾ニ入塾セシム、

十四日 島津久壽板倉勝静ノ返翰ヲ齎シテ帰京シ、大將軍上洛決定ノコトヲ復命ス、

十八日 齊彬公ノ養女貞姫実ハ島津久長ノ女後光園院夫人大納言近衛忠房ニ嫁ス、

二十四日 長崎製鉄所ヨリ借用スル所ノ汽船長崎丸、長府沖ニ於テ長藩士ノ砲撃ニ遭ヒ焼没シ、乗  
組員士官宇宿彦右衛門以下廿八人之ニ死ス、

二十九日 久光公下ノ關遭難汽船ノ報ニ接シ、江夏喜蔵・伊藤万次郎ヲ長州ニ差遣ス、

三十日 下ノ關遭難汽船ノ報鹿兒島ニ達ス、公即日横目山口七之助ヲ遣シ、資ヲ齎シ罹災者ヲ救  
護セシム、

コノ月

久光公朝紳ノ優柔不断ヲ慨シ、賢明諸侯数人ヲ朝議ニ参与セシメンコトヲ建議ス一橋慶喜・松平慶永

山内豊信・伊達宗城ノ四人ニ朝議參與ヲ命セラル

元治元年甲子公年二十五

一月小

- 一日 久光公下ノ關遭難汽船ノ事ニツキ、海江田信義・大山成美<sup>八</sup>ヲ帰藩セシム、
- 二日 遭難汽船乗組士官大原林左衛門京都ニ至リ、遭難ノ始末ヲ久光公ニ聞ス、久光公即日京都留守居ヲシテ始末ヲ朝廷及幕府ニ稟告セシメ、又〔三日〕事由詰問ノ為メ奈良原清・高崎正風ヲ長藩ニ差遣ス、
- 三日 藩庁遭難汽船ノ事ニツキ、裁許掛園田彦左衛門ヲ小倉ニ差遣ス、
- 土持綱幸・市來四郎等下ノ關ニ至リ、長藩吏ニ会见シテ汽船砲撃ノコトヲ談判ス、
- 四日 藩庁更ニ奈良原繁ヲ小倉ニ遣シ、時宜ニ依リ上京シテ久光公ノ命ヲ受ケシム、
- 六日 能勢直陳・重野安釋帰藩シ、英国ト和議成立ノ旨ヲ報聞ス、
- 七日 久光公朝廷ノ大將軍待遇ニ関スル建言書及ヒ聖諭ノ擬案ヲ、近衛前関白ニ奉呈ス、
- 八日 公英国ト和議成立ノ事情ヲ封内ニ諭達セシム、
- 下ノ關ニ於テ焼沈シタル汽船ノコトニツキ、長藩家老連署ノ告聞書鹿兒島ニ達ス、越ヘテ十日家老連署シテ答書ヲ發ス、
- 九日 中原尚勇<sup>介</sup>横濱ニ於テ英人ガールトト会见シ、汽船<sup>(小續九)</sup>購入ノコトヲ交渉ス(官武通紀)
- 十日 音信贈答ノコトニツキ心得ヲ布達ス、
- 十三日 久光公朝議參預ヲ命セラレ、從四位下ニ叙シ、左近衛權少將ニ任セララル、
- 十五日 幕府ヨリ汽船遭難事件ニツキ、詰問使差遣ヲ見合スヘキヲ達セララル、
- 藩士高崎正風・井上長秋<sup>郎</sup>、山階宮ノ諸大夫ヲ命セララル、
- 十七日 久光公参内シテ太刀一腰・黄金五枚ヲ献シ、天恩ヲ謝ス、主上小御所ニ召見シ天杯ヲ賜ヒ、且ツ英艦撃攘ノ功ニ依リ鞍馬一匹ヲ賜ヒ、又公ニ御馬一匹藩士等ニ黄金十枚ヲ賜フ、

コノ月

二月小

十八日 久光公二條閑白・徳大寺・尹宮・議奏ノ諸邸ニ參シテ天恩ヲ謝ス、

十九日 久光公慶永・宗城ト共ニ二條城ニ登營シ、大將軍ニ謁シ酒饌ヲ賜フ、

二十日 英人ロビンソン、ガラバノ兩人長崎ノ藩邸ニ來リ、公ニ望遠鏡壹個ヲ贈ル、

二十二日 久光公召ニ依リ二條城ニ登營ス、大將軍昨日賜フ所ノ宸翰ヲ拜セシメ、且ツ国事ニ関スル意見ヲ自由ニ言上セシム、

二十七日 下ノ關遭難汽船ノコトハ、長藩既ニ悔悟ノ状アルヲ以テ、士衆動揺セサルヤウ訓諭書ヲ發ス、

二十九日 長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、平運丸ト命名ス、

長藩桂讓助鹿兒島ニ來リ、汽船砲撃ノ事ヲ展謝ス、

一日 久光公大隅守ニ兼任セララル、

長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、小蝶丸ト命名ス、(箱)

二日 久光公二條城ニ登營シテ幕議ニ列シ、横濱鎖港ノ非ヲ主張ス、慶永・宗城モ同列ナリ、

五日 久光公二條城ニ登營シテ大將軍ニ謁シ、印籠ヲ賜フ、

六日 久光公一橋慶喜ニ依リ、刀一腰渡平・緞子一本・肴一折ヲ大將軍ニ獻ス、

七日 公障姪形公姫第五女ト内婚ス、

九日 京都留守居ヲシテ書ヲ朝廷ニ上リ、神社ヲ湊川ニ創立シ、護良親王・楠正成・北畠親房等ノ靈ヲ祀ランコトヲ請願セシム、

十一日 幕府ヨリ長藩責問ニツキ、進軍準備ヲ内達アリ、

久光公幕府ノ因循ヲ憂慮シ、松平慶永・山内豊信・伊達宗城ト連署シテ、激励書ヲ後見職一橋慶喜ニ呈ス、

元治元年

薩人大谷仲之進船頭周防別府浦ニ於テ、長藩士ノ為メニ要殺セラル、

十六日 久光公召ニ依リニ條城ニ登營シ、尔後用部屋ニ入り幕議ニ与ルベキ旨ノ台命ヲ受ク、

久光公攝海ノ防備ヲ修メンコトヲ幕府ニ建言シ、又同趣意ヲ藩士等ニ諭達ス、

十九日 藩士折田年秀殿幕府ヨリ攝海砲台築造掛ヲ命セラル、

二十二日 久光公召ニ依リニ條城ニ登營ス、老中ヨリ公ニ兼常ノ刀及ヒ國村ノ副刀ヲ、久光公ニ鞍

馬ヲ賜フノ台命ヲ伝フ、続イテ大將軍久光公ヲ黒書院ニ召見シ、去年八月十八日政變ノ

際藩士尽力ノ事ヲ賞シ、直次ノ刀ヲ親授セラル、

二十七日 征長準備ノ幕達鹿兒島ニ発ス、公即日出兵ノ準備ヲ令シ、島津珍彦君ヲ名代ト為シ、家

老喜入久高以下ニ從軍ヲ命ス、

四文錢及ヒ銅錢ノ公定価額ヲ布告ス、

二十九日 公書ヲ朝廷ニ上リ、魯國ヨリ買収スル所ノ大砲十二門ヲ献シ、攝海ノ防備ニ充テント請

願ス、

コノ月

西郷隆盛時ニ大島吉之助ト稱スヲ冲永良部島ヨリ召還ス、

久留米藩ノ為メニ汽船購入ヲ斡旋シ、尋テ同藩ノ依頼ニヨリ船員ヲ貸与ス、

三月大 一日 公島津久治君ヲシテ太刀一腰・馬一匹代黄金三十兩ヲ朝廷ニ献セシメ、御馬拝領ノ恩ヲ

謝ス、

三日 西郷隆盛・村田新八・吉井友實・山口鐵之助ニ上京ヲ命ス、

九日 久光公諸侯ト大將軍ニ陪シ、参内シテ紫宸殿前ニ舞楽ヲ拝觀ス、

十四日 久光公ノ参預被免願ヲ勅許セラル、

十七日 久光公一橋邸ニ往キ、参預被免ニ付幕府御用部屋出仕ヲモ免セラレン事ヲ請フ、

コノ月

五月大

八日 久光公鹿兒島ニ着ス、

九日 江戸留守居ヲシテ蒸汽船運用術教授ノ為メ、中濱萬次郎ヲ聘センコトヲ幕府ニ請願セシム、

十八日 西郷隆盛ヲ軍賦役ト為シ、応答掛ヲ兼ネシム、

二十日 久光公幕府ノ国是諮問ニ対シ、尊王武備充実ノ外意見無キ旨ヲ答申ス、

二十七日 藩庁銅錢払底ニツキ、姦商取締ノコトヲ布達ス、

山階宮書ヲ久光公ニ賜ヒ、一橋慶喜ノ上奏スル行幸、皇子・皇女ノコトニツキ閑説ヲ請囑アリ、

四月小

三日 公長州征討軍追加トシテ高橋種徳殿ヲ総物主ト為シ、川邊以下七郷ニ出兵ヲ命ス、

八日 久光公ノ請暇ヲ勅許アリ、島津久治君ヲシテ留リテ緩急禁闕警衛ノ事ニ任セシメラル、

長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ翔鳳丸ト命名ス、

十一日 久光公参内シテ賜暇ヲ謝セラル、主上小御所ニ召見シテ天杯ヲ賜ヒ、且ツ滞京中国事尽力ノ功ヲ以テ從四位上ニ叙シ、左近衛權中將ニ任セラル、

十四日 藩庁諸物価騰貴ニツキ、姦商ノ取締ヲ嚴重ニスル旨ヲ布達ス、

十六日 公唐錦一卷・槍刃十本・馬一匹及陶器等ヲ大將軍ニ献ス、

十七日 幕府ヨリ公ニ達シテ、日州細島ノ地ヲ管セシム、久光公国事尽力ノ功ニ酬ユルナリ、

大將軍ヨリ久光公ニ脇差一腰石州直綱・三所物・袴地等ヲ餞セラル、

十八日 久光公京師ヲ発シ帰途ニ就ク、家老川上久運・側役大久保利通・伊集院久徴・小納戸頭取山本盛良等隨從ス、

京都岡崎村ニ新ニ藩邸ヲ増建ス、

元治元年

十七日 藩庁江戸詰藩吏ノ服務年限ヲ縮小スル旨ヲ布達ス、

十九日 在京兵ノ訓練ヲ岡崎藩邸ニ行ヒ、山階宮・近衛忠房來觀アリ、

二十一日 伊達宗城書ヲ久光公ニ寄セ、安否ヲ問ヒ、且ツ家臣蒸氣船運用術等修業ニ関スル事ヲ依

頼シタルモ、之ヲ辞ス、

二十二日 若年寄川上久齡衛龍ヲ家老ト為シ、大目付榊山久要計主ヲ若年寄ニ、側役勤島津久籌主ヲ大

目付ニ、肝付兼兩部兵ヲ大目付格寺社奉行ト為ス、

浮浪ノ徒不穩ノ兆アルヲ以テ、在京兵ノ一部ヲ派シ、尹宮・近衛兩邸ヲ警衛ス、

コノ月  
六月小

六日 勝手方掛伊地知貞馨・松岡政人ヲ側用人ト為ス、

七日 新ニ議政所ヲ城中ニ創設シ、家老喜入久高・川上久美、若年寄榊山久要、大目付島津久

籌・町田久成・高橋種徳、小姓与番頭川上久賢勝右・田尻種賢務・川上久達勘解、小納戸

山之内作次郎・岸良七之丞・松方正義・奈良原繁・谷村昌武・木藤覺大夫・森岡昌純ヲ

掛ト為シ、且ツ創設ノ趣意ヲ布達ス、

久光公指宿ニ往キ二月田温泉ニ浴ス、

十三日 農事ノ奨励ヲ封内ニ諭達ス、

十四日 公島津珍彦君ヲ上京セシメ、久治君ニ交代セシム、

十五日 桂久武祐衛・大島警衛ノ任滿チテ帰麿ス、

公天保山ニ騎シ、地雷火ノ試験ヲ檢閲ス、

二十四日 幕府ヨリ長兵ノ入京ニ備フル為メ、洛外ノ警衛ヲ命セラル、京都藩邸禁闕警衛ノ朝命ヲ

帯フルヲ以テ出兵ヲ辞ス、

二十五日 小松清廉長藩士等ノ呈出セシ哀訴状ヲ鹿兒島ニ送付シ、京師ノ状勢ヲ報告ス、

コノ月

二十七日 京都邸小松ヨリ急使ヲ鹿兒島ニ発シ、長兵天龍寺ニ入り、形勢將ニ切迫セルヲ以テ、援

兵ヲ派遣セラレンコトヲ請求ス、

夜西郷隆盛近衛内大臣ノ召ニ依リ参殿シ、長兵入京処分ニ関スル諮問ニ答フ、

新ニ開成所ヲ設ケ、石川確太郎・八木稱平ヲ教授ト為シ、海陸軍藝術・操練・兵法・築

城一科、天文・地理・数学・測量・航海一科、器械・遠船一科、物理・分析一科、医学

一科ヲ置キ、諸士ヲ入学セシム、

江戸ノ故実家栗原信充丞之ヲ招聘ス、

側役大久保利通ニ側用人ヲ兼ねシム、

七月大

一日 一橋慶喜小松ヲ召シ出兵ヲ懇懇ス、小松又禁闕警衛ヲ名トシ之ヲ辞ス、

三日 伝奏ヨリ久光公召命ノ勅詔ヲ達セラル、京師將ニ事アラントスルヲ以テナリ、

四日 京師ヨリノ要求ニ依リ、城下兵一組・諸郷兵五組ニ上京ヲ命ス、

六日 公東上ノ將士町田久成以下ヲ二ノ丸ニ延見シテ、杯酒ヲ賜フ、將士明日三汽船ニ駕シテ

発ス十三日大坂ニ着ス

八日 京師所司代ヨリ長兵退去説得ノ朝旨ヲ達セラル、京都邸議シテ又之ヲ辞ス、

十七日 京都留守居ヲシテ土佐・久留米両藩留守居ト連署シ、速ニ長藩ノ事ヲ断セラレンコトヲ

朝廷ニ建言ス、

十八日 一橋慶喜ヨリ朝旨ヲ伝へ、天龍寺出兵ヲ命セラル、

十九日 藩兵會・桑・越諸藩兵等ト長兵ヲ禁闕ニ撃テ之ヲ却ク、島津久治君・同珍彦君総督ト為

リ、小松清廉・町田久成之ニ副シ、西郷隆盛・伊地知正治・大山綱良等参謀タリ、コノ

役藩兵ノ戦死六人・負傷六十三人、

元治元年

二十日 小松清廉更ニ兵ヲ率キテ天龍寺ヲ襲フ、長兵既ニ無シ、依リテ寺ヲ火キテ凱旋ス、

二十二日 天龍寺ニ於テ捕獲セシ米五百俵ヲ洛中ノ罹災者ニ分与ス、

二十三日 一橋慶喜ヨリ征長ノ朝命ヲ達シ、兵ヲ勒シテ後命ヲ待タシム、

長崎ニ於テ軍艦一艘ヲ購入シ、乾行丸ト命名ス、

二十四日 老中ヨリ禁闕戦争ノ褒勅ヲ伝達セラル、

町田久成兵四隊ヲ率キテ兵庫ニ出張ス、長兵ノ重来ニ備フルナリ、

二十六日 京都留守居ヲシテ禁闕戦争ノ死傷者及ヒ捕虜・斬獲戦利品等ヲ幕府ニ稟告セシム、

二十八日 京都邸ヨリ海江田信義ヲ越前ニ遣ハシ、松平慶永ノ上京ヲ促ス、

二十九日 再ヒ禁闕戦争ノ褒勅ヲ下賜セラル、

コノ月

江戸留守居ヲシテ書ヲ幕府ニ上リ、細島預地収支償ハサルヲ以テ、増地ヲ請ハシム、

八月大

三日 幕府ヨリ征長総督ヲ徳川茂承ニ、副将ヲ松平茂昭ニ命セシヲ以テ、総督ノ指揮ヲ受クヘキ旨ヲ達セラル、

琉球中山王代替、清国封王使渡来ノ期ヲ幕府ニ稟告ス、

五日 公親カラ兵ヲ督シテ出征スル旨ヲ布達ス、

七日 幕府ヨリ征長総督徳川茂承ヲ罷メ、徳川慶勝ニ替ヘシ旨ヲ達セラル、

十三日 幕府征長軍ノ攻撃区所ヲ指定シ、我藩ニハ海路萩ニ進攻スヘキ旨ヲ達セラル、

島津久治君非常禁闕守衛ヲ弟珍彦君ニ委シ帰藩ス、家老小松清廉モ又帰藩ス、

十五日 兵庫警備ノ為メ、出張中ノ町田久成以下将士京師ニ還ル、

二十日 齊彬公ニ照國大明神ノ神号勅許ニツキ、城西ニ祠堂ヲ建設スル旨ヲ達ス、

二十五日 征長先陣総督ヲ島津久明又六郎○日體領主ニ副総督ヲ島津久壽ニ命シ、城下六組ノ兵及ヒ外城十二

郷ノ兵ニ出軍ヲ命ス、

二十六日 正副総督ニ訓令ヲ授ケ、各隊出発ノ期日ヲ達シ、又士衆ニ訓諭シ、時勢ニ鑑ミ、各其ノ

職分ヲ励ミ出陣ノ輩ハ善ク軍律ヲ守リ、進退スヘキ旨ヲ戒飭ス、

コノ月

禁裡守衛総督一橋慶喜ヨリ、公ニ禁闕戦争ノ感状ヲ付与セラル、

公森岡昌純ヲ上京セシメ、禁闕守衛兵ノ戦功ヲ賞ス、小松之ヲ將士ニ伝達ス、

九月大

一日 幕府ヨリ諸侯參勤、妻子ヲ江戸ニ置クノ制ヲ復スル旨ヲ達セラル、

五日 朝廷ヨリ公ニ禁闕戦争ノ功ヲ以テ移鞍一具ヲ賜フ、同日大將軍ヨリモ亦褒詞ヲ賜フ、

公島津久治君及ヒ小松清廉ノ戦功ヲ賞シ、感状及ヒ物ヲ賜フ、島津珍彦君及ヒ町田久成・

西郷隆盛・伊地知正治等ニモ統テ行賞アリタリ、

八日 藩境枢要ノ地ニ居地頭ヲ置キ、有司ヲ之ニ任命シ、且ツ地頭ノ職責ヲ申諭ス、

議政所ヲ中止ス、

十一日 西郷隆盛幕府長征ノ事ヲ遷延スルヲ憂ヒ、吉井友實ト大坂ニ往キ、勝安房ニ会见ス、

十四日 公妙圓寺ニ參詣ス、

二十日 家老小松清廉ニ上京ヲ命ス、

コノ月

家老以下重職ニ在ル者ハ地頭ノ兼職ヲ罷ム、

家老・若年寄・大目付ヲシテ、輪番ヲ以テ数々造士館・演武館ニ臨席シ、文武ヲ督励セ

シム、

令シテ諸物価ノ取締ヲ嚴ニセシム、

山奉行ヲ廢シ郡方ニ合併ス、

黒田清綱・折田年秀ヲ筑前ニ使ス、陣營設備及ヒ九州諸藩ノ動靜視察ノ為メナリ、

元治元年

京都邸ヨリ高崎五六ヲ岩國ニ遣リ、密ニ領主吉川經幹ヲシテ、宗藩ニ謹慎謝罪ヲ説得セシム、

十月小

一日 久光公居地頭就任ノ諸士ヲ引見シ訓諭ス、

三日 吉井友實ヲ京都留守居ト為ス、

六日 征長総督徳川慶勝ヨリ廿日ヲ以テ、軍議ヲ大坂ニ開ク旨ヲ達セラル、

十一日 征長総督ヨリ藩兵來月十一日迄ニ、指定地ニ參着スヘキ旨ヲ達セラル、

十四日 窮士文武修業ノ事ヲ布達ス、

十五日 京都所司代ヨリ禁門内外ノ警戒ヲ嚴ニスヘキ旨ヲ達セラル、

十七日 長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、豊瑞丸ト命名ス、

十八日 公ニ海路萩ヨリ山口ニ進攻スル諸軍ノ指揮ヲ命セラル、

二十二日 征長ノ軍議ヲ大坂城ニ開キ、西郷隆盛・吉井友實之ニ列ス、総督ヨリ十一月十八日ヲ以

進軍スベキ旨ヲ達セラレ、且ツ大將軍ノ上意ヲ告示シ、軍令及ヒ下知状ヲ授ケラル、

西郷隆盛京都守衛兵ヲ發シ上ノ關ニ抵リ、藩兵ト合シテ萩ニ攻入センコトヲ稟申ス、

二十三日 家老喜入久高ニ征長軍ノ參謀ヲ命ス、

京都守衛兵ヲ以テ、征長應援隊ヲ組織シ、岡崎邸ニ於テ各隊ノ軍裝ヲ檢閲ス、

二十四日 征長総督徳川慶勝西郷隆盛ニ長藩処分ノコトヲ委シ、副刀ヲ授ク、隆盛廿六日吉井友實

ヲ伴ヒ廣島ニ発向ス、

二十八日 漢学者水本成美保太郎江戶ノ人ヲ招聘ス、成美大日本史ノ統編編修ニ着手ス、

二十九日 公先鋒各隊ニ來月一日ヨリ進發ヲ命シ、且ツ將士ヲ激励シ杯酒ヲ賜フ、

コノ月

在京ノ島津珍彦君書ヲ天璋院夫人ニ呈シ、大將軍ノ入洛ヲ促ス、江戸詰家老代岩下方平

十一月大

珍彦君ノ書及ヒ近衛内大臣ノ書ヲ携ヘテ東下シ、夫人ニ致ス、  
軍賦役西郷隆盛ヲ側役に為ス、

一日 予定ノ如ク征長兵本日ヨリ、海陸相繼キテ鹿兒島ヲ発ス、兵員約三千人、京都応援隊モ亦出發ス、総督高橋種徳・參謀伊地知正治・大山綱良等、兵員約一千人、

四日 西郷隆盛等岩國ニ入り、吉川經幹ニ面見シテ、毛利敬親父子ニ速ニ謹慎謝罪ノ実ヲ表セシムベキ旨ヲ勸告ス、

五日 藩兵先鋒隊予定陣地筑前蘆屋ニ着ス、

六日 薬園方ヲ製薬方ニ合併シ、其奉行ヲ製薬奉行ト改称スル旨ヲ布達ス、

京都応援隊廣島ニ着シ慶藏院ニ陣ス、

八日 禁闕戦争ノ際捕虜トセシ長人十人ヲ吉川家ニ托シテ長藩ニ交付ス、長藩後使ヲ遣シ、物ヲ贈リテ謝意ヲ表ス、

九日 公五社ニ參詣シ、又侍臣ヲ霧島・花尾・新田・國分八幡ノ各社ニ遣シ、出陣者ノ為メ戰勝ヲ祈願ス、

十四日 征長総督ヨリ十八日ノ進軍ヲ止ムル旨ヲ達セラル、長藩三暴臣ノ首級ヲ総督府ニ呈出シ謝罪ヲ乞フヲ以テナリ、

十六日 總督徳川慶勝廣島ニ着ス、西郷隆盛謁シテ吉川經幹勸説ノ始末ヲ復命ス、

十八日 西郷長藩処分ニ関スル意見ヲ總督ニ建議ス、

二十日 總督ヨリ三條實美等五卿ノ内一人ヲ監守スベキ旨ヲ達セラル、

二十一日 大目付桂久武<sup>門右衛門</sup>ヲ家老ト為ス、

二十三日 總督ヨリ長藩処分ノ議ニツキ、來月五日藩主若クハ重臣廣島ヘ會スヘキ旨ヲ達セラル、

コノ月

諸郷十二ヶ郷ノ兵ヲ召集シ、番兵ト称シ後授予備隊ト為ス、  
陣営服務規則ヲ制定ス、

京都邸ヨリ高崎正風伊勢ヲ江戸ニ遣シ、長藩恭順謝罪ノ状ヲ老中ニ申説セシム、

十二月小

八日 進達掛ヲ廃スル旨ヲ布達ス、

十一日 西郷隆盛吉井友實・税所篤ト小倉ヨリ馬關ニ渡リ、長藩諸隊士ニ会见シ、五卿移転ノコトヲ説得ス、

十八日 一門及ヒ家老以下諸有司ノ服飾並ニ扈從ノ制ヲ改定シテ、之ヲ布達ス、

新ニ組方吟味役ヲ置キ、軍賦役ヲ兼務セシムル旨ヲ布達ス、

十九日 大將軍ヨリ公ニ越中則重ノ刀ヲ賜フ、禁闕戦争ノ功ヲ賞セラル、ナリ、

二十日 西郷隆盛税所篤ト再ヒ岩國ニ赴キ、吉川經幹ニ長防国内ノ鎮靜ヲ勸説ス、

二十七日 總督ヨリ毛利敬親父子服罪国内鎮靜ニツキ、撤兵スヘキ旨ヲ令達セララル、

二十八日 總督ヨリ当分五卿ヲ福岡藩ニ置キ、兵ヲ出シテ守衛スヘキ旨ヲ達セララル、

コノ月

居地頭ニ其職責ヲ諮詢シ、明年正月五日ヲ限り答申セシム、

水戸武田耕雲齋ノ党將ニ京師ニ迫ラントスルノ状アルヲ以テ、急ニ出軍中ノ応援隊ノ一部ヲ京師ニ還シ、禁闕ノ警衛ニ充ツ、

# 忠義公年譜

自慶應元年  
至同三年 三

慶應元年乙丑

一月大

一日 西郷隆盛廣島ヨリ小倉ニ抵リ、撤兵ノ令ヲ同所派遣隊及ヒ蘆屋ノ本隊ニ伝達ス、

二日 小倉派遣隊陣地ヲ撤シ海路帰途ニ就ク、

四日 蘆屋ノ本隊陣地ヲ撤シ、陸路帰途ニ就ク、京都ヨリノ応援隊モ亦東帰ス、

十五日 征長諸隊前後シテ鹿兒島ニ帰着ス、西郷モ亦帰ル、公父子諸隊兵ニ酒肴ヲ賜ウテ勞ヲ犒ヒ、且ツ西郷ノ功ヲ賞シ、刀一腰ヲ賜フ、

十八日 公藩子弟十五人ヲ選ミ、大目付町田久成ヲ監督ト為シ、歐洲ニ留学ヲ命ス、但シ幕府ノ禁制アルヲ以テ、甌島及ヒ大嶋ニ派遣スルヲ名トス、

二十日 留學生一行鹿兒島ヲ発シ、〔翌二十一日〕領内串木野ニ至リ乗船ヲ待ツ、新納久修・五代友厚・寺島宗則等モ亦行ヲ共ニス、

二十五日 幕府ヨリ諸侯ノ参勤制ヲ旧ニ復スル旨ヲ達セララル、

公側役大久保利通等ヲ福岡・久留米兩藩ニ遣シ、五卿ノ待遇及ヒ久留米藩ノ内訶ニ就テ斡旋セシム、

コノ月

家老島津久徴ヲ罷メ、大目付諏訪廣兼馬数ヲ以テ家老ト為シ、新納久修ヲ大目付ト為ス、

英学者前島密牧邊藏ト称ス○越後糸魚川藩士ヲ招聘シ、開成所教授ト為ス、

二月小

五日 幕府ヨリ五卿ヲ江戸ニ召致スル旨ヲ達セララル、

七日 側用人岩下方平ヲ大目付ト為ス、

十一日 征長総督ヨリ五卿分付守衛ノコトヲ達セララル、

十三日 兵ヲ太宰府ニ出シテ五卿ヲ警衛ス、

十八日 公榮ノ尾温泉ニ浴ス、

二十二日 征長総督ヨリ五卿分付猶予ノ旨ヲ達セララル、

二十五日 京都守衛兵ヲ交代セシム翔鳳丸ニテ東上ス

慶應元年コノ月

三月小

公側役西郷隆盛・軍賦役黒田清綱嘉右衛門ヲ前後シテ筑前ニ遣シ、五卿ノ為メニ幹旋セシム、  
二日 是ヨリ先、公父子大久保利通ヲ上京セシメ、在京ノ家老小松清廉ト共ニ、長藩及ヒ五卿  
ノ処分並ニ諸侯參勤制ノ事ニツキ朝廷ニ建策セシム、是ノ日朝廷之ヲ納レ、幕府ニ勅シ  
テ三事ヲ寛処スヘキ旨ヲ諭サル、

三日 黒田清綱・星山矢之助ト宰府ヨリ久留米ニ赴キ、同藩ノ内訌ニ幹旋ス、

五日 西郷隆盛筑前藩士月形洗蔵等ト、薩筑一致シテ時局匡濟ヲ企図シ、同藩士早川養敬等ト

東上ス十一日  
着京

二十日 寺島宗則・五代友厚等長崎ニ於テ、英人ガラバヨリ便船ヲ得羽島ニ廻航ス、留学生一行  
乗船シテ二十二日出帆ス、

二十二日 在京ノ大久保利通、西郷隆盛ト交代シテ西帰ス、

二十八日 篠崎仲苗彦十郎ヲシテ、兵三十余人ヲ率ヒ宰府ニ往キ、五卿ノ守衛ヲ交代セシム、

コノ月

五卿守衛士大脇彌五右衛門・染川五郎右衛門・星山矢之助等ヲシテ對馬ニ航シ、同藩ノ

内訌ニ幹旋セシム元同藩家老平田大  
江ノ請願ニ依ル

四月大

十八日 島津久馨登等島津刑部・坂本彦五郎  
沖直次郎・郷原彦十郎ヲ歩兵練習ノ為メ、長崎ニ遣ス八月十二  
日帰藩

二十二日 在京ノ家老小松清廉、曩ニ着京セシ家老諏訪廣兼ト交代シテ西帰ス、西郷モ亦帰藩ス藩士

浪士坂本直柔龍馬  
モ大坂ヨリ同行ス

二十六日 幕府ヨリ公ニ鞍鎧及ヒ緞子ヲ賜フ、昨夏大將軍東帰ノ際、我カ藩ノ汽船ヲ借用シタルヲ

謝スルナリ、

五月小

一日 諸郷郷士及ヒ郷士年寄ノ名称ヲ復旧シ、諸郷郷士ヲ何方衆中、郷士年寄ヲ噉ト改ムル旨  
ヲ布達ス、

三日 布達シテ士庶民ノ礼儀ヲ嚴ニセシム、

七日 新ニ軍賦役見習ヲ置ク、

十三日 諭達シテ寄合以上子弟ノ文武ヲ奨励ス、

二十一日 公側役大久保利通ヲ上京セシメ、長藩再征ノ不可ヲ朝廷ニ入説セシム、

二十八日 町田久成ノ率キル留學生一行、英国ソーザンプトンニ着シ、ロンドンガバストリー・ユ

ニウエシチー大学ノ化学教師ウイルレムソンノ斡旋ニ依リ、夫々就学ス、新納久修・五

代友厚等ハ後佛国ニ往ク、

側役西郷隆盛ヲ特ニ大番頭ト為シ、重要政務ニ与ラシム、

コノ月  
閏五月大

二日 砲術館ヲ再興シ、木屋場ニ置ク旨ヲ布達ス、

五日 宗門改役ヲ宗門掛ト改称スル旨ヲ布達ス、

六日 大目付岩下方平〔京都丸〕江戸ヨリ帰藩シテ、大將軍進發ノ旨ヲ申報ス、

土藩浪士中岡道正〔備太〕来覓シ〔岩下〕西郷ニ面見シテ、薩・長兩藩融和ノ為メ、長藩木戸孝

允〔桂小五郎〕ト会センコトヲ勸説ス、

十五日 公西郷隆盛ニ上京ヲ命シ、大久保ト共ニ臨機事ニ従ハシム、又岩下方平ニ出府ヲ命ス〔西郷〕

〔ハ上京ノ途馬關ニ寄港シテ長藩ノ木戸ト會見ノ  
筈ナリシカ、急行上京スヘキ報アリテ果サス〕

二十四日 布達シテ銅錢ノ他国流出ヲ嚴ニ禁ス、

六月小

十二日 長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、龍田丸ト命名ス、

十八日 江戸留守居ヲシテ、長人ノ為メニ焼亡セシ汽船長崎丸船代上納ノ猶予ヲ、幕府ニ請ハシ

ム、

二十二日 幕府ヨリ五卿ノ守衛ヲ嚴ニスヘキ旨ヲ達セララル、

慶應元年

二十五日 幕府ヨリ激徒ノ取締ヲ嚴ニスヘキ旨ヲ達セララル、

二十九日 幕府ヨリ五年ニ一回、封内ノ産物ヲ朝廷ニ献スヘキ旨ヲ達セララル、

城下六組隊並ニ水軍隊ヲシテ、日ヲ定メ砲術ヲ練習セシムル旨ヲ布達ス、

七月大

十三日 家老小松清廉長崎ニ往キ、汽船一艘ヲ購入シ、開聞丸ト命名ス、

七月小

長藩士井上馨時ニ山田新、助ト変名ス・伊藤博文時ニ吉村莊、藏ト変名ス長崎ニ来リ、小松ニ面見シテ我カ藩ノ名儀ヲ借

リ、小銃及ヒ汽船ヲ購入センコトヲ乞フ、小松之ヲ諾シ、長藩ノ為メニ、小銃購入ノコトヲ斡旋ス、

八月大

目付肥後直次郎等ヲ宰府ニ遣リ、五卿ノ守衛ヲ交代セシム、

八月小

十七日 五卿ノ一人三條實美書ヲ公父子ニ贈リ、西郷等ノ斡旋ヲ謝ス、

二十六日 新納久修・五代友厚等白耳義国ブラッセルニ於テ、仏人モンプラント会シ、開国貿易ノ

趣意ヲ以テ、相互ノ商社ヲ設立スル契約ヲ結ブ、

九月大

長藩士井上馨長崎ヨリ小松ト同伴シ、鹿児島ニ来ル、両藩ノ融和ヲ計ランカ為メナリ、

老中阿部正外豊後守大坂留守居ヲ召シ、征長ノ出兵ヲ内諭ス、

九月小

八日 長藩主毛利敬親父子、海援隊士上杉宗次郎ニ托シテ、書ヲ公父子ニ贈リ、交誼ヲ求ム杉上

ハ長藩汽船購入ノ事ニ就キ、我カ藩ノ承諾ヲ求ムル為メ来覽ス

山階宮書ヲ久光公ニ賜ヒ、公武ノ情態ヲ報シ、皇権振起ニツキ尽力ヲ乞ハル、

十一日 禁闕警衛島津珍彦君暇ヲ請フ、朝廷之ヲ聴シ、久治・珍彦二君ニ陣羽織各二巻ヲ賜フ、

十三日 横濱出張ノ用人市來廣業次十郎・英・佛・蘭三国軍艦九艘攝海ニ向フ旨ヲ、江戸留守居ニ報

告ス、

十六日 久光公指宿ニ行キ、二月田温泉ニ浴ス、

十七日 西郷隆盛、吉井友實ト大坂ニ在リ、是日外艦ノ動靜ヲ搜リ、藩庁及ヒ在京ノ大久保ニ報ス、

長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、萬年丸ト命名ス、

十九日 海陸ノ武備ヲ充塞センカ為メ、兵器彈藥等分配ノ制ヲ定メテ布達ス、

二十一日 在京ノ大久保利通近衛内大臣・正親町三條大納言等ニ依リ、大藩諸侯ヲ京師ニ会シ、長

藩処置及ヒ外交ノ二問題ヲ解決センコトヲ朝廷ニ建築ス、

二十四日 在京ノ西郷隆盛大藩諸侯京師集會ノ事ヲ以テ西帰ス、同日大久保ハ越前、吉井ハ宇和島ニ使ス、

二十七日 大久保利通越前ニ抵リ、松平慶永ニ謁シ、時局匡濟ニ就テ意見ヲ陳べ、上京ヲ促ス二十九日

ヲ発シ翌月三日帰京ス

二十九日 在京ノ家老代岩下方平留守居内田政風ヲシテ、兵庫開港ヲ不可トスルノ建言書ヲ朝廷ニ提出セシム、

コノ月

江戸諸邸ヲ閉鎖シ置ク所ノ吏員ヲ帰藩セシム、但シ芝邸ハ旧ノ如シ、

諭達シテ武備ノ充実ヲ期スル為メ、諸士ノ服装ヲ一層質素ナラシム、

十月大

一日 警居中ノ岩倉具視全国合同策ヲ藩士藤井良節・井上長秋ニ贈リ、我カ藩ノ助力ヲ求ム、

二日 朝廷ヨリ外艦攝海渡來ニツキ、禁闕警衛兵増遣ノ旨ヲ達セラル、

三日 外艦攝海ニ迫リ、時局重大ニツキ、公父子時宜ニ依リ上京ノ旨ヲ布達ス、西郷帰藩シ、

上国ノ形勢ヲ申報スルヲ以テナリ、

四日 京都邸井上長秋ヲシテ近衛内大臣ニ依リ、書ヲ朝廷ニ上リ、開港問題ハ大藩諸侯ノ公議

ニ依リ決スヘキヲ以テシ、延期談判ノ為メ勅使ヲ外艦ニ差遣セラレントヲ建築ス、

慶應元年

五日 朝廷我カ藩ノ建議ヲ容レ、開港延期談判ノ為メ、特ニ大原三位ヲ外艦ニ差遣セントシ、

大久保等ニ勅使輔行ヲ内命セラル此ノ事朝議變更シテ実行ニ至ラス

京都留守居内田正風諸藩重臣ト共ニ、召ニ依リ参内シ、開港問題ニ関スル諮問ニ奉答ス、

六日 公天機奉伺及ヒ禁闕守衛ノ為メ、不日上京ノ旨ヲ布達ス、

久光公指宿温泉ヨリ帰麿ス、

七日 近衛内大臣ヨリ条約勅許ノ顛末ヲ報シ、公父子ニ上京ヲ趣サル、井上長秋其ノ書及ヒ大

久保・内田等ノ報告書ヲ携ヘテ帰藩ス、

十二日 會藩重臣外島機兵衛大久保利通ヲ訪ヒ、旧ニ依リ好ヲ修メ、与ニカヲ公武ノ為メニ尽サ

ンコトヲ求ム、大久保之ヲ謝絶ス、

十三日 滞佛中ノ五代友厚書ヲ家老桂久武ニ贈リ、歐洲各国ノ形勢ヲ報ス、

十四日 公上京ヲ停メ、小松清廉・西郷隆盛ニ命シ、兵ヲ率キテ上京セシム、外艦已ニ条約ノ勅

許ヲ得、攝海ヲ去ルノ報達セシヲ以テナリ二十五日着京ス

十七日 我カ藩長藩ノ為メニ、長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、櫻島丸ト命名ス、汽船ハ上杉宗次

郎之ヲ受領ス、

二十九日 長崎ニ於テ又汽船一艘ヲ購入シ、三邦丸ト命名ス、

坂本直柔我カ藩ノ為メニ山口ニ往キ、糧米ノ供給ヲ請囑ス、

コノ月  
十一月大

三日 新納久修・五代友厚等佛国巴里ヨリ英国倫敦ニ帰ル、

七日 幕府長藩審問使差遣ノ旨ヲ伝へ、若シ違背セハ、征討ノ師ヲ発スヘキヲ以テシ、出兵準備ヲ令達ス、

備ヲ令達ス、

八日 在英ノ五代友厚又書ヲ桂久武ニ寄セ、幕府ノ密謀ヲ報ス、此ノ書翌年正月到達ス、

十二日 幕府ヨリ五卿取締トシテ、目付小林政富基六ヲ筑前ニ差遣スル旨ヲ達ス、

二十八日 滯英中ノ新納久修紡績機械方教師トシテ、英人イーホーム招聘ノ契約ヲ結ヒ、又小銃二千七百挺ヲ購入シ、翌月上旬發送ス、

汽船安行丸ヲ和蘭ボウドウインニ売却ス、

五日 大目付岩下方平ヲ家老ト為ス、

六日 島津久治・珍彦ノ二君英人ト修行ノ為メ、長崎ニ往ク、

家老桂久武ニ上京ヲ命シ、岩下方平ヲ江戸ニ差遣ス、

八日 幕府ヨリ去年禁闕事變ノ功ヲ以テ、藩士等ニ金五千兩ヲ賞賜スル旨ヲ達ス此ノ賜金ハ在京西郷等實ヲ受クルノ理ナ

キヲ以テシ之ヲ辭ス

十一日 桂・岩下等長崎ニ寄港シ、英人ガラバ等ニ会见シテ、パークス公使招待ノコトヲ議ス、

十九日 滯英中ノ新納久修等曩ニモンプランニ渡ス所ノ契約書ヲ變更増補シ、再契約ヲ結ブ、

二十二日 新納等又軍艦購入、諸機関開設及ヒ貿易等ノコトヲ、モンプランニ依頼スル契約ヲ結ブ、

二十六日 公桂久武十九日ヲシテ伝奏ニ就キ、外艦攝海渡米ニ就テ、天機ヲ奉伺セシム、

二十八日 伝奏桂久武ヲ召シ、天機奉伺ノ勅答書ヲ授ケラル、

在京ノ黒田清隆介長藩ニ使シ、木戸孝允ノ出京ヲ勸説ス、薩・長両藩ノ連合ヲ謀ル為メ

ナリ、

幕府老中等我カ藩ノ挙動ヲ疑ヒ、書ヲ松平慶永ニ致シテ、我カ藩ヲ曉諭センコトヲ請フ、

ヨリテ慶永書ヲ久光公ニ寄せ、暗ニ我カ藩ノ態度ヲ探ル、

滯歐中ノ新納・五代等佛國ヲ發シ、帰途ニ就ク、

コノ月

コノ月

十二月小

慶應二年丙寅公年二十七

一月大

一日 越前藩ノ重臣中根師質京都邸ニ来リ、小松清廉ニ面見シテ、時局ニ対スル我カ藩ノ意見ヲ問フ、

八日 黒田清隆木戸孝允ヲ伴ヒテ着京ス、西郷隆盛等之ヲ伏見ニ迎フ、

十八日 小松・桂・西郷・大久保等小松ノ寓ニ於テ、木戸孝允ト国事ヲ議ス、

二十日 小松・西郷等木戸及ヒ坂本直柔等ト小松ノ寓ニ会シ、薩長連合ノ盟約ヲ協定ス、

二十一日 在京ノ大久保利通禁闕守衛ノ交代兵ヲ率キテ西帰ス、木戸孝允モ亦同日黒田清隆ト共ニ

京師ヲ発シ西帰ス、

二十三日 山階宮書ヲ久光公ニ賜ヒ、幕府長藩処分ノ奏聞並ニ勅許ノコトヲ報セラル、

二十六日 幕府ヨリ老中小笠原長行守亮ヲ廣島ニ遣シ、長藩ノ罪ヲ処断セシムル旨ヲ伝へ、若シ違

背セハ速ニ征討ノ兵ヲ発スル旨ヲ達セラル、

家老岩下方平江戸ニ着シ時、英・佛公使等ニ会見シテ、建白書一件ヲ弁解ス、

コノ月  
二月小

一日 大久保利通鹿兒島ニ着シ、長藩ノ木戸孝允ト会盟ノ事情ヲ公父子ニ上聞シ、且ツ英国ト親交ヲ結ブ為メ、公使パークス招待ノコトヲ進言ス、

種子島久尚鶴架松種子島領主ニ命シ、其家臣十五人ヲ宰府ニ遣シ、五卿ノ警衛ニ膺ラシム、

五日 外艦渡来ノ際ニ於ケル心得ヲ、封内海辺ノ諸郷ニ達ス、

不日 英国船渡来ノ旨ヲ布達シ、士庶民ヲ戒飭ス、

六日 黒田木戸ヲ送リテ再ヒ山口ニ抵ル、藩主毛利敬親親シク引見シテ物ヲ賜フ、

京都邸ヨリ村田新八・川村純義与十郎ヲ長藩ニ使シ、櫻島丸紛議ノ解決ニ尽力セシム、

十日 英人ガラバ鹿兒島ニ来ル、修交ノ為メナリ、翌日公親シク引見シテ物ヲ賜フ十三日辭去ス

十一日 是ヨリ先松平慶永、老中ノ依囑ニ依リ書ヲ久光公ニ寄ス、我カ藩ノ真意ヲ知ラントスル

ナリ、是日久光公答書ヲ發ス、

十三日 公大久保利通ニ上京ヲ命ス二十一日 日暮京

二十日 土佐藩ノ使者後藤象次郎・小笠原唯八鹿兒島ニ来ル、二十三日久光公後藤等ヲ引見シ、

使命ヲ聴取ス、其ノ主山内豊信旧ノ如ク共ニ公武ノ為メニ尽力センコトヲ求ムルナリ後藤

等八二十七 日辞去ス

三十日 在京ノ小松清廉・桂久武・西郷隆盛・吉井友實等西帰ス、坂本直柔モ亦同行ス翌月十一日 日暮京

島津久芳人ヲ大目付ト為ス、

三月大

八日 是ヨリ先商法契約ノ為メ、側役格長崎附人汾陽光遠・翔鳳丸乗頭船奉行川上左大夫ヲ越

前ニ使ス、是日光遠等福井ニ往キ、松平慶永ニ謁シ使命ヲ陳フ、慶永物ヲ賜ヒ款待ス、

光遠等十一日辞シ、二十一日帰藩復命ス、

十日 新納久修・五代友厚等歐洲ヨリ帰リテ復命ス、

十三日 家老岩下方平英人ガラバト江戸邸ニ会シ、パークス公使招待ノ事ニツキ議ス、

十五日 諸士分家ノ制ヲ改定シテ布達ス、

二十日 長崎ニ於テ汽船一艘ヲ購入シ、大極丸ト命名ス、

二十二日 長藩士高杉晋作長崎藩邸ニ来リ、藩主ノ親書及ヒ贈品ヲ、同地出張ノ勝手方用人市來六

左衛門ニ托ス、

二十三日 滞英中ノ寺島宗則英國ヲ発シ帰途ニ就ク、

二十七日 吉原重俊弥次 郎・江夏蘇助・湯地定基治右 衛門・仁禮景範助平・種子島敬輔等五人ヲ、留学生トシ

テ米國ニ派遣ス、

慶應二年

二十八日 是ヨリ先、五卿警衛差肥後直次郎宰府ヨリ帰藩シテ、幕府目付小林政富將ニ至リ、五

卿ヲ江戸ニ拉セントスルノ報ヲ申告ス、是日藩庁軍賦役黒田清綱・川畑篤行伊右衛門ヲシテ

宰府ニ急行セシム、

コノ月

大番頭島津久義馬良ニ命シ、城下兵一隊ヲ率キテ禁闕守衛ヲ交代セシム、着京後浄福寺ニ屯ス、

四月小

一日 幕府目付小林政富宰府ニ至リ五卿ヲ東送セントシ、我カ藩及ヒ警衛ノ四藩士ヲ招致シ、五卿ニ謁センコトヲ求ム、

二日 幕府ヨリ長藩処分ニツキ、毛利左京以下召致ノ事ヲ藝藩ニ命セシ旨ヲ達セララル、

四日 黒田清綱等宰府ニ着、幕府目付小林政富ニ面会シテ、五卿ノ東送ヲ拒ム、

時勢ノ推移ニ鑑ミ、士衆二年頭・八朔・五節句ノ外常服ノ着用ヲ許ス旨ヲ布達ス、

五日 江戸留守居役所ヲ江戸手形所ト改称セシ旨ヲ布達ス、但シ公刃他所向ニ対シテハ故ノ如

シ、

七日 黒田清綱等三條實美等ニ謁シ、幕吏ト応接ノ状ヲ申告ス、

八日 幕府ヨリ明年佛国博覧会開催ニツキ、出品者ハ請願スヘキ旨ヲ達セララル、

十二日 家老諏訪廣兼ニ島津ノ称号ヲ許シ、尔来島津伊勢ト称ス、

十四日 在坂ノ老中板倉勝静大久保利通ヲ召シ、出兵ヲ内諭ス、利通之ヲ拒絕ス、

大山綱良ニ命シ、兵三十五人・砲三門ヲ率キテ宰府ニ急行セシム、

十五日 大阪留守居木場清生ヲシテ書ヲ幕府ニ呈シ、断然出兵ヲ拒絕セシム、幕府之ヲ却下ス、

十七日 京都留守居内田政風ヲシテ出兵ヲ辞スルノ書ヲ、幕府ニ提出セシ旨ヲ朝廷ニ具申セシム、

十八日 大山綱良等宰府ニ着シ、五卿ヲ警衛ス、

コノ月

五月小

十九日 大久保利通出兵拒絶ノ上書ヲ持シテ、板倉閣老ニ面見シ、幕府ノ失六ヶ条ヲ陳ヘ、論弁

数刻ニ渉ル、閣老已ムコトヲ得スシテ上書ヲ留ム、

二十二日 大山綱良等五卿ニ謁シ、公命ヲ述ヘ、衛士ヲ増發セシ旨ヲ白ス、

二十六日 黒田清綱・大山綱良等宰府ヨリ福岡ニ抵リ、同藩世子黒田慶賛ニ謁シ五卿ノ事ヲ謀ル、

公久光公ト家老以下諸有司ヲ二ノ丸ニ召シ、藩政改革ノ趣意ヲ親諭ス、

家老喜入久高ヲ罷メ、大目附新納久修ヲ家老ト為ス、

一日 藩政改革ノ親諭書ヲ布達ス、

親諭ニ基キ、家老ノ事務分担ヲ定ム、即チ小松清廉ヲ海軍掛兼集成館・開成所・他國修業掛ト為シ、岩下方平ヲ陸軍掛兼造士館・演武館・銃藥・甲冑・台場掛ト為シ、桂久武ヲ勝手掛兼勸農方・米穀金錢出納・琉球三島掛ト為シ、新納久修ヲ外國掛兼外國人応接・西洋器械並ニ諸生遠行掛ト為シ、島津廣兼・川上久運・川上久美ヲ定式掛兼月番廻取扱一切・寺社方・玉里・宗門方掛ト為ス、

(ママ)  
三日 久光公第九女民姫夭ス、

四日 軍備ヲ拡張スル為メ、各所管ノ經費ヲ縮少スル旨ヲ布達ス、

七日 幕府ヨリ五卿ヲ、目付小林政富ニ引渡スヘキ旨ヲ達セラル、

九日 宰府ニ在ル黒田清綱、五卿ノ警衛ヲ川畑篤行等ニ委シテ帰藩ス、

十日 大目付家老代町田久憲京師ニ抵リ、家老島津廣兼ト交代ス、

十五日 是ヨリ先、公英國公使パークス招待ノ事ヲ決シ、パークスニ招待状ヲ發ス、是日藩庁旨ヲ布達シ、予メ士庶民ヲ戒飭ス、

十六日 海軍所建設ニツキ兵士志願者ハ、掛用人ニツキ願出スヘキ旨ヲ布達ス、

慶應二年

家老新納久修ニ長崎出張ヲ命ス、

二十日 老中板倉勝靜我カ藩ノ出兵拒絶書ヲ再ヒ却下ス、

二十一日 海江田信義歸藩シテ、出兵拒絶ノ事情ヲ公父子ニ申報ス、

二十三日 家老島津廣兼ヲ陸軍掛兼造士・演武両館・銃葉・甲冑・台場掛ト為ス、

二十四日 海軍所ヲ島津久寛元丸〇都ノ邸地ニ建設スル旨ヲ布達ス、

二十五日 在京家老岩下方平下坂シテ、出兵拒絶書ヲ三度幕府ニ提出ス、板倉閣老公ノ署名ナキヲ

以テ之ヲ信セス、依リテ二十八日公ノ署名ニ改メ、更ニ提出ス、

二十六日 寺島宗則留學生村橋直衛及ヒ英人二人ヲ伴ヒ、歐洲ヨリ帰ル、

二十七日 寺院廢合ノ事ヲ布達シ、大目付兼勘定奉行關山金生礼以下ニ、寺院廢合調査掛ヲ命ス、

コノ月

藩政改革ノ結果、諸役名及ヒ役所ヲ改廢シテ、布達セシ者左ノ如シ、

○軍役方家老座ノ名目ヲ止メ、家老座ニ合併シ、新ニ軍賦役詰所ヲ置ク、

○側用人ノ役名ヲ廢シ、用人座ニ合併シ、用人ノ分担ヲ定ム、

○用人勝手方掛詰所ヲ、軍役方家老座跡ニ設ク、

○用人勝手方掛格物取扱ヲ、定式掛用人方取扱ト為ス、

○開成所掛船奉行ト定式船奉行ヲ合併シテ、海軍掛所管ト為ス、

○町奉行所ヲ廢シ、勝手方掛用人ヨリ兼務セシム、

○記録奉行ノ役名ヲ復旧シテ、文書奉行ト改メ添役見  
習問シ、役所ヲ文書方ト称シ、家老座席跡ニ

遷ス、

○寺社方ヲ山奉行所跡ニ遷ス、

○砲術館ヲ寺社奉行所記録所跡ニ遷ス、

コノ月

六月小

領内諸浦ニ他国船ノ入津ヲ許シ、且ツ自由交易ヲモ許ス旨ヲ布達ス、

草牟田屋敷ヲ鶴見崎ト称スル旨ヲ布達ス、

嘉祥玄猪ノ儀ヲ廢シ、諸士ノ伺候ヲ止ムル旨ヲ布達ス、

是ヨリ先、英学者嵯峨根重矩奥吉○丹後  
富津ノ人ヲ招聘シテ、開成所教師ト為ス、是月重矩ヲシテ

海軍法則ヲ翻譯セシム、

三日 老中小笠原長行小倉ニ着シ、即日長州討入ノ事ヲ公ニ達ス、

五日 雜紙方ヲ廢シ、紙類ノ自由売買ヲ許ス旨ヲ布達ス、

七日 海軍所掛員ノ職掌ニツキ諭達ス、

吉井友實使命ヲ帶ヒテ宰府ニ抵ル、中岡道正面見シテ、長藩ノ為メニ出兵ヲ依頼ス、

岸良彦七・平田平六山口ニ抵リ、藩主毛利敬親父子ニ謁シ、公父子ノ親書ヲ呈ス、

八日 布達シテ寄合以上ノ士ニ、他国修業ヲ奨励ス、

吉井友實福岡ニ往キ、同藩世子黒田慶賛ニ謁シテ使命ヲ陳へ、翌日幕府目付小林政富ニ

面見シテ、五卿東送ノ不可ヲ説破ス十七日宰府  
發シ帰藩ス

大山綱良・伊集院兼寛直右衛門ト共ニ、宰府ヨリ小倉ニ往キ長防ノ形勢ヲ探訪シ、十一日宰

府ニ歸ル兼寛ハ馬  
關ニ渡ル

十三日 英人接待ノ事ニツキ心得ヲ諭達ス、

十四日 肥後藩使者森惣四郎来麿ス、長州出兵交渉ノ為メナリ、西郷隆盛面接シテ之ヲ拒絶ス、

十六日 英国公使パークス及ヒ同国東洋艦隊水師提督キング、軍艦三艘旗艦アリンセスローヤル号・  
サーベント号・サラミス号ヲ率

キテ鹿兒島ニ来ル、  
英人來着ニツキ、又訓諭書ヲ發シ、士衆ヲ戒ム、

慶應二年

十七日 公久光公ト共ニ、有司ヲ随ヘ旗艦ニ往キ、午後公使・提督等ヲ磯邸ニ款待シ、饗応後大砲隊ノ射撃ヲ行フ中原道介之ヲ指揮ス、当日公父子特ニ公使・提督ヲ引見シ、通訳ヲ以テ往日ノ宿憤ヲ去リ、将来一層親交ノ意ヲ言明ス、

十八日 小松・西郷等サラミス号ニ往キ、パークス公使ニ会见シテ、外国ニ対スル我カ藩ノ真意ヲ告ケ、将来ノ親交ヲ約ス、同日久治・珍彦君等英人ヲ集成館ニ案内ス、

英学者田中洪藏ヲ招聘シテ開成所教師ト為ス、

十九日 公五弟ヲ随ヘ旗艦ニ赴キ、英艦ノ戦闘操練及ヒ実弾射撃等ヲ觀ル、

二十日 公父子磯邸ニ於テ英艦陸戰隊ノ操練ヲ觀ル、

二十一日 パークス公使辞去ス、同日英人ヲ磯山ニ案内シ猪狩ヲ催ス、

二十二日 キング提督ニ艦ヲ率キテ辞去ス、

二十七日 是ヨリ先、小倉出張ノ幕府大目付ヨリ重テ出兵ヲ促ス、是日公亦出兵拒絶ノ書ヲ提出シ、曩ニ大坂留守居ヲシテ提出セシメシ書ヲ添附ス、

二十八日 在坂ノ家老岩下方平留守居内田政風ト共ニ勝安芳ニ面見シ、出兵拒絶ノ事ニ就テ談論ス、軍備拡張ニツキ重出米課出ノ事ヲ諭達ス、

江戸・京都・大坂留守居ノ役順ヲ、京都・江戸・大坂ノ順ニ改ムル旨ヲ布達ス、  
公江戸留守居ヲシテ英和对訳辞書三百部ヲ購入セシム、

七月大

四日 磯・尾畔・玉里ノ三奉行ヲ廢シ、鷹部屋及ヒ鳥見方ヲ庭方ヘ合併ス、

七日 京都留守居内田政風、禁關守衛兵不日着京ノ旨ヲ朝廷ニ稟申ス、

八日 奥向諸掛出納所管ヲ変更シテ布達ス、  
指宿・谷山・伊集院・郡山・櫻島ノ鷹場ヲ廢スル旨ヲ布達ス、

久光公手許金一万両ヲ支出シテ、陸海軍擴張費ノ補助ト為ス、

九日 公島津久治君ヲシテ家老ノ事務ヲ執ラシム、

十日 是ヨリ先、幕長開戦ニツキ禁闕守衛兵六隊増遣ノ議ヲ決シ、是日先ツ三隊番兵二隊、外城兵一隊ヲ豊

瑞・萬年ノ二汽船ニテ東上セシム十六日、十九日二隊着京、着坂、二十日二隊着京、

勝手方用人伊地知貞馨、公久光公ト連署ノ建白書ヲ携ヘテ東上ス、

寺島宗則ヲ江戸ニ遣ス、英公使パークスヲ説得セシムル為メナリ二十九日着五

十一日 老中板倉勝静我カ藩ノ出兵拒絶書ヲ又却下シ、朝命ヲ名トシ更ニ出兵スヘキ旨ヲ達ス、

十六日 大目付町田久成、留学生五人東郷愛之進、名越平馬、高見ヲ率キテ歐洲ヨリ帰ル、

十七日 禁闕守衛兵一隊甲木野市來、物主有馬雄之介ヲ東上セシム、

二十日 公久光公ト連署ノ書ヲ朝廷ニ上リ、国家危急ノ状ヲ聞シ、征長ノ兵ヲ解キ、政体ヲ更新

センコトヲ請フ、

大將軍徳川家茂大坂ニ薨ス、秘シテ喪ヲ発セス、

海軍兵士ノ操練ヲ初テ天保山ニ行フ、

二十一日 京都衣笠山下ノ用地ヲ以テ、練兵場ト為ス旨ヲ朝廷ニ稟申ス、

二十二日 是ヨリ先、英國船一艘種子島ニ於テ難破シ、是ノ日其ノ生存者三人鹿兒島ニ來ル、乃チ

衣類ヲ給シテ厚ク待遇ス、

京都留守居内田政風、長防士民ノ哀訴状ヲ伝奏ニ呈出シ、執奏ヲ請フ、

政風又長藩ノ依頼書ヲ加賀藩以下三十一藩ニ回達シ、救解ヲ謀ル、

禁闕守衛兵一隊伊集院郡山、物主大野五左衛門ヲ東上セシム、

二十五日 肥前・肥後・筑前・久留米・柳川・土州・米澤・雲州・松山・忍ノ十藩、長藩救解ニ関

慶應二年

スル我カ藩ノ提議ヲ拒絶ス、

二十六日 禁闕守衛兵一隊分、物主井上助右衛門ヲ東上セシム、

二十七日 是ヨリ先我カ藩禁闕守衛兵入京スルヤ、京師流言アリ、我カ藩ト會藩ノ間ニ事変起ルト為シ、寺町・今出川辺騷擾ス、依リテ是ノ日留守居内田政風書ヲ發シ、市民ヲ解諭シ、又書ヲ會藩ニ致シ騷擾鎮撫ノ事ヲ依頼ス、

大坂留守居木場清生ヲシテ書ヲ幕府ニ呈シ、又出兵ヲ辞セシム、

二十九日 幕府ヨリ防長ノ処置畢ラサルヲ以テシ、五卿ノ護送ヲ中止スル旨ヲ達セラル、

三十日 禁闕守衛兵一隊伊作・阿多、田布施、物主鈴木七ヲ東上セシム、

時勢ニ応シ諸事西洋各国ノ短長ヲ取捨スヘキ旨ヲ諭達ス、

コノ月

京都留守居ヲシテ英艦鹿兒島ニ來航ノコトヲ幕府ニ稟申セシム、

長藩奇兵隊書ヲ我カ藩ニ贈リ、朝廷ヘ使者差遣ニツキ斡旋ヲ乞フ、

藝藩使者來慶シ、西郷隆盛面接ス、

家老川上久美ヲ罷ム、

島津助之丞以下十人ニ江戸遊学ヲ命ス、

公書ヲモンプランニ贈リ、曩キニ新納久修・五代友厚ヲシテ契約セシムル所ノ商社設立ヲ認可シ、其ノ為メ更ニ使節ヲ派遣スル旨ヲ通ス、

八月大

三日 家老新納久修・側役吉井友實ヲ東上セシメ、又吉田清右衛門ニ命シ、兵二十余人ヲ率キ

テ宰府ニ往カシム九日着ス

四日 禁闕守衛兵一隊加世、田、物主前田新次郎東上ス、

五日 五卿守衛士伊集院兼寛、中岡道正ト宰府ヨリ山口ニ密行ス、長藩ノ形勢探訪ノ為メナリ、

岩倉具視又書ヲ我カ藩士藤井・井上兄弟ニ贈リ、王政復古ノコトヲ、山階宮・近衛前関白等ニ勸説セシム、

八日 新納久修博多ニ寄港シ、村田新ハヨリ小倉落城及ヒ各所戦争ノ情報ヲ得テ、藩庁ニ報告ス、

九日 札会所及ヒ鑄物方ヲ大門口ニ遷シ、勘定方小頭安田轍蔵ヲ掛ト為シ、金銀錢ノ楮幣ヲ製造セシム、

十日 五卿守衛差引伊集院伊膳兵四十余人ヲ率キテ、宰府ヲ発シ帰藩ス、

十二日 大山綱良肥後藩士古閑富次ト馬關ニ往キ、長藩高杉晋作等ニ会见シテ五卿ノ事ヲ議ス、

十六日 陸軍操練所ヲ寺社奉行所文書方跡ニ新設スル旨ヲ布達ス、

十七日 陸軍兵士志願手続ノコトヲ布達ス、

馬売買取締ノコトヲ布達ス、

二十五日 新納久修・吉井友實着京シ、統テ東下ス翌月二日丑 戸ニ着ス

コノ月 朝廷ヨリ禁闕守衛兵増発ニ就テ、御沙汰書ヲ賜フ、

側役大久保利通ヲシテ京都留守居ヲ兼ネシメ、納戸奉行兼軍賦役黒田清綱ヲ用人格陸軍掛ト為ス、

九月小 六日 幕府目付小林政富筑前ヲ発シ東帰ス、大山綱良西郷従道侯ト宰府ヨリ長藩ニ往キ、小林

等ノ為メニ馬關通過ノコトヲ斡旋ス、

七日 朝廷ヨリ久光公ニ、至急上京ノ旨ヲ達セラル、同日在京ノ松平慶永モ亦書ヲ久光公ニ寄

セ、上京ヲ促ス、

八日 在京家老岩下方平久光公ニ賜フ勅書及ヒ松平慶永ノ書ヲ齎シテ西帰ス十九日 着院ス

慶應二年

徳川慶喜ノ用人梅澤亮孫太 鹿兒島ニ来リ前日、公父子ニ謁シテ久光公ノ上京ヲ促ス九日

十一日 在坂ノ伊地知貞馨留守居木場清生・税所篤等ト大和ニ往キ、交易ノ為メ、南都ノ地ヲ相

ス十六日、蓋シ京師一朝事アルノ日、兵ヲ屯營セシムルノ便ヲ得ントスルナリ、

十六日 大久保利通国事ニ係ハル朝議ハ姑ク停メ、召集諸藩ノ入朝ヲ俟ツテ、天下ノ公論ニ決セ

ンコトヲ近衛内大臣ニ進言ス、内大臣之ヲ可トシ、山階宮・徳大寺右大臣、一條・九條  
兩大納言等ノ同意ヲ得、是日連署シテ其旨ヲ建言ス、

二十日 大番頭兼側役西郷隆盛ヲ大目付ト為ス、側役故ノ如シ、

二十三日 京都邸ヨリ海江田信義ヲ帰藩セシメ、朝廷ノ事情ヲ報告セシメ、久光公ノ上京ヲ促ス、

又大山巖助ヲ使シテ、朝廷ノ事情ヲ長藩及ヒ五卿ニ報セシム、

二十四日 西郷從道中岡道正ト共ニ、長藩ヨリ京師ニ抵リ、勝安芳カ長藩有司ト談判セシ形行ヲ報  
ス、

二十五日 大山綱良山口ヨリ宰府ニ歸リ、長藩及ヒ京師ノ事情ヲ五卿ニ報シ、翌日宰府ヲ発シテ帰  
藩ス、

二十九日 京都守衛兵帰着ス、伊地知貞馨モ亦大坂ヨリ歸リテ復命ス、

近衛内大臣ヨリ大久保利通・小松清廉ニ国事談議ノ為メ、自由面議ヲ求メラル、

他国ニ於ケル犯罪者ヲ、嚴科ニ処スル旨ヲ諭達ス、

コノ月  
十月大

二日 家老新納久修江戸ヨリ京師ニ至ル、

五日 伊集院兼寛・桐野利秋中村半次郎等品川彌二郎等ヲ同伴シテ京師ニ抵リ、藩邸ニ潜居セシム、

七日 大久保利通六日ノ言上ニ引キ続キ書ヲ近衛内大臣ニ呈シ、徳川慶喜將軍職就任ヲ辞退

セハ之ヲ好機トシ、諸藩来会マテ宣下セラレサランコトヲ建言ス、

コノ月

十四日 長岡護美書ヲ久光公ニ寄セ、幕府ノ情況ヲ報シ、又事務ニ関スル意見ヲ陳ス、

十五日 久光公上京ヲ止メ、家老小松清廉・側役西郷隆盛ヲ上京セシム、依リテ答書ヲ松平慶永

ニ与ヘ、上京猶予ノコトヲ通ス、

五卿守衛差引川細篤行等任滿テ宰府ヲ發シ帰藩シ、大山綱良ハ鹿兒島ヲ發シテ、又宰府ニ往ク、

十八日 大山綱良熊本ニ往キ、守衛ノ五藩一致シテ、五卿ノ復職帰洛ヲ斡旋センコトヲ勸説ス、

二十二日 大山綱良宰府ニ着シ、小松・西郷等上京ノ事ヲ、三條實美等ニ告ク、

二十四日 是ヨリ先公修交ノ為メ、黒田清綱ヲ正使ト為シ、平川甚左衛門・東郷重持郎應四等ヲ付シ、

長藩ニ遣ス、清綱等山口ニ抵リ、是日藩主毛利敬親父子ニ謁シテ使命ヲ陳ヘ、物ヲ贈ル

細上布十端・刀大  
小一口・槍二本、翌日敬親有司ヲシテ清綱等ヲ款待セシメ、各金ヲ賜フ、

二十五日 公家老桂久武ヲシテ開成所ニ臨ミ、学則ヲ教授等ニ達シ訓諭セシム、

二十六日 小松・西郷等海軍兵一隊ヲ率キテ京師ニ着ス、

二十七日 山階宮及ヒ正親町三條・中御門・大原等二十二卿、結党上書ノ故ヲ以テ所罰セラル、大

久保利通等其ノ不当ヲ近衛内大臣ニ進言ス、

二十八日 朝廷ヨリ久光公ノ上京ヲ促サル、

公家老岩下方平ヲ佛国ニ差遣ス〔十一月十日鹿兒島出帆〕、曩ニモンプラント契約セシ商社ノ事ヲ協定シ、且ツ各国ト和親ヲ結ハシメ、又巴里博覽会ニ産物ヲ出品セシムル為メナリ、

江戸留守居ヲシテ、佛国博覽会へ国産物出品ノ事ヲ幕府ニ稟申セシム、幕府指令シテ出品目録ヲ提出セシム、

慶應二年

十一月大

藩士三雲藤一郎小倉藩ノ為メニ長藩ノ軍營ニ往キ、止戦ノコトニ尽力ス、

二日 久光公書ヲ朝廷ニ上リ、所勞ヲ以テ上京ノ猶予ヲ請フ、

五日 大山綱良宰府ヨリ福岡ニ往キ、〔六日〕藩主黒田齊溥ニ謁シ、同藩有志ノ罪ヲ宥サンコトヲ勸告ス、

六日 横濱ノ外人居館焼失ノ報アリ、是日京都邸ヨリ吉井友實ヲ出府セシメ、英国公使ヲ慰問セシム十四日ミニス  
トルニ応候ス

八日 佛国博覧会出品ヲ、英国船ニ托シテ發送ス、

十二日 老中板倉勝静在京家老小松清廉ヲ招致シ、久光公ノ上京ヲ促ス、清廉久光公ノ衷情ヲ告ゲテ、上京猶予ノ止ムヲ得サル旨ヲ答フ、

清廉留守居附役田中清之進ヲ帰藩セシメ、京師ノ近状及ヒ老中ト会谈ノ顛末ヲ桂久武ニ報シ、久光公ニ聞セシム、

十四日 是ヨリ先家老連署シテ、俸禄ノ幾分ヲ以テ、藩費ヲ補助センコトヲ請フ、是日之ヲ許シ各三百石ヲ納ル、

十六日 黒田清綱等長藩使節木戸孝允等ヲ同伴シテ山口ヲ發シ、二十六日（イ）帰着ス、

二十三日 大山綱良五卿警衛ノ四藩士ト共ニ、宰府ヲ發シ上京ス、五卿ノ為メニ、宥罪復職ノコトヲ斡旋スルナリ、

二十四日 江戸留守居書ヲ幕府ニ出シ、佛国博覧会出品目錄提出ノ事ニツキ稟請ス、

二十六日 長岡護美書ヲ久光公ニ寄セ、長・小倉兩藩和解ノ為メニ、我カ藩士等ニ協同斡旋ヲ求ム、

二十九日 公父子長藩使節木戸孝允・河北一ヲ二ノ丸ニ引見ス、木戸使命ヲ述ヘ、進物袴地四反・羽二重五匹外産物等ヲ呈ス、公ヨリテ二人ニ各物本戸（刀一腰・銀五枚・紺上布二反、河北（脇差一腰・銀三枚・紺上布二反）ヲ賜ヒ、且ツ火薬一万包ヲ贈遣

コノ月

ス、木戸等<sup>(14)</sup> 日辞去ス、

京都留守居内田政風ヲシテ、征長解兵近畿小康ノ故ヲ以テ、禁闕守衛兵一隊ヲ上京セシメ、他ハ皆撤スル旨ヲ朝廷ニ具申ス、

遣欧使節岩下方平・市來政清<sup>六左衛門</sup>等六人<sup>野村社七・渋谷彦助、</sup>英国汽船ニ駕シテ鹿兒島ヲ発ス、

紡績器械・砂糖製法器械等鹿兒島ニ着ス、続イテ英人三人着ス、依リテ紡績所ヲ集成館

鑄物方跡ニ建設シ、又招聘セシ英人ノ居館ヲ磯龍洞院跡ニ設ケ、勝手方用人松岡政人・

作事奉行折田年秀等ニ建設掛ヲ命ス<sup>翌年五月竣工ス</sup>

一向宗取締ノコトヲ封内ニ布達ス、

五代友厚長藩ノ廣澤真臣及ヒ坂本直柔ト馬關ニ会シ、商社ノ契約ヲ結フ、

小倉藩ノ使者村山得太郎來麿シ、長藩ト和議ノコトニツキ斡旋方ヲ哀願ス、

肥後藩ノ使者山形典二郎來麿シ、家老桂久武応接ス、和親ヲ求ムルナリ、

英国アドミラルノ使者鹿兒島ニ來リ、曩ニ難破船員ヲ收容セシヲ謝ス、

十二月大

五日 徳川慶喜征夷大將軍ト為ル、

七日 家老桂久武ニ寺院取調掛ヲ命ス、

九日 西郷隆盛大坂ニ在リ、是日兵庫ニ往キ、小豆屋ニ於テ英国公使通訳官サトートト会见シ、

条約締結ノコトニツキ談議ス、

十日<sup>(15)</sup> 在京家老小松清廉大將軍慶喜ノ從士梅澤亮ト会见シ、時事ニツキ談論ス、

十四日 大山綱良ヲシテ五卿守衛ノ四藩士等ト連署ノ書ヲ幕府ニ提出シ、五卿ノ寛典帰洛ヲ請ハ

シム、

二十三日 伊地知正治京師ヨリ帰着シテ公父子ニ謁シ、京師ノ事情ヲ聞ス、

二十四日 陸軍兵士二百三十四人ヲ採用シ、成田彦十郎・木脇権一兵衛・肝付半平ニ隊長ヲ命ス、  
二十五日 孝明天皇崩御二十九日喪ヲ發ス、

二十九日 在京家老小松清廉主上崩御ノコトヲ藩庁ニ報告ス、  
公時機ニ依リ、諸役ノ職掌ニ関スル意見ヲ直接有司ニ徵スル旨ヲ布達セシム、  
コノ月

篠崎仲苗藤十 ヲ江戸留守居ト為ス、

月日不明

軍政振張ノ故ヲ以テ、陸海軍ニ関スル事務ヲ、特ニ精勵スヘキ旨ヲ諭達セシム、

慶應三年丁卯公年二十八

一月小

二日 岩下方平等佛国巴里ニ着ス、

四日 在京家老小松清廉踐祚等ノ期日ヲ藩庁ニ報告ス、

九日 皇太子踐祚、二條関白撰政ト為ル、

十日 藩庁主上御惱ニツキ、士衆ニ謹慎スヘキ旨ヲ布達ス、

十五日 尚齒恩恵ノコトヲ令達ス、

在京ノ西郷隆盛・大久保等、長藩士井上馨前日入京品川彌二郎ト会見シ、時事ヲ議論ス、

二十二日 在京ノ西郷隆盛諸大藩上京ノ議ヲ決センガ為メ、京師ヲ發シ西歸ス西郷従道・川村純義等同行ス

禁闕守衛ハ一隊ヲ殘シテ、余ハ皆京師ヲ撤ス、

二十三日 幕府ヨリ五卿ヲ京師ニ護送スヘキ旨ヲ達セラル、

天保通寶及ヒ半朱錢ノ通融価額ヲ改定シテ布達ス、

二十五日 我藩五卿帰洛ニ関スル事項ヲ警衛ノ四藩ニ協商ス、

二十六日 在京家老小松清廉等、有栖川宮・正親町三條實愛以下十一人赦宥ヲ賜ヒシ旨ヲ藩庁ニ報

告ス、

コノ月

二十七日 小松清廉目付原忠成ニ依リ、五卿帰洛ニ関スルコトヲ幕府ニ建言ス、  
陸海軍所設置ニツキ、従前ノ旗本備ヲ廢シ、更ニ其節度ヲ定メテ布達ス、  
公父子主上崩御ニツキ、島津忠欽等進今和泉領主ヲ名代ト為シ、上京天機ヲ奉伺セシム、

大目付關山金生礼モ同行セシム、町田久憲ニ交代セシムルナリ、  
幕府ヨリ五卿護送ノコト、暫ク見合スベキ旨ヲ達セラル、大山綱良即日之ヲ四藩ニ通達  
ス、

陸軍操練所ヲ陸軍所ト改メ、本丸陸軍方ヲ出張陸軍所ト称ス、

○陸軍所建設ニツキ、新ニ大隊長以下職制俸祿ヲ規定ス、

○陸軍兵士採用ノ年齢ヲ規定ス、

○少壯吏員ニ命シテ、軍務ヲ兼勤セシム、

○從來造士・演武両館ニ出席セシ窮士ヲ陸軍所詰ト為シ、又窮士二百三十人六ヶ月交代ヲ  
以テ陸軍所詰ト為ス、又窮士中ノ郡方支配見締人ヲ、陸軍方支配各所台場見締人ト為ス、  
○各師範家ニ委セシ武術練習所ヲ陸軍所所轄ト為ス、

在京家老小松清廉五卿帰洛ノ命ヲ下サレンコトヲ、朝廷ニ入説ス、

小松清廉ヲ城代兼家老ト為ス、

二月大

一日 西郷隆盛等及ヒ禁闕守衛兵帰着ス、

五日 大山綱良等京師ヲ発シ西帰ス、途十九日長州小郡ニ往ク、木戸孝允会见ノ為メナリ、

幕府ヨリ五卿帰洛後ノ処分ヲ我藩ニ達シ、之ヲ他ノ四藩ニ伝ヘシム、

十三日 是ヨリ先藩庁重臣等西郷隆盛ノ意見ニ依リ藩論ヲ決シ、公父子ニ聞ス、久光公乃チ上京  
ノ意ヲ決シ、是日西郷ヲ土佐及ヒ宇和島ニ使ス、

慶應三年

十五日 島津忠欽公父子ノ名代トシテ參内シ、天機ヲ奉伺ス、

十六日 西郷高知ニ往キ、山内豊信ニ謁シテ使命ヲ述ヘ上京ヲ促ス、

十七日 先帝ノ大葬終了ニツキ、兩公以下諸臣月代ノコトヲ布達ス、

十九日 江戸留守居新納立夫ヲ京都留守居兼勝手方掛ト爲ス、

二十四日 西郷宇和島ニ抵リ、伊達宗城ニ謁シテ使命ヲ述ヘ上京ヲ促ス、

二十七日 西郷帰麿シ久光公ニ復命ス、

大山綱良廿四日宰府ニ着シ、帰洛周旋ノ顛末ヲ三條實美等ニ申越シ、是日中岡道正ヲ伴

ヒテ宰府ヲ發シ帰藩ス、

二十九日 久光公天機奉伺及ヒ国事周旋ノコトヲ以テ上京スル旨ヲ布達ス、

三十日 幕府ヨリ兵庫開港ニ就テ、久光公ニ意見ヲ徵セラル、

コノ月  
〔ママ〕 諸有司ノ諸礼格式ヲ改定シテ布達ス、

三月小  
〔ママ〕 日 久光公十九日發途ノ旨ヲ布達シ、城下兵一大隊但一番隊至六番隊及ヒ大砲隊一隊ニ随從ヲ命ス、

二日 大山綱良宰府ヨリ帰藩シテ、五卿ノ為メニ上京周旋セシ始末ヲ、公父子ニ聞ス、

四日 伝奏ヨリ市中取締ノコトヲ達セラル、

島津忠欽京師ヲ發シ帰途ニ就ク、大目付町田久憲モ亦統テ帰藩ス、

九日 中岡道正久光公ニ謁ス、久光公上京周旋ノコトヲ、三條實美等ニ伝ヘシム、道正十一日

辞去ス、

〔ママ〕 日 久光公ノ上京ヲ二十五日ニ延期スル旨ヲ布達ス、

〔ママ〕 日 随從兵隊ノ心得及ヒ滞坂中警衛ノ次第ヲ布達ス、

十八日 藩士桐野利秋・伊集院金次郎京都ヨリ宰府ニ抵リ、五卿ニ謁シ京師ノ状況ヲ報ス、

幕府ヨリ久光公ニ、兵庫開港ニ就テ意見ヲ録上スヘキ旨ヲ達セラレ、

(大坂)  
二十日 大山綱良医師前田杏齋ヲ伴ヒ宰府ニ抵リ、久光公上京ノコトヲ三條實美等ニ聞ス、

二十一日 村田新八・寺田平之進上京ノ途、小郡駅ニ於テ長藩士廣澤真臣兵ニ会见シ、久光公上京ノコトヲ告ク、

二十三日 五卿警衛士吉田清右衛門ヲ、五卿帛洛打合セノ為メ上京セシム、

二十四日 朝廷ヨリ久光公ニ、速ニ上京シテ兵庫開港ノ可否ヲ建議スヘキ旨ヲ命セラレ、

海陸軍軍賦ノ課程ヲ規定シテ布達ス、又武器手当ノコトヲ布達ス、

二十五日 久光公鹿兒島ヲ発シ上京ノ途ニ就ク、西郷隆盛・養田長胤等及ヒ城下兵一大隊及海軍兵大砲隊等七百余人居隨ス、

二十九日 京都留守居内田正風、山階宮・正親町三條大納言以下二十一卿ノ赦宥ノコトヲ、藩庁ニ報告ス、

軍賦改革ノコトヲ諸地頭及ヒ郡奉行ニ通達ス、

財政多端ノ故ヲ以テ、窮士ノ救助金配与ヲ止ムル旨ヲ布達ス、

能方役者ヲシテ陸軍築隊ヲ兼務セシム、

コノ月

四月大

二日 久光公大坂ニ着シ滞留ス、松平慶永等ノ出京ヲ待ツナリ、

六日 封内ニ諭達シテ、大ニ土地開墾ヲ奨励ス、

七日 越藩士青山小三郎松平慶永上京ノ期日ヲ大久保利通ニ報ス、利通即日之ヲ久光公ニ申報ス、

十一日 大目付町田久憲ヲ家老ト為ス、

十二日 久光公京師ニ着シ、即日着京ノ旨ヲ朝廷及ヒ幕府ニ稟申ス、

慶應三年

京都邸吏ヲシテ寺町通淨花院ヲ藩兵ノ止宿所ト為ス旨ヲ稟申セシム、

十五日 伊達宗城入京シ、翌日松平慶永モ亦入京ス、

十六日 結城筑後守朝政ニ関スル綱目ヲ、密ニ小松清廉ニ依リ久光公ニ呈ス、

十七日 朝廷ヨリ禁闕ノ警衛ヲ一層嚴ニスヘキ旨ヲ達セラル、英人内地ヲ通行シ、潜ンテ京師ニ

在ルヲ疑フヲ以テナリ、

十九日 英人通行ノ事事実相違ニツキ、警衛ニ及バサル旨ヲ達セラル、

久光公先帝ノ御陵ニ参拝セラル、

二十一日 滯佛中ノ岩下方平書ヲ桂久武等ニ贈リ、着後ノ事情ヲ報告ス、

二十三日 岩倉具視書ヲ大久保ニ贈リ、勤王ノ堂上ニ対シ、幕府庄迫ノ内情ヲ告ケ、皇威振張ノ為

メニ尽力ヲ望マル、

二十八日 久光公飛鳥井中納言・日野大納言・二條摂政等ノ諸卿ヲ訪問ス、

三十日 老中ヨリ久光公ニ朝議参列ノ旨ヲ通達ス、兵庫開港問題ヲ議スルナリ、久光公留守居ヲ

シテ、所勞ニ付不参ノ旨ヲ稟申セシム、

コノ月

諸士ノ給地高ニ掛ル小普請銀ヲ免スル旨ヲ布達ス、

大番頭以下ノ吏七十歳以上ノ者ハ、星ヲ免スル旨ヲ布達ス、

演武館弓場ニ於ケル諸士弓ヲ廢スル旨ヲ布達ス、

郷土ヲ諸郷地頭支配ト為シ、何方郷士ト称スヘキ旨ヲ布達ス、

五月小

二日 久光公山内豊信前日ヲ訪ヒ、又山階宮・近衛家ニ参殿ス、

四日 久光公松平慶永・山内豊信・伊達宗城等ト越藩邸ニ会シ、朝廷ニ人材登庸建言ノコトヲ

決議ス、

六日 久光公慶永・豊信・宗城等ト二條摂政ニ謁シ、伝・議而奏補欠ノ急ヲ建言ス、

八日 大久保利通越・土・宇和島三藩士等ト二條摂政ニ謁シ、朝議開催ヲ促ス、

十日 桐野利秋等長藩山縣有朋介ヲ伴ヒテ京師ニ抵ル、

久光公慶永・宗城ト共ニ、又二條摂政ニ謁シ、伝・議而奏補欠ノ評議ヲ促ス、

十二日 久光公慶永・宗城ト土藩邸ニ会シ、十四日登宮ノコトヲ決ス、

十三日 久光公書ヲ慶永ニ贈リ、所勞ニツキ登宮ヲ辞ス、同日老中ヨリ久光公ニ、明日登宮スベ

キ旨ヲ達ス、

十四日 大目付關山金生ニ滞京中家老ノ事務ヲ命ス、

久光公慶永・豊信・宗城等ト二條城ニ登宮シテ、大將軍慶喜ニ謁シ、兵庫開港及ヒ長藩

処置ノ二事ヲ議ス、

十七日 久光公慶永・宗城等ト土藩邸ニ会シ、兵庫開港・長藩処置ノ順序及ヒ小笠原閣老免黜ノ

コトヲ議ス、

十八日 朝廷ヨリ久光公ニ、国事尽力ノ褒勅及ヒ酒肴ヲ賜フ、

十九日 久光公慶永・宗城ト登宮シテ、長藩処置ヲ先ニスヘキ旨ヲ建言ス、

二十日 久光公書ヲ徳川慶勝ニ発シテ上京ヲ促ス、

二十一日 久光公マタ慶永・宗城ト登宮シテ、板倉・稲葉両閣老ニ会见シ、長藩処置ヲ先ニスヘキ

旨ヲ進言ス、

中岡道正・板垣退助当時京藩邸ニ来訪ト稱ス、西郷・大久保・吉井等面見シテ国是ヲ議ス、

二十三日 幕府ヨリ久光公ニ参朝スヘキ旨ヲ達ス、久光公辞シテ参朝セス、議行ハレサルヲ知ルヲ

慶應三年

以テナリ、

久光公慶永・豊信・宗城ト連署シテ書ヲ幕府ニ呈シ、長藩処置・兵庫開港ノ二事ハ、緩急先後ヲ商量シテ之ヲ施行セシムルコトヲ建言ス、

二十四日 朝廷小松清廉ヲ召シ、久光公ノ參朝ヲ促サル、久光公又所勞ヲ以テ之ヲ辞ス、同日朝議遂ニ長藩処分ヲ寛ニシ、朝敵ノ榜示ヲ除キ、又兵庫開港ヲ許スニ決セリ、

二十五日 小松清廉・大久保利通・慶永・宗城等ト土藩邸ニ會議ス、

二十六日 久光公慶永・豊信・宗城ト再ヒ連署ノ書ヲ朝廷ニ上ル、朝命ノ出ル所嚮ニ幕府ニ建議セシ所ト齟齬スルヲ以テナリ、

二十八日 幕府ヨリ久光公ニ登宮ヲ促ス、久光又之ヲ辞ス、

コノ月

給地売買ノコトニツキ諭達ス、

諸役任命ノ際ニ於ケル誓詞ヲ止ムル旨ヲ布達ス、

用人席納戸奉行兼軍賦役頭取黒田清綱ニ、諸郷兵隊取調掛ヲ命ス、

六月小

八日 松平慶永・伊達宗城来邸、久光公会談ス、

十一日 幕府目付小林政富、我藩及ヒ五卿警衛ノ四藩吏ヲ招致シ、五卿帰洛遷延ノ理由ヲ問フ、

十六日 久光公長藩士山縣有朋・品川彌二郎ヲ引見シ、京師ノ形勢ヲ説キ、一層困事尽力ノ旨ヲ告ケ、帰藩シテ毛利敬親父子ニ報セシメ、且ツ六連銃一挺ヲ賜フ、同夜小松・西郷・大

久保等山縣等ト協議シ、山縣等ハ十七日辞帰ス黒田清隆・村田新八ノ二人コレヲ大坂ニ送ル

二十二日 小松・西郷・大久保等土藩ノ後藤象次郎等ト三本木ノ旗亭ニ會シ、王政復古ノ盟約ヲ協

定ス、

コノ月

大村藩士渡邊清京都藩邸ニ来リ、其主大村純熙丹後守ノ書ヲ留主居内田政風ニ提出シ、共

七月〔小〕

ニ国事ニカヲ致サンコトヲ以テス、

二日 宰府ニ於テ大山綱良四藩士等ト、五卿上京ノ督促ニ答フル事件ヲ議ス、

後藤象次郎等將ニ帰藩セントス、西郷等之ヲ木屋町柏亭(マツ)ニ招待ス、

四日 久光公伊達宗城ト連帯ノ書ヲ山内豊信ニ発シ、蹶起ヲ促ス、

七日 久光公褒勅拜戴ニ付、一門以下登城シテ之ヲ賀ス、

京都邸ヨリ村田新八ヲ長藩ニ使ス、土藩ト盟約ノコトヲ報スル為メナリ、

九日 大山綱良筑前藩小河伊兵衛ト宰府ヲ発シ東上ス、五卿ノ素志ヲ報スル為メナリ、

十日 英国留学中ノ森有禮・吉田清成等五人連署ノ書ヲ、大久保利通・伊集院左中ニ贈リ、モ

ンプランノ人物ヲ報シ、彼ノ説ヲ採用スルコト勿ランコトヲ建言ス、

十八日 松平慶永小松ヲ召シ帰国ヲ告ケ、心事ヲ久光公ニ聞セシム、

十九日 久光公小松ヲシテ書ヲ慶永ニ贈リ、帰国猶予センコトヲ勸ム、

二十七日 在京ノ西郷隆盛下坂(二十六日)シテ、英国公使通訳官サトーニ会见ス、英国ニ依り幕

佛ノ結托ヲ牽制センカ為メナリ、

二十九日 在京ノ五卿警衛五藩士我カ藩邸ニ会シ、五卿ノ帰洛ハ長藩処分ノ後ニ於テスヘキヲ議シ、

即日旨ヲ幕府ニ稟申ス、

汽船三邦丸ヲ一時土藩ニ貸与ス、同藩吏由比猪内・佐々木高行等大坂ヨリ土佐ニ回航ス、

岩下方平等佛国マルセイユヲ発シ英国ヲ経テ帰途ニ就ク、

コノ月

公上京ノ旨趣ヲ封内ニ諭達ス、

外城兵ヲ鹿兒島ニ召集シ、随従兵ニ大隊ヲ組織ス、

岩下方平等ニ付随セシ澁谷彦助・養田新平ノ二人、佛国ヨリ帰り彼地ノ事情ヲ報告ス、

慶應三年八月大

三日 伊地知貞馨長崎ヨリ帰り、五代友厚上海渡航ノコト及ヒ購入武器代調達ノコト等ヲ報告ス、

四日 朝廷ヨリ久光公ニ、長藩処分・兵庫開港二件ノ先後遅速ニ関スル朝旨ヲ示シ、猶之ヲ幕府ニ候スヘキ旨ヲ達セラル、

六日 久光公伊達宗城ト連署上書シテ、朝旨ヲ大將軍ニ候スルノ理ナキヲ上陳ス、

七日 紙幣引換ノ件ヲ封内ニ布達ス、

十日 朝廷ヨリ久光公ニ、上書ノ趣ハ幕府ヨリ其令アルヘキ旨ヲ達セラル、

十一日 長藩士柏村數馬・御堀耕助藩命ヲ奉シテ上京シ、我カ藩邸ニ入ル、

十二日 久光公書ヲ朝廷ニ上リ、病ヲ以テ大坂ニ赴キ静養センコトヲ請フ、朝廷之ヲ聴サル、

奈良原繁ヲ上京セシメ、又番兵二小隊ヲ翔鳳丸ヨリ東上セシム、

十四日 久光公伊達宗城ト再ヒ書ヲ朝廷ニ上リ、曩日ノ朝旨ニ対シ上申ス、朝廷書ヲ以テ慰諭セラル、

柏村數馬等其主毛利敬親父子ノ久光公ニ贈ル書ヲ西郷ニ出シ、長藩ノ為メニ尽力セシヲ謝ス、同夜小松・西郷・大久保等柏村等ヲ招待シテ、王政復古ノ挙ニツキ談議ス、

十五日 久光公京師ヲ発シ大坂ニ下ル、小松・大久保等随從ス、

十六日 在筑ノ大山綱良肥後藩ノ古閑富次ト馬關ニ赴キ、長藩谷潜藏・前原彦太郎ト五卿ノ事ニ

付談判セシ旨ヲ藩庁ニ報告ス、

十七日 長藩使者柏村數馬京師ヲ辞ス、黒田・村田等之ヲ大坂ニ送ル、

十八日 在坂ノ小松・大久保等長藩使者柏村數馬等ヲ訪ヒ、藩情ヲ告ケ物ヲ贈ル、柏村等二十日我カ汽船豊瑞丸ニテ帰藩ス、

コノ月

九月小

十九日 番兵二小隊大坂ニ着ス、久光公滯坂警衛ヲ命ス、

二十八日 幕府ヨリ大内裏ヲ新営スルヲ以テ、百石ニツキ三分ノ割合ヲ以テ課役ヲ命スル旨ヲ令セラル、

二十九日 諸郷ヘノ用封ハ、以來宿次ヲ以テ弁スヘキ旨ヲ布達ス、

外国人ニ対スル心得ヲ諭達ス、

大久保利通等藝藩ノ家老辻維嶽等ヲ説キテ、王政復古ノ挙ニ加盟セシム、

三日 島津珍彦君ヲシテ城下二小隊ヲ率キ上京セシム、六日大坂ニ着ス(珍彦君乗船三邦丸  
城下兵乗船豐瑞丸)

八日 久光公書ヲ朝廷ニ上リ病ヲ以テ帰藩シ、且ツ島津珍彦ヲシテ代ラシメンコトヲ請フ、

十日 朝廷久光公ノ請暇ヲ聴シ、狩衣一領・扇一箱及脇息ヲ賜フ、

十五日 久光公大坂ヲ発シ帰途ニ就ク、

京都邸ヨリ大久保利通・大山綱良ヲ長藩ニ使シ、大久保等即日長藩十品川彌二郎・伊藤

博文ト共ニ大坂ヲ出帆ス、

十七日 島津珍彦君京師ニ入ル前日大坂ヲ發ス、乃チ京都留守居ヲシテ旨ヲ朝廷ニ稟セシム、

十八日 大久保・大山ノ二人前日山口ニ着シ、是日毛利敬親父子ニ謁シテ使命ヲ陳ヘ、木戸孝允

其他重臣ヲ会シテ王政復古ノ決行ヲ議ス、

十九日 大久保拳兵ニ関スル盟約書ヲ長藩ノ重臣ニ交附シ、即日山口ヲ発シテ帰京ノ途ニ就ク、

二十日 藩庁紙幣交換ノコトヲ布達ス、

二十一日 久光公鹿兒島ニ着即日旨ヲ布達ス、

大山綱良山口ヨリ宰府ニ抵リ、薩・長・藝三藩拳兵決議ノ旨ヲ五卿ニ報告ス、

二十四日 本日ヨリ在京兵ノ調練ヲ衣笠山ニ行ヒ、島津珍彦閱兵ス、

慶應三年

二十八日 公父子書ヲ發シテ、禁闕警衛ノ為メ出兵セシ趣旨ヲ諭達ス、

コノ月

公京都留守居ヲシテ書ヲ伝奏ニ呈シ、久光公ニ賜暇及ヒ下賜品ノコトヲ謝ス、  
藩庁切支丹宗取締ノコトヲ布達ス、

諸郷郷兵ノ組合ヲ變更シ、數ヶ郷ニ地頭一人ヲ置キ、二地頭所ヲ以テ一大隊ト為ス旨ヲ  
布達ス、

大山綱良帰藩シテ長・藝二藩ト連盟出兵ノコトヲ公ニ具申ス、

十月大

二日 久光公訓諭書ヲ發シテ群下ノ意見ヲ徵ス、

三日 召集中ノ外城兵ノ一部ヲ豊瑞丸ヨリ東上セシム、大山綱良之ヲ引率ス、

六日 大久保利通品川彌二郎ト岩倉・中御門二卿ニ謁シ、討幕及ヒ王政復古ニ関スル順序ヲ謀  
議ス、二卿錦旗ノ図ヲ示シ製作ヲ託セラル、

豊瑞丸三田尻ニ入港ス、長藩士柏村數馬来リ、出兵方略交換ノ理由ヲ告ク、依リテ大山  
等ハ三田尻ニ滞泊ス、

七日 外城兵ノ残余四日出発ノ兵ト合セ一大隊ヲ翔鳳・平運二船ヨリ東上セシム、若年寄島津久壽総督タリ、  
是ノ時ニ当リ麾下ノ士從軍ヲ乞フ者多シ、ヨリテ訓諭書ヲ發ス、

八日 小松・西郷・大久保、長藩ノ廣澤真臣・品川彌二郎、藝藩ノ辻維嶽・植田乙次郎・寺尾  
庄十郎等ト相会シテ、合同大挙ノコトヲ決議シ、大久保・廣澤・植田ノ三人中山・中御  
門ノ二卿ニ謁シ、三藩決議ノ要目ヲ提出ス、

小松・西郷・大久保連署ノ書ヲ中山前大納言等ニ提出シ、王政復古ノ決議ヲ企図セシ事  
情ヲ陳へ、討幕ノ宣旨ヲ降下サレンコトヲ請フ、

九日 翔鳳・平運ノ二船三田尻ニ入り滞泊ス、長藩有司ヲシテ我カ兵員ヲ響應セシム、

十日 長藩使者相原治人・野村靖之助來麿シ、出兵方略ノ交換ノ理由ヲ告ク、

十一日 在京ノ小松・西郷・大久保等共ニ帰藩シテ、大挙出兵ヲ決行センコトヲ議定ス、

京都邸ヨリ村田新八三田尻ニ使シ、藩兵ノ東上ヲ止メ一時滯泊セシム、

豊瑞丸大坂ニ入ル、総督島津久壽上陸セシカ、形勢非ナルヲ以テ、三島通庸等ヲ上京セシメ、即日出帆シテ三田尻ニ還ル、

十三日 在京家老小松清廉・留守居新納立夫召ニ依リ二條城ニ登營シテ、大將軍政權奉還ニ関スル諮問ニ答フ、

大納言中山忠能・正親町三條實愛・中納言中御門經之密勅ヲ奉シ、徳川慶喜ヲ討ツノ詔書並ニ松平容保・同定敬ヲ誅スルノ宣旨ヲ授ケラル、

十四日 小松・西郷・大久保長藩ノ廣澤真臣等三人ト連署シテ、昨日賜フ所ノ密勅ニ対シ奉命書ヲ上ル、

小松ハ二條城ニ登營シテ大將軍ニ謁シ、五事ヲ建言ス、

十五日 朝廷ヨリ久光公若シクハ公ヲ召スノ御沙汰ヲ伝ヘラル、大將軍政權奉還ニ依リ、大政ノ公議ヲ聞召サル、ナリ、

十六日 豊瑞丸中ノ關ニ入り、島津久壽等上陸シテ三田尻ニ往キ、長藩重臣毛利内匠等ト会合シ親交ノ意ヲ表ス、

十七日 小松・西郷・大久保等京師ヲ発シテ帰藩ス、

大山綱良・村田新八長藩世子毛利廣封ニ三田尻ニ謁見ス、

十八日 岩倉具視・中岡道正ト窃ニ京都藩邸ニ來リ急警ヲ報ス、吉井友實・伊地知正治ト俱ニ、  
臨機応変ノ計ヲ為ス、

慶應三年

十九日 公出兵ニ関スル訓諭書ヲ發シ群下ヲ戒ム、

二十日 朝廷ヨリ五卿ノ措置並ニ外国処分ノ件及ヒ徳川慶喜稟請ノ諸件ヲ諮詢セラル、

曩ニ島津珍彦君ニ附随シテ上京セシ城下兵二隊、及ヒ大砲隊一隊ヲ帰藩セシム、

二十一日 京都詰家老代關山金生藝・土二藩重臣ト連署シテ、昨日ノ諮詢ニ奉答ス、

中山大納言ヨリ十四日賜フ密勅ノ件ハ、中止スヘキ旨ヲ伝ヘラル、大將軍政權ヲ奉還スルヲ以テナリ、

小松三田尻ニ着シ、滯泊中ノ兵員ニ上京スヘキヲ命ス、三船ノ兵員長藩ノ借用船ニ移乗シテ發ス、

二十三日 小松・西郷山口ニ往キ、藩主毛利敬親父子ニ謁シ京情ヲ告ク、敬親兩人ニ物ヲ賜フ、

二十四日 滯坂中ノ番兵二小隊大坂ヲ發シ、翌日入京ス、

二十五日 伝奏ヨリ公ニ来月中必ス上着スヘキ朝旨ヲ達セラル、

二十六日 小松・西郷・大久保等鹿兒島ニ着シ、直ニ公父子ニ謁シ具ニ京情ヲ言上ス、三田尻滯泊中ノ島津久壽モ同伴シテ帰麩ス、

島津珍彦君參内シテ天機ヲ奉伺ス、

二十八日 小松・桂両家老公父子ニ謁シ、公ノ東上ニ就テ衆議一決ノ旨ヲ具申ス、

藩庁公朝廷ノ召ニ応シ上京ノ旨ヲ封内ニ布達ス、

二十九日 公来月八日上京發途ノ旨ヲ布達ス、

コノ月

島津久長摩兵ヲ東目總督ニ、島津久明門左衛門ヲ西目總督ト為ス、

十一月小

一日 公手書ヲ發シ、一藩ヲ挙ケテ王政復古ノ事ニ尽ストノ趣意ヲ重臣ニ諭ス、公發途ヲ十三日ニ延引ス、新ニ購入ノ軍艦延着ノ為メナリ、

三日 公上京ニツキ随從ノ諸隊ヲ發表通達ス、

京都留守居ヲシテ兵員宿陣ノ為メ、相國寺境内ノ寺院ヲ借用セシム、

六日 長崎ニ於テ、英國ヨリ軍艦キヤンス号購入ノコトヲ長崎奉行ニ請フ、之ヲ許ス、

七日 藩庁公ノ親諭書ヲ封内ニ布達ス、

九日 長崎ニ於テ新ニ購入セシ軍艦鹿兒島ニ廻航ス、乃チ春日丸ト命名ス、同艦ヨリ家老岩下

方平・新納久修等モンプランヲ同行ス、

新編成ノ番兵ニ旗章交付ノコトヲ布達ス、

十日 公田ノ浦ニ往キ、モンプラン一行ヲ引見ス、

公大久保利通ヲ土藩ニ使ス十二日高知ニ着シ、後藤家次郎等ニ會見シテ公父子ノ憲ヲ伝フ

十二日 外城兵一大隊京師ニ着ス、

十三日 公三邦丸ニ駕シテ鹿兒島ヲ發シ東上ノ途ニ就ク、西郷隆盛同乗ス、又随從ノ家老島津廣

兼・岩下方平・軍賦役頭取黒田清綱等ハ春日艦、其他諸隊兵ハ平運・翔鳳二船ニ駕ス、

城下兵七番一士番  
遊撃隊  
大砲隊

十五日 春日艦三田尻ニ入り、公ノ將ニ至ラントスル旨ヲ長藩ニ報ス、

十六日 大久保利通岩倉具視ニ謁シ、公及ヒ山内豊信上京ノコトヲ告ケ、且ツ時局ニ就キ、画策

スル所アリ、

十七日 朝廷ヨリ旧典復興ニツキ意見ヲ奏上スヘキ旨ヲ命セラル、

十八日 公前日三田尻ニ着シ、是日上陸シテ長藩世子毛利元徳ト會見ス、西郷等長藩ノ重臣毛利

内匠・木戸孝允等ト、前途ノ策ヲ協定シ、終ツテ即夜三田尻ヲ發ス、

十九日 岩倉具視大久保ヲ訪ヒ、大變革ノ準備及ヒ禁闕警衛ノコトニツキ謀議ス、

慶應三年

二十三日 公京師ニ着シ二本松邸ニ入ル、即日書ヲ朝廷ニ上リ、久光公ニ代リテ上京セシ旨ヲ奏聞ス、

二十四日 京都詰作事方ヲ廢ス、

二十五日 京都邸内外ノ取締及陣營ノ作法等ニツキ心得ヲ布達ス、

岩下・西郷・大久保等会合シテ、大變革決行ノ議ヲ確定ス、

二十六日 大久保大變革ニ関スル藩議決定ノ旨ヲ岩倉具視ニ報シ、又長藩ノ品川彌二郎ニ報ス、

二十七日 大久保松平慶永ノ政局ニ関スル諮問ニ答フ、

二十八日 大久保岩倉具視ノ旨ヲ体シ、中山忠能ニ謁シ、速ニ諸藩會議ノ朝命ヲ降サレシコトヲ請フ、

二十九日 大久保又正親町三條實愛ニ謁シ、王政ノ基礎確立ニツキ英断ヲ促ス、

長兵攝州打出濱ニ上陸ス、京都ヨリ黒田清綱・同清隆・村田新八等之ヲ迎へ、輦下ノ事情ヲ告ケ、山田市之丞ヲ同伴シテ帰京ス、

幕府長崎奉行ヲシテ我カ藩ノ軍艦購入手續違法、及ヒモンプラン等ノ行衛ニ就テ詰問ス、諸郷兵ノ出兵準備ニツキ訓諭書ヲ發ス、

十二月大

一日 大久保利通中山忠能ニ謁シ、王政復古大号令煥發ノコトニ就キ、岩倉具視ノ議ニ左袒セシコトヲ勸説ス、忠能遂ニ前論ヲ撤シ其議ニ從フ、大久保・岩下・西郷・吉井ハ長藩ノ山田・品川等ト議シ、八日ヲ以テ期ト為スコトヲ内定ス、

二日 長兵西宮ニ入り、重臣楢取素彦・國貞直人書ヲ我カ藩及藝藩ニ致シ、上坂セシ趣意ヲ告ケ之ヲ朝廷ニ奏センコトヲ求ム、依リテ藝藩之ヲ朝廷ニ奏ス、

朝議我カ藩ノ議ヲ納レ藝藩ノ奏狀ニ批シ、長藩士ヲシテ大坂ニ至リ後命ヲ俟タシム、

大久保西郷ト土藩ノ後藤象次郎ニ会シ、大号令煥発ノコトヲ告ケ同意ヲ求ム、

四日 大久保又岩倉・中御門・中山三卿ニ謁シ、大号令煥発ノ期日ヲ言上ス、

五日 京都邸ニ於テ騷擾ノ際、下輩ノ者乱妨ノ所行ヲ為スヘカラサル旨ヲ諭達ス、

六日 岩倉具視大久保邸ニ来リ、岩下・大久保・西郷等ニ会见シ、大号令煥発ニ就テ議ス、

七日 朝廷ヨリ公ニ明日ヲ以テ参朝スヘキ旨ヲ達セララル、

八日 朝議アリ、公所勞ヲ以テ参朝ヲ辞ス、

朝廷ヨリ公ニ明日早朝参内シ、且ツ兵ヲ出シテ禁門ヲ嚴守スヘキ旨ヲ伝ヘラル、

岩下・西郷・大久保連署ノ書ヲ岩倉ニ提出シ、徳川氏ノ処分ニ関シ決断ヲ促ス、

京都邸ヨリ大山巖ヲ西ノ宮ニ遣リ、九日ヲ以テ大号令発表ノコト長藩兵ニ報シ、明日上

京スベキ旨ヲ告ケシム、

九日 公召ニ依リ参朝ス、朝廷王政復古ノ大号令ヲ煥発シ、摂政・関白・征夷大將軍其他ノ諸官ヲ廢シ、新ニ総裁・議定・参与ノ三職ヲ置キ、総裁以下ノ任命アリ、即チ公議定職ヲ拜命ス、我カ藩兵ヲ出シテ所定ノ禁門ヲ警戒ス、

夜小御所ニ会議アリ、公又参列ス、即チ大政施設ノ方法及ヒ徳川氏処分ノ事ヲ議ス、激論數刻、遂ニ徳川慶勝・松平慶永ヲシテ、辞官納地ノ内旨ヲ徳川慶喜ニ諭サシムルニ決ス、岩下・西郷・大久保三人モ亦議ニ列ス、

長藩重臣書ヲ我カ藩及ヒ藝藩ニ提出シ、入京ニ就テ執奏ヲ請フ、

在京ノ大山巖・西郷従道ノ二人、五卿官位復旧入京許可ノ勅令ヲ齎ラシテ太宰府ニ使ス、

十日 公召ニ依リ参朝ス、

十一日 朝廷ヨリ禁内守衛兵ヲ除クノ外、戎服シテ九門内ニ入ルヲ禁スル旨ヲ達セララル、

慶應三年

公召ニ依リ參朝ス、

十二日 在京家老岩下方平、王政復古大号令煥発ノ顛末ヲ在藩ノ家老等ニ報告ス、

岩下方平・西郷隆盛・大久保利通三人参与ニ任セラル、

十三日 朝廷ヨリ従前ノ禁闕警衛ヲ廢シ、更ニ台所門ノ警衛ヲ命スル旨ヲ達セラル、又議定彰仁

親王ノ衛兵ヲ出スヘキ旨ヲ達セラル、

岩下・西郷・大久保ノ三人、参与岩倉具視ノ諮問スル臨機処分ノ大綱ニ答フ、

十四日 朝廷公ヲ召ス、公所勞ヲ以テ留守居新納立夫ヲ參朝セシム、乃チ王政復古ニツキ人材登

庸ノ布告書及ヒ朝政一新ニ関スル諮問書ヲ附セラル、

十六日 朝廷ヨリ、議定ハ日參ヲ要セス、事アレハ宣召スル旨ヲ公ニ達セラル、

十七日 五卿帰洛警衛ノ為メ、在京兵一隊<sup>二番遊撃隊</sup>ヲ下坂セシム、

大久保王政復古・外国宣言ノ草案ヲ朝廷ニ提出ス、

十八日 公參朝、大政復古・外国宣言ニ関スル議ニ列ス、

朝廷ヨリ久光公ヲ召サル、又桂久武ヲ徵セラル、

朝廷ヨリ洛中・洛外ノ巡邏ヲ命セラル、

参与岩下方平ニ外国掛ヲ命セラル、

京都邸訓諭書ヲ發シテ士衆ヲ戒ム、

十九日 朝廷小松清廉ヲ召サル、

二十日 公參朝又外国宣言ノ議ニ列ス、

二十一日 幕兵伏見奉行所ニ屯集シ、民家ヲ侵掠スルノ報アリ、ヨリテ朝廷ヨリ巡邏鎮定ヲ命セラ

ル、乃チ銃兵三隊・臼砲半隊ヲ出シテ警衛ニ膺ル、

二十四日 朝廷ヨリ五卿ノ一人壬生基修ヲ上洛セシムル旨ヲ達セラル、壬生卿ハ我カ藩警衛ノ任ニ

膺リシヲ以テナリ、

公ニ參朝ヲ命セラル、公所勞ヲ以テ之ヲ辞ス、

二十五日 幕府庄内外数藩ノ兵ヲシテ我カ三田藩邸ニ潜伏スル浪士ヲ捕ヘシム、我カ江戸留守居篠

崎彦十郎等拒ンテ納レス、遂ニ火ヲ放チテ之ヲ挾撃シ、支封佐土原邸ニ及フ、我カ藩士

篠崎ヲ始メ柴山良助・兒玉雄一郎・關太郎・白石彌左衛門等之ニ死シ、伊牟田尚平等遁

レテ翔鳳丸ニ駕シ品海ヲ脱ス、幕艦之ヲ追躡砲撃ス、

朝廷ヨリ明後廿七日、薩・長・土・藝四藩兵操練天覽ノ旨ヲ達セラル、

二十七日 天皇建春門ニ出御アリ、薩・長・土・藝四藩兵ノ操練ヲ覽ラル、我カ藩兵ノ之ニ列スル

モノ約三大隊、千五百余人、

三十日 江戸三田藩邸事変ノ報京都ニ達ス、朝廷ヨリ我カ藩ニ内諭シテ罅隙ヲ開クコト勿ラシム、

### 忠義公年表 (明治元年) 第三稿第老編

明治元年 戊辰 忠義公年二十九  
久光公年五十二

正月小

一日 大阪ノ我カ藩吏ヨリ去月末江戸ノ變ヲ内報シ、且ツ徳川慶喜討薩ヲ名トシテ大挙上京ノ

風聞アルヲ報ジ、西郷隆盛亦側役養田長胤へ同様ノ報知ヲナス (史料)

コノ夜、参与中根師質 江書 議定岩倉具視ノ邸ニ至リ、徳川・島津・毛利三氏和衷協力ノ議

ヲ提出ス (岩倉公  
実記)

二日 参与西郷隆盛・大久保利通・岩下方平相議シテ、慶喜ヲシテ召命ヲ各国公使ニ伝ヘシメン

コトヲ提出シ、三職会議ノ開催アリテ之ヲ諮詢セラル、忠義公ハ微恙ノ為メ参会ナシ (大久保  
日記)

明治元年

又西郷・大久保ハ議定岩倉具視ニ説クニ、慶喜以下ノ動靜ヲ察シテ開戦シ、機先ヲ制セ  
ンコトヲ以テス(岩倉公  
実記)

藩家老新納刑部ハ神戸ヨリ急使ヲ以テ、藩地ニ江戸邸ノ事変及ヒ京阪ノ形勢ヲ報ス(國事  
史)

料史

伊東祐齋春日艦乗組同副長被命(國乃  
礎)

(註) 春日艦長ハ赤塚源六・井上新右衛門ノ兩人アリシモノト見ユ、赤塚氏ハ神戸ニテ京都ヨ  
リ乘リ込ミシガ、此ノ時ハ井上新右衛門乗頭トシテ乗船シ居リシナリ、故ニ六日帰慶報  
告ハ井上氏ヨリナサレ、小松氏ノ日記ニモ一月九日ノ部ニ、春日丸船將兩人ハ金拾兩ツ  
、トアリ、以テ兩人ナリシヲ知ルベシ、伊東氏任命ノ事情ハ、歴史雜録第十三編日高郷  
左衛門來書及頭書ニ明カナリ、

三日 土佐藩主山内豊信徳川慶喜ヲ召サンコトヲ請フ、朝議慶喜ガ容保(會津)・定敬(桑名)ニ  
帰国ヲ命シタル後ニ參朝セシムルニ決シ、尾・越両侯ニ其ノ命ヲ下ス、然ルニ大兵漸次  
伏見ニ入ル、大久保利通ハ時機已ニ切迫セルヲ以テ、断然タル朝決アルヘキヲ条陳ス、  
此ノ時慶喜大兵ヲ率キテ上京ストノ報頻リニ到リ、三職會議ヲ開キ慶喜ノ上京ヲ止メ、  
要所ノ防備ヲナサシメラル、忠義公ハ病氣ノ為メニ參朝ヲ辞セラレタレトモ、日暮開戦  
ニ及ヒ病ヲカメテ參朝セラル(大久保日記  
國事執筆史料)  
徳川慶喜薩摩藩ノ罪ヲ声言シ、書ヲ大阪在留各國公使ニ贈リ、其ノ人民ヲシテ条約ヲ確  
守セシメ、其ノ軍艦・兵器ヲ私売シ及ヒ未開港場ニ至ルヲ禁ズ(明治  
史要)  
鳥羽・伏見ニ於テ戦端開カレ、我カ藩兵長・土等ノ兵ト共ニ奮戦シテ夜ヲ徹ス、此ノ夜  
敵マタ我カ大阪藩邸ヲ襲フ、邸員自焚シテ遁ル(料史)

四日 夜来徹夜ノ戦鬪ニ官軍勝利ヲ得、征東大將軍官ノ出征ヲ迎フ〔香山弥兵衛日記〕

我が軍艦春日丸幕艦開陽丸ト阿波沖ニ戦フ〔井上新右衛門報告〕

〔朱〕「歴史雜錄第十三篇」

五日 官軍淀ニ迫ル、忠義公島津伊勢ヲシテ軍隊ヲ慰問セシメ、又戦鬪ノ經過ヲ在藩ノ久光公

ニ報セシメラル〔諏訪基六日記〕

参与西園寺公望山陰道鎮撫總督ト為リ〔四日〕、我カ藩兵ノ一部亦長州兵ト共ニ之ニ属

シテ出發ス〔史料〕、黒田清綱ソノ參謀ヲ命セラル〔國乃〕、我ガ藩兵ハ番兵一番隊小隊長

伊藤四郎左衛門〔水〕ナリ〔歴史雜錄第二十編伊藤祐徳伝〕

○此ノ時我藩兵ノ出軍セルモノ伏見ニ五小队ト大砲・臼砲各半隊、武田街道ニ一小隊ト大

砲一分隊、鳥羽街道ニ九小队ト大砲一隊ト一分隊〔人数小銃隊千五百人余、大砲隊二百二十

人位〕及御所警衛ニ一小隊〔二百人余〕ト大砲一分隊、丹波口〔山陰道〕一小隊〔右人数〕ナ

リ〔御所ヘノ届ニテ竹下盛徳日記〕

六日 官軍敵ヲ八幡・橋本ニ破ル、忠義公出戦ノ隊士ヲ召見シテ戦功ヲ褒賞シ、後事ヲ奨励セ

ラル〔慶明雜錄〕

大久保利通征討總督官參謀ヲ命セラレ、本陣ニ参向ス〔大久保日記〕

軍艦春日丸鹿兒島ニ帰着シテ、江戸及ヒ京阪ノ事情ヲ報告ス、藩庁之ヲ士民ニ達示シ、

京都守衛トシテ明日兵士〔外城兵・隈之城・串木野〕二小队ヲ派遣スベキヲ令ス〔国事執筆史料〕

下加茂百姓連日十人ツ、上加茂百姓連日二十五人ツ、人夫トシテ本藩ニ使用セシメラ

ル〔忠義家記〕

七日 昨日決セラレタル征討大号令ノ勅書頒布セラレ、忠義公参朝ヲ命セラレタレトモ病ニ仍

リテ辞シ、奉命書ヲ捧ケラレタリ〔国事執筆史料〕

〔慶明雜錄〕

征討大將軍官本陣ヲ淀ニ進メラレ、大久保利通先發周旋ス(大久保日記)

(頭註「史料ハ國事叢書史料ナリ、以下同シ」)  
我カ藩兵近衛・一條兩家裏門ノ警衛ヲ命セラル(史料)

藩庁ニテハ、京師救応・辺備応急等ノ為メ、細島迄高岡並ニ都ノ城兵士(小銃隊ニ小隊・

大砲隊半座)ノ出軍ヲ令ス(史料)

但シ鳥丸六左衛門・柴山龍五郎監軍差引タリ、

コノ〔六日〕夜、徳川慶喜東走ス、翌朝越候ヨリ吉井友實・伊地知正治ニ報シ、正治淀

ノ総督府ニ稟シ、大久保參謀馬ヲ馳セテ參朝ス(史料)

八日 朝廷我カ藩兵ノ軍勞ヲ慰セラレ、酒肴ヲ賜フ(史料)

征討大号令昨日奉命ノ次第ヲ国老ヨリ在京ノ藩人ニ告示シテ、指揮ヲ待タシム(史料)

大久保利通參謀ヲ辞シ、我カ藩士大山綱良之ニ代ル(史料)

九日 征討大將軍官進ンテ枚方ニ陣セラル、忠義公家老島津伊勢ヲシテ伺候セシメ、尚大坂ニ

留リテ藩兵ノ総宰タラシム(諏訪表六日記及ヒ手紙)

(頭註「要再考」)  
忠義公親ラ今出川相國寺内ナル病院ニ臨ミテ負傷者ヲ慰問セラル(史料)

朝廷山城国愛宕・葛野両郡ノ積米(幕府ヨリ金津守護職ニ給シタル粟米)ヲ、本藩及ヒ長藩ニ賜ヒテ糧米ニ充テシ

メラル(史料)

薩長ノ兵大阪城ヲ攻メ、一部ノ我カ藩兵ハ備後福山城ヲ徇下ス(史料)

参与岩下方平外国事務取調掛兼務ヲ命セラル(史料)

海江田信義(武次)東海道鎮撫總督參謀ニ任セラル(補任録)、後二月六日先鋒總督參謀ト改メラル、

藩庁ニテハ、再ヒ四十歳以下ノ諸役人ニ陸軍訓練ヲナスベキヲ令ス(詳書續録二十九)

十日 朝廷我カ藩外四藩ニ、徳川慶喜以下ノ京都邸地ヲ没収セシム、依テ高松藩邸ヲ収ム(史料)

在京家老本月五日以來ノ經過ヲ藩庁ニ報シ、西郷隆盛并ニ大久保利通亦藩地ニ通信セリ

(料史)

忠義公従軍各隊ニ三日以降ノ戦功ヲ具申セシム (料史)

旧幕府老中討薩ノ表及檄文ヲ諸藩ニ示シ、松平直克大和守前橋・酒井忠篤ヲシテ江戸ヲ厳守セ

シム (明治史要二)  
(復古記十八)

藩庁ニテハ、旅人ノ出入ヲ嚴重ニ取締ルベキヲ達ス (料史)

十一日 朝廷曩時諸侯ニ命セシ朝集會議ノ命ヲ止メ、各々兵ヲ率キテ入覲セシム (料史)

征討府ヨリ薩・藝・長・因・津・土六藩兵ニ、松山伊予・姫路・高松・大垣ノ追討ヲ命セ

ラレ、又薩・長両藩ヘハ兵庫表鎮撫取締ヲモ命セララル (料史)

岡山藩家老日置忠尚刀部兵ヲ率キテ西ノ宮ニ赴ク、途中神戸ニテ英公使パークスノ護衛兵

ト衝突シ、英兵ヲ砲撃ス、英軍艦水兵海岸ノ関門ヲ奪フ、知事伊藤博文介俊之ヲ鎮撫シ、

薩兵ヲシテ代リテ関門ヲ守ラシメ、岡山兵隊長某ニ屠腹ヲ命ス、朝廷外国係陸奥宗光之闕

助・中井弘蔵ヲシテ審問報告セシム (劍影録)  
(日曆稿本)

在京家老島津伊勢ハ京坂ノ状況ヲ、在阪木場傳内ハ大阪ノ事情ヲ藩庁ニ報ズ (料史)

藩庁ニテハ用途多端ニ付、富豪及ヒ一門閥族ニ貨上金ヲ促カス (料史)

長崎警備トシテ兵士三小隊・大砲半隊ノ派遣ヲ命ジ、十三日出発ス (料史)

十二日 忠義公昨日ヨリ兩度参朝スベキノ命ヲ拝シ、病ヲカメテ参朝セラレ、勅書ヲ奉受シ、御

劍並ニ殉難者祭祀料ヲ拝領セララル (料史)

京都市中取締方嚴重ニスヘキヲ達セララル (史料・復)  
(古外記)

藩庁ニテハ、軍費多端ノ節万事節約ヲ行フベキヲ達ス (料史)

明治元年

十三日 忠義公岩下方平・西郷隆盛・大久保利通ノ勲功ヲ賞シテ刀ヲ与ヘラレ、親シク殉難者墓

所(相国寺林光院)ニ臨ミテ、祭祀料御下賜ノ勅文ヲ祭告セラル(料史)

但戦死者四十五人、負傷者百三十五人(竹下盛徳日記)

大阪本陣ニ於テ將軍官出御ノ上出軍緩急ノ評定アリ、島津伊勢出頭ス(六禮歴)

四條前侍從譯中國・四国追討總督ヲ命セラレ、參謀大山綱良之ニ隨從ヲ命セラル(大山綱良辭書)

藩庁ニテハ、去月九日慶應三年十二月九日 忠義公議定ニ叙任セラレシヲ告示シ、賀詞ヲ呈スベキヲ

達ス、

○慶應三年丁卯十二月九日摂政・関白・内覧・勅問・国事掛・議奏・武家伝奏・守護職・

所司代等ヲ廃シ、新ニ總裁・議定・参与ノ三職ヲ置ク(明治政覽)

藩庁、曩時令シタル如ク、長崎警備ノ為メ兵士ヲ派遣ス(料史)

但統卒者兵具奉行益満新之丞、監軍澁谷彦助・野村宗七、兵士蒲生・入來・城下与力

ノ各小銃隊、國分大砲半隊、

○太政官代ヲ置ク(明治政覽)

十四日 去ル本月九日朝廷ヨリ本藩及ヒ長藩ニ下賜セラレタル糧米ハ、朝廷經費多端ノ際ナルヲ

以テ、薩・長両藩留守居連名ニテ返納ヲ請フ(料史)

去ル十二日揮戴セシ勅書写ヲ大阪ニ送り、各兵隊ニ伝達セシム(料史)

十五日 天皇元服ヲ加ヘ、詔シテ大赦ヲ行ヒ、外国ト和親条約ヲ結ブコトヲ布告セラル、外国事

務取調掛参与東久世通禧主トシテ之ニ当リ、本藩士参与岩下方平・寺島宗則・吉井友實

亦之ニ与カル(料史)

十六日 忠義公參朝シテ主上ノ御元服ヲ奉賀シ、紫宸・清涼両殿ノ御飾物ヲ拝観セラル(関山札書簡：大久)

保日  
記)

忠義公曩時將軍家茂ヨリ授ケラレタル実名茂久ヲ、今ノ名忠義ニ改メラル(関山札  
書簡)

幕吏長崎奉行河津祐邦伊豆 去ル十四日夜脱走セシヲ以テ、長崎ニ在ル本藩士及ヒ肥後・

筑前等ノ士会議所ヲ設ケ、相議シテ外交及ヒ内政ノ処置ヲナス(国事執筆史料  
松方正義書簡)

十七日 朝廷職制ヲ定メラレ、議定忠義公ハ海陸軍務総督ヲ兼ネ、参与岩下方平ハ外国事務掛ヲ、

全西郷隆盛ハ海陸軍務掛ヲ、同大久保利通ハ内国事務掛ヲ兼ネシメラル(国事執筆史料・  
大久保利通日記)

○三職ヲ八科ニ分ツ、総裁・神祇事務・内国事務・外国事務・海陸軍事務・会計事務・

刑法事務・制度事務(明治  
政覧)

(頭註)監軍兼参助、野村宗七  
去ル十三日長崎ニ派遣シタル我が藩ノ警備兵ハ、昨日着シタルガ、一部ヲ残シテ豊後ノ

日田ニ向ハシム(小松帯  
刀日記)

藩庁鳥羽・伏見ノ戦況ヲ管内ニ布達ス(史料)

十八日 忠義公昨日拜命セラレタル海陸軍務総督ヲ辞シ、西郷隆盛ノ徵士参与モ亦他人ニ代ラシ

メラレンコトヲ請願セラル(史料・大久保日記  
竹下盛徳日記)

藩庁海陸両道ヨリ京師救応隊ヲ出軍シ、海路出發ノ軍ハ家老小松帯刀久光公代理トシテ

天機伺候ノ為メ上京スルニ附従セシム(史料・慶  
明雜録)

但西目筋ヨリ小銃二小隊・大砲一座、海路ハ三邦丸・春日丸ニテ小銃一小隊・海軍一

小隊・与力一小隊・大砲半座ナリ(史料)

○群書輯録三十二・伊東蒙古祐章日記初二モアリ、

藩庁兵員方与力ヲ兵員方附士ト改称ス(旧邦  
秘録)

十九日 参与大久保利通、総裁并ニ副総裁ニ大阪遷都ノ意見ヲ陳述シ、二十五日ニ至リ岩倉公ニ

明治元年

同意見書ヲ提出ス(岩倉公  
実記)

藩庁ニテハ、從來ノ御厩ヲ改メテ騎兵所ト為シ、騎兵ヲ養成スベキヲ達ス(料史)

二十日 長崎ニ在ル我が藩ノ警備隊ハ、會議所ニテ天草浪士鎮撫ノ為メ出張スヘキニ決シ、二十一日出軍ス、出水・阿久根・長嶋ノ一隊モ亦天草庄屋等ノ請ヒニヨリ救助ノ為メ出軍、鎮定後肥後藩ト種々交渉ヲ重ネタレド、九州鎮撫総督着崎後無事落着セリ(国事叢書史料・肥後藩国事史料)

二十一日 外国事務総督東久世通禧、各国公使ニ兵器・戦艦ヲ徳川慶喜等ニ販売貸与スルヲ禁ス、二十五日各国公使局外中立ヲ布告ス(料史)

参謀ヨリ元玉造組・川口組ノ与力・同心等ノ慶喜ニ附属セシモノヲ、薩・長・藝三藩ニ附属シ、軍役ヲ勤メシムヘキヲ達セラル(島津久清  
従軍記事)

二十二日 参与ヨリ今般賊徒追伐ニ付、朝威ヲ借り勤王ヲ口実トシテ悪事ヲ働ク者モ有之哉ニ聞エ候ニ付、嚴重ニ取締ルベク、且今般赦令行ハレ候得共、尔後悖戻ノ輩ハ嚴重ニ処スベキニ付、兼テ注意スベキヲ達セラル(忠義  
家記)

二十三日 寺島宗則陶藏・町田久成部民・五代友厚才助参与兼外国事務掛ヲ命セラレ、宗則・友厚ハ兵庫ニ、久成ハ長崎ニ在勤セリ(国事叢  
書史料) (忠義家記廿一日ニ在リ)

二十四日 朝廷特旨ヲ以テ忠義公ニ金貳万両ヲ下賜セラレ、勅書ヲ賜フ、忠義公ハ二十六日コレヲ在京藩士ニ達セラル(料史)

忠義公負傷者治療ノ為メ、英国医師ユニスヲ聘センコトヲ請ヒ聽許セラレ、直ニ召喚シ自ラ之ヲ訪問セラル(国事叢書史料・島津久清書簡)

忠義公朝廷ヨリ襪ヲ用フルコトヲ許サレ、二十五日使者ヲ以テ御礼ヲ述べ、在京藩士ニ達示セラル(料史)

二十五日 久光公鹿兒島ヨリ使節ヲ九州佐幕各藩ニ遣ハシ〔二十六日〕、去就ヲ問フノ檄文ヲ贈リ、

又之ヲ藩内ニ布告セラル(料史)

○日歴稿本二十六日ニ在リ(廿四日一部分ノ使出發、他ノ一部ハ廿六日出發セリ)

藩庁ニテハ、陛下御開運・太守武運長久ノ祈禱ヲ花尾神社ニ行フ(料史)

京都相國寺内林光院ニ於テ、戦死者ノ追福大施餓鬼ヲ行フ(料史)

二十六日 久光公名代トシテ天機伺ノ為メ出京シタル小松帶刀、昨日着京シ、本日執奏ノ上二月一

日太政官代ニ出頭セリ(料史)

○二十七日二條城ヲ以テ太政官代ト為シ(日歴稿本下) 学習院内ニ在リシ金穀出納所并會計事

務裁判所ヲモ二條城内ニ移サル(料史)

二十七日 朝廷諸侯ノ松平氏ヲ称スル者ハ本氏ニ復スヘキヲ達セラレ、在京家老之ヲ藩庁ニ移牒ス

(料史)

久光公名代小松帶刀ハ岩下・西郷・大久保ヲ召シ、久光公自筆ニテソノ功勞ヲ賞スルノ

書ヲ授ク(大久保日記)

○此ノ自筆ノ書西郷菊次郎氏所有、

西郷隆盛書ヲ大久保ニ贈リ、英公使館ヨリ備前藩士ノ神戸騷擾事件、各国公使謁謁延期

ノ件、及大政復古徳川氏征討ヲ各国ニ通牒スルコトノ三事ヲ速ニ実行スベキヲ報ズ(料史)

大久保利通二十四日附ニテ総裁局顧問ヲ命セラレ、本日拜命、尋テ之ヲ辞ス(国事概掌史料明治史要)

○(日歴稿本亦二十七日ニ在リ)

○諸藩ノ征討警衛兵ニ菊章ノ旗幕ヲ用ヒシム(日歴稿本)

○旧邦秘録ニハ廿九日、○現佐土原島津伯爵家ニ菊章旗アリト、此時比ノモノカ、大

明治元年

正十年五月、

二十八日 朝廷百官ヲ会シテ東征ヲ議セラル、忠義公所勞ニ付家老島津伊勢名代トシテ登城ス(歴訪)

(歴應)

大阪留守居木場傳内ハ、西郷・大久保ニ金融逼迫ノ為メ国元産物売却困難ニ付、ソノ救濟策ヲ諮問セリ(料史)

小松帯刀ヲ徵士参与ト為シ、外国事務掛ヲ命セラル(小松帯)

忠義公東賊追討ノ御勝利及武運祈念ノ為メ、明廿九日庭前ノ稻荷神事執行ニ付、上下一

統参詣スヘキヲ達セラル(茂久公・久光公仰)

二十九日 豊後ノ日田並ニ長崎ニ浪士鎮撫及ヒ警備ノ為メ、派遣シタル兵士ヲ撤退セリ(国事軌)

忠義公今般英医雇聘ノ趣旨ハ、従来ノ治療法不完全ニテ、人命ヲ重ンスル所ヨリ其ノ術ヲ研究セシメンカ為メナルヲ以テ、漢・蘭ノ別ナク適法ヲ研究シ、其ノ道ヲ開明スベキヲ達セシメラル(茂久公・久光公仰)

在京家老殉難者ノ遺髪ヲ藩庁ニ送附ス(料史)

吉井友實ヲ徵士参与ト為シ、海陸軍務掛ヲ命セラル(料史)

○國乃礎ニハ二月トアリ、

東海道鎮撫總督參謀海江田信義ヨリ桑名帰順ノ有様ヲ、本藩出身参与ニ報ゼリ(料史)

二月大

一日 命ニヨリ大久保利通西郷隆盛ト協議シテ、御親征ノ策略ヲ岩倉公ニ上申ス(大久保)

小松清廉帯刀久光公名代トシテ二條城ニ出頭シ、天機ヲ伺フ(小松帯)

新納刑部・伊地知貞馨丞・奈良原繁八帰国ス(大久保)

二日 小松清廉帯ヲ徵士参与職總裁局顧問ヲ命セラレ、大久保利通ノ同顧問ヲ解カル(料史)

○閏四月ニ至リ改正ニヨリ自然退職(四月二十日)

西郷書ヲ大久保ニ贈リテ慶喜ノ歎願ハ寛ニ流レス、断然追討ノ決議アランコトヲ勸告ス

(國事執筆史料  
西郷隆盛書簡)

山陰道鎮撫總督參謀黒田清綱、但州辺ノ事情ヲ藩庁ニ報ス(料史)

藩庁東目ニ大隊ヲ編制シ、出軍準備ヲナス(料史)

藩庁軍艦平運丸乗頭得能佐平次以下乗組員一同ニ賞ヲ与フ(料史)

三日 天皇太政官代ニ臨ミ親征ノ勅書ヲ下シ、群議ヲ咨詢シ給フ、忠義公亦参会シ、退出後更

ニ參 内天機ヲ伺候セラル(料史)

朝廷元治元年以後諸國ノ警備並ニ慶應三年十二月九日以来、京都宿衛徵發ノ兵数等ヲ録

上セシメラル、六日上申セリ(料史)

○三職八科ヲ三職八局トシ、総裁局ニハ正副総裁・輔弼・顧問・弁事・史官等ヲ置キ、

他ノ七局ニハ督・正権輔・正権判事ヲ置ク(明治政覽  
日歴稿本)

井上石見制度事務局権判事ニ任セラル(法令  
全書)

五日 忠義公御親征奉命書ヲ上ラレ、後十七日ニ至リ藩庁ニ報知アリタリ(料史)

藩庁、伏見其ノ他諸所ニ於ケル殉難者ノ人員ヲ告示シ、下賜ノ葬式料及ヒ鬚髮ヲ遺族ニ

交附ス(料史)

六日 御親征ニ付東海・東山両道先鋒トシテ出兵並ニ、軍艦一艘ノ出動ヲ命セラル(料史)

○東海・東山・北陸三道鎮撫使ヲ改メテ先鋒總督兼鎮撫使トシ、二十二藩兵ヲ之ニ分属

セシメ、別ニ七藩ヲ出サシム(日歴稿本  
二規ル)

征東出張ニ付出兵人数ヲ總督所及ヒ太政官代軍務所ニ届出ツベク、且ツ人数相当ノ医師

明治元年

ヲ伴フベキヲ達セラレ、八日届出ヲナセリ(料史)

七日 忠義公松平慶永・山内豊信・毛利廣封德元・淺野長勲・細川護久等ノ各議定ト連署シテ、

外交ノ規模ヲ宏大ニシ、外国公使ヲ參朝セシメンコトヲ総裁ニ建議セララル(料史)

朝廷旧幕府ノ代官支配地管掌ヲ定メラレ、日向国元郡代窪田治部右衛門ノ支配地ヲ本藩

ニ管セシメラレ、十七日之ヲ藩老ニ通知セリ(料史)

藩庁、伏見其ノ他諸所ノ殉難者遺族ニ、扶助規定ノ頒布迄ハ從來ノ通り役料・跡扶持料ヲ給スヘキヲ達ス(料史)

八日 朝廷、政令ノ伝達ヲ迅速ナラシメンカ為メニ、各所ニ其ノ近傍諸藩ノ管長ヲ置カレ、我

カ藩ハ日向国内ノ四藩及ヒ對馬国宗家ノ触頭ヲ命セラル(料史)

○二十四藩ヲ触頭ト為ス、金澤・鹿兒島・仙臺・名古屋・和歌山・熊本・福岡・廣島・

山口・津・福井・鳥取・岡山・水戸・佐賀・高知・彦根・久保田・松江・前橋・松代・

忍・郡山・岸和田、

藩庁、戦功ノ褒賞並ニ弔慰金下賜ノ勅書ヲ遺族ニ示シ、賜金ヲ分与シ、久光公ハ御礼ヲ奏上シ、家老ハ殉難靈社ノ建設ニ付応分ノ寄附ヲナスヘキヲ藩内ニ達ス(料史)

九日 東山道先鋒隊出発ノ期日ヲ十三日ト定メ、宿駅取締・給養並ニ菊御紋使用等諸般ノ心得

ニ付達セララル(料史)

黒田清隆了介奥羽鎮撫總督府參謀ヲ命セラル、出発ニ至ラズ、三月參謀免ゼラル(料史)

十日 朝廷列藩ニ、藩ノ大小ニヨリテ貢士ヲ出スベキヲ令ス(料史)

○諸藩貢士ノ制ヲ定メ、大藩(四十万以上)三人、中藩(十万以上)二人、小藩(一万以上)一人トシ、五  
十日ヲ限り京師ニ貢セシム(日歴稿本)

忠義公東征出軍ノ軍令ヲ達セシメラル(茂久公・久光公仰出留)

十一日 東海道先鋒隊東征大総督宮ヨリ軍令並ニ廟算書ヲ受ケ、相良長發部治・西郷隆盛吉之之ヲ督

シテ京都ヲ発ス、忠義公酒饌ヲ賜フ(料史)

○一・二・三番并一番大砲隊半座・曰砲隊半座、

忠義公封土十万石ヲ献シテ、軍政ヲ宏張センコトヲ請願セラル(料史)三月ニ至リ優詔シテ

許サス(明治史要)

朝廷、諸藩ヨリ江戸開成所へ拔擢又ハ雇ニ採用セラレタル人名ヲ調査申告セシメラル、

本藩ヨリハ肥後七左衛門採用セラレタルコトアリ(料史)

朝廷ヨリ徴士ハ朝臣ト心得、旧藩ニ関係混合スベカラザルヲ論達セラル(料史)

下關滞在ノ横目樺山彦太郎・鮫島元吉ヨリ、花山院家理ノ殘党処分ノ旨ヲ桂国老ニ報ス

(料史)

十二日 忠義公参内拜謁ヲ賜フ(料史)

十三日 忠義公官軍ノ御勝利及ヒ諸士武運祈願ノ為メ、手許金払ニテ御庭ノ稻荷社遷宮ヲ命セラ

ル(茂久公・久光公仰出留)

藩士海江田盛時彦之丞 大学校設立ノ意見書ヲ朝廷ニ上ル(料史)

十四日 忠義公等七日ノ建言ニ付朝堂會議アリ、終ニ公使召見ノ事ト為リ、即日建言書ヲ附シ、

晝諭書ヲ布達セラル(料史)

西郷隆盛宇和島藩士林玖十郎ト共ニ、東征大総督府参謀ヲ命セラル、参与故ノ如シ(料史)

又海江田信義次武ハ改メテ東海道先鋒兼鎮撫使参謀ニ任セラル(記家)

十五日 忠義公召ニ依リ、昨日ノ晝諭書ニ付テノ奉命書ヲ差出サレタリ(料史)

明治元年

〔鎮西〕十一日先鋒ト共ニ出發トアリ、伊東兼吉日記同十二日トモアリ  
征東大総督宮征途ニ上ラレ、參謀十一日西郷隆盛等随從ス〔料〕〔史〕

十六日 昨日泉州堺ニ於テ土佐藩ノ戍兵佛人拾余人ヲ殺傷シ、外国掛五代友厚・中井弘藏等臨檢ヲ為シ、小松清廉ハ大久保利通ニソノ処置法擬議ノ為メ、参与数名ノ下坂ヲ促セリ〔料〕〔史〕

大久保利通外国人上京參内御用掛ヲ命セラル〔料〕〔史〕

田尻務・黒田清綱・大山綱良本宮方勤務ヲ命セラル、但シ務ハ御側役ヨリ、清綱ハ御用部屋勤務ヨリ兼務トス〔茂久公・久光〕〔公仰出留〕

十七日 堺ニ於ケル土佐人ノ佛人殺害事件擬議ノ為メ、大久保利通大阪ニ到ル〔大久保〕〔日記〕

十九日 京都御留守居代理太政官代軍務局ニ出頭シ、通路印章ノ使用並ニ各種官府印ノ事ヲ聴取シテ部下ニ回達セリ〔料〕〔史〕

二十日 御親征ノ為メ大坂行幸ニ付、供奉先陣ヲ命セラル〔料〕〔史〕

御親征ニ付出征スベキ藩兵五小隊ノ到着、並ニ軍艦ノ遲着ヲ申告ス〔料〕〔史〕

参与大久保利通ニ内国事務局判事ヲ兼ネシメ、同岩下方平・町田久成・五代友厚・寺島宗則ニ外国事務局判事ヲ兼ネシメ、全吉井徳春ニ軍防事務局判事ヲ兼ネシメ、参与總裁

局顧問小松清廉ニ外国事務掛ヲ兼ネシメラル〔明治〕〔史要〕

藩庁、天保銭ノ通融価格変更ヲ達ス〔料〕〔史〕

○明治六年天保銭壹枚百文ニテ、拾式文ヲ一厘トスレドモ、八厘ニテ通用セシナリ〔明治〕〔史要〕

二十一日 御親征行幸ニ付更ニ大阪表ノ守衛並ニ、御留守中ノ京都ノ守衛ヲ命セラル〔料〕〔史〕

二十二日 生野銀山分捕金貳万兩ヲ太政官代ニ納付ス〔料〕〔史〕

二十三日 伊地知正治東山道先鋒總督府參謀ヲ命ゼラル〔料〕〔史〕

藩庁、古金銀通用ノ禁ヲ解キ、当分地下相場ニテ通用セシム〔料〕〔史〕

二十四日 島津隼人・町田民部ヲ家老ニ準ス、

二十五日 御親征行幸来月五日ト定メラレ、当日丑半刻ニ参集スベキヲ達セラル(料史)

大阪裁判所総督鎮台ヲ一月廿七日ヨリ裁判所ト改メ、福知山藩ノ本藩士大野清右衛門ヲ捕縛セシヲ譴責ス(料史)

制度事務局権判事井上長秋石、服制ヲ定ムベキ議ヲ上ル(料史)

二十六日 佛国公使上京ニ付、旅館并ニ途中ノ警衛及ビ御用取扱ヲ命セラル(料史)

二十七日 奥羽鎮撫使三月一日發途ニ付、銃隊百人ヲ同参謀ニ附属シ、海路大阪ヨリ出發セシムベキヲ達セラル(料史)

軍防事務局判事吉井徳春幸輔、軍制基本調査係ヲ命セラル(料史)

二十八日 天皇在京諸侯ヲ召見シ、勅書ヲ下シ宴ヲ賜ヒ、忠義公ニハ特ニ物ヲ賜フ(料史)

二十九日 明三十日午刻各国公使参内ニ付、安藝・長門ト共ニ禁門ノ守衛ヲ命セラル(料史)

奥羽鎮撫使ノ發途ヲ三月二日ニ延期スル旨ヲ達セラル(料史)

士分抱人ヲ出シ、鷲尾隆聚殿警衛ヲナスベキヲ命セラル(料史)

○三月九日ニ至リ之ヲ辞ス(記家)

三十日 佛国全權公使・和蘭国総領事等参朝シ勅諭ヲ賜ヒ、忠義公モ亦召ニ依リ参内セラル(料史)

英国公使参朝ノ途中二人ノ兇行者襲撃シ、数人ヲ傷ク、前驅中井弘蔵亦鬪ヒテ傷ツキ、

後藤元輝ソノ一人ヲ斫リ、他ノ一人ハ縛ニ就ク、後兇行者ヲ嚴科ニ処シ、被害者ニ扶助

料ヲ給シテ局ヲ結ブ(料史)

大山綱良奥羽鎮撫使参謀ヲ命セラル(料史)

○補任録ニハ二月十九日トアリ、

明治元年

三月大

中原猶助海軍先鋒參謀ヲ命セラレタレトモ、病ニ依テ之ヲ辞ス(復古記)  
藩庁ニテハ從來設置ノ城下六組ヲ廢シテ六方限ニ改メ、又家老座其ノ外諸座ノ書役ヲ筆者ト改ム(料史)

一日 忠義公名代トシテ家老島津伊勢、先月廿八日御下賜品ノ御札ヲ言上セリ(料史)

近來所々ニ暗殺者アルニヨリ、嚴重ニ取締ルベキヲ達セラル(料史)

二日 親征行幸ヲ本月五日ト定メラレタレド、再ヒ延期セラル(料史)

明三日英公使參内ニ付、日御門内外ノ警固ヲ命セラル(料史)

忠義公平田正中善夫大 ヲ正使トシ、御側目付新納休兵衛ヲ副使トシテ周防山口ニ遣ハシ、

毛利宰相父子ノ復官ヲ賀シ、且ツ前好ヲ修セシム、コノ日宰相引見シテ慰勞セラル(料史)

又佛国公使下阪ニ付、途中警護一切ノ事ヲ委任セラル(料史)

奥羽鎮撫總督發途セラレ、我カ藩兵百余モ錦ノ袖印ヲ受ケテ、仙臺・筑前・長門ノ兵ト

共ニ之ニ附屬シ、天童藩先導タリ(料史)

三日 英國公使及ビ書記官參朝ス、天皇前日途上ノ變ヲ宣慰セラル、忠義公モ陪列シ、佛・蘭

二公使亦參同ス、後刻復三條公以下外国掛ノ人々ノ応接アリタリ(料史)

朝廷忠義公ニ俸金五百両ヲ賜フ(料史)

四日 英・佛・蘭三国公使退京シ、我カ藩及ヒ加賀以下諸藩兵之ヲ衛送ス(料史)

英公使襲撃ノ兇徒ヲ処罰シ、外交ノ朝旨ヲ告諭シ、同時ニ外国公使ニ通知アリタリ(料史)

外国事務局判事寺島宗則制度事務局判事兼勤ヲ命セラル、閏四月廿一日廢官(頭要職務補任録)

五日 藩庁ニテハ、一門・私領持以下家風ヲ細メ入費ヲ省キテ、奉公ニ勤ムヘキヲ達ス(料史)

六日 九州取締ノ事鎮撫使ニ總ベテ委任セラレタルニヨリ、我ガ元代官地管掌ヲ解カル(料史)

大總督熾仁親王三方ノ先鋒總督ニ令シ、本月十五日ヲ期シテ江戸城ヲ進撃セシム(料史)

忠義公議定職俸金奉受ヲ辞セラレタレトモ許サレズ(旧邦秘録)

七日 肥後天草島管理方ヲ肥後藩ニ引渡ス(料史)

八日 天皇明日太政官ニ行幸ニ付、加州・長州ト共ニ道筋警衛並ニ先発ヲ命セラル(料史)

三條實美忠義公以下小松・大久保・吉井・前田杏等、及ヒ毛利氏・廣澤等ヲ其ノ邸ニ饗セラル(料史)

九日 天皇太政官代ニ臨幸、蝦夷開拓ノ事ヲ諮詢アリテ後酒肴ヲ賜フ(料史)

旧幕府ノ臣山岡高歩鉄太郎駿府ニ抵リ、參謀西郷隆盛ニ就テ徳川慶喜ノ為メニ哀ヲ乞フ、

勝義邦安房守、旧幕府陸軍總裁モ亦書ヲ隆盛ニ致シ、其ノ情ヲ陳ス、大總督府乃チ謝罪ノ実効ヲ責メテ

之ヲ遣ル(明治史要一)

鷲尾邸警衛ハ兵役多端ノ為メ之ヲ辞ス(料史)

東山道進軍ノ官兵、賊古屋作左衛門ヲ野州築田ニ破ル(明治史要)

十一日 在京ノ諸侯ニソノ官位任叙ノ年月日ヲ録上セシメラル(料史)

海軍先鋒總督大原俊實京都ヲ発シ関東ニ赴ク、本藩及ヒ肥前藩、久留米藩ニ汽船及ヒ兵

隊ヲ出サシメラレ、本藩士中原猶介參謀ヲ命セラレタレトモ、病氣ノ為メ行ヲ果サバル

コト、二月三十日記載ノ如シ(料史)

十二日 忠義公明後十四日先帝ノ山陵ニ參拜センコトヲ請ヒ許可セラル(料史)

忠義公書ヲ東山道先鋒總督參謀伊地知正治ニ贈リ、酒肴料ヲ与ヘテ兵士ノ軍勞ヲ慰セシ

メラル(料史)

十三日 本藩其ノ他ノ大阪市街取締ヲ改メテ巡邏ト為ス(料史)

明治元年

十四日 天皇紫宸殿ニ御シ五ヶ条ノ御誓文ヲ發布シ、御宸翰ヲ賜フ、公卿・諸侯連署奉答シ、忠

義公亦之ニ与リ、其ノ御旨ヲ敷演シテ更ニ藩内ニ諭示セラル(旧邦秘録)

勝安房西郷隆盛ト芝田町ノ藩邸ニ会合シ、慶喜謝罪ノ條款ヲ陳ス、隆盛大総督府ニ言上ノ上、明日決定センコトヲ告ケ、十五日ノ総進撃ヲ停ム(復古)

東久世・伊達兩外国事務局輔ヨリ、外国人ニ無礼暴行シタル者ノ刑法律ニ関シ、未タ制定ナキニヨリ定マル迄ノ間、去ル四日ノ諭告ヲ揭示布告スヘキヲ英国公使代ニ通報セリ(復古)

(復古)

岩倉副総裁来ル廿一日ヲ以テ車駕親征海軍叡覽アルベキヲ、小松・大久保・吉井ノ三氏

ニ内報セラル(料史)

十五日 来ル本月廿一日車駕京師ヲ発シ、石清水ニ行幸社參ノ後大阪ニ親征行幸、海軍叡覽アル

ベキヲ布告シ、各藩ノ軍艦・蒸氣船ヲ大阪沖ニ集メ、且ツ輦下及ヒ沿道ノ守備ヲ嚴ニセ

シメラル(復古記史料)

去ル九日野州築田ノ戦争ニ従事シタル本藩ノ軍隊ニ、東海道先鋒総督參謀ヨリ感状ヲ与

ヘラル(旧邦秘録)

本藩士税所長蔵大阪裁判所御用ヲ命セラル(料史)

十六日 忠義公御用ノ廉ニテ、明十七日午刻參内スベキノ旨ヲ達セラル(旧邦秘録)

来ル廿一日行幸ノ御行列及ヒ御道筋次第心得方等ノ條款ヲ達セラル(料史)

西郷隆盛駿府ニ歸リ、〔十七日〕徳川慶喜謝罪ノ條款ヲ大総督ニ稟ス、督府乃チ三道総督

ニ令シテ其ノ進軍ヲ止メ、隆盛ヲ遣シテ其ノ状ヲ奏ス(明治史要一)

十七日 御親征行幸廿一日八幡御一泊ニ付、ソノ警衛ヲ命セラル(慶明雜録)

又忠義公衣冠ニテ家老島津伊勢ヲ隨ヘ參内シテ、御親征中京都守護ノ命ヲ拜セラレ、藩

庁ニモ報知アリタリ(慶明)

十八日 御親征行幸石清水御一泊中ノ警衛ヲ免セララル(慶明)

十九日 西郷大総督府參謀京都ニ抵リ、(二十日)慶喜謝罪ノ條款ヲ奏シ、ソノ大項ハ許可ニ決セ

ラル(復古)

明後日行幸出陣ニ付、在京諸侯ニ明日參内天機ヲ伺候スベキヲ達セラル(旧邦)

築田戰爭勝利報聞ニ達シ、御満足ニ思召ス旨ノ褒詞ヲ賜ヒ、尚ホ(十五日)斥候隊川村

純義与十郎其ノ他ヘ參謀ヨリノ褒状ヲ与ヘラル(旧邦)

二十日 去月十一日封土拾万石ヲ献シタルニ対シ、藩費多端ノ際故返献ニ及ハサル旨ノ指令アリ

タリ(慶明)

二十一日 車駕京師ヲ發シ、忠義公參内天機伺候ノ上京師ノ留守タリ(料史)

西郷隆盛書ヲ大久保利通ニ贈リテ出兵ヲ促ス(料史)

二十二日 兵庫裁判所総督東久世通禧判事岩下方平ト共ニ、姫路ヲ巡視シテ諸藩ノ守兵ヲ撤シ、本

藩ノ軍監中村源吾ヲシテ牙城ヲ守ラシム、姫路ノ臣等誓書及ヒ歎願書ヲ提出セリ(復古)

二十三日 車駕大阪ニ至リ、本願寺ヲ以テ行在所トシ、八ヶ所ノ柵門ハ興福寺ヲシテ警衛セシメラ

ル、翌日ニ至リ巽ノ柵門ハ我カ藩兵之ニ代リタリ(復古)

朝廷、朝敵ヲ除クノ外一切大赦ヲ仰出サル(復古)

藩ニテハ、忠義公夫人藩内士民ニ、太守報國ノ意中諸士奉公ノ誠意ヲ察シ、自ラ進ンテ

儉約ヲ行ヒ、戦亡者ヲ弔慰スベキヲ諭告セラル(料史)

二十四日 明廿五日蝦夷開拓ノ義ニ付議事開催アルベキニヨリ、太政官代ヘ參集ヲ達セラレタレト

モ、忠義公ハ病アリ辞セラル(料史)

朝廷諸藩ニ令シテ在京ノ兵員ヲ録上セシメラル(料史)

忠義公参内ノ節騎馬下乗ノ場所ヲ伺ヒ出デラレタルニ、非常ノ時ニ付九門内唐門外ニテ

下馬差支ナキヲ指令セラル(料史)、但尋常ノ時ハ九門外トス(上全)

内田政風ヲシテ、警衛区域内外出火ノ際ニ於ケル心得方ヲ伺ハシメラル(料史)

参与顧問小松清廉、後藤元燁ト共ニ外国事務局判事ヲ兼ネシメラル(料史)

二十五日 東国ノ形勢ニヨリテハ、鸞輿東征アルベキヲ達セラル(料史)

蝦夷地開拓ノ会議アリ、忠義公参会ナシ、藩士井上石見移民ヲ奨メ、器械ヲ製造シテ人

力ヲ省略スベキヲ建言セリ(料史)

二十六日 車駕天保山ニ行幸アリ、海軍ヲ閲シ給フ、在京家老島津伊勢コノ日此等各種ノ重要事件

ヲ藩庁ニ報告セリ(料史)

二十七日 忠義公天皇大阪御着ノ天機御伺トシテ、禁中並ニ大官御所へ参内セラル(料史)

参与兼外国事務局判事寺島宗則ヲシテ横濱ニ駐在セシム(明治史 要一)

二十八日 諸侯参内鹵簿ノ数ヲ録上セシメラレ、晦日本藩ハ当分非常時トシテ、兵隊一小隊・親籠

廻式拾式人其ノ他ヲ使用スル旨ヲ届出デタリ(料史)

又禁裏ノ字及ヒ菊花御紋章ノ濫用ヲ禁ゼラル(料史)

二十九日 正月五日西園寺山陰道鎮撫使ニ從ヒテ出発シタル我カ藩兵ハ、本月廿七日帰京、本日ソ

ノ警衛ヲ免セラル(料史)

忠義公伏見・鳥羽役戦死者ノ碑ヲ鹿兒島ニ建テ、殉難盛烈ノ碑トイヒ、重野安繹ニソノ

碑文ヲ撰セシメラル(料史)

四月小

又藩庁ニテハ、事務簡捷ノ為メ御目附ヲ督励シ、見聞役御供目付等ヲ廢シ、諸役場ノ併合ヲ行ヒ、願届等勉メテ平易ニ從ハシム、又從來松平ノ苗字ヲ稱シタルハ悉ク本姓ニ復セシム、

又從來横目ニシテ兵役ニ服スル者ハ、跡扶持米ヲ与ヘラレタレド、尔後持高五拾石以下ハ出兵中都テ四石ノ跡扶持米ヲ与ヘラル、コト、ナリタリ、

又諸士十四五歳ヨリ造士館及ヒ開成所ニ出学ヲ奨励シ、陸軍所並ニ演武館ヘモ出演ヲ促シ、拾七歳ヨリ兵士タラシメ、城下警衛隊ニ編入セシム、

又忠義公汾陽光遠次郎右衛門ヲシテ製鉄所並ニ蒸氣船用トシテ、元幕領肥前松浦郡内石炭山支配ノ事ヲ請願セシム(料史)

一日 親征行幸中ハ節朔ニモ拜賀ニ及バザル旨ヲ達セラル(料史)

本藩兵及ヒ阿波藩兵京都庚申口ニ於テ操練ヲ行フ、忠義公列卿諸侯ト共ニ之ヲ觀覽セラル(料史)

京都ニ宿駅役所ヲ設置シ、諸道駅通ノ事ヲ掌ラシメ、特ニ物価騰貴ノ為メニ一周年間人馬雇錢ノ増加ヲ令セラル(料史)

二日 小松帶刀・後藤象次郎下阪中大久保利通ニ命シテ、顧問所ニ出仕シ当職同様ノ勤務ヲナサシメラル(料史)

三日 藩庁、汾陽次郎右衛門ヲシテ、軍艦春日丸清国上海ニ於テ修繕ノ為メ渡航セントスルニ當リ、英商ニ託シテ英国ノ旗章ヲ仮用センコトヲ、長崎裁判所ニ請ハシメ許容セラル(料史)

四日 明日兵隊操練ノ天覽アルニヨリ其ノ順序ヲ定メラレ、我カ藩兵一中隊モ之ニ參加シ、第一兵隊ニ属シ操練ヲ行フコト、ナリタリ(料史)

西郷隆盛行在所ヨリ至リ大総督ニ復命ス(明治史要一)

東海道先鋒総督橋本實梁江戸城ニ入り、勅旨ヲ伝ヘテ徳川慶喜以下ノ処置事項ヲ達セラル(科史)

行在所ヘ天機伺トシテ参候ノ諸侯ノ扈從人員ヲ制限シ、勉メテ簡易ニ從ハシメラル、

五日 忠義公龔時久光公ノ西海道諸藩ニ使者ヲ派遣シ、檄文ヲ伝ヘラレタルニ対シ、各藩皆勤

王式ナキノ答書ヲ致シ、ヲ一括シテ之ヲ上リ、其ノ状ヲ奏セラル(科史)

長崎裁判所判事町田民部等各国領事ト議シ、支那人ノ各人ニ隸スルモノ我ニ対シテ法

ヲ犯サハ、国律ヲ以テ之ヲ処断スルコト、シタルヲ以テ、居留民ト附属支那人トヲ區別

調査スベキコトヲ各国領事ニ請求セリ(科史)

海江田盛時彦之丞・岸良兼養七之丞之内国事務局雇ヲ命セラル(科史)

播州棚倉藩主阿部正静美作守・家臣、龔時本藩兵播州巡撫ノ際同藩別邑ノ倉廩ヲ封セシヲ、

拆封還付センコトヲ請フ、九日ニ至リ朝裁之ヲ許サル(科史)

コノ日、太政官日誌刊行頒布ノ旨趣ヲ達セラル(科史)

六日 天皇諸藩兵ノ操練ヲ大阪城ニ御閱覽アリタリ、五日雨ニテ順延セラレシナリ(科史)

忠義公得能良介ヲ東征大総督府並東海道・東山道兩総督府ヘ、陣中伺候及ヒ兵士慰問ノ

使者トシテ差遣セラレタリ、

七日 諸侯ノ家眷及ヒ臣隸ノ江戸ニ住スル者ヲ各ソノ封地ニ移サシメ、ソノ委細ヲ具申セシメ

ラル、我カ藩ハ総引払ノ届書ヲ十二日ニ差出シタリ(科史)

八日 出軍者ノ旅行規定及ヒ給与規定ヲ制定シテ、各藩ニ達セラル(科史)

九日 議定外国事務局輔東久世通禧、英・佛以下六国ニ使スベキ内命ヲ受ケ、隨行者長崎裁判

所判事町田民部・井上馨ニ内決シタレトモ、終ニソノ行ヲ果サズ(料史)

大久保利通大阪ニ在リテ拜謁ヲ賜ヒ、京都ノ状況ヲ奏上セシメラル(料史)

十日 嚮ニ神仏区別ノ令出ヅルヤ、仏体ノ破毀等暴挙ニ出ヅル者アルヲ以テ、悉ク指揮ヲ受ケ

テ之ヲ処理セシメラル(料史)

銅会所ヲ大阪ニ置キ、人民ノ私ニ銅ヲ販売スルヲ禁ゼラル(料史)

在京ノ諸藩兵ニ規定ヲ設ケ、時々ヲ定メテ操練ヲ行ハシメラル、我カ藩兵ハ三八ノ日ト

セラル(料史)

京都守衛方限ヲ曰杵藩並ニ丸亀藩ト協定シ、本藩ハ上京方限受持ト定ム(料史)

十一日 天皇大阪東本願寺掛所ニ行幸アリ、群臣ニ謁ヲ賜ヒ、文武ノ講演ヲ天覽アリタリ(料史)

江戸城ヲ収メ、又軍艦ヲ収メントス、榎本武揚船艦七隻ニテ、大鳥圭助等ハ其ノ党ヲ率

キテ遁ル(明治史要摘要)

十二日 大政更張ノ朝旨ヲ奉体シ、賢才ヲ挙ケテ旧習ヲ改メ、速ニ実績ヲ挙グベキコトヲ列藩ニ

令セラレタリ、

箱館裁判所ヲ置キ、嘉彰親王ヲ総督ト為シ、蝦夷開拓ノ事ヲモ委任セラレ、井上石見等

内国事務権判事箱館在勤ヲ命セラレタリ(料史)

十三日 諸侯ノ襲封・叙任等ノ閏歴ヲ録上セシメラル、本藩ハ五月廿三日ニ上申セリ(復古記)

在京諸侯ニシテ官守ナモキノハ、若干ノ兵ヲ殘シ帰藩シテ政治ヲ改革シ、且兵備ヲ嚴ニ

シテ後命ヲ俟タシム(料史)

藩庁ニテハ、去ル二月廿八日忠義公朝廷ヨリ御短刀・御文台・御硯ヲ拝領シ、勅書ヲ拝

戴セラレタルニヨリ、一門以下月次登城ノ人々ハ、明後十五日改服登城シテ祝儀ヲ述ブ

明治元年

ベキヲ達ス(料史)

十四日 忠義公大阪行在所ニ参内シ天機ヲ伺候シ、十九日帰京セラル(料史)

朝廷我カ藩及ビ長門藩・佐土原藩ニ令シテ、會津軍ノ勢益々猖獗ナルニヨリ、兵ヲ北越ニ出シテ奥羽ノ官軍ニ応援セシメ、更ニ加賀藩以下十二藩(マフ)ニモ援兵ヲ出サシメラル(料史)

十五日 供奉ノ公卿・諸侯ニ親征ノ大旨ヲ領シ、上下共ニ礼節ヲ守リ、戮力協心以テ成功ヲ遂グベキヲ達セラル(料史)

本藩御台所御門ノ守衛ヲ免セラル(料史)

又本藩ノ大阪巡邏ヲ免セラル、是ヨリ先本藩及ヒ長州藩ハ大阪城取締ヲ命ゼラレ居タレトモ、古河藩上書シテ之ニ代ランコトヲ請ヒシニヨリ、此ノ命アリシナリ(料史)

藩庁ニテハ、御勝手方掛ヲ廢シ会計方掛ヲ置キ、諸方出納一切ノ事ヲ掌ラシメ、川上龍衛ヲ以テ之ニ任ス(料史)

十七日 觸頭二十四藩中ヨリ三藩ツ、ノ月番勤務ヲ定メ、太政官ヨリノ諸布達ノ事ヲ掌ラシメラレ、本藩勤番ハ十月卜定メラル(料史)

十八日 大総督府幕府ノ貨幣鑄造所ヲ収ム(料史)

十九日 北陸道先鋒總督兼鎮撫使高倉永祐ヲ北陸道鎮撫總督兼會津征討總督ト為シ、黒田清隆介山縣有朋介ヲ參謀トシ、薩兵四百人・長兵四百人ヲ之ニ附屬セシメラル、但本藩兵ハ十番隊(隊長山口鉄之助)、二番遊撃隊(隊長西千嘉)、外城三番隊(隊長有馬清之丞)・外城四番隊(隊長中村源助)ノ四小队並ニ大砲半座(隊長久永龍助)ナリ(料史)

二十日 横濱裁判所總督東久世通禧、神奈川奉行所及ヒ横須賀製鉄所ヲ収メ、同時ニ外国岡士ヘ通知ス、判事寺島宗則藏諸事務ヲ総判セリ(料史)

各国領事書ヲ長崎裁判所ニ致シ、耶蘇教ノ禁ヲ解カントヲ請フ、閏四月十日ニ至リ判事野村宗七・佐々木高行<sup>三四</sup>・町田民部等相議シテ、日本ニハ古來ノ法律アルニ、嚴禁タル異宗婦依ノ科ヲ犯ス者アリ、開論中ナレトモ悔悟改新セサレバ、刑典ニ処スル外ナシトノ答案ヲ送附セリ(料史)

二十一日 勅シテ楠正成ノ祠宇ヲ湊川ニ營シ、正行以下ヲ配祀セシメラル、初メ元治元年二月九日、内田政風本藩ノ命ニヨリ、護良親王・楠正成・源親房ノ靈社ヲコノ地ニ造立センコトヲ願出シ、許可ヲ得タレトモ果サザリシカ、本年三月二十二日再ヒ岩下方平外五名ヨリ、神号勅許ノ奏請ヲ兵庫裁判所ニ願出ス、依テ此ノ勅書ヲ拜スルニ至リシナリ(料史)

大総督熾仁親王江戸城ニ入り、旧町奉行ヲシテ仮リニ江戸府下ノ事ヲ管轄セシム(料史) 王政復古ニ付頒曆ノ事モ亦京都ニテ執行セラルベキニヨリ、薩藩曆者水間良包<sup>嘉藤</sup> ヲ土御門家ヨリ暫時聘用ノ儀ヲ依頼セラル(料史)

二十二日 朝廷議定・参与・徵士並ニ在阪諸侯ヲ召サレ、長崎裁判所ヨリ稟請セル浦上村異教(耶蘇教) 蔓延ノ処分ニ就キ咨議シ、各々意見ヲ奉ラシメラル、参与小松帶刀意見書ヲ奉リ、藩庁ニテハ達書ヲ發シ嚴重取締ヲナセリ(料史)

二十三日 東山道ノ官軍宇都宮城ヲ攻落ス、初メ我カ藩小銃六番隊並ニ番大砲隊ノ一部大垣藩兵ト共ニ相向ヒシカ、終ニ五番隊並ニ長州・因州等ノ援護ヲ得テ落城ニ及ヒ、大鳥圭助・板倉勝静父子ヲ擁シテ日光山ニ走レリ(料史)

大総督府令シテ旧幕府所有ノ軍艦四隻ヲ徳川氏ニ賜ヒ、余ハ悉ク之ニ上ラシム(料史) 二十五日 勅シテ徳川慶喜処分ノ議ヲ親王・三職・公卿・諸侯・貢士ニ下シ給ヒ、廿七日附ニテ忠義公亦意見書ヲ奉ラル(料史)

明治元年

二十八日

北陸道応援ノ我カ藩兵京師ヲ發ス(史)(十九日ノ)  
(部参照)  
横濱裁判所駐在判事寺島宗則・井關齋右衛門書ヲ小松清廉・後藤元燁ニ贈リテ、英国公使ヨリ江戸開市ヲ急ニセンコトヲ請ヒタレトモ、内政整理シ国情鎮静ニ至リタル上、東

久世総督・鍋島副総督出江取調へ、確答ニ及フヘキ旨ヲ答ヘラレタルヲ告グ(史)  
税所篤徴士内国事務局権判事大阪裁判所在勤ヲ命セラル(百官)  
(履歴)

二十九日

黒田清隆北陸道鎮撫総督参謀ヲ命セラル(十九日ノ部ヲ見ヨ、重複ニテ)  
(此ノ日藩家老ニ報セルナリ)  
(頭註)(國乃德ニハ閏四月二日ニアリ)  
松方正義徴士内国事務局権判事トシテ長崎裁判所在勤ヲ命セラル、

コノ月

藩庁ニテハ、教授及ヒ郡奉行ノ俸禄ヲ増シ、併セテ郡奉行添役及ヒ訓導師ヲ置ク(史)  
城下居住ノ郷士ヲ御用人座附士ト改メ、兵式操練ヲ命ス(史)

御家老座ヲ議政所ト改メ、御用部屋ヲ御側役所ノ旧名ニ復シ、各々筆者ヲ置キ、奥掛筆

者ヲモ議政筆者頭取ト改ム(科史)

京地ニテハ、洋服等実用ニ適スル服装ヲナスベク規定セラレタルニヨリ、此地ニテモ兵

士ヨリ諸役員ニ至ルマテ、適宜ノ服装相弁スヘキ旨ヲ達ス(科史)

表御小姓ヲ廃シ、奥御小姓ヲ御小姓ト、御小姓ヲ兒小姓ト、奥医師ヲ御医師ト改メ、御

広敷医師ハ御医師ヨリ兼務シ、御番医師詰所ヘハ交代ヲ以テ勤務セシム、但御医師ハ両

御丸並ニ玉里迄兼勤トス、

御包丁人並ニ同助ヲ御料理役并ニ同助ト改ム(科史)

従来ノ高札ヲ改メテ太政官ヨリノ達書ヲ揭示セシム(科史)

新ニ刑法掛ヲ置キ、宗門方掛ノ兼務トシ、外国掛ヲ廃シテ其ノ事務ハ、適宜海軍掛・陸

軍掛・会計方掛ニテ処理セシム(科史)

〔頭註〕御番頭ノ諸岡ヘノ辭令閏四月十八日アリ如何ヤ  
神社奉行及ヒ御番頭ヲ置キ、御小姓与番頭ハ之ヲ廢シテ、同事務及ヒ大番頭ノ事務ハ御番頭ニ之ヲ司ラシム〔料史〕

上瀬台場ノ築造ヲ中止シ、中村ヨリ谷山海辺マテノ間ニ防波堤ヲ築キテ防備ヲナシ、田島并ニ塩田ノ開墾ヲナスコトニ變更ス〔料史〕

国産増殖ノ為メ、山野及ヒ干潟等ニ自費ヲ以テ新地ヲ開墾シタルモノハ特別ヲ以テ十年ノ免租トナスベキニヨリ、之ヲ奨励スヘキヲ郡奉行ニ達ス〔料史〕

城下雑用ノ牛馬及ヒ乗馬ノ数ヲ毎年限ヲ定メテ届出デシム〔料史〕

閏四月小

一日 英国公使パークス等大阪本願寺ニ於テ 天顔ヲ拝シ、国書ヲ捧グ〔料史〕

二日 大総督府江戸鎮静ノ事ヲ田安慶頼・大久保忠寛・勝義邦ニ委任シ、其ノ苦慮尽瘁ノ功ヲ褒慰シ、益々其ノ力ヲ効サシメラル〔料史〕

三日 藩庁ニテハ、關山糺ニ神社奉行兼勤ヲ命ス、

五日 車駕大阪城ニ幸シ、諸藩兵ノ操練ヲ御覽アリタリ〔料史〕

東山道第二軍ヲ置カレ、西園寺公望總督トシ、長岡護美ヲ副總督トシ、川南東右衛門・

小笠原美濃助ヲ參謀タラシメシカド、其ノ行ヲ果サズ〔料史〕廿三日皆罷ム〔補任〕

神奈川裁判所判事寺島宗則等各国領事ニ書ヲ遣リ、政府ノ外ニ兵仗ヲ私販スル者アルヲ

戒飭セシム〔料史〕

大総督府參謀西郷隆盛帰京ス、徳川氏処分ノ議ニ參スル為メナリ〔料史〕

井上長秋見徴士參与職内國事務局判事ヲ命セラル〔料史〕

六日 参与木戸孝允ヲ長崎ニ遣シテ、天主教徒ヲ処分セシメラレ、其ノ結果信徒四千余人ヲ三

十四藩ニ分布シ、鹿兒島ニハ二百五十人ヲ送ラル、コト、ナリタリ〔料史〕

明治元年

七日 車駕大阪ヲ發シ還幸アリ、蹕ヲ淀ニ駐メラル(料史)

東海道先鋒副總督柳原前光佐倉城ニ入り、附近諸藩ノ老臣ヲ召シテ其ノ向背ヲ問ヒ、監軍渡邊清清左衛門・相良長發部治ヲシテ兵ヲ率キテ木更津ノ賊ヲ討セシム、賊兵敗走ス(明治史要一)

八日 車駕京師ニ凱旋ス(料史)

新納立夫先月廿日及ヒ廿三日ニ、総州岩井駅並ニ野州宇都宮城ニ於ケル戦況ヲ太政官ニ報告ス(太政官日誌)

岩倉具視・小松帶刀・西郷隆盛・大久保利通・吉井友實・後藤元燁・廣澤真臣・林通顯、三條實美ノ邸ニ会シ、徳川氏処分ノ事ヲ協議ス(料史)

九日 岩倉具視徳川氏処分ノ議案ヲ草シテ、御前ニ於テ議定・参与ニ咨議ス、参与大久保利通建白書並ニ意見書ヲ上ル(史料・岩倉公美記)

十日 副總裁三條實美関東大監察使ヲ兼ねテ東下ス(復古)

十一日 西郷隆盛江戸ニ発足ス、同日三條関東大監察使亦徳島及福岡ノ藩兵ヲ隨ヘテ京師ヲ発ス(復古)

十二日 福岡藩ニ令シテ蒸気船一艘ヲ出サシメ、本藩並ニ長藩ノ軍艦ト共同シテ北海ノ運送ニ從事セシメラル(復古)

十三日 曩時九州中旧幕領ノ取締ヲ命セラレタル本藩並ニ肥後以下諸藩ノ管理ヲ罷メ、長崎裁判所ノ管理ニ移サル(復古)

大総督府田安慶頼ニ徳川氏臣隸ノ亡命スル者ヲ申諭鎮静セシム(復古)

十四日 慶長以來通用ノ古金銀銅銭等ノ価位ヲ定メラル(復古)、但シ天保銭百文トシテ寛永銅銭ハ八枚、同濤銭ハ四枚、文久銅銭ハ六枚換ナリ、

十五日 大総督府我カ藩ノ戦死負傷者ニ弔慰金ヲ賜ヒ、且ツ陣中見舞金ヲモ下賜セラル(史)

官人ノ肩入ト称シテ宮・堂上家ニ隸屬セシヲ禁ゼラル(復古記)

十七日 親征供奉ノ親王・三職・公卿・諸侯・徴士及ヒ御留守警衛ノ諸侯ヲ召シ、其ノ勤勞ヲ慰

シ宴ヲ賜ヒ物ヲ賞ス、忠義公亦天顔ヲ拜シ、天盃ヲ受ケ御物ヲ頂戴シテ退出セラレタリ

(史料)

島津式部副書ヲ以テ総州岩井馭戦及ヒ野州宇都宮戦ニ付、東山道先鋒総督並ニ副総督ヨ

リ本藩へ下賜セラレタル感状ヲ、ソノ各隊長ニ交附セリ(史)、但岩井馭方面五番隊并大

砲一分隊、宇都宮復城六番隊・大砲一分隊・臼砲打手足輕一分隊ナリ、

藩庁ニテハ、昨日英国測量船鹿兒島灣ニ来航シ、明日大砲ノ試射ヲ許可シタル旨、並ニ

従来ノ小番・御小姓与ノ藩庁ノ警衛ヲ廢シ、陸軍兵士ニテ交互ニ警衛セシムル旨ヲ達ス

(史料)

十九日 列藩ニ賦課シテ陸軍ヲ編制セラレ、一万石ニ付常備兵十人姑ク三人ヲ出ス、藩地予備兵五十人・

軍資金三百兩ヲ出サシメラル(復古記)

新ニ紙幣ヲ發行シテ国用ヲ資ケシメラレ、通用期限ヲ十三年トシ、之ヲ列藩ニ貸与シテ

産業ヲ興サシメラル(復古記)

二十日 阿片煙草輸入ノ禁ヲ嚴ニシ、之ヲ洽ク高札ニ揭示セシメラル(史)

東山道総督府執事ヨリ大総督府今回横濱ニ大病院ヲ建立シ、重傷者ノ治療ヲ為サシメラ

ル、旨ヲ洽ク出軍者ニ報ス(史料)

朝廷久光公ヲ御召シアリタレトモ、病ニヨリテ延引ノ儀ヲ願ヒ出デラル(史料、五月四日ノ部)

二十一日 五ヶ条ノ御誓文ニ基キ政体ヲ定メ官制ヲ改定セラレ、太政官ヲ七官ニ分チ、官等ヲ九等

明治元年

トシ、地方ヲ府藩県ニ分チ、府県ニ知事ヲ置キ、藩ハ姑ク旧ニ仍ル(復古)

七官中ノ議政官上局ニ議定・参与・史官ヲ、下局ニ議長・議員ヲ置カレ、久光公ハ議定、小松・大久保ハ参与ナリ(明治史要)

○三職八局ヲ廢シ、太政官中議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法ノ七官、議政官ニ上下兩局ヲ設ケ、上局ニ議定・参与ヲ置キ、下局ニ議長・議員、行政官ハ輔相・弁事アリ、此ノ中ニ神祇・會計・軍務・外國四局ヲ屬ス、依テ議政・行政・刑法ノ三

鼎立セリ(明治政)

奥羽廿五藩ノ重臣白石ニ會シ、太政官ニ會津・庄内救解ノ趣意ヲ建白シ、許サレスンハ君側ヲ清ムルヲ名トシ、薩・長ヲ討タンコトヲ決議セリ(復古)

二十二日 徵士ニ位階ヲ授ケラレ、小松帶刀・大久保利通ハ從四位下ニ、吉井友實ハ從五位下ニ叙セラル(科史)

二十三日 岸良兼養御雇ニテ議政官史官試補ヲ命セラル(百官)

井上石見從五位下ニ叙セラル(百官)

二十四日 井上石見箱館府判事ヲ命セラル(百官)

二十五日 諸藩ニ令シテ、所有ノ艦船ヲ録上セシメラル、本藩ハ本国ニ問合ノ上七月二日附ニテ上申セリ(復古)

但本藩ニテハ軍艦乾行・春日ノ二隻、運送蒸氣船平運・豊瑞・三邦ノ三隻、及ヒ同帆

前船立田丸ノ六隻ナリ、

松方正義(助左) 衛門ヲ日田県知事ト為ス(日田・富岡肥後・富) (明治史要)

忠義公書ヲ英国全權公使パークスニ贈リテ馬鞍寄贈ノ礼ヲ述ベラル、コレ慶應二年英艦

コノ月

シーコロン号ノ破壊漂着ノ際、無事ノ乗組員三名ヲ長崎ニ護送セシ報謝トシテ、馬鞍一具ヲ贈リ来リシニヨル(料史)

○二十七日政体書ヲ頒布ス(明治政覽)

二十八日 書籍ヲ私刊売買スルヲ禁セラレ、尋テ復タ犯ス者ハ刻板製本ヲ没収スベキヲ達セラル

(復古記)

又貨幣ノ価位ヲ定メタルニ乗シテ、私利ヲ営ム者アリテ通用ノ妨害ヲ来セリ、自今犯ス者ハ嚴科ニ処スヘキヲ達セラル(料史)

二十九日 大總督府本藩ノ両総・房州屯集ノ賊徒追討ノ功ヲ賞シ、關係ノ各隊長ニ感状ヲ与ヘラル

(料史)

大總督府又諸道戦争ノ瘡痍者慰問トシテ、医官前田杏齋ヲ差遣セラル(史料・群書觀錄三十七)

藩庁ニ於テ、管内ニ布達セル重要ナル事項左ノ如シ、

御軍賦役同頭取並ニ同見習ヲ廢シテ、陸軍關係ノ事ハ一切大隊長以下ソノ局員ニテ処理

スベキヲ達セリ、

先月十二日朝廷ヨリノ御令達ヲ示シ、目下コノ御趣旨ニ基キ改革中ニ付、意見アラハ忌

憚ナク建言スベキヲ達ス、

五節句其ノ他改服用ヒ来リタル場合モ、重要ノ儀ヲ除ク外可成平服ヲ許スノ趣意ヲ以テ

改服ノ規定ヲ達セリ、

八朔ノ節句ヲ廢スヘキヲ達ス、

婚嫁ノ格式ニ拠レル規定ヲ變更シ、上下婚嫁ヲ許スベキ旨ヲ達ス、

高奉行ヲ御高奉行ト改メ、更ニ同見習ヲ置キテ御作事奉行見習ノ次ニ班セシム、

明治元年

御勘定奉行ヲ廢シテ會計奉行ヲ置キ、御用人ノ頭ニ班セシメ、更ニ同所ヲ分チテ物奉行、御高奉行ノ二局ヲ置キ、官庫ノ金錢諸財ノ出納並ニ米穀ノ出納ヲ分掌セシム、而シテ別ニ會計方調役・勘定総役ヲ置キテ統計ヲ造ラシム、

造士館孔廟ノ祭祀ヲ停止シテ其ノ像ヲ神農堂ヘ台座セシメ、我カ国固有ノ教化ヲ基礎トシテ本末内外ヲ弁シ、外国ノ長ヲ執リテ之ヲ補スベキヲ達ス、

又陸軍方醫師及ヒ同見習ヲ置キ、専ラ西洋医生ヨリ登用シ、兵隊附トスベキヲモ達ス、  
毎月二・七ノ日ヲ以テ諸官衙ノ休日トシ、尚此ノ外ニ今上御降誕日九月廿二日(後慶應ニ改メテ十一月廿二日)及ヒ太守様四月廿一日、中將様十月廿四日、暎姫様正月十六日ノ各御誕生日ヲ加フベキ旨ヲ達ス、

五月大

一日 官軍白川城ヲ攻落ス、

薩藩参加隊二・四・五・六番隊、及一・二番大砲隊(土持佐平太書簡ヨリ)、臼砲打手兵具隊、

薩・長北陸道先鋒隊、先月十九日高田着陣ヨリ同廿八日柏崎ニ入りシ間ノ戦果ヲ報告ス(科史)

大総督府、田安・大久保・勝ノ江戸市中取締ヲ罷ム(科史)

二日 先々月来、東山・東海両道先鋒トシテ各地ノ戦争ニ参加セシ各藩ノ戦士ニ、慰勞ノ勸旨ヲ達セラル(科史)

三日 五代友厚、長崎ヨリ書ヲ桂久武ニ贈リテ、長崎商法ヲ停止シ、唐津石炭山ヲ入手センコトヲ内願ス(科史)

大総督府參謀ヨリ各總督ニ、旧幕下帰順ノ士ヲ朝臣ニ列セラル、ニヨリ、氏名ヲ録ス上ス

ベキヲ達ス(料史)

四日 朝廷再ヒ久光公ヲ召サレタレトモ、猶病ノ為メニ辞セラル(料史)  
(復古記)

(頭註)町田久成(從五位下)

(頭註)町田久成(從五位下)

(頭註)野村盛秀(從五位下)

(頭註)野村盛秀(從五位下)

六日 西郷隆盛参与兼大總督府參謀ニ更任シ(料史)、(明治史要)七日ニ在リ、從四位下ニ叙セラル(百官)  
(履歷)

(百官)

池上四郎左衛門京師ニ帰り、白河口ノ戦果ヲ報告ス(料史)

七日 三條関東大監察使慰問使ヲ白河口攻撃ノ我が軍ニ遣シ、酒五樽ヲ下賜シ、自筆ノ慰問書

ヲ贈ラレ、使者廿二日陣中ニ到着セリ(料史)

軍務官ヲ陸軍局(旧守護職)ニ移シ、諸藩ニ令シテ上申請願等ノ軍事ニ係ルモノハ、之ヲ軍務官

ニ出サシメラル(復古)

八日 我カ藩斥候兵三名、昨日彰義隊ノ者八九名ト衝突シテ、戦死ヲ遂ケタル旨ヲ、届ケ出ツ

(料史)

九日 在京家老島津主殿・島津伊勢書ヲ藩庁家老ニ贈リテ、東国へ応援ノ為メ一大隊ノ出兵ヲ

ナシ、更ニ一大隊並ニ大砲隊ノ予備兵ヲ城下ニ集メ置クベキヲ照会セリ(料史)

在京軍賦役ヨリ東山・北陸両道ノ戦死者及ヒ負傷者名ヲ藩庁軍賦役ニ報シ、親族へノ告

知並ニ葬式等ノ事ヲ執行セシム(料史)

桂久武病氣ニ付辞表ヲ呈ス、但許否ノ辞令ヲ逸ス(料史)

奥羽鎮撫副総督澤為量久保田城ニ抵リ、佐竹義堯ヲ見テ之ヲ奨励ス、義堯依違シテ決セ

ズ、且ツ薩・長兵ノ随従スルヲ拒ム、為量乃チ弘前ニ赴ク(明治史要)

明治元年

十日 豊太閤ノ功績ヲ表スル為メニ豊國山ノ廟祠ヲ再興シ、又新ニ祠宇ヲ京都東山ニ建テ、嘉

永癸丑以來國事ニ斃レシ者及ヒ伏見・鳥羽戰爭以來東征各地ノ戦死者ヲ祀リ、以テ節義ヲ奨励スベキ旨ヲ達セラル(史料)  
(復古記)

参与小松清廉、弁事烏丸光徳其ノ他ト共ニ江戸ニ下向スベキヲ命ゼラル(復古)

西郷隆盛書ヲ大久保・吉井ノ二氏ニ贈リテ、白河城攻落ノ方略形勢ヲ報シ、援兵並ニ軍用金調達ノ事ヲ促セリ(史料)

十四日 大総督府、江戸市中上野山内其ノ外所々ニ屯集セル賊徒誅伐ノ命ヲ、江戸駐屯各藩ノ將

士ニ達シ、尚放火乱暴スベカラサル旨ヲモ諭サル(史料)

十五日 江戸駐屯ノ各藩兵、未明ヨリ上野東叡山内屯集ノ彰義隊ヲ討伐シ、夕刻ニ至リテ平定セ

リ(史料)

十六日 昨日上野戦争ノ残賊掃討ノ事ヲ令セラル(史料)

相良治部、上野東叡山戦争ノ戦死者八名・負傷者三十八名ノ人名ヲ届ケ出ツ(史料)

十七日 朝廷我カ藩ノ重臣ヲ召サレ、忠義公関東ニ出発シ、総督官ヲ佐ケ、速カニ平定ノ功ヲ奏

スヘキ内旨ヲ伝ヘラレ、忠義公直チニ之ヲ拝承セラレタリ(史料)

諸国街道筋ニ於テ、私ニ関門或ハ番所等ヲ置クヲ禁ス(太政官 日誌)

大総督府五月一日白川城ノ攻落ニ付感状ヲ賜フ(史料)

大総督府各藩私ニ残賊ヲ襲撃スベカラザルヲ令セラル(史料)

十八日 大総督府上野山内討伐ニ従ヒシ各藩兵ノ閱兵式ヲ、明日午前九時ヨリ大下馬前ニテ行フ

ベキヲ達セラル(史料)

大総督我カ藩兵ニ酒七樽・豚二頭ヲ賜ヒテ、上野山内賊徒追討ノ勞ヲ慰シ感状ヲ賜フ(史料)

十九日 朝廷御用ニ付、忠義公ニ明日午後一時参朝スベキヲ達セラル(料史)

官軍長岡城ヲ攻落ス、

(領地「コノ日カ推定」)  
東海・東山・北陸各道先鋒總督兼鎮撫使被廢ニ付、東海道總督參謀海江田信義自然解職

トナリ、江戸鎮撫加勢ヲ命セラル(國乃礎)

二十日 忠義公午後一時参内シ、東行シテ大總督宮ト協カスヘキノ命令及ヒ議定職被免ノ辞令ヲ

受ケ、終テ馬術ヲ觀覽ニ供シ、賜物ヲ受ケテ退京シ、來ル廿八日当地ヲ出發スヘキノ奉

勅書ヲ上ラル(料史)

大總督府本藩及ビ長州・因州・佐土原ノ各藩ニ、江戸府内ニ殘賊潜伏ニ付市街ノ巡邏取

締ヲナスベキヲ達セラル(料史)

藩庁ニテハ、久光公自筆ヲ以テ國事多端ノ時、改革ノ趣旨能ク了得セラレタルヲ悦ビ、

尚尔後益々之ヲ貫徹センコトヲ勉ムベキヲ達セラル(料史)

大阪府判事岩下方平参与ヲ命セラル(復古)

去ル三月廿二日以来、姫路ノ牙城ヲ監守セシ本藩ノ守兵ヲ撤ス(復古)

二十一日 本藩軍艦乾行丸船將北郷久信主・同次官本田親雄藩門等ヨリ、北越寺泊辺へ賊徒屯集ノ報

アルヲ以テ、臨機ノ処置ヲ執リ、長州軍艦丁卯丸ト共ニ直チニ柏崎ニ航行スベキ旨ヲ届

出デタリ(料史)

去ル十日東行ヲ命セラレタル小松清廉等ニ、江戸ニテ兵端ヲ開キタルニヨリ至急海路ヨ

リ發途スベキヲ令セラル(復古)

二十三日 小松清廉・後藤元輝ト共ニ、当官ヲ以テ大坂府在勤ヲ命セラル、大久保利通モ亦同様江

戸府在勤ヲ命セラレ、且ツ大總督宮三條等ヲ輔翼シテ、速ニ鎮定ノ功ヲ奏スベキ様尽力

明治元年

スヘキヲ達セラル(復古)

海江田盛時彦并ニ岸良兼養丞七之議政官吏官ニ任セラル、

二十四日 徳川家達ニ駿河国並ニ遠江・陸奥一部ノ地七十万石ヲ賜ヒテ府中ノ城主トシ、一橋茂榮・

田安慶頼ヲ藩屏ニ列シ、徳川氏臣隸ノ官位ヲ停メ、且ツ之ヲ各国公使ニ告ゲラル、

○貢士対策所ヲ当分菊亭家ニ設ケ、毎月五ノ日ヲ以テ策問ノ条件ヲ議セシム(明治政覽)

五代友厚当官ニテ大阪府権判事ヲ命セラル(百官履歴)

西郷隆盛江戸在勤ヲ命セラル(百官履歴)

二十五日 忠義公来ル廿八日東行ノ軍装ヲ覲覽アルヘキノ勅書ヲ拝受セラル(料史)

藩庁ニテハ、先月来総野州ノ戦争並ニ奥州白川口・越後小出口等ノ戦争ニ戦死セシ者ノ

遺族ニ、葬式料ヲ下附セリ(料史)

二十六日 藩庁ニテハ、当時一般交通ノ世風ニ付、藩内ニ寄留希望ノ者ハ、嫌疑アル者ノ外ハ可成

希望ヲ許スベキヲ達セリ(料史)

本月一日白川城攻落ノ際ニ於ケル敵ノ死骸ハ、取調ノ結果総数六百八十二名ニ及ビタル

旨ヲ届出デタリ(料史)

二十七日 忠義公東国鎮定ノ為メ廿八日東行發途スヘキ予定ナリシモ、大津街道水害ノ為通行困

難ニ付、發途延期スヘキ旨ヲ届出テラレタリ(料史)

大総督軍監木呂子善兵衛ヲ越後表ニ遣ハシ、長岡城攻落戰参加ノ各藩將士ヲ慰問セシメ

感状ヲ賜ヒタリ(料史)

○公務人ヲ設ク、即チ貢士ニテ朝命ヲ奉シ藩論ニ代ルモノナリ(明治政覽)、後八月二十日公

議人ト改ム、十二月五日公議所ヲ東京ニ置ク(明治政覽)

コノ月

忠義公天下平定ノ為メ上下心ヲ協セ、陸海軍相応シテ力ヲ尽スヘキノ諭告ヲ発セラル、  
(科史)

藩庁ニテハ、開成所ヲ造士館内ニ合併シ、更ニ和学局ヲ置キテ、造士館内ヲ和学局・漢  
学局・洋学局ノ三局トシ、互ニ相砥励セシム(科史)

又従来祖宗ノ法事執行ハ三日ニ渉ルモノアリテ、供物ヲモ特別ニ調ヘタレトモ、自今悉  
ク一日ニ執行シ、且ツ米銭ノ額ヲ定メテ供物等モ当該寺院ニテ調フベキヲ達ス(科史)

又君側ノ者ノ内ヨリ議政所參謀ヲ命シ、更ニ議政取調役ヲ置キ、広ク政治上ノ意見ヲ採  
納スヘキヲ達ス(科史)

六月小

一日 在藩家老新納刑部ヨリ小銃八小队・大砲壹座上京ノ準備整ヒタルニヨリ、運送船調ヒ次  
東條慶次兵庫判事、大山彦八徵士京都府権判事ヲ命セラル(島津忠義家記)

第二上京セシムベキ旨ヲ、在京ノ小松清廉等ニ報ズ(科史)  
長岡在陣ノ淵邊高照直右衛門ヨリ在京軍賦役ニ、彈藥並ニ応援兵士ノ送致ヲ請求セリ(科史)

二日 大総督江戸城内大広間ニ於テ、両野・総・房・武・奥等ノ各地ニテ戦死シタル者ノ招魂  
祭ヲ執行シ、隊長・司令士等ヲシテ拝礼セシメラル(科史)

忠義公来ル五日 関東発向ヲ命セラレ、当日ノ軍容ヲ觀覽アルベキヲ達セラレ、東海道附  
近残賊ノ処置委任アリ、緩急ノ節ハ議定職同様府県諸藩へ差配スヘキヲ許サル(科史)

四日 諸藩ニ一万石ニ付兵士国元へ五十人、京師へ二十五人ヲ備へ置クヘキヲ命シタレトモ、  
指揮ニヨリ京師ノ分ハ帰國セシムルコトアルベキヲ達セラル(復古記)

忠義公自筆ヲ以テ、明日関東発向ニ付、上下戮力奮勵シテ成功ヲ期スベキノ告諭書ヲ發  
セラル(科史)

越後長岡攻落後敵再ヒ寄来官軍難戦ニ付、小銃一大隊・大砲一隊・軍賦役一人ノ派遣ヲ  
淵邊高照ヨリ京師軍賦役ニ請求セリ(料史)

五日 忠義公関東発途ノ為メ先ツ稻荷社ニ参詣シ、御条書ヲ令達シテ参内シ、親征先鋒ノ意ヲ  
以テ発向スヘキノ勅諭ヲ拜シ、金三万兩並ニ錦旗・御衣・御劍等ノ下賜ヲ受ケテ退朝セ  
リ、時ニ大総督府参謀西郷隆盛帰京言上スル所アリ、朝議俄カニ変シテ忠義公ノ出征ヲ  
停メラレ、島津伊勢名代トシテ出發セリ(料史)

大久保利通亦五月廿四日付ニテ、当官ヲ以テ東下ヲ命セラレ、コノ日更ニ関八州及ヒ奥  
羽ノ残賊、速ニ鎮定ノ功ヲ奏スヘキ様、大総督官・三條等ヲ輔翼スヘキ勅使ヲ受ケタリ  
(百官 履歴)

税所篤大坂府判事ヲ命セラレ、從五位下ニ叙セラレタレトモ、叙位ハ辞退セリ(百官 履歴)  
五代友厚大坂府権判事兼外国官権判事ヲ命セラル(百官 履歴)

七日 朔日ヨリ上京準備アリタル兵ハ、長崎ヨリ洋船借入整ヒタルニヨリ、吉利群吉之ヲ率キ  
テ上京シ、同時ニ中原猶介モ江戸江出張セシムベキヲ達セラル(料史)  
城下十三・十四番二小隊及四番大砲隊、

又小銃四小隊・大砲一座二守衛トシテ上京ヲ命セラル(料史)

但清水・日當山一、財部・末吉一、兵具方附士一、岩川一ノ四小隊及櫻島・谷山大砲  
一座、

八日 忠義公ニハ一旦帰国ノ上大兵ヲ率キ海路東行、大総督官・三條右大臣協議ノ上、奥羽ノ  
鎮定ヲ速ニスベキヲ達セラレ、直チニ之ヲ請ケ明日發途スベキヲ奏上セラル(料史)

九日 忠義公昨日奏上セシ如ク、京都ヲ發シテ帰藩ノ途ニ就カル、西郷隆盛亦之ニ從フ、十五

日鹿兒島着(料史)

藩庁ニテハ、耶蘇宗徒分預者ニ付、頭取等ハ上・下・西田町格護所又ハ扨所へ、其ノ他ハ寺院ニ三十人許ツ、分預シ、警衛ヲ兵具方足輕ニテ成サシムヘキ様協議ヲナシタル旨ヲ、宗門掛ヨリ届出テタリ(料史)

十日 藩庁ニテハ、私領主ノ在府遙領ヲ改正シ、無用ノ冗費ヲ省キ軍器ヲ備フベキヲ達ス(料史)  
十一日 七日出張ヲ命セラレタル吉利・中原ノ一行本日発船、

十三日 吉井友實越後表賊勢再熾ニ付、当官ヲ以テ出張ヲ命セラル(百官履歴)

十一日 鹿兒島発船ノ軍隊志州鳥羽ニ着シ、甲州路ヨリ越後ニ向ツテ出発セリ(料史)

長岡滞在淵邊高照ヨリ京都軍賦役へ官軍難戦ノ模様ヲ報シ、兵士・弾薬ノ輸送ヲ請求セリ(料史)

十四日 軍務官知事嘉彰親王ヲ會津征討越後口総督トシ(ノ如シ)、三等陸軍將西園寺公望・壬生

基修ヲ参謀トシテ出軍セシメ、本藩帆船立田丸ヲシテ北越之官軍ニ兵糧ヲ輸送セシメラル(復古)

忠義公鹿兒島ニ着セラレ、即日家老ヨリ藩内ニ達セリ(料史)

乾行丸指揮役沖一平直友着京ノ上、去ル廿九日佐渡国小木港ニテ桑名ノ武具・雜具ノ積込日本船押収ノ事、並ニ翌々六月一日新潟辺ノ模様ヲ報告セリ(料史)

十五日 本藩当正月以來朝命ヲ奉シ、戦死セシ者ノ氏名ヲ録上セリ、是ヨリ先本月三日・五月廿

九日附令達ノ回状ニテ、十日迄ニ録上スヘキ命アリタレド、忠義公帰藩關東出軍等多忙ノ為メ、本日ニ延引セシナリ(料史)

十六日 官軍鹿兒島・熊本・佐土原備前・柳川等ノ藩兵平潟港ニ上陸ス(料史)但薩州十二小隊、

明治元年

十七日 曩時帰京シタル乾行丸指揮役沖一平、同艦ガ五月十三日馬關出艦後十四日隱岐後ノ水門

ニ入り、島民ノ雲藩ノ苛政ニ苦ミシヲ救助シ、廿二日出雲崎ニ幕府運送船順動丸ヲ封鎖

自焚セシメシ等ノ事ヲ報告セリ(料史)

寺島宗則神奈川府判事ヲ命セラル(百官)

十八日 朝廷諸藩ニ現在使用ノ戎服ノ徽章ヲ録上セシメラレ、本藩ハ別ニ徽章ノ制定ナキ旨ヲ届

出デタリ(料史)

富士艦船將有川矢九郎平瀧ヨリ出艦シテ、關田・小名濱等ノ陸戰ニ応援発砲シタル届出

ヲナセリ(料史)

当春以来捕虜トシテ本藩ニ留置看視シタル會・桑兵等五名ヲ、軍務官ニ引渡シタリ(料史)

十九日 参与木戸孝允・軍務官判事大木喬任ヲ江戸ニ遣シ、大総督熾仁親王・輔相三條實美・大

久保利通等ト、江戸ヲ東京ト改メテ車駕東幸等ノ事ヲ議セシメラル、六月廿五日江戸ニ着

(料史)

在京製作掛土橋藤五兵衛在京家老ニ、本国ヨリ製作人ノ上京並ニ彈藥發送ノ下命ヲ請求

シ、更ニ集成館銃菓方掛ニ彈藥払底ノ事情ヲ報シ、周旋ヲ依頼セリ(料史)

林謙蔵(後安保)軍務官ヨリ海軍御用ニ付、兵庫軍務局ニ出頭スヘキヲ達セラル(料史)

二十日 私ニ金銀貨及ヒ紙幣ニ価値ノ等差ヲ立ツルヲ禁セラル(復古)

京都本宮役所ヨリ先月越後表ニ於テ戰死シタル本藩兵九名ヘ、金七拾貳兩ヲ総督ヨリ莫

儀トシテ寄贈ニ付、親類ヘ引渡シテ藩庁陸軍所ニ通知セリ(料史)

海江田信義徵士軍務官權判事ヲ命セラル(百官)

二十一日 参与大久保利通江戸ニ抵ル(料史)

但十八日英國船ニテ大阪ヲ発シタルナリ、

藩庁ニテハ一門・家老ノ人々ニ、当春伏見・鳥羽戦争ノ御恩賞並ニ今般東行参内ノ節天賜ノ品物ノ拜見ヲ許サル、ヲ達ス(料史)

二十二日 嘉彰親王発途セラレ、親兵・徵兵及ヒ小濱・明石以下八藩兵之ニ従フ、天皇錦旗・節刀ヲ賜ヒ、其ノ軍容ヲ叙覽アリタリ(史料)  
(復古記)

諸道府県ニ天災兵害ニ罹リシ者ヲ賑恤セシメ、便宜事ヲ行フヲ許ス(復古)  
二十四日 藩庁ニテハ、忠義公近日上京ニ付、更ニ扈從ノ兵歩兵一大隊・砲一座ノ増加ヲナスベキヲ達セラル(料史)

從兵城下十五・十六・十七番隊及ヒ警衛壱番隊外城・兵具方足輕二小隊・加治木大砲一座ナリ、

二十五日 堀為影直太 平潟ヨリ書ヲ田尻務・黒田清綱ニ贈リテ、廿四日大島新町附近ノ戦況ヲ報セリ(料史)

二十六日 内大臣廣幡忠禮ヲ宣命使ト為シ、伊勢大廟及ヒ熱田神宮ニ遣ハシ、大政復古ヲ奉告シ、且ツ東北平定ヲ祈ラシメラル(料史)

本藩ノ軍賦役堀為影與羽追討總督參謀ヲ命セラル(報効志士人名録履歴)  
藩庁ニテハ、糺明ノ再聞式日ヲ毎月十一日・廿一日ト定メ置キタレトモ、以後糺明ハ其ノ当日ニ遂グベキヲ達ス(料史)

二十七日 朝廷平松時厚ヲ與羽ニ遣ハシ、征討ノ諸軍ヲ犒ヒ、且ツ令シテ庶民ヲ虐使スルコトナカラシメラル(料史)

在京島津主殿書ヲ在藩家老ニ贈リテ、小松帶刀・岩下方平・町田民部・大久保利通・吉

明治元年

井友實ノ五人、徴士参与ヲ命セラレタルニヨリ、藩ノ俸禄ヲ返上センコトヲ願ヒ出デタルニツキ、其ノ取計方ヲ相談セリ(料史)

二十九日 在長崎汾陽次郎右衛門、藩ノ月番家老ニ、長崎浦上村耶蘇宗門徒処置ノ状況ヲ報告セリ

(料史)

コノ月

以上ノ外藩庁ニテノ達書左ノ如シ(料史)

京師官武一途ノ供列ニ基ツキ、五社参詣其ノ他重要ナル外出ノ行列ヲ定ム、

海陸軍隊ノ服装ハ、年頭其ノ他重要ナル祝儀等ニハ黒ノ戎服ヲ用ヒ、平日ノ訓練ニハ筒

袖細袴ニテ色合勝手タルベキヲ達ス、

諏訪神事・頭屋神事・能稻荷神事・吉野馬追等ニ名代或ハ重役ノ出場ヲ廢シ、唯取締横

目ノミヲ以テ從來ノ如ク執行スベキヲ達ス、

但シ諏訪神事・稻荷神事並ニ野間権現祭ニハ献幣使ヲ差遣セラル、

近來寺院ノ仏体・石碑等ヲ破毀スル者アリ、此ノ如キ粗暴ノ挙動ナキ様頭人・主人ヨリ

申渡スヘキヲ達ス、

從來禁制ニ拘ラズ、又城下或ハ附近ニ於テ発砲スル者アリ、横目ニ取締申付置キタレト

モ、方限ハ教育掛以外ハ奉行頭人ヨリ、其ノ他父兄ニ於テモ兼ネテ訓誨致シ置クベキヲ

達ス、

衆中以下伍保ノ組織ニ付、市町内居住ノ衆中・郷士ハ其ノ人数ニテ組織スベケレドモ、

市町内ノ作法ハ兼テ遵守スベキヲ達ス、

葬祭ニ付神葬望ノ者ハ、各自別冊取調ノ式ニ從ヒ施行スベキヲ達ス(料史・禮葬祭式) (別冊略ス)

七月小 一日 曩時本藩ニ備聘シタル土質学者仏人コハニ(又ハコニ)、今般貨幣鑄造ニ付政府ニ雇聘スベ

キニヨリ、上坂セシムヘキ旨大阪連上所ヨリ京都留守居ヲ經テ本藩ニ達ス(史料)

二日 入道公現親王會津ヨリ仙臺ニ入り、伊達慶邦・上杉齊憲ニ令シ、奥羽諸藩ヲ督シ我ガ藩

ヲ討ツヲ名トシテ、公議府ヲ設ケ布告文ヲ發シ、諸藩ノ連合ヲナサシム(復古記)

本藩奥羽鎮撫軍四月下旬ノ新莊戰鬪ノ狀況並ニ五月十五日ノ上野戰爭、五月下旬ノ白川

口奥羽街戰鬪ノ狀況ヲ届出デタリ(史料・本政官日誌)

三日 大總督府ソノ參謀四條隆謨ヲ參謀勤務之俛ニテ、仙臺追討總督ト為ス、本藩以下拾壹藩ノ兵之ニ從フ、

但シ二十一日品川発、二十二日夜奥州小名濱着艦、

奥羽出軍ノ參謀補助板垣退助・伊地知正治ヨリ下參謀衆ニ、戰地罹災人民無恤ノ為メ、

免租若クハ半免ノ御仁政ノ趣意ヲ布告セラレンコトヲ建言セリ(史料・復古記)

先月五日京都ヲ發シタル島津伊勢一行、同廿八日江戸着、ソノ途中箱根關門ニテ小田原

勢ト小衝突ノ外無事ニテ、明四日三邦丸ニテ平瀧へ出發スヘキ旨ヲ、京都本營役所ニ報

ス(史料)

藩庁ニテハ、城下五番組ノ小組区域ノ変更ヲナシ、又造士館入学兒童ノ程度ヲ、四書五

經業読ノ上ナリシヲ、四書ノミニ変更セリ(史料)

四日 諸藩ニ令シテ、奥羽北越ノ鎮定ニ至ルマデソノ所有ノ艦船ヲ大阪・兵庫ノ二港ニ致サシ

メテ、征討ノ用ニ充テラル(復古記)

藩庁ニテハ、伏見・鳥羽戰爭戦死者ノ靈社落成シタルヲ以テ、靖獻靈社ト名ケ、明後六

日ヲ以テ忠義公躬ヲ祭祀ヲ施行セラレ、軍局士官並ニ遺族ニ參詣ヲ許スヘキ旨ヲ達ス

(史料)

明治元年

五日 奥羽鎮撫總督參謀大山綱良、書ヲ岩下方平ニ贈リテ、昨四日久保田侯ハ仙臺ヨリノ使者

ヲ斬リ、之ヲ梟シテ藩論ヲ定メ、先鋒ヲ願ヒ出デタル旨ヲ報ズ(料史)

六日 諸藩府県ニ養老ノ典ヲ行ハシメ、百歳以上ノ者ハ毎年三人口俸、八十八歳以上ハ二人口

俸ヲ賜ヒタリ(復古)

本藩及ヒ長藩以下十一藩ノ重臣ヲ召シ、其ノ藩主ヲ輔翼シ報効ノ実ヲ揚ケ、士氣ヲ振作セシヲ賞セラレ物ヲ賜ヒ、且ツ之ヲ奨励セラル(復古)

七日 岩下方平書ヲ西郷隆盛・桂久武ニ贈リ、奥羽同盟ノ事ヲ報シ大兵出動ノ事ヲ咨ル(料史)

十日 今春以來朝命ヲ奉シ戦死セシ者三百七拾四人ヲ、加茂川東操練場ニ祭ラル、コト二日ニ及ヘリ、本藩ノ殉難者ハ六月十五日迄ニ百貳拾貳名ヲ算セリ(復古)

十一日 志岐守約次郎・村田經滿八新・西郷從道吾信 昨曉越後長岡ヨリ帰京シ、援兵ヲ申出テタルニヨ

リ、在京家老島津主殿・岩下方平ハ、一昨九日着阪ノ岩川一小隊ヲ直ニ出軍セシムルコト、シ、更ニ右三名ヲ藩庁ニ遣ハシ、出軍ノ事ヲ在藩家老ニ商議セシム(料史)

奥羽鎮撫總督參謀大山綱良、書ヲ西郷隆盛・大久保利通・吉井友實ニ贈リテ、去ル朔日

三卿秋田着陣後官軍ノ勢力振起シ、奥羽会盟ノ列藩中ニモ帰順スル者多ク、且ツ箱館ヨ

リ外国購入ノ軍艦来ル十四日酒田港ニ着スル予定ナルニヨリ、不日快報ノ期アランコト

ヲ報セリ(料史)

又越後口在陣ノ黒田清隆・川南東右衛門・淵邊高照、書ヲ京都本宮ニ贈リテ戦況ヲ報シ、

彈藥・軍用金・毛布等ノ請求ヲナセリ(料史)

十三日 諸藩ニ令シテソノ郡邑ノ公私所屬ヲ明ニシ、其ノ石高ヲ九月中迄ニ録上セシム、本藩ハ

九月十日ヲ以テ上申セリ(料史)

白河口ニテ戦死又ハ負傷セル本藩・長州・大垣・土州・忍ノ兵士ニ、香花料並ニ保養料トシテ、死亡・重創ノ者ヘハ金拾両宛、浅傷ノ者ニハ五両ツ、ヲ下賜セラレ、本藩ニテハ八百拾五兩ニ上レリ(料史)

在京家老島津主殿書ヲ在藩家老ニ贈リテ、去ル十日相國寺内林光院ニオケル伏見・鳥羽ノ役殉難者石塔竣工ニ付、供養並ニ追遠会ヲ執行シタル旨ヲ報シ、且ツ毎年ノ香料・供養料等ノ事ニ付商議セリ(料史)

十六日 朝廷、奥羽鎮撫總督參謀大山綱良等ガ当春出陣後、賊軍ノ中ニ孤立シ難苦ニ耐ヘタル忠情ヲ賞セラレ、金貳百兩ヲ賜フ(明治史要十八日ニ在リ)(復古)

兵庫軍務官ヨリ藩兵ニ大隊越後口出兵ニ付、御貸渡ノ小銃・雷管・ハトロン等、本日久留米藩汽船千歳丸ニ積入レ兵庫出帆、鹿兒島ヘ廻船スベキヲ報ス(料史)

又在京家老島津主殿在藩諸家老ニ、村田・西郷等出發後ノ越後口ノ状況ヲ報ズ(料史)  
藩庁ニテハ忠義公出征ニ付、從兵ニ小隊・大砲二座ヲ随ヘラル、旨ヲ達ス(料史)

十七日 江戸ヲ東京ト改メ、鎮將府ヲ置キ、駿河以東十三國ヲ管ス(復古)

奥羽鎮撫總督參謀大山綱良ニ令シ、肥前藩老臣鍋島茂昌總上ニ、羽州出陣ヲ命セラレタルニヨリ、同心協力シテ平定ノ効ヲ奏スヘキヲ達セラル(料史)

白川出張ノ相長治部昨十六日、淺川方面ノ戦況ヲ報ズ(料史)

十八日 藩庁青山勇藏ヘ今回出軍ノ諸郷兵隊差引ヲ命ス(料史)

十九日 近日忠義公東征出發ニ付、先鋒兵トシテ七小隊・大砲二座ヲ出發セシムル旨ヲ、在京家老ニ報ス(料史)

又当春分捕ノ銅砲五挺ヲ集成館ニ下附セラレタルニヨリ、兵具方ニソノ管理ヲ命ス(料史)

明治元年

藩庁ニテハ西郷隆盛ニ、兵隊出軍総差引トシテ越後表へ出張ヲ命ス、

二十日 閏四月以來横濱ニ設立シタル大病院ヲ、東京下谷津藩邸ニ移シテ東京医学所ト称ス(料史)

朝廷尅両金札製造ノ上、列藩へ貸渡シ通融セシメラル、ニヨリ、九貫文替ニテ通用スベ

キヲ達ス(料史) 閏四月十九日  
大政官達

二十一日 東山道先鋒総督參謀伊地知正治、書ヲ在東京大久保利通ニ贈リ、平潟・棚倉両方面ノ連絡分合進止一途ニ出デ、速ニ成功ヲ遂グベキタメ、惣督統轄ノ必要アルヲ進言セリ(料史)

二十二日 初メ北越出軍ヲ羽州出軍ニ更命セラレタル我藩兵及佐土原藩兵ハ、北越賊勢猖獗ナルニヨリ、初ノ如ク越後ニ出軍セシメラル(復古記)

藩庁ニテハ、去ル十六日及ヒ十九日ニ随從及ヒ先鋒トシテ出發ヲ命シタル諸隊ハ、改メテ越後口並ニ江戸へ援兵トシテ出軍ヲ命シ、改メテ西郷ニ總差引ニテ越後ニ、青山ニ差引ニテ江戸ニ出發ヲ命ズ(料史)

二十三日 藩庁ニテハ、家老桂久武俸禄高七百石ノ内四百石ヲ返納シテ、軍用ニ供センコトヲ請フ、廿九日ニ至リ式百石ノ返納ヲ許可セリ(料史)

二十四日 小松帶刀書ヲ大久保利通ニ贈リ、金五十万弗英國ヨリ借用委任状ノ件ニ付、速ニ調印送附ノ事ヲ托ス、是レ幕府横濱・横須賀ノ製鉄所ヲ抵当トシテ仏人ピケーニ借リシヲ、英國オリエンタル銀行ニ借り償還スル為ナリ(料史)

二十五日 賊將河井秋義變助間道ヨリ長岡ヲ襲ヒ、官軍利アラズシテ城陥ル、我カ藩中原尚勇猶以下死傷百參拾余名ニ及ベリ(料史)

森有禮金之丞徴士外國官權判事ニ任セラル(森先伝)

二十七日 松方正義從五位ニ叙セラル(國乃礎)

コノ月

二十九日 平瀧口ノ官軍ハ二本松ヲ陥レ、北越ノ官軍亦長岡城ヲ回復シ、同時ニ別隊ハ海軍ト相応シテ新瀧ヲ陥ル、

藩庁ニテハ、芸道ニテ士分ニ拔擢セラレタルモノニテ三代後用ヒラレザル者ハ、願ニヨリ海陸軍ニ勤務セシムルカ、或ハ学局へ入ラシムベキ旨ヲ達ス(留連)

当春以來戦死者ノ招魂塚ヲ建テ、永世神祭式ヲ営ムヘキヲ達ス(料史)

年頭・上巳・端午・七夕・重陽ノ五節句ニハ、其都度御目見申渡シタレトモ、以後定式トシテ申渡ナクトモ出頭祝儀申出ヅベキヲ達ス(料史)

人別改奉行ヲ設ケテ會計奉行ニ兼務ヲ命ス(料史)

一日 諸藩公務人及貢士ノ月次対策ヲ廢シ、隨時意見ヲ陳述セシメ、議事ハ臨時召集諮問スヘキヲ令ス(料史)

二日 兵学校ヲ開校セラル(復古)  
官兵已ニ三春ヲ攻略シ、二本松ヲ討ツノ議ヲ決セシヲ、白川在陣ノ伊地知正治ヨリ報セリ(料史)

藩庁ニテハ、法ニ背キテ他国ニ出行シ狼藉スル者ヲ、嚴重ニ取締ルベキヲ達ス(料史)

三日 在京家老及ヒ本宮ヨリ藩庁並ニ陸軍所ニ、各々越後表ノ事情ヲ報シ、急速ニ大兵ノ出軍並ニ軍需品ノ送附ヲ請求セリ(料史)

京都本宮ヨリ、去月廿四日長岡城ニテ前後ニ敵ヲ受ケ苦戦シ、終ニ長岡城ヲ奪還セラレシヲ報ズ(料史)

四日 詔シテ奥羽ノ士民ニ諭シ、大義ヲ弁明シテ方向ヲ誤ルコトナカラス(復古)

明治元年

去月廿九日二本松ヲ攻落セシヲ、伊地知正治ヨリ報セリ(科史)

五日 諸侯ノ繼嗣襲祿ハ勅裁ニ、以下ハ官裁ニヨリ定ムベキヲ達セラル(復古記)

敦賀軍務官ヨリ去月廿七日再ヒ長岡城ヲ収メ、海軍ハ同晦日新發田兵ト挾撃シテ新瀉ヲ

攻略セシヲ京都ニ報ズ(科史)

六日 西郷隆盛越後表ヘ三小隊ヲ率キテ春日丸ニテ出発ス、

八日 忠義公榮之尾ヘ湯治トシテ差越サル(科史)

十日 忠義公曩時大軍ヲ率キテ海路東行ヲ命セラレタリシガ、又至急上京スヘキノ命ナリ(科史)

外国官判事寺島宗則、神奈川府知事東久世通禧・判事井關盛良ト、伊斯波尼亞國條約交換ノ事ヲ掌ラシメラル(科史)

藩庁ニテハ、当春以來戰死者ノ石碑ヲ京都相國寺内林光院ヘ建立シ、供養料・華香料ヲ寄贈セシ旨ヲ達ス(科史)

又奥羽出軍者ノ武運祈念ノ為メ五社ノ祭祀ヲ執行スベキニヨリ、日限等調査上申ヲ神社奉行ニ達ス(科史)

十一日 在京家老島津主殿、書ヲ桂久武ニ贈リテ、忠義公奉命ノ件ヲ合議シ、各地ノ事情ヲ報ズ(科史)

十三日 白川口・平瀨口ノ諸軍ニ令シ、戮力並進シテ會津ヲ攻撃セシム、

十五日 鎮將府旧幕府ノ医学館ヲ種痘所トス(復古記)

十六日 藩庁ニテハ、去ル六月二日越後表ニテ戰死シタル徵兵一番隊小隊長野元助八ノ一族ニ、感状及ヒ弔慰金ヲ伝達セリ(科史)

又嶋津久芳年ニ越後表出兵惣督ヲ命シ、応援隊ヲ率キテ出軍シ、西郷隆盛ト協議セシム

(料史)

十七日 御即位ノ日ヲ廿七日辰刻ト定メテ布告セラル(復古)

十八日 越後五泉在陣ノ島津久清小平・喜入久博直門・淵邊高照衛門ヨリ、長岡城奪還戦及新潟落城

ノ景況ヲ京都ニ報ズ(料史)、但我藩兵七番・十番・十三番・十四番・二番砲隊、

十九日 榎本武揚登次 徳川氏ノ船艦八隻ヲ奪ヒテ陸奥海ニ走り、伊達慶邦・松平容保等ト謀ヲ通

シ、蝦夷地ニ抛リテ幕府ヲ復センコトヲ図ル(復古)

淵邊高照・川南東右衛門各書ヲ郷里ニ贈リテ、越後表ノ概況ヲ報ス(料史)

二十日 諸道官軍總督へ傷病者ヲ治療セシムル為メニ、洋医ヲ雇備差遣スベキヲ達セラル(法令全書)

政官  
日誌

藩庁ニテハ、忠義公上京ニ付随従ヲ命シタル諸隊ニ、二十三日迄ニ集合ヲ命セシム、後

変更アリテ、島津久芳人準之ヲ率キテ同日越後ニ向ヒ出発ス(料史)

奥羽鎮撫總督參謀大山綱良、書ヲ京師ニ贈リテ、羽州附近現時ノ形況ヲ報セリ(料史)

二十一日 白河口及ヒ平瀨口ノ官軍會津兵ヲ母成峠ニ撃チテ之ヲ破リ、山田司戦死シ感状ヲ与ヘラル、

越後新潟落城ニ付、海軍參謀兼陸軍參謀本田親雄越後府権判事ニ任ゼラル(百官履歴)

岩倉具視書ヲ小松帯刀等ニ贈リテ、御即位并ニ東幸等準備事務尽瘁ノ勞ヲ慰シ、酒饌ヲ

賜フ(料史)

桐野利秋藤原口出張軍隊ノ軍監ヲ命セラル(百官履歴)

藩庁ニテハ、戦時中角力・演劇等興行物ノ企図ヲ禁ス(料史)

二十二日 諸藩ニ令シテ、私ニ外国人ヲ雇フヲ禁ス(復古)

日田県知事松方正義領主ト地方庁トノ交渉事項ヲ弁事務局ニ陳シ、租税ハ地方庁之ヲ管シ、領主ニハ粟米ヲ給センコトヲ稟議セシニ、租税ハ旧慣ニ仍リ、地方庁ハ政令ヲ掌ラシム

(料史)

二十三日 兵制ヲ一定セントスルニヨリ、府県ニ於テ私ニ兵ヲ徵募スルヲ禁ズ(復古記)

白河・平潟兩道ノ官軍若松城ヲ囲ム(料史)

忠義公書ヲ上リテ、上京遲延ノ事由ヲ述ヘテ猶予ヲ請フ(復古史記)

在藩家老桂久武軍務所ヨリ、諸彈丸鑄造ノ命令ニ対シ猶予ヲ請フ(料史) 但命令書ヲ逸ス、

海江田信義武次軍務官判事ニ任ジ、從五位下ニ叙セララル(美歴史伝・大政官日誌)

二十四日 忠義公昨日自筆ヲ以テ、朝廷ノ御示諭ニ基キ世態ノ變遷ヲ熟察シ、大政ノ基礎ヲ確立シ

テ国是ノ一定ヲ図ルベキ旨ヲ達セラレ、本日家老ヨリ之ヲ藩内ニ布告セリ(料史)

二十五日 在横濱寺島宗則英國ソソライス船便ニテ、京都ニ榎本等脱走ノ件并ニ外國人ニ関スル雜

件(器械ノコト・外人雇入ノ事等)ヲ報ス(料史)

二十六日 毎年九月廿二日(太閤曆十一月三日)ヲ以テ天長節トシ、宴ヲ群臣ニ賜ヒ刑ヲ止メ、庶民嘉節ヲ祝ス

ベキヲ達セララル(復古記)

二十七日 天皇即位ノ大礼ヲ行ハセラレ、其ノ儀ハ古典ニ則リ、中古以来ノ唐制礼服ヲ廢セララル、

(大政官日誌)

伊地知正治書ヲ大久保利通ニ贈リテ、廿三日ヨリ會津ニ攻入目下攻囲中ノ旨ヲ報ス(料史)

二十八日 車駕東幸ノ期ヲ布告セラレ、忠義公ニハ毛利氏ト共ニ東幸中京師ニ在リテ、時々大政ニ

参与スヘキヲ達セララル、

島津伊勢・島津左衛門ヨリ三春・二本松等攻略ノ結果ヲ報告セリ(鎮將府日誌九)

九月小

二十九日 孝明天皇国忌ハ発表日十二月廿九日ナリシニ、御崩御日十二月二十五日ニ定メラル(復古)

忠義公東幸中ノ京師警衛ヲ命セラレ、警戒嚴重ニスヘキヲ達セラル、

一日 英公使パークスヨリ本年二月晦日、兇徒ノ遭難傷者ニ本邦ヨリ交附シタル扶助料ヲ分配セシ旨ヲ、東久世外国官知事ニ報ズ(料史)

二日 我ガ軍艦乾行丸ハ曩時ノ損傷修繕中ニテ、ソノ指揮役沖一平直次以下ハ攝津丸ニ移乗シ、

七月廿一日以來新潟附近ニ進撃セシガ、其ノ状況ヲ報告セシヲ以テ、本日ソノ旨ヲ届出タリ(料史)

三日 参与小松清廉外国官副知事ヲ兼ヌ(復古)

會津領關山峠ニテ昨日ヨリ戦闘シタル山田司隊ノ戦況ヲ、隊長戦死ニ付ソノ監軍ヨリ鎮將府ニ届出ツ(鎮將府)

四日 大総督府我ガ藩船豊瑞丸ニ命ジテ、徳川藩脱艦ノ下田港ニ漂着シタル取調ノ為メ出張スル肥前兵ヲ回送セシメラル、

公卿・諸侯并徴士等ノ在職地ニ家族ヲ伴フハ随意タルベキヲ達セラル(復古)  
小松帯刀玄蕃頭ニ任セラル(料史)

六日 藩庁ニテハ、目下戦時出軍中ノ為メ諸役員減少ニ付、勤務時間ヲ増加シ兼勤ヲナシ、以テ諸事ノ貫徹ヲ凶ルベキヲ達ス(料史)

藩内岩川ノ領主伊勢雅楽、藩庁ヨリ岩川ヘノ諸事件ハ、末吉ノ仲介ニテ敏速ヲ欠クヲ以テ、他領同様直接ノ交渉ヲ願ヒ出デ許サレタリ(料史)

七日 又横濱滞在ノ東海道筋小荷駄奉行肝付郷右衛門、書ヲ大阪及ヒ在藩軍賦役ニ贈リテ、大総督府戦役負傷者並ニ軍務ノ為メ疾病ニ罹リシ者ニテ、帰国シタル者ニモ賜金アルベキ

明治元年

ヲ報ズ(料史)

藩庁、在郷陸海軍兵士並ニ無役者等ノ非常召集規定ヲ達ス(料史)

八日 詔シテ明治ト改元シ、一代一号ノ制ヲ定メラレ、大逆故殺等ノ外一等ノ減罪ヲ行ハル、  
(復古)

九日 藩庁ニテハ、異船渡来ニ対スル心得ヲ海岸附郷々ノ地頭・領主及ヒ船奉行等ニ達ス(料史)  
十日 曩時會計官ヨリ國中一國ノ郡村石高悉ク取調ヘ差出スヘキヲ達セラレシガ、本日之ヲ申

告セリ(料史)

又軍務官ニ從軍死傷者ノ氏名ヲ申告ス(料史)

小松帶刀御東行御用ニテ先發ヲ命セラル(料史)

十一日 藩士白濱勘兵衛徹士日田泉判事ヲ命セラル(料史)

十二日 駅通規則ヲ定メラル(太政官  
日誌)

十四日 東北征討諸軍ノ兵士ニ防寒用毛布ヲ賜フ、

軍艦春日丸艦長赤塚源六、艦ノ行動及東北地方戦況ヲ報ス(料史)

十五日 仙臺藩主伊達慶邦・福島藩主板倉勝尚軍門ニ降ル(復古)

十七日 三春・二本松攻略ニ付死傷者名及分捕品ノ届出ヲナセリ(料史)

十八日 函館賊艦咸臨・蟠龍二隻下田ヨリ清水港ニ入りシヲ以テ、富士・飛龍・武蔵ノ三艦追捕

シテ咸臨ヲ獲他ヲ逸ス(復古)  
(九月廿日白尾采女届出)

明後廿日御東幸ニ付午前六時奉送シ、大官御所ヘモ伺候スベク、公議人ハ東京ヘ伺候ス  
ベキヲ達セラル(料史)

十九日 東幸御留守中本藩及ヒ長州・肥後・彦根ノ四藩ニ、洛中洛外ノ警衛ニ任シ、庶民ノ安堵

ニ尽力スベキヲ令セラル(料史)

伊地知貞警軍艦購入御用掛ニテ、大坂貨幣司へ出勤ヲ命セラル(復古)

外国官権判事敎島尚信誠・森有禮金之丞等議事体裁取調御用掛兼任ヲ命セラル(補任録)

會津在陣者今井一兵衛・梅北休兵衛ヨリ去月廿三日以來ノ戦況ヲ報ジ、本營ヨリハ死傷

者人名ヲ報告セリ(料史)

二十日 車駕京師ヲ発シ東京ニ行幸アリ、参与小松清廉・議定山内豊信ト先発タリ(料史)

二十一日 神奈川府ヲ廃シテ県ヲ置キ、判事寺島宗則ヲ神奈川県知事ト為ス(明治史)

又越後府ヲ改メテ新潟府ト称シ、十月二十三日ヲ以テ本田親雄新潟府権判事ヲ免セラレ、

金三百両ヲ下賜セラル(百官)

二十二日 諸道ノ官軍若松城ヲ攻囲スルコト三旬、城中力竭キ松平容保父子軍門ニ降り、軍監桐野

利秋中村半次郎之ヲ受ケタリ(料史)

天長節ニ付土山駅ニテ供奉群臣ニ宴ヲ賜ヒ、百官並ニ各国領事ニモ祝酒ヲ賜ヒ、又祝砲

ノ儀ヲ行ヒ、諸港碇泊ノ各国軍艦モ之ヲ行ヘリ(料史)

英国公使パークスヨリ中井弘蔵并ニ後藤元燁ニ、英国女皇陛下御下賜ノ劔ヲ贈レリ、去

ル二月卅日ノ交ニ報イシナリ(料史)

二十三日 官軍庄内ニ進ミ、藩主酒井忠篤降りテ寺院ニ謹慎ス、廿七日官軍入城ス(料史)

二十四日 會津落城ニ付、此ノ地ニ在リシ我カ藩兵ノ正月以來戦役ニ従事シタル一部ノ兵隊ハ、帰

藩ノ途ニ就ケリ(通達留十月十一日)

藩庁ニテハ、大隊長ヨリ急變ノ際各局諸員ノ勤務場所、其ノ人名等精微ニ調査スベキヲ

命セリ、但シ調査書ヲ逸ス(料史)

明治元年

二十五日 水本成美保太 徵士議政官吏官ニ任セラル、

二十六日 會津在陣軍監桐野利秋、若松城開城始末届書ヲ總督府ニ差出セリ(復古)

二十七日 海岸ノ要所ニ灯明台ヲ築造センカ為メニ、英國工技師ヲ本藩及ヒ紀伊・土佐以下六藩ニ

派遣シ、地所ヲ選定セシムベキニヨリ便宜ヲ与フベキヲ令セラル(料史)

二十八日 本藩ノ軍隊慰問使能通生良 若松城下ニ到リ、忠義公父子ノ慰問書ヲ示シ酒肴料ヲ給与

セリ(料史)

二十九日 大總督府奥羽諸藩主ノ処分方ヲ定メテ、白河・平潟兩道ノ總督ニ令達ス(復古)

コノ月

新ニ海軍所調役ヲ置キ、従来ノ船奉行ノ事ヲ掌ラシム(料史)

給地高出米定総帳高奉行ヨリ取調ヘ治定シ、尔後高直又ハ水損等ノ為出米變更ノ時ハ、

高主ヨリ届出ノ上郡奉行・高奉行ニ於テ帳簿ヲ整理スベキヲ達ス(料史)

十月大

一日 大總督府本藩及ヒ長門・土佐等ノ五藩ニ令シテ、長日月參戰ノ功ヲ感賞シ、戍兵ノ外悉

ク凱陣休兵セシメラル(料史)

藩庁ニテハ、管内米穀密輸出取締ノ事ヲ達ス(史料)

(通達留)

二日 若松城已ニ開城シ、我藩兵ノ一部隊ハ凱旋セシガ、残部隊モ警衛兵ヲ除クノ外悉ク撤退

シタリ(料史)

安藤則命十郎 東京市中取締隊長ヲ命セラル(百官)

(履歴)

三日 藩庁ニテハ、開拓方發行ノ銅判摺紙幣通用ノ件ヲ管内ニ布達シ、又急變ノ場合其ノ場ニ

駆ケ付クベキ人員調査ヲ各役場ニ命ス、但シ調査書ヲ逸ス(料史)

七日 金札通用ノ阻碍ヲナス者ヲ搜捕シ、各藩ニ正金同様通用セシムベキヲ達セラル(料史)

八日 朝廷奥羽ヨリ江戸ニ凱旋シタル島津式部以下ニ、慰勞品ヲ下賜セラル(復古)

又福島ニテ白川口総督正親町中将ヨリ隊長ニ感状褒詞ヲ賜ヒ、兵士ニハ凱陣休兵セシメ慰勞トシテ御酒ヲ下賜セラル(島津伊勢日記)

藩庁ニテハ、医学院ノ役名及ヒソノ俸禄ヲ定メ、漢洋両医道ノ長短ニヨリ取捨研究シテ濟生ノ目的ヲ達スベキヲ令ス(通達)

又藩庁ニテハ、牢舍者ノ衣食支弁方ヲ定メテ之ヲ達ス(同右)

九日 御諱惠・統・睦ノ三字ハ名字ニ用フルヲ禁シ、刻本等ニハ欠画スベキヲ達セラル(後五年正月ニ至リ之ヲ廢セラル)(復古)

又出征諸藩中小藩ニシテ其宗藩若クハ大藩ニ屬シテ報効シタル者ハ、ソノ宗家・大藩ニ於テソノ功勞ヲ精覈シ、隱没ノ憾ナカラシムベキヲ達セラル(復古)

藩庁ニテハ、朝廷燈台築造ノ場所選定ノ為メ、佐多岬ヘ汽船ヲ出張セシメラル、ヲ達ス(通達)

(留達)

十日 諸侯ノ多クノ騶從ヲ從ヘ自尊ノ弊ニ陥ルヲ戒メ、庶民モ亦貴人ニ対シ敬意ヲ失セサル様申諭スヘキヲ達セラル(復古)

又古金銀ノ引替價格ヲ定メ、金銀座ニテ引替フヘキヲ會計官ヨリ達セラル(復古)

又奥羽鎮撫總督九條道孝・副總督澤為量等凱陣ノ途ニ就ク(料史)

十二日 榎本武揚等書ヲ總督府ニ上リ、船艦九隻ヲ率キテ、松平定敬・板倉勝靜・大鳥圭介等及ヒ會津・仙臺等ノ帰順ヲ肯ゼザル者ト共ニ蝦夷地ニ走ル(復古)

十三日 車駕江戸ニ抵ル(復古)

江戸城ヲ東京城ト改メ、登城出仕ヲ參仕參内ト称セシメラル(復古)

朝廷本藩兵ノ一部及ヒ安藝二藩兵ノ征討軍勞ヲ慰シ、酒肴ヲ賜フ(史料)(復古記)

明治元年

十五日 越後口總督嘉彰親王諸軍ヲ慰勞帰休セシメ、新發田ヲ發セラレ、參謀西園寺公望留リテ

警備兵ヲ督ス(復古)

千種少將ヲ勅使トシテ病院ニ差遣セラレ、各藩負傷者・病者ニ菓子ヲ賜フ(復古記・慶應雜錄)

藩庁ニテハ、元御小姓与萩原強之丞失踪中ナリシモ、今回會津征討軍ニ加ハリ戦死セシ

ヲ以テ、特別ヲ以テ葬式料ヲ下賜スルヲ達ス(科史)

十六日 出征諸藩ニ令シ、藩兵ノ撤還ヲ命セシ者、兵士ハ直チニ帰藩セシメ、総括又ハ隊長ヲシテ

東京ニ至ラシム、尋デ更令シテ一ニ總督ノ命ニ従ハシム(復古)

又藩庁ニテハ、忠義公今般御東幸御留守中機務商議及ヒ警衛ノ為メ上京ノ命ヲ蒙リタレ

トモ、出船ノ都合ニテ延引シタレバ、近日中日ヲ定メテ上京スヘキヲ達ス(科史)

十七日 天皇万機ヲ東京城(十三日告示ヲ東京改メタル)ニ親裁アリ、百官ニ同心戮力鴻業ヲ輔翼シ、正義直諫シ

テ忌憚スルコト勿レトノ詔書ヲ賜フ(復古)

十八日 万機親裁ニ付、自今鎮將府ヲ廢セラレ、三條右大臣輔相故ノ如シ(復古)

藩庁ニテハ、病院建設ハ軍費多端ノ為メ果サバルヲ以テ、且下ノ急ヲ救フ為メニ仮病院

ヲ製薬方ノ一部ニ設ケ、治療及ヒ施療ヲナサシム、

大總督府參謀伊地知正治ノ戦勞ヲ慰シ、其ノ參謀ヲ罷メラル(復古)

十九日 蜂須賀茂韶・東久世通禧・大久保利通等ニハ鎮將府廢セラレタルニヨリ、従来ノ通本官

ヲ以テ東京ニ在勤セシメラル(復古)

二十日 會津并ニ其ノ附近ニ於ケル薩藩戦死・負傷者ノ届出ヲナセリ(太政官日誌)

二十一日 藩庁ニテハ、領内七島並ニ口永良部島へ英人拾貳人、朝鮮人九人漂着セシヲ送り来リシ

ヲ以テ、ソノ処置ヲナス(通達留)

コノ月

二十三日 神奈川県知事寺島宗則、荷蘭人スネルノ兵器ヲ賊ニ私販セシ事ヲ詰責ス、スネル分疏シ

テ服セス、荷蘭公使ポルスブロツクヲシテ之ヲ判セシム、決セズ(明治史)

私ニ貨幣及紙幣ノ価格ヲ高低スルヲ禁ス(復古)

鮫島尚信誠 東京府権判事兼外国官権判事ヲ命セラル(百官 履歴)

二十四日 軍務官ニ海陸軍制ヲ確定セシメラレ、十一月二日ニ至リ、海軍局ヲ東京築地元濱御殿へ

建設セラル(復古 記古)

本藩残兵引卒帰陣ノ島津左衛門・島津伊勢以下ニ慰勞品ヲ賜フ(島津伊勢 勢日記)

二十五日 本藩兵隊ニ征討軍勞ヲ慰スル為メニ酒肴ヲ賜フ(伊藤祐 徳伝)

二十六日 伏見・鳥羽役ノ戦死者遺族ニ、京都相國寺内林光院ナル忠義公御筆ノ殉国群英之碑ノ摺

紙並ニ戦死者墳塋ノ図ヲ下附ス、

忠義公御婚姻ノ儀式来十一月一日ニ執行スベキヲ達ス(通達 留達)

二十八日 藩治職制ヲ定メ、各藩ヲシテ執政・参政・公議人及ヒ家知事ヲ置キ、其ノ職制ヲ定メシ

メラレ、本藩モ之ヲ太政官ニ報告セリ(史料)、但シ報告ノ日ヲ逸スレトモ明治二年二月ナ

ルガ如シ、且ツ官等ヲ十一等ニ分ツコトモ亦此ノ時ニアリシモノ、如シ(二年二月ノ部參 照)

二十九日 東征大総督宮熾仁親王解任、錦旗・節刀ヲ奉還其ノ成功ヲ賞セラレ、総督府參謀西郷隆

盛・白河口參謀伊地知正治・參謀吉井徳春等亦賞慰アリタリ(復古 記古)

舎密局ヲ大阪ニ設ケラレ、本藩士平田助左衛門ヲシテ取建ノ御用掛タラシム(史料)

三十日 西郷隆盛・伊地知正治・吉井友實凱旋ニ付、太刀料金三百兩宛テ下賜セラル(百官 履歴)

藩庁医学院ニ教授・助教・訓導師・教講・句読師頭取・句読師・句読師助ヲ置ク、

明治元年

十一月

霧島神社修補ニ付其ノ料金ノ寄進ヲ達セリ(留連)

一日 海軍天覽アラセラルベキニ付、品海へ廻船スベキヲ達セラル(法令)

二日 手詔シテ東征大総督熾仁親王ノ成功ヲ賞シ、其ノ任ヲ解ク、親王乃チ錦旗・節刀ヲ奉還

ス、參謀西郷隆盛等皆罷ム(明治史)

三日 出兵諸藩ニ春來戦死者ノ招魂祭奠式行ハセラルベキニ付、死亡ノ月日・姓名等認め、来

ル廿五日迄東京神祇官へ差出スベキヲ達セラル(法令)

京都ニ於テ本藩ノ凱旋兵ニ其ノ軍勞ヲ賞シ酒肴ヲ賜フ(料史)

四日 外国官権判事兼議事体裁取調御用係森有禮(金之)、学校取調兼勤ヲ命セラル(百官)

本藩負傷者ニ慰撫ノ為メ物ヲ賜フ(料史)

五日 復凱旋本藩兵ノ勲勞ヲ賞慰シ酒肴ヲ賜フ(料史)

朝廷泉岳寺ノ墓ヲ弔セシメ、金幣ヲ賜フ(法令)

七日 東京ニテ本藩兵ノ勲勞ヲ賞慰シ酒肴ヲ賜フ(太政官)

九日 忠義公鹿兒島ヲ発シテ上京ノ途ニ上リ、越テ十七日京師ニ達シ、直チニ參内シ天機ヲ伺

ヒ戦兵賞勞ノ恩ヲ謝セラル(忠義公)

十二日 東征ノ藩兵(マ) ニ凱旋シ、尔後陸續帰着ス、

十三日 藩庁ニテハ、諸願事等ニ賄賂ヲ使用スルヲ戒メ、諸事廉恥ヲ重ンズベキヲ管内ニ達ス、

(史料)  
(藩達留)

十四日 軍費多端ニ付家老等役料ヲ減少シ、之ヲ軍費ニ充テントトヲ内願ス、依テ城代以下ノ役

料ヲ減ズ(藩達)

十八日 忠義公京都ニテ凱旋滞京中ノ本藩諸兵隊ニ、慰勞ノ酒肴料ヲ下賜セラル(料史)

コノ月

奥羽鎮撫參謀大山綱良凱旋ニ付、太刀料金三百両ヲ下賜セラル(百官履歴)

曩時(六月廿七日)小松清廉以下徵士、藩ノ役祿返上ノ儀ヲ願ヒ出デタレトモ、コノ日朝

勤ノ余暇ヲ以テ藩役猶従前ノ通タルベシトテ、其ノ禄高ヲ定ム(科史)

十九日 朝廷忠義公再上京ニ付御留守中、屢々参上シテ万事ニ心添ヘスベキヲ達セラル(科史)

京都本宮ヨリ藩ノ陸軍所へ、今回凱陣ノ諸隊ニツキ詳細ニソノ戦鬪ノ次第、負傷・戦死

者等ノ事蹟ヲ調査スヘキヲ照合セリ、但調査書逸ス(科史)

二十三日 諸座引付合ノ儀取扱等閑ノ風聞アルニヨリ、奉行・頭人ニテ嚴重ニ取締ルベキヲ達ス、

(科史)

二十四日 東京ニテ復凱旋本藩兵ノ勲勞ヲ慰シ、創傷者ヲ慰撫セラル(科史)

二十六日 藩庁ニテハ、領内通貨半朱錢本年中ニテ通用禁止セラルベキニヨリ、鑄物方ニテ新貨幣

ト引替ヲナスベキヲ達ス(科史)

二十七日 神奈川県知事兼外国官判事寺島宗則、獨逸連邦新条約締結全權東久世中将へ委任ニ付、

全様ノ取扱ヲ為スベキヲ命セラル(百官履歴)

二十八日 久光公学問ノ標準ヲ示シ、高上迂遠ノ空理ヲ議論セス、日用深切ノ実跡ヲ講習スヘキヲ

諭サレ、之ヲ藩内ニ布達ス(藩達留)

三十日 京都駅通司ヨリノ達ニ基キ、出旅ノ者ハ印鑑ヲ持セシメ、国境関所ニテ契合改札セシム

ヘキヲ達ス(藩達留)

岩下方平参与職ニテ当分刑法官出仕ヲ命セラル(百官履歴)

病院建設ノ儀、奥羽出軍ノ負傷兵モ漸次帰藩スベキニヨリ、速ニ着手シテ朝廷仁恤ノ御

趣旨ヲ通徹スベキヲ其ノ役員ニ達ス(藩達留)

明治元年十二月小 四日 藩庁ニテ久光公親ヲ凱旋ノ兵士ヲ慰勞シ酒饌ヲ下賜セラルベキモ、病氣ノ為メ忠經(久

封助之君名代トシテ、六日以後數日間酒饌ヲ下賜セラル(料史)

外国官判事町田久成東京在勤ヲ命セラル(百官 履歴)

外国官權判事・議事体裁取調兼學校取調係森有禮、東京在勤ヲ命セラル(百官 履歴)

東京府權判事兼外国官權判事鮫島尚信、東京在勤ヲ命セラル(百官 履歴)

十日 公議所開議明年二月十五日ヲ以テ期トシ、諸藩ニ公議員各々一員ヲ出スベキヲ命セラル

(日歴 稱本)

○期日・資格・人員等ノ令達廿日ニアリ(太政官 日誌)

○太政官日誌十四日ニ、東京旧姫路邸ヲ公議所ト定メ、來春ヨリ開議ノ旨ヲ達セラル、

○明治史要五日、公議所ヲ東京旧姫路藩邸ニ置キ、公議人ニ暇ヲ賜ヒ、明春ヲ期シテ再

ヒ集会セシム、

十二日 東京ニテ本藩一部凱旋兵隊ノ軍勞ヲ慰シ、創傷兵ヲ慰諭セラル(太政官 日誌)

十五日 藩庁ニテ戰役負傷者旅行ノ賃錢ヲ定メ、陸軍所ヨリ手形ヲ携帶セシムルヲ達ス(料史)

十六日 奥羽鎮撫總督參謀大山綱良、東京ニ凱旋ニ付酒肴ヲ賜フ(百官 履歴)

十七日 忠義公十五日帰国ノ暇ヲ願ハレシニ聴許アリテ、不日還幸可被為在ニ付、速ニ藩政ヲ整

ヘテ上京スベキヲ達セラル(料史)

十八日 令シテ戊午以來国事ニ死スル者ヲ祀リ、其ノ妻子ヲ賑恤セシメラレ、在京家老島津主殿

之ヲ受ケテ、廿一日藩庁ニ伝達ス(料史)

十九日 忠義公帰国御暇乞ノ為參内セラル(忠義公 略伝)

井上石見徴士箱館府判事ヲ免セラル(百官 履歴)

コノ月

二十日 去ル八日親王ニ九門内乗馬ヲ許サレシガ、特旨ヲ以テ忠義公及ビ毛利・池田ノ二氏ニモ

亦許サレタリ(太政官  
日誌)

忠義公帰国ノ途ニ就カル(忠義公  
略伝)

二十一日 本藩守衛兵并ニ凱旋兵隊軍勞慰撫ノ御沙汰アリテ、酒肴ヲ賜フ(太政官  
日誌)

二十二日 車駕京師ニ還幸アリテ、三等官以上ニ謁ヲ賜フ(料史)

(頭註)「慶応三年十二月方」  
本藩及ヒ長州・土州・藝州ニ伏見表ノ巡邏ヲ命セラル、

藩庁ニテハ、近来華美ノ服ヲ着シ、或ハ放歌ヲナス等風俗ヲ乱ス者アルニヨリ、主人等

ヨリ厳諭スベキヲ達ス(藩達  
留)

二十三日 藩庁ニテハ、御数寄屋附士並ニ同仕坊主ヲ兵具方ヘ合併シテ、其ノ名称ヲモ御兵具方附

士並ニ同足輕ト称スヘク、尚同雇ニシテ家来身分ノ者ハ、其ノ身一代ハ各々御兵具方一

代附士並ニ一代御兵具方足輕ト称スベキヲ達ス(藩達  
留)

京都御留守居ヨリ、九條左大臣守衛トシテ出張ノ兵士並ニ秋田口ヨリ凱旋ノ兵士ヘ、慰

勞トシテ酒肴御下賜ノ旨ヲ報告セリ、

二十七日 朝廷本藩重臣ヲ召喚セラレ、忠義公ニ歳暮御尋ネトシテ末広一対・紙入一・煙草入一揃

ヲ拝領仰付ラレタリ(義岡氏藩達留ノ一  
二年一月九日ノ部)

本藩戦死者ニ金若干ヲ賜フ(料史)

前田正名佛国博覧会御用ニ付、傭仏人我領事官コント・モンプランヘ随行佛国派出ヲ命

セラル(百官  
履歴)

忠義公年表 (明治二年) 第三稿第式編

明治二年

一月大

一日 忠義公御留守中京地警衛ノ為メ在京ノ処、藩政所置ノ為メ帰国出願ノ趣許可アリテ、去月廿日京都出發、廿四日大阪出帆、無事今曉帰着セラル(著述)

五日 忠義公ニ東京神田橋御門内旧庄内酒井左衛門上り屋敷ヲ、家作共下賜セラル(御留守居)

六日 東京ニテハ、主上去月廿二日京都御着輦、同廿八日立后ノ御大札終了ニ付、来ル八日祝言ノ為メ登城スベキヲ達セラル、

八日 藩船三邦丸ニ朝廷御用ヲ命ゼラレタレドモ、目下藩用ノ準備整ヒ、且ツ既ニ修覆ノ期ニ達シタレバ、修覆後御命アランコトヲ願出セリ(御留守居)

外国官判事五代友厚、軍艦買上御用係伊地知貞馨請暇許可ニ付、当分ソノ兼勤ヲ命セラ(太政官)ル(日誌)

十日 旧幕ヨリ農商民ニ称氏・佩刀及ヒ給祿・免役等ノ特典ヲ与ヘタルモノハ、一切之ヲ廢止スベキヲ達セラル(料史)

十四日 東京ニ於テ、先般諸藩屋敷地上地ヲ命ゼラレシガ、其ノ後新拜領ノモノ又ハ未拜領ノモノ、委細来ル廿日限リ上申スベキヲ達セラレ、廿日上申ス(御留守居)

藩庁ニテハ家老島津伊勢ニ、去春以來畿内及ヒ東北諸道出征者ノ戦功調査ヲ命シ、更ニ十九日ニ至リ、伊地知正治・島津式部・成田正右衛門・坂本廉四郎・右松十郎太ニモ同様調査掛ヲ命シ、二十一日ニ至リ、島津小平太・川南東右衛門ニモ同様ニ命ス(料史)

十五日 当春再度御東幸ノ上、天下ノ大小侯伯・中下大夫・上士ヲ召シ、国是ヲ定メラル、ニヨ

リ、三月十日迄東京ニ参集スベキヲ達セラル(料史)

従来諸藩外国ヨリ購入ノ船艦ハ、往々高価粗悪ノモノモアルニヨリ、尔後ハ指揮ヲ受ケ

テ購入スベキヲ達セラル(御留守居 方御用達)

十七日 冲一平平次 徴兵大隊司令ヲ、同石神良策ハ医学所・病院・種痘館・徴毒院・薬園五局ノ

取締助役ヲ命セラル(御留守居 方御用達)

十八日 西郷・吉井・伊地知三氏、先般願ニ依リ帰国ヲ許サレタリシモ、御用ニ付早々上京スベ

キヲ達セラル(太政官 日誌)

十九日 今般北越ヨリ東京へ引揚ケタル本藩兵ハ、昨年来長月日ノ出陣ニ付、半分帰国休兵セシ

メ、半分ハ後日指令スベキヲ達セラル(料史)

去ル十五日ニ達セラレタル侯伯以下ノ召集、四月中旬ヲ限り東京へ参着スベキヲ再達セ

ラル(料史)

徴士議政官史官水本成美保太、昌平学校教授ニ任ゼラル(補任 録)

二十日 薩・長・土三藩ノ重臣連署上書シテ、九門ノ巡邏警衛ヲナサンコトヲ乞フ、二月十日ニ

至リ不日東行ニ付兵ヲ其ノ邸ニ集メ、不虞ニ備フベキヲ達セラル、尋テ中宮御所ヲ警衛

セシメラル(御留守居 方御用達)

○明治史要一、二月二十日ニ在リ、

二十二日 大阪府判事税所篤満藏長ヲ以テ河内県知事ト為ス(明治 史要)

二十三日 忠義公山口・佐賀・土佐ノ各藩主ト連署シテ、封土・人民ヲ奉還センコトヲ請フ、明日

優詔アリテ、東京再幸ノ日公議ヲ以テ決裁スベケレドモ、版籍ハ一応取調差出スベキヲ

明治二年

指令セラル(太政官  
日誌)

薩摩藩外拾八藩へ、各藩蒸気船・帆船等入港又ハ出港ノ時、東京ハ軍務官、横濱ハ裁判所ニ届出テ、必ズ鑑札ヲ受ケテ航海スヘキヲ達セララル(御用  
牒)

従来外国航海者ニ下附シタル印鑑今般改造ニ付、当時海外ニ在ル者ハ姓名・年齢等巨細調査シテ、二月中ニ東京外国官へ届出ツヘキヲ達セララル(御用  
牒)

二十四日

外国掛中井弘藏威士外国官判事ニ任セララル(太政官  
日誌)

藩船春日丸船將赤塚眞成六郎、昨年来勉勵ノ功ニヨリ、短刀料金百両ヲ下賜セララル(御留守居  
方御用牒)

藩庁ニテハ、百官又ハ関東百官ヲ名ニ用フルコトヲ禁スルコト、及ヒ血統ヲ重ンスル為メ、養子タリシ者ノ実家帰復ヲ許スコト、並ニ大奥年寄ニテ年功アル者ノ養子又ハ婦人家号ハ、以来廢スベキコトヲ達セリ(藩達  
留)

二十六日

藩庁ニテハ、領内ノ種子油使用不足ヲ告グルニヨリ、菜種子ノ輸出ヲ禁ス(藩達  
留)

二十七日

金札ハ諸上納ニハ正金百兩ニ付百二十兩ノ相場ニテ納メ、民間ニテハ日々ノ相場ニテ取引スベキヲ、時々受授ヲ拒ム者アルヤニ付、心得違ナキ様府藩県ニテ達スベキヲ令セララル(御用  
牒)

三十日

右少弁柳原前光ヲ勅使トシ、大久保利通之ニ副属セシメ鹿児島ニ差遣セラレ、久光公積年勤王ノ功ヲ慰セラル、一行二月八日京都ヲ発シ、同十三日鹿児島ニ着ス、久光公病氣ヲカメテ之ヲ迎へ、翌日宸翰ヲ拝受セララル(御用牒  
藩達留)

二月大

四日

小松清廉邑地ヲ返上シ、並ニ家格ヲ平士ニ列セラレンコトヲ藩庁ニ願出デタリ(料史)

五日

朝廷ヨリ京都ナル諸藩邸地ノ荒蕪セルモノハ、桑・茶等ヲ植ウルカ或ハ買却・上地等ノ処置ヲナスベキヲ達セララル(料史)

又各藩ニモ公議輿論ヲ採用シ、下情上達ヲ計ル為ニ議事制ヲ立ツベキヲ達セラル(料)(史)

七日 東京深川元伊達亀三郎上ヶ屋敷家作共忠義公ニ下賜セラレ、十日引渡相済ミタリ(御留守居)(方御用牒)

谷村昌武吉小富士艦船將ヲ免ジ、武藏艦船將ヲ命ゼラレ、二月十七日ニ至リ伊東祐享衛門左

以下数名、ソノ乗組士官ヲ命セラル(御用)(牒)

八日 勅使鹿兒島ニ発行ニ付、水引一小隊警衛トシテ附随ス、

十日 出羽国酒田ニ出張ヲ命セラレタル会計官権判事兼軍監堀直太郎、御用ニ付之ヲ免ゼラル

(御留守居)  
(方御用牒)

十二日 軍功調査ノ為メ、大山綱良・村田経芳勇右衛門・黒田清隆等東京ニ召集セラル(太政官)(日誌)

十三日 先般諸藩邸ト共ニ上地シタル旧田町邸、従前ノ通り下賜セラル(御留守居)(方御用牒)

十七日 勅使鹿兒島ニテ忠義公父子ニ宸翰ヲ渡シ、更ニ御直垂一領・羽二重十疋宛拜戴セシメラ

レタルニ由リ、藩庁ニテハ一門以下諸士ニ祝料金ヲ下賜シ、一日ノ休暇ヲ与フ(藩達)(留)

十九日 薩・長・土三藩(長大宮・薩中宮・土桂宮)ノ警衛ヲ免ス(太政官)(日誌)

二十日 諸藩ニテ私ニ外国人ヨリ借財スルヲ禁シ、若シ止ムヲ得ズ借財スル時ハ、外国官ノ指揮

ヲ受クベキヲ達セラル(太政官)(日誌)

忠義公自筆ヲ以テ、今般朝廷藩治職制ヲ定メ、公私ノ別ヲ明ニセラレ、且ツ版図返上ヲ

モ奏上シ置キタレバ、我等本城ヲ退キ政府ヘハ通勤シ朝政ヲ奉行スヘキニヨリ、其ノ意

ヲ諒スベキヲ達セラル(藩達)(留)

藩庁ニテハ、藩治職制ヲ定メ、従来ノ議政所ヲ廢シテ知政所トシ、家老職以下筆者ニ至

ル迄其ノ職ヲ免シ、職制ヲ施行ス(藩達)(留)

二十一日 藩庁ニテハ、種子島中輔・皆吉五郎右衛門・帖佐彦七ニ内務局筆者ヲ命ス(藩達)(留)

明治二年

二十二日 外国ヨリ物品購入代金又ハ借用金等アル者ハ、其ノ高及ヒ返済期等ヲ調査シ、三月中ニ

差出サシメラル(太政官  
日誌)

藩治職制治定ニヨリ陸軍所・会計奉行所ヲ廃シ、軍務局ヲ陸軍方ニ、会計局ヲ会計奉行

所ニ建ツ(藩達)

藩庁、田畑平之丞・貴島平八・得能良介ヲ伝事ニ任ズ(藩達)

又藩治職制ニテ御広敷ヲ廃シ、裏役内監等ヲ元ノ役所ニ置カル(藩達)

又御納戸奉行・御兵具奉行ヲ廃シ、兵器方ヲ置ク(藩達)

又若年寄・大目附・大番頭・御番頭・当番頭ヲ廃シ、右役ニテ神社奉行・地頭職等ノ兼  
勤者ハ、其兼務ヲ本職トスベキヲ達ス、

藩庁会計局ヲ置キ、局印ヲ使用スベキヲ達ス(藩達)

又海軍局ハ軍務局内ニ置キ、運送蒸氣船・浦船等ハ生産方支配トス(藩達)

又細工奉行ヲ廃シ、医師ヲモ廢シテ待医ヲ置ク(藩達)

又作事奉行・高奉行・物奉行・道奉行・産物方掛役々・三島方掛役々廢セラレ、出納方  
米穀取扱ハ本物奉行所、生産方ハ本産物方、生産方諸島掛ハ本三島方、営繕方ハ本御作  
事方跡ニ新設セラル(藩達)

又御庭奉行・御膳所頭并御料理役・両丸御茶道・両丸御膳所係横目・御庭方等被廢、膳  
所ハ本御膳所、道具方ハ本御茶道方、庭方ハ本御庭方、膳所内監ハ本御膳所掛横目詰所  
ニ設ケラル(藩達)

二十四日 東京駐輦ノ間太政官ヲ東京ニ移シ、留守官吏ヲ京都ニ置クヲ布告ス、乃チ議定鷹司輔照・

参与岩下方平等ヲ留守ト爲ス(明治史  
要一)

脱賊追討ニ付出兵シ、青森ニテ惣督ノ指揮ヲ受クベキヲ令セラル、

二十五日 忠義公、二十二日来麿シタル長州使者杉孫七郎ヲ引見セラル(料史)

忠義公去ル廿三日、西郷隆盛ヲ日當山温泉ニ訪ヒ、藩政ニ参与センコトヲ促シ、本日參政ヲ命セラル、

藩庁職制ニヨリ茶道頭・数寄屋頭ヲ廢シ御茶場掛トシ、從來ノ人数ニ勤メシム(留藩達)

又從來ノ騎兵所ヲ廢シ、出納奉行騎兵所係ヲ命シ、馬医ハ当分従前ノ通りトスベキヲ達ス(留藩達)

二十六日 久光公疾ヲカメテ汽船三邦丸ニ駕シ、鹿児島ヲ發シ上京ノ途ニ就カル、

藩庁職制更革ニ付、從來俸祿ノミニテ生活シ来リタル者ニハ養料ヲ給スベキニヨリ、其局々ヨリソノ人名簿ヲ製シ、伝事方へ差出スベキヲ達ス(留藩達)

小牧昌業善次郎議政官史官試補ヲ命セラル(料史)

二十七日 兩丸ノ側役所ヲ廢シ、内務局ト称スベキヲ達ス(留藩達)

又変死者等變事ノ場合ハ糺明奉行ニ申告シタレトモ、監察局ニ申出、糺方ニ関スルモノハ双方へ申告スベキヲ達ス(留藩達)

又從來政令ハ、側役ヨリ政府ニ下サレタレトモ、尔来皆直接政府へ下令セラルベキヲ達ス(留藩達)

又神社方・製菓方ヲ廢シ、更ニ神社方ヲ置キ、生産奉行和菓種掛ニテ取扱フベキヲ達ス(留藩達)

二十八日 軍艦武藏品川沖ニテ燒亡シ、船將谷村昌武其ノ届出ヲナセリ(料史)

町奉行并格・長崎御付人并格・屋久島奉行・代官・糺明方横目等ノ各役ヲ廢シ、海軍所

明治二年

附士ヲ生産方附士ト、海軍所支配郷士ヲ生産方支配郷士ト、海軍所附ヲ生産方附ト改ム  
ベキヲ達ス(留)(藩達)

二十九日 御用人座附士ヲ伝事方附士ト改ムヘキヲ達ス(留)(藩達)

三十日 黒田清隆、箱館追討ニ付総督清水谷中將ノ参謀ヲ命セラル、

桂右衛門藩治職制治定ニ付、執政心得ヲ命セラル、

藩庁横目ヲ廃シ巡察ヲ置ク(留)(藩達)

三月大

一日 藩庁負傷者療養料臨時ノ支給ヲ変更シ、負傷ノ程度ニ応シ、予メ其ノ額ヲ定メテ支給ス  
ベキヲ達ス(料)(史)

又島方居住願ノ者ハ、監察・糺明両局ノ檢察ヲ経ベキヲ達ス(留)(藩達)

三日 久光公昨日着京、本日参内拜天顔、天杯ヲ頂戴セラル、禁中足袋並杖御免アリタリ(料)(史)

四日 久光公議定出仕ヲ命セラル(大政官)(日誌官)

太政官日誌第三十号ニ待従トアルヲ、同世五号ニ中將ト正誤アリ、此ノ時ハ久光公上京中ニテ忠義公ハ在國中ナリ、日歴稿本ニモ忠義公トアリ、忠義公履歴ニモ忠義公トアリ、何レナルカ、明治史要ニモ亦忠義公トアリ

藩庁俸禄其ノ他ノ出納関係ノ事ヲ、伝事方ヨリ諸方ヘ達スルトキハ、証印ヲ用フベキヲ

達ス(留)(藩達)

五日 藩庁、諸官衙ノ休日ヲ二七ノ日ナリシヲ改メテ、一六ノ日ニ變更ス(留)(藩達)

六日 久光公参内、出格ノ思食ヲ以テ、参議兼左近衛権中將ニ任シ、従三位ニ叙セラレ、御召

古ノ御打柏一領ヲ下賜セラル、翌日宣下ヲ辞セラレタレトモ許サレズ(大政官)(日誌官)

久光公再ヒ参内シ、毛利宰相中將ト連署シテ、人心ノ方向ヲ定メ、人選ヲ謹ミ、一視同

仁ノ叡慮ヲ貫徹セラレンコトヲ三條公ニ建言セリ(料)(史)

西郷従道信山縣有朋ト共ニ魯・佛二国ニ遣サレ、地理形勢ヲ視察セシメラル(明治史要)(太政官日誌)

七日 車駕再ヒ東幸ニ付御發聲(大政官  
自誌)

藩庁造士館ヲ廢シ、和漢洋三局ノ役職ヲ免シ学館ト唱フヘキヲ達ス(料史)

又三十俵以下ノ廢官者ニハ全禄ヲ給スベキニヨリ、重ミ弘渡相受度者ハ申出ツベキヲ達

ス(料史)

八日 軍艦武蔵丸罹災後、軍務官ヨリ船將谷村小吉以下ノ処置方ヲ命令セラル(御用  
料史)

九日 海軍ニ令シ、軍艦・運送船各四艘ヲ發シテ陸軍ニ応援シ、以テ箱館ノ賊ヲ討セシム、此

ノ日品川海ヲ發ス(明治  
史要)春日艦コノ中ニアリ、

十日 忠義公ニ凡ソ三小隊ノ兵ヲ備ヘテ、御留守中ノ京地ノ警衛ニ任スベキヲ達セラル(大政官  
自誌)

忠義公、大久保利通明日帰京ノ途ニ就クヲ以テ、之ヲ召シテ藩政改革ノ功ヲ賞シ短刀ヲ

与ヘラル(料史)

藩庁ニテ藩内地頭ノ欠員アルトキハ伝事ニ管セシムヘキヲ達シ、直ニ之ヲ実行セリ(料史)

又医学院ヲ廢シ教授以下ノ職ヲ免シ、医院ト称スベキヲ達ス(料史)

又東京ニテハ、浮浪取締ノ必要上、公私共寄留一時滞在ノ別ナク、主人ヨリ其ノ人名ヲ

届出ツベキヲ達ス(御用  
料史)

又藩士森時之助雇ニテ、東京府大病院常務方ヲ命ゼラル(御用  
料史)

十二日 先般拝領ノ神田橋屋敷外ノ明屋敷ヲ拝借又ハ添地ノ願出ヲナセシニ、後十九日ニ至リ下

賜ノ内達アリ、六月ニ至リ公然ノ指令アリタリ(御用  
料史)

又言路洞開ノ為待詔局ヲ設ケラレタルニヨリ、庶民ニモ意見ヲ陳述スベキヲ達セラル、

(御用  
料史)

又石神良策一等医学校医師五局取締ニ任セラル(御用  
料史)

明治二年

十三日 久光公京都出發、十九日大阪ニテ三邦丸乘艦、二十一日着慶(料史)

十九日 軍務官ヨリ西洋式蒸氣船並風帆船共、當時所持ノ分巨細届出ツベク、以後事故アル時ハ

届出ツベキヲ達セラル(御用)

芝田町町並抱屋鋪地統預共下邸トシテ下賜セラル(御用)

諸道関門廢止ノ朝命ニヨリ関門ヲ廢シ、從來ノ通番所ニテ通行ヲ檢シ、非違ヲ監察シ来リタレトモ、之カ為メニ道路ヲ抑塞シ行旅ヲ妨クルニ至リテハ、朝旨ニ背クニヨリ心得違無キ旨布達セリ(藩達)

二十日 東京ニテ去ル十日浮浪人取締ノ達書ニ基キ、在京者ノ氏名ヲ届出デタリ(料史)

二十二日 佛国公篤コトデ諸侯ト白山其ノ国帝ヨリ藩公ヘノ送品ヲ持来リ、鹿兒島ニテ忠義公ニ謁ス(藩達)

東京ニテ、來ル廿八日御着輦ニ付、奉迎ノ上、四月一日参内祝詞ヲ述ブベキヲ達セラル(御用)

二十四日 今般御再幸ハ、衆議公論ヲ以テ国家ノ基礎ヲ立テサセラル、ノ聖慮ナレバ、其ノ意ヲ奉

体シ、又外國人ニ対シ粗暴ノ所為ヲ為シ、皇威ノ失墜ヲ惹起セシムベカラザルコトヲ達セラル(御用)

セラル(御用)

忠義公夫人子亥下刻逝去セラレ、二十五日神葬ヲ用フベキヲ達シ、廿八日執行セラル、(藩達)

(藩達)

藩治職制ニ拠リ新ニ地頭及ヒ副役ヲ置カレ、副役ハ民事奉行副役及ヒ見習ヲ以テ之ニ充ツベキ規定ナリシモ、地頭ハ一方ノ重寄軍国ノ提督タルニヨリ、特ニ人選スベキヲ達セララル(藩達)

又在米中ノ本藩士吉原重俊弥次郎、変名大原令之助・種子島敬輔变名吉田伴七郎・磯永彦助变名長沢兼ニ改メテ留学ヲ

命スル旨ヲ達セラル(御用)

二十六日 明後二十八日ノ招魂祭ハ、忠義公夫人逝去ニ付延期ノ旨ヲ達セラル(藩達)

二十七日 藩庁出軍負傷者ハ医師及検事ニ巡檢セシメタレトモ、尔後管轄者ヨリ調査申告スベキヲ

達ス(藩達)

二十九日 東京ニテ隠居・嫡子等ノ官位ニ就キシ年月日等ヲ、調査シテ差出スベキヲ達ス(御用)

三十日 神奈川県知事寺島宗則ヲ参与ト為ス(明治史)

軍務官判事森金之丞有、上下実名ヲ一定シ、租税ヲ定メテ納入者ノ便宜ニヨリ米金何レ

ニテモ納入セシメラレンコトヲ、公議所ニ建議セリ(料史)

四月小

二日 東京ニテハ、太政官ヨリ戸籍取調ノ件、諸道府県ニ洽ク小学校設立ノ件、商法司廃止ノ件并ニ徴兵帰休ノ件等ヲ廻達アリタリ(御留守席)

三日 藩庁ニテハ、本来ノ海軍学生ニ在職中扶持米四石宛ヲ与フヘキヲ達ス(通達)

四日 東京ニテハ、曩時英国医師シーボルトヲ芝大圓寺内菩提所ニ寄宿ノ交渉アリタレトモ謝

絶シタルニ、本日更ニ又交渉アリタリ(御留守席)

外国官判事町田民部・全中井弘蔵ヨリ、悪金鑄造外国交際等近来ノ事情ヲ報道ス(御用)

藩庁ニテハ、従来ノ買物方蔵ヲ進物蔵ニ合併シテ諸財蔵ト改称シ、来月一日ヨリ実施ス

ベキヲ達ス(通達)

五日 藩庁ニテハ、従来ノ方限支配ヲ廢シ徇達ヲ置キ、番所ニ日勤セシメ、又兩御丸ノ番人ヲ

廢シ二ノ丸ニ檢事一人ヲ置ク(藩達)

八日 藩庁ニテハ、従来芸道ヲ以テ小姓与等ニ召出サレタル者並ニ諸郷ヨリ養子シタル者ハ、三四代マテハ分地別立・高上り等ハ許可セサリシモ、尔来諸士同様家筋差別ナク許可ス

ベキヲ達セリ、

藩庁ニテハ、中將公久公久 官位御昇進ニ付宰相中将様ト称シ奉ルベキヲ達ス、

十三日 近来末々ノ者、兵隊ニ紛ラ敷衍装ニテ市中ヲ徘徊シ暴行ヲナス者アリ、取締ヲ嚴重ニス  
ヘキニヨリ、予メ教諭シ置クヘキヲ監察局ヨリ達セリ、

十四日 藩庁ニテハ、従来学問修行ノ為メ派遣シタル者ニハ、毎月一人扶持並ニ金五両宛ヲ支給  
シタレトモ、尔来勤勉ノ度ニヨリ三等二分チ、各一人扶持ノ外ニ一等給金拾両・二等給  
七兩二分・三等給五兩ト定ムヘキヲ達ス、

十六日 藩庁ニテハ、朝廷ヨリ徴士又ハ御雇ニテ諸官ニ任セラレタル者ハ、各々ソノ俸給アレド、  
家計難渋ノ者アルニヨリ、世禄百石以下ノ者ニハ、尔後家族養料米三拾俵ツ、ヲ与フヘ  
キヲ達ス、

十七日 参与寺島宗則ヲ外国官副知事トナス（明治史）大隈龍メ、神奈川知事ハ  
（要一）外国官判事并関盛良

議事取調局ヲ廢シ再ヒ制度寮ヲ置カレ、森有禮丞之同撰修ニ任セラル（森先生伝）  
（日歴輯本）

十八日 曩時京都警衛ヲ命セラレタル兵士三小隊ハ、東京府警衛ヲ命セラレ、此ノ日品川ニ到着  
セリ（人員四百拾人）○御国寄往復糧軍務官ノ部  
（五月二日）ニ在リ、米金下渡ノ願書

朝廷西郷隆盛・大山綱良・伊地知正治・桐野利秋中村半次郎ニ賞典取調ニ付、ソノ管轄ノ諸藩  
府兵等ノ諸所戦争ニ於ケル勤惰強弱ヲ録上セシメラル、依テ二十二日急使ヲ以テ上京ヲ  
促ス、

十九日 久光公御子悦之助久封肥前佐賀ニ遊学ニ付、横山正太郎随行ヲ命セラル、本年中更ニ長州  
ニ赴クト雖モソノ日詳カナラズ、  
藩治職制治定ニ拠リ唐通事ヲ廢ス、

制度寮撰修森有禮、制度寮總裁ノ事ヲ撰行セシメラル(日歷稿本・補任  
録・森先生傳)

二十二日 天皇百官群臣ヲ朝会シ、国是ヲ諮問シ可否ヲ献替セシメラル、

二十九日 東京ニテ諸侯其ノ他本月中旬迄ニ東京ニ参着スベキヲ達セラレタレドモ、忠義公所勞ニ

付延引ノ議ヲ願出デタリ、

外国官副知事寺島宗則ヲシテ、米国公使フアルケンボルクト米人ウエンリートト我カ国

民ヲ布哇国ニ送りシコトヲ論判セシム、遂ニ使節ヲ布哇ニ遣スノ議ヲ決ス(明治史  
要一)

五月小  
コノ月 曩時官等ヲ十一等ニ定メラレシガ、此ノ月又他国滞在ノ者ハ其ノ等級ニ応シ日当賄料ヲ

モ給ス、

一日 小銃隊半大隊・大砲隊半小隊西郷隆盛統卒三邦丸ヨリ出発、五日品川へ到着シ、六日神

田橋屋敷ニ入り前駐屯ノ兵ト交代ス、四百人余届書御国元往復軍務官  
ノ部ニアリ、六日附

忠義公函館表出軍中ノ黒田參謀ニ宛テ慰問書ヲ贈リ、酒肴料ヲ賜ヒ軍隊ヲ慰問セラル、

二日 英医シトル雇方先月廿八日願置シニ、本日許可アリタリ、

東京ニテハ燈明台建造ノ為メ、英人ブランドン来月中旬比ソソライス船ニテ佐多岬ニ到

着スベキニヨリ、諸事便宜ヲ与フベキヲ達セラル(御国元  
往復留)

三日 曩時版籍奉還ノ願書提出ノ際、版籍取調へ差出スベキヲ命セラレタルニヨリ、本日人別

帳四冊・郷村高辻帳四冊・絵図六枚ヲ差出シタリ、ソノ届書左ノ如シ(御国許  
往復留)

六日 東京守衛ヲ命セラレタル小銃隊半大隊・大砲半座、桐野利秋統卒豊瑞丸ヨリ出発、十二

日品川ニ着シ神田橋邸ニ入ル、故ニ兵隊銃隊一大隊・大砲一座トナル、人員四百三十五人

(御国許  
往復留)

七日 西郷小兵衛等六名、函館表へ出軍先発トシテ温泉丸ニ便乗出発セリ(全右)

八日 藩庁ニテハ、毎月八日ヲ以テ御座ノ間ニ講釈ヲナサシメ、二等官以上ヲシテ聴聞セシメラル、十五日ニ至リ五等官以上ニモ勤務支障ナキ者ニハ聴講ヲ許サル、

九日 内田仲之助公議人ヲ命セラル(御国許)

十日 従来医師・画工・諸職人等位階及国名受領ヲ仁和寺・大覺寺・勤修寺ヨリ許可シ来リタ

レトモ、総テ廢止シ、既ニ許容ノモノモ停止スベキヲ達セラル(御国許)

十一日 本藩兵隊ニ箱館出張ヲ命セラル(御国許)

十二日 従来分地別立ハ、三拾石以上ノ者ヨリ拾石以上ニテ許可セラレタレトモ、尔後五拾石以

上ノ内十五石以上ニテ許可セラルベキヲ達シ、尚十五日ニ至リ年齢十五歳以上タルベキヲ達セリ、

参与大久保利通副島種臣ト共ニ行政官機務取扱ヲ命ゼラル(明治)

十三日 英国製アルヒニー銃千五百挺・パトロン製造器械一式及ヒラツパ・太鼓三十五個ツ、ヲ

和蘭商社ヨリ購入ノ約束ヲナセリ、ソノ約定書(御国元)

十五日 知政所ニテ東京・西京・長崎等定詰ノ者ニハ、兵隊同様賄米一日一人白米六合、納米ニ

テハ七合式勺宛、及菜代百四十八文ツ、ヲ給スル旨ヲ達セリ、

大久保利通ヲ参与ト為シ、岩下方平ヲ留守次官ト為ス(明治史)

十六日 曩日西郷・桐野統卒来着ノ兵隊、十一日函館表出張ヲ命セラレタルニヨリ、此ノ日三邦

丸・豊瑞丸ニテ品川ヲ出發セリアリ(御用標ニ抛ル、十六日八字ト)、(出發ノ届書、御国許往復ニ在リ)

又去月十八日京都ヨリ到着ノ兵士三小隊ハ、賜暇帰国セシメラルベキノ処、都合ニヨリ

日限ヲ延引セラル(御国許)

十八日 函館ニ於テ榎本武揚以下軍門ニ降ル、

コノ月

学校判事森有禮等制度取調掛ヲ兼務セシメラル、

十九日 西郷助八外四名ヲ、横濱在留英国大砲方指南役ノ者へ入門セシメ度儀ヲ願出デタリ(御在官ノ部)

(復外國)

藩庁ニテハ、軍務局ニテ急変又ハ御城近火ノ時、常備集合ノ鐘令法及ヒ警衛法ヲ規定ス、

二十日 北米合衆国留学生本藩士松村淳蔵外五名へ、壹人一ヶ月洋銀六百元宛ヲ給スヘキヲ達セ

ラレ、改正ノ印章ヲ下附スベキニヨリ定額ノ手数料ヲ納ムベキヲ命シ、尚旅行券トソノ

心得ノ規則トヲモ下附セラレタリ、

二十一日 上親王・大臣・公卿・諸侯・五等官以上ノ官吏ヲ召サレ、祭政一致・知藩事任命・蝦夷

地開拓ノ三条ヲ諮問セラル、忠義公所勞ニ付參京ナシ、

二十三日 東京ニテ大病院出役医師石神良策・山下弘平ヲ国許ニ下シ、諸生教導ニ任セシメンコト

ヲ乞フ(願書御国許往復ニ在リ)

藩士鮫島誠蔵曩時外国官判事ヲ命セラレ、次デ当官ヲ以テ東京府判事ヲ命ゼラレ、從五

位下ニ叙セラレシガ、コノ日更ニ東京府判事ニ任セラレシ旨ヲ届出デタリ、

二十五日 藩庁ニテハ、地頭副役ハ藩治職制後六等官ニ規定シタレトモ、四等官ニ變更スベキヲ達

ス、

函館出張ノ西郷以下ニ皇居御用ニ付、東京へ凱旋スベキヲ達セラレタレドモ、既ニ敵降

伏帰国ノ後ニテ、一部分ハ海路回国へ出発セリ(西郷吉之助管轄之兵隊云々ヨリ三通及ヒ六月一日ヨリ五日迄)

二十七日 藩士朝職ニ就ク時、從來ハ予メ其ノ藩ニ懸合ナク採用シタレド、尔後諮問ノ上採用スベ

キヲ達セラル(日歴稿本ニ拠ル)

薩・長・肥・土四藩へ近日大砲打方天覧ノ内命アリシニヨリ、大砲司令一人宛差出スベ

明治二年

キヲ達セラル、

藩庁ニテハ、從來大身分・寄合并ニ小番家格ノ者ニハ附衆中ヲ置キシモ、尔来ハ之ヲ廢シテ外城衆中トスヘキヲ達ス(達書通達 留ニアリ)

六月大

二日 詔シテ久光公・忠義公勤王ノ功ヲ賞セラレ、久光公ヲ權大納言從二位ニ、忠義公ヲ參議從三位ニ叙任セラレ、禄十萬石ヲ永世下賜セラレ、西郷隆盛以下亦行賞各差アリ、

藩庁ニテハ、諸郷旧来ノ噯・与頭・横目等ノ職名ヲ廢シ、軍政組織ニ改メ、分隊長以上城下同様ニ任命シ、地頭並ニ同副役ノ命ヲ受ケ政治ヲ執行セシム、

四日 藩庁ニテハ、從來諸勤務ハ身分ニ応シ年功勤勞ニテ命セラレタレトモ、尔後身分ニ拘ハラザル旨ヲ達ス、

五日 忠義公軍艦春日丸及乾行丸ノ献上ヲ願出セラル、

賞典禄ハ御蔵米ヲ以テ支給スヘキヲ令セラル、

藩庁ニテハ、城下任職者及ヒ無役者ノ非常鐘令法ヲ定ム、

又藩庁ニテハ、軍治各官其ノ他ノ服装容儀、各々其ノ資格職分ニ応シテ規定シ、朝廷ノ制度定マル迄之ヲ実施セシム、

六日 寧姫様近衛前左府忠房公養女ノ儀許可セラル、

八日 函館出軍兵ノ内銃隊二小隊・砲隊半小隊(隊長兵士二百廿五人・夫卒八十四人)ハ、コノ日

江戸ニ着シタレトモ、他ハ直ニ国元ヘ帰帆セリ(御國許 往復)

九日 右ノ兵隊ヘ酒肴ヲ下賜セラル(御國許 往復)

十一日 明後十三日、本丸跡ニテ本藩大砲隊大砲打方観覽ノ旨ヲ達セラル、

十四日 東京ニテハ、去ル十一日近日招魂祭執行ニ付、昨春来追討ノ為出兵セシ兵隊中ノ戦死者

ヲ取調へ、届出ツベキ旨ヲ達セラレタルニヨリ、コノ日知政所ニ照会セリ、  
十七日 版籍奉還ノ請願東京ニ於テ聴許アリテ、忠義公鹿兒島藩知事ヲ命セラル、  
又公卿・諸侯ノ称ヲ廢シ、改メテ華族ト称セシメラル、

十八日 東京ニテハ、忠義公藩知事ヲ被命シニ付、公用人ヨリ政事施行上ノ諸件ヲ弁事役所ニ質

問シテ、其ノ指令ヲ請ヘリ 藩知事被仰、一卷粘ノ中ニ其ノ事件及指令アリ

二十日 長崎府ヲ改メテ県ト為シ、長崎府判事兼外国官判事野村盛秀七宗ヲ以テ知事ト為ス (補任)

二十一日 五代友厚ヲ神奈川県ニ派遣シ、通商司ノ事務ヲ管セシム、

二十三日 朝廷ニテハ、薩・長・土三藩精兵召集ノ儀決ス (大久保日記二十三日)

二十五日 久光公・忠義公去ル二日附昇進ノ位記並二十万石下賜ノ賞典禄ヲ奉還シ、ソノ辞表ヲ奉

呈セラレタレトモ何レモ許可ナシ、

藩庁ニテハ中元・孟蘭盆会ヲ禁止シ、祖先ノ祭祀ハ仲春・仲冬兩度ニ執行スヘキヲ達ス、  
藩庁会計局ヨリ先般織物所へ雇入レタル上州人、糸挽指南人雇入並ニ養蚕器類買入方ト  
シテ一応帰国セシムベキニヨリ、宜敷取計方相成ルベキ旨ヲ東京公用人ニ報ゼリ (其ノ  
報知書并ニ返書公用方御用牒ニアリ)

知藩事家禄ノ制ヲ定メ 旧封地現、石十分一、臣隸ヲ以テ悉ク士族ト為シ、士族以下ノ禄制ハ適宜ニ改

正シ、重職ノ進退ハ之ヲ奏請セシム、乃チ租税金額・歳費・士卒兵隊俸禄ノ数・戸籍・地

図等及ヒ更革ノ条件、本年十月ヲ限り録上セシム、又知家事ヲ改メテ家令ト称シ、家扶・

家従等ヲ置ク (日歴稿本)

二十七日 藩庁ニテハ、從來ノ角入カクイ又ハ前髪取ノ願出ヲ廢シテ自由ニセシメ、成年ニ達シタル者ハ

伝事方へ届出デシム、

明治二年コノ月

藩庁ニテハ、從來諸士持高ヲ御軍役高ト称シ来リシニ、近年ハ給地高トノミ唱フレトモ、猶軍役高ト称スヘキヲ達ス、

藩庁ニテハ、常備兵設置ニ付、軍務局・監察局・糺明局ハ互ニ相照合シテ、軍律嚴重ニ施行スベク、其ノ旋行法ヲ規定ス(藩達留一)

死牛馬ノ取扱ニ付、無関係ノ者多数集合シテ、猥リナル取扱ナキ様注意スベキヲ達ス、露国男女數十人樺太母子港ニ来リ、将ニ家屋ヲ營セントス、開拓權判事岡本監輔文平〇藩士之ヲ拒ム、聴カス(日歴稿本)

七月小

一日 海江田信義彈正大忠ニ任ゼラル(補任録)

五日 東京ニテハ、松田外四名ヲ医学校へ通学修業セシメ度旨ヲ願出シタリ(願書御国許往復ニ在リ)

藩庁ニテハ、從來福昌寺戦亡帳ニ記載セル戦亡者ノ為メニ、毎年七月二日追遠会ノ仏事ヲ旋行シ来リシモ、孟蘭盆会廃止ニヨリ明日靖獻靈社ニ合祭シ、尔後配祀ノ礼ヲ以テ執行スヘキヲ達ス、

又鹿兒島下町海岸ニ番所ヲ建設シ、諸色方ヲ置キ、會計奉行及ビ監察會計局調役ヲ以テ交代出務セシム、

六日 中井弘藏勤仕中格別励精ノ廉ヲ以テ、晒布二疋・金千両ヲ下賜セラル(大政官日誌)

八日 官制位階ノ改定アリ、外国官副知事寺島宗則外務大輔タリ、

大久保利通ハ木戸・後藤・板垣ト共ニソノ勤勞ヲ賞シ、劇職ヲ解クヲ論サレ、待詔院學士學士ヲ出仕ト改ムニ補セラレ、次テ廿二日參議ニ任セラル、

十日 天下一般錢相場金一兩ニ付、十貫文ニ定ムヘキヲ達セラル、

小牧昌業善次 少史ニ任セラル、

十一日 朝廷御用ノ為メ久光公ヲ毛利公ト共ニ東京ニ召サセラル(大政官日誌)

十五日 藩庁ニテハ、忠義公鹿兒島藩知事ヲ命セラレタルニヨリ、従来太守様ト唱ヘ来リシヲ少

将様ト唱フベキヲ達ス、

十七日 三府ノ外悉ク府ヲ県ト改メ、長崎県知事野村盛秀、日田県知事松方正義故ノ如ク、税所

篤満河内県知事ヲ兵庫県知事ト為シ、同知事陸奥宗光ヲ罷ム(明治史要)

十八日 藩庁軍務局ニテハ、城下諸士以上ノ小銃調査ヲナシ、本月廿五日限り申出デシム、

黒田清隆外務権大丞ニ任セラル(薩乃)

二十日 先月五日付軍艦献上ノ願出方七月五日東京ニテ太政官ニ差出セシガ、此ノ日海軍規則取

調中ニ付後命ヲ俟ツベキノ指令アリタリ十月ニ至リ(大政官日誌全二年第八十二号二十日トアリ)

二十二日 忠義公・久光公、再度在東京公用人ヲシテ、賞典及ヒ位記ノ拝辞ヲ具申セシメラレタレ

トモ、久光参着ノ上沙汰アルベシトテ聴許ナシ、

二十三日 朝廷紙幣ヲ発行シ、高巻万石ニ付正金貳千五百両引替ニテ各藩ニ交付シテ、三ヶ年内ニ

新鑄造ノ貨幣ト交換スベシトテ、本藩ハ凡拾八万両ヲ納付スヘケレドモ、軍事費過分ナ

リシ為、朝命遵奉困難ニ付、正金銀所有ノ者ハ多寡ニ拘ラズ、此ノ用途ニ資スベキヲ達

ス(藩達)

大久保利通参議ニ任セラル(大久保日記)

外務卿澤宣嘉・大輔寺島宗則ヲシテ澳太利国条約交換ノ事ヲ掌ラシム(明治史要)

二十七日 去ル八日官制ノ改定ニテ廢官トナリタル留守次官再興セラレ、岩下方平之ニ再任セラル

(御沙汰審、大政官日誌)

明治二年

水本成美大学大博士ニ任セラル(補任)

二十八日 藩庁ニテハ、従来諸郷居住ノ郷士並同格ノ者ハ、其ノ所ノ地頭支配ナリシヲ伝事支配トシ、伝事方附士並ニ同格ト唱へ従来ノ通居住スヘキヲ達ス、

二十九日 諸藩ノ公用人自今京都ニ置クニ及ハザル旨ヲ達セラル(史料参考・太政官日誌)

コノ月  
藩庁ニテハ、諸郷分隊長以上ノ俸禄ハ城下ト同シク各官等級ニ応シテ、年四回ニ附近ノ官庫ヨリ支給シ、世禄二十五石以上ハ城下五拾石以上ニ準スベキヲ達ス、

八月小

一日 外務大輔寺島宗則横濱ニ於テ英公使ト樺太ニ於ケル魯人雜居ノ件ニ付、意見ヲ交換セリ

(対話覚書II史料・大久保日記・御用陳公用方)

東京ニテハ、当地詰鶴丸金之進ニ病氣療養ノ為メ、帰藩ヲ許可シタル旨ヲ知政所ニ報セリ(御用陳)

三日 英国王子横濱軍艦へ帰乗ニ付、大久保利通等濱離宮ニ赴キ軍艦迄見送リヲナス、

七日 東京ニテハ、先般京都ヨリ移駐ノ三小隊兵糧方差引田中金兵衛、賜暇京都へ発向セシムル旨ヲ京都公用方ニ報セリ(御用陳)

藩庁ニテハ、各局ノ書記・調役・筆者等ニシテ劇職ニ居ルモノニハ、其ノ官等ニ応シタル俸禄以外ニ、年二季ニ季禄ヲ給与センコトヲ、會計奉行ヨリ知政所ニ議リ可決ス、

十二日 藩庁ニテハ、上下会所詰札明奉行見習ハ、監察局ト合議シテ坊内ノ取締ヲモナサシムベキヲ達ス、

十五日 天下ノ進言献策考試等ノ事ハ、従来待詔院下局ニテ採否ヲ決セラレタレトモ、尔来集議院ニ改ムベキヲ達セラル(達書及規則・太政官日誌ニテアリ)

十六日 西郷隆盛外三名、東京ヨリ急便ニテ上京ヲ促セリ、

十七日 藩庁ニテハ、曩時藩治職制ニヨリ内事ヲ総判ノ為メ内務局知家事ヲ置キ、尔後家令ト唱フベキヲ達ス、

又勅命ニヨリ、従来ノ一門以下平士ニ至ル迄ノ家格ヲ廢シテ、悉ク士族ト唱ヘシメ、旧藩主家族ノ分家・別居及一門以下家格アリシ者ニハ、之ニ応シタル世祿ヲ与フルコトニ定ム、

十九日 曩時藩治職制ニテ諸島ニモ巡察ヲ置キ、次テ三月廿日ニ至リ新ニ諸嶋檢事ヲ置キタレドモ、以来琉球・三島並沖永良部島詰檢事ハ、吟味ノ上時々出張セシムベキヲ達ス、

二十五日 本年歳登ラザルヲ以テ、詔シテ躬ヲ節儉ヲ行ヒ救恤ニ充テ給ヒ、翌日三條實美公モ亦百官擧出シテ、以テ補給シ奉ランコトヲ謀議シ、聴許ヲ得テ之ヲ布告ス(岩倉公表記)

朝廷忠義公等ノ賞典再度拜辞ノ誠意モ亦神妙ニ思召サレ、当年限り賞秩ノ半額返納ヲ許可シテ救荒ニ充ツヘク、叙位返上ハ聴許ナキ旨ヲ達セラル、

二十六日 吉井友實彈正少弼ニ任セラル(三條日記)

二十八日 朝廷北海道開拓ノ儀ニ就テハ、全国ノカヲ用ヒザル可ラズトテ、同道十勝・日高両国ノ

内五郡ヲ本藩ノ支配ニ命セラル、

参考 開拓使出張ノ面々へ 鹿兒島藩

十勝国ノ内富縁郡・廣尾郡・河西郡、日高国之内様似郡・浦河郡、右五郡其藩支配ニ被仰付候事、  
(太政官日誌)

曩時英国王子參朝ノ際周旋ノ慰勞トシテ、天酌ヲ以テ酒肴並ニ包物ヲ大久保ニ賜ハリタリ(記録・大久保日記)

二十九日 諸藩ヨリ出セシ公議人ハ、執・參以上ナリシヲ以テ、正權大參事以上ト改正セラル、

明治二年コノ月

朝廷ニテハ摂籙門流ヲ廢シ、人材拔擢ノ政体ニ変更セラレ、藩ニテモ藩治職制治定ニ付、旧格ニ拘ハラズ百姓・町人タリトモ、才器徳望アルモノハ擢用アルベキニヨリ、其ノ意ヲ了シ推挙スベキヲ達ス、

藩庁ニテハ、今般西洋医院ヲ建テラレタルニヨリ、有志ノモノハ入門スベク、又來月四日西洋医学開講ニ付、藩内ヘソノ旨ヲ達ス、

藩庁ニテハ、朝命ニヨリ京都並ニ大阪詰ノ公用人ヲ廢シ、大阪ニ會計奉行ヲ詰メシメ、京都ノ會計モ兼ネシメ、京都平日ノ出納ハ公用方理事ニテ兼務セシムベキヲ達ス、

又外城士ハ往古ノ如ク城下士同様ニ待遇セラル、ニ付、外城ヨリ雇足輕ヲ廢シ復歸セシムベシ、然レトモ交義上離レ難キモノハ、願出ニヨリ兵器方足輕ニ列スベキヲ達ス、

三日 佛国皇帝ヨリ同国展觀所ヘ国産出品記念ノ金牌ヲ、忠義公ニ贈与セラレタルノ御札状、朝廷ヘ伺ノ上、外務省町田民部ヘ渡方ヲ依頼セシ旨ヲ、東京ヨリ知政所ニ報ス(公用方御用儀)

監督正上野景範介敬ヲ布哇国ニ差遣シテ、傭奴ヲ召還セシメラル、米国公使フアルケンボルク及ヒ英佛二公使ハ、書ヲ布哇駐在公使ニ贈リ、其ノ事ヲ閱説セシム(明治史要・御沙汰書・太政官日誌)

八日 藩庁ニテハ、集成館並ニ銃藥方・兵器方奉行以下筆者ニ至ル迄ソノ職ヲ免ス、彈正台ヨリ天裁ヲ經テ彈例書ヲ發セラル(太政官日誌)

九日 藩庁ニテハ兵器方調役ヲ廢シ、兵器奉行等六副役及ヒ同見習等七ヲ置キ、銃藥方ヲ改メテ火藥製造局ト称スベキヲ達ス、

十二日 桂久武(右衛門)官許ヲ得テ四郎ト改名ス、

十三日 藩庁ニテハ、久光公去ル六月二日權大納言從二位ニ叙任アリタレトモ、拜辭セラレタルニヨリ、從三位様ト称シ奉ルベキヲ達ス、

十四日 函館賊徒平定ノ功ニ依リ、忠義公ニ祿壹万石三ヶ年間下賜セラル、

又藩船春日艦ノ函館追討ノ功ヲ賞シ、高三千三百石三ヶ年間下賜セラレ、艦長以下二分  
与セシメラル、特ニ艦長赤塚源六ニハ太刀料金千両ヲ下賜セラル、

黒田清隆ニ左ノ命アリ、

戊辰ノ夏北越參謀之命ヲ奉シ、大ニ強悍之賊ヲ破リ、進デ羽州ノ賊ヲ討シ、画策其宜  
ヲ得寛ニ成功ヲ奏ス、己巳ノ春流賊北辺ニ横行スルニ当リ、再ヒ參謀ノ命ヲ奉シ奥ノ  
青森ニ至リ、統テ蝦夷地ニ入り賊巢ヲ挙テ平定ノ功ヲ奏候段、歡感不斜、仍テ為其賞  
高七百石永世下賜候事(太政官  
日誌)

黒田清隆ノ功ヲ賞シ高七百石ヲ永世下賜セラレ、知事公父子・西郷以下ト同シク之ヲ奉  
還シタレトモ許可ナシ(發令及奉還書  
史料ニ在リ)

函館表ニ於テ降伏シタル者十五名ヲ本藩ニ預ケラル、

毎年年中ノ行事トシテ甲冑裝束ニテ妙圓寺ヘ參詣セシガ、コノ日忠義公馬上ニテ親ラ參  
詣セラレ、軍務局ヨリハ四大隊武装シテ參詣セリ、

十七日 藩庁ニテハ、百次・山田兩郷ヲ合併シテ永利郷ト称スヘキヲ達ス(史料)

十八日 浦ノ高札ニテ、御用船又ハ諸廻船等遭難ノ時ノ処置方ヲ揭示セラル(其ノ文太政官日誌十  
ニアリ)

十九日 諸藩ニ令シテ米穀輸出ノ禁ヲ解カシメラル(太政官日誌  
史料)

二十日 藩庁ニテハ、一等官ヨリ十一等官迄ノ者公用ニテ管内ヲ旅行スル時ハ、米一日壹升九合  
馬一疋宛ヲ給スヘキヲ達ス、

藩庁ニテハ、軍馬役等七ヲ置キ、廿三日ニ至リ從來ノ厩役並ニ厩役助及ヒ馬医ヲ廢シ、更

明治二年

ニ内厩役<sup>内務局屬</sup>及ヒ軍馬役助ヲ置ク、

二十三日 藩庁ニテハ、諸郷士族ニモ家来・下人ヲ召抱フルコトヲ許ス、

二十四日 藩庁ニテハ、軍営下長・裨官長・標官<sup>七</sup>ヲ設ケ、砲兵小頭ノ次ニ位セシムベキヲ達ス<sup>(史)</sup>

二十六日 詔シテ王政復古ノ功ヲ賞シ、西郷隆盛ヲ正三位ニ叙シ<sup>(六月二日賞典録  
三石ヲ授ス)</sup>從四位大久保利通ヲ

從三位ニ昇セ、永世祿千八百石ヲ賜ヒ、從四位小松清廉・同岩下方平ニ各々祿千石ヲ賜

フ<sup>(史料各御沙汰書  
參考大久保日記)</sup>

二十七日 忠義公、久光公御召ノ拜辞及ヒ藩知事拜命御札等ノ用ヲ帯ビ、今回朝命ニヨリ出兵ノ二

大隊ヲ總括シテ上京セラル<sup>(通達留、九月八日通達書及廿六  
日通達書、史料、道島日記)</sup>

二十八日 詔シテ入道公現親王・徳川慶喜・松平容保以下ノ蟄居謹慎ヲ宥宥シ給フ<sup>(本政官  
日誌)</sup>

二十九日 従来ノ家格ニヨリ異リタル式礼ヲ廢シテ同式ニ改メ、贄品ヲ二種トシ謁見ノ座席ヲ定ム、

三十日 藩庁ニテハ、水上客屋<sup>水上坂上ノ旧藩主  
參勤往復ノ休憩所</sup>ヲ廢セラル、旨ヲ達ス、

久光公・忠義公更ニ父子ノ昇叙ヲ軫シテ故薩摩守ニ贈位ヲ賜ヒ、賞典ヲ以テ困債ノ万分

ノ一ニ充償セラレンコトヲ願出セラル、

先月廿八日ヲ以テ命セラレタル北海道ノ開拓ハ、土地遠隔ニシテ且ツ屬島事多ケレバ、

開拓渋滞ノ恐レアルヲ以テ之ヲ免ゼラレンコトヲ出願ス<sup>(史料)</sup>

藩庁ニテハ、上下演武館ヲ閉ヂタルニヨリ、各々ソノ師宅ニ於テ練磨スベク、且ツ従来

馬術・射術・槍術・長刀等ニ置カレタル師範家ハ皆免セラル、然レトモ自宅ニ於テ教授

スルヲ妨ケサル旨ヲ達ス<sup>(史料  
一通)</sup>

集成館並火藥製造局ニハ士族ニテモ就職スルコトヲ許可スベキヲ達セラル<sup>(史料)</sup>

火藥製造局ニテハ、兵器奉行・同副役・同見習連名ヲ以テ、局内改革・火藥増産ノ取調

コノ月

書ヲ上ル、

大工・木挽・日雇等諸職人ノ賃銀定則ヲ紊ラザル様取締ルベキヲ達ス(料史)

重ネテ郷士ヨリ城下士相統ニハ、嫡廃又ハ血統連続明白ノモノニ限り許可スヘキコトヲ達セリ、

二ノ丸(久光公邸)ヘ内厩方ヲ置キ、五疋立馬並予備馬ヲ養フベキヲ達ス(料史)

黒田清隆ニ箱館戦功賞典取調被仰付(國乃)

十月小

三日 曩時六月五日軍艦献上ノ請願本日聴許セララル、

藩庁ニテハ、末吉郷ノ内伊勢雅楽旧領地ヲ以テ一郷ヲ分置シ、岩川郷ト唱フベキヲ達ス、又藩庁ニテハ、從來之厩ヲ改メテ軍馬方ト称シ、同筆者ヲ置クベキヲ達セリ、

五日 忠義公兵隊引卒本月一日神奈川上陸、三日間川崎駅ニ滞在シテ後船ノ到着ヲ待チ、本日

入京神田橋邸ニ着セララル、コレ徴兵ノ始メナリ一大隊神田橋内ノ藩邸、一大隊一砲隊  
一教習屋橋内旧大河内邸ト町奉行邸

七日 忠義公、曩時公並ニ春日艦及ヒ赤塚等ニ下賜セラレタル箱館征討ノ賞典ヲ、奉還センコ

トヲ請ハル、

庶民ノ西洋形船舶ヲ所有スルヲ允シ、製造購入セントスル者ハ、管轄庁ヲ經テ外務省ヘ願出スベキヲ達セララル、

九日 藩庁ニテハ、一門諸士ノ諸礼式ヲ定メ、又諸郷士ノ分地別立・隱居・家督等ノ取扱ハ地頭ヘ委任セラレタレドモ、格違ノ者ヨリ養子願ノ件ハ伝事ノ指揮ヲ受クベキヲ達ス、

十日 藩庁ニテハ、菱刈七ヶ郷ハ皆小郷ニテ兵隊編制並ニ政治上不便ニ付、大口・羽月・山野ヲ合併シテ牛山郷ト、本城・曾木ヲ太良郷ト、馬越・湯ノ尾ヲ菱刈郷ト唱フベキヲ達ス、

十二日 藩庁ニテハ、諸郷軍役高百石限ヲ五拾石限ト改メ、過上高ハ常備兵中無高ノ者ニ壹石式

明治二年

百貫文ニテ売却セシムベキヲ達ス、

十三日 忠義公参内天氣ヲ伺ヒ、藩知事拜命ノ礼ヲ述べ、三條公・岩倉公ヲ訪問セラル、

十五日 藩庁ニテハ、朝廷ノ職制ニ基キ民事局ヲ会計局ノ上位ニ置キ、總裁<sup>官</sup> 一人ヲ増加シテ

会計局ノ管掌セシ市政総判ノ事務ヲ移シ加フベキヲ達ス、

十六日 忠義公大圓寺ニ参詣シ、廟所ヲ拜シ戦死者ノ墓所ヲ弔ハル、

二十二日 東京ニ於テ藩兵二大隊・二砲座ノ訓練ヲ天覧アリタリ、

藩庁ニテハ、兵器方隊ヲ設ケ其ノ俸禄ヲ定ム、

コノ月

大久保利通上書シテ昇叙ノ位階並ニ賞典禄ヲ奉還シ、其ノ禄ヲ以テ救荒ノ一助ニ供セン

コトヲ請ヒ、小松清廉・岩下方平亦同様賞典禄ノ奉還ヲ懇請シタレトモ、皆聴許ナシ、

(史料二ノ十六ニ小  
松清廉ノ願書アリ)

十一月大

四日 去九月近來諸所ニテ外国人ニ暴行ヲ加ヘ国辱ヲ生スル者アルヲ以テ、士民ヲ戒飭スベキ

ノ令アリシヲ嚴重ニ達シ置キタル旨ヲ、在東京公用人ヨリ届出デタリ、

十二日 無用ノ銅砲ハ、相当代価ニテ東京眞崎鑄錢座ニ納レ、貨幣鑄造ノ料ニ充ツヘキヲ令セラ

ル、後三年四月十二日之ヲ停ム、

忠義公、東京ニテ病氣ノ故ヲ以テ帰藩ヲ願出デ許可セラル、

藩庁ニテハ、新發明品ハ願出ニヨリ一手販売ヲ許シ、尚公益アルモノニハ賞賜アルベキ

ヲ達ス、

久光公近來藩内ノ風習乱雜ニ流レタリトテ、御住邸内内務局家令以下ヲ戒メテ其ノ心得

方ヲ達セラル、

十五日 忠義公御召ニ依リ参内、御前ニテ御馬拝見ノ上酒肴ヲ賜ヒ帰邸セラル、

十七日 藩庁ニテハ、来ル二十五日忠濟公真之 祭主ト成リ、歴代ノ遷魂祭ヲ執行セラルベキ旨ヲ

達ス(通達留)

二十日 士族ニシテ公然商売或ハ日雇等卑賤ノ職業ヲ以テ渡世スル者ハ、士族ノ籍ヲ返上セシメ、再ヒ軍役ヲ勤ムル者ハ之ヲ復セシムルコトヲ達ス、

二十一日 忠義公昨日公用人ヲ以テ、帰藩ノ際鹿兒島迄外国船雇入レヲ外務省ニ願出セシメラレタレドモ、開港場外ヘハ外国船運輸禁止ニ付許可ナク、更ニ外人雇入ヲ願出セシメラレ許可セラル、

二十二日 忠義公帰藩御暇請ノ為メ参内セラレタルニ、齊彬公ニ從一位御追贈ノ勅書ヲ拝受セラル、藩庁ニテハ、外城士ノ見聞修業ノ為メ、軍役高二十五石以上ハ自費、以下ハ一日白米六合ヲ与ヘ、半年交代ニテ各郷一人宛ヲ選出シ、軍務局學問所及ヒ學寮等ニ出府セシムベキヲ達ス、

二十三日 久光公・忠義公賞典返献ノ儀再三懇願セラレタレトモ、聽許ナキ旨ヲ達セラル、  
川村純義兵部大丞ニ任セラル(國乃)

黒田清隆兵部大丞ニ任セラル、

二十四日 忠義公東京ヲ発シテ陸路帰藩ノ途ニ就キ、二十七日鎌倉忠久公ノ墓所ニ参詣シ、十二月九日伊勢内外宮ヲ拝シ、十五日相國寺内林光院戦死者ノ墓ヲ弔ヒ、近衛家ヲ訪ヒ、翌日伏見ヨリ大阪ニ着シ三日間滞在、三邦丸ニテ廿四日帰着セラル、

二十八日 外務大輔寺島宗則ニ左ノ御沙汰書ヲ賜フ(國乃)

昨年来奉職鞅勉励尽力候段、御満足被思召候、依之為御太刀料金三百兩下賜、

二十九日 藩庁ニテハ、島津家歴代ノ総社ヲ旧南泉院跡ニ創建シ、鶴嶺神社ト称スベキヲ達ス、

コノ月

又藩庁ニテハ寺院ヲ廢シ、伊作・相州兩家代々ノ神靈ハ日新寺境内ニ総社ヲ創建シ、其ノ他各所ノ寺院ニ安置セラレタル先代ノ肖像・位牌等ハ、合祀從祀又ハ一社建立ノ事ニ執行ス、

藩庁ニテハ、一昨丁卯江戸變動殉難者ノ遺族并ニ戊辰戦役ノ戦死者・病没者ノ遺族及ヒ重傷者ニ、撫恤ノ為メ扶助米或ハ金員ヲ給与ス、

又藩庁ニテハ、道路田園之境界或ハ河辺堤上等ニ桑樹ヲ植エ、養蚕ヲ盛ニシ国産ヲ増大スベキヲ達ス、

又能ノ師家並ニ同役悉ク廢セラル、コトヲ達ス、

十二月大

二日 朝廷中下大夫・上士以下ノ称ヲ廢シテ都テ士族及ヒ卒ト称シ、悉ク地方ニ貫属セシメ、

知行所ヲ収メテ稟米ヲ給シ、三代以上臣隸ノ者ニハ特ニ扶助スベキヲ達セラル、

東京ニ在ル公議員内田政風、集議院ヨリ海軍規則方略人材ノ下問ニ就キ、華族以下身代

ニ応シテ釀金シ、軍艦ヲ購入シ学校ヲ興シテ人材ヲ養成シ、漸次機器ヲ整フベキヲ建言セリ、

三日 此ノ月英医ウキリスヲ月給九百弗ツ、ニテ四ヶ年契約ニテ雇入レ(石神良策ノ手ニテ)、

門人林ト庵ヲ(月給十五円) 同判セシム、石神良策ト共ニ十二月三日江戸ヲ發ス(御用)

藩庁ニテハ、忠義公去月十五日参内、天酌ヲ賜ヒ御馬拜見ヲ許サレタルニ依リ、賀詞ヲ述ブベキヲ達セリ(科史)

五日 大久保利通鹿兒島派遣ノ勅命ヲ受ク、曩時利通木戸ニ謀リ岩倉・三條ノ両公ニ説クニ、

人材ノ採用ヲ以テシ、朝議終ニ木戸ヲ毛利氏ニ、利通ヲ久光公及ヒ西郷ノ召出ニ遣ハサル、ニ決シタルヲ以テナリ(大久保日記朔日ヨリ五日迄)

明治三年

一月小

# 忠義公年表

(明治三年) 第三稿第三編

一日 藩庁ニテハ、年頭諸儀式ノ手当及ヒ法式ヲ定ム(留連)

三日 朝廷祭政一致ノ由来ニ基ツキ、天神地祇八神及列皇神靈ヲ神祇官ニ祭リテ孝教ヲ申ベ、

且ツ惟神ノ道ヲ宜揚スル為メ宣教師ヲ命ジ布教セシメラル(三条公年譜所載、宣布大教詔及鎮祭詔ニ拠ル)

八日 藩庁ニテハ、會計方調役并ニ同勘定役ハ、會計方管轄ノ役局ハ勿論、他方ノ管轄ニテモ

金穀出納ノ事ニ関シテハ、時々出張検査セシムヘキヲ達ス(留連)

十二日 藩庁ニテハ、西洋医院ヲ元浄光明寺跡ニ移シ、西洋学校ト唱フベキヲ達ス、

十三日 大久保利通木戸共ニ御前ニ召サレ、天盃ヲ賜ヒ三條公ヨリ御趣意ノ貫徹ニ尽力スベキ

ヲ伝ヘラル、依テ十八日東京発途、翌日横濱ヨリ米国飛脚船ニテ帰藩ス、

二十七日 藩庁ニテハ、衣服容貌ノ儀随意タルベキヲ達シタレトモ、公職ニ在ル者ハ朝廷ヨリ規定

アル迄ハ、平常戎服乱髪ヲ禁スベキヲ達ス、

藩庁ニテハ、従来ノ庄屋ヲ自今村長(カウヤ)ト唱フベキヲ達ス、

又尔来諸郷ニテ監察局関係ノ事務ハ、小頭ニテ取扱ヒ申告スベキヲ達ス、

又華倉細工場ヲ廢シ、其ノ跡ニ生産方管轄ノ金性分析所ヲ建設セラル、

鹿兒島藩知事島津忠義久光(九月)、参議大久保利通(十月)、彈正少弼吉井徳春(十二月)、

前後上表シテ賞典録ヲ辞ス、詔シテ本年ヲ限り、其ノ半ヲ納レ、以テ救荒ノ資ニ充ツ、

黒田清隆亦海陸軍費ニ充テント請フ十一、亦本年ヲ限り其ノ半ヲ納レシム、西郷隆盛・

小松清廉・岩下方平・有馬純雄等モ亦賞典ヲ辞ス、皆許サス(明治史 要抜)

明治三年

藩庁ニテハ、鳥羽・伏見戦役戦亡者三年祭ヲ軍務局ニ施行シ、弔銃ヲ放ツ(料史)

四日 藩庁軍務局ニテハ、常備隊射撃練習ニ付、火薬配当下附ノ手續ヲ示ス(料史)

六日 岩倉大納言日比谷門外ノ賜邸ニ藤井九成外數十人ヲ會シ、祝宴ヲ開キ、大橋慎二命ジ復

古ノ大業ニ功アリシ事蹟ヲ記セシメ、生存セル旧同盟ノ士二十余人ニハ短刀ヲ贈リ、井

上長秋等死亡者十余人ノ遺族ニハ祭祀料ヲ贈レリ(岩倉公  
実記)

八日 留守次官岩下方平ニ京都府権知事ヲ兼ネシム(明治史  
要一)

藩士開拓使権判事堀基清之丞 正六位ニ叙セラル(百官  
履歴)

九日 朝廷申ネテ旧脱籍ノ者大逆無道ヲ除ク外復籍セシメ、懇切ニ処置スベキヲ達セラル(太政  
官日  
誌)

外務大輔寺島宗則、澤外務卿ト共ニ横濱ヘ応接ノ為メ出張セリ(公文  
録)

十二日 藩内火薬増殖法ヲ究メ、各郷作硝教示ノ為メ作硝局吏員ヲ派遣シ巡回指導セシム(料史)

十三日 忠義公近来簡易軽便ノ極、必要ナル旧格ヲモ廢スル傾向アルニヨリ、輕佻ノ變革ニ流ル

ベカラザルヲ諭サル(藩達  
留)

十五日 曩時木戸ト共ニ帰藩シテ薩・長二老公ニ、相提携シテ叡旨ニ副ハンコトヲ説クベキ命ヲ

拜シタル大久保利通ハ、黒田清隆ト同行シ十二日山口ニ到リ、此ノ日長侯ニ謁シ、孝允

ト會見シ、翌日帰藩ノ途ニ就ケリ(大久保  
傳)

十七日 (頭註)「平野不任古履歴ニハ十六日トアレド、明治史要等十七日ニ在リ、之ニ從フ」  
(大降雪尺余) 旧本城内ニ於テ軍神ヲ祀ラレ、且ツ調練觀覽アリ、大隊長川村純義与十  
篠  
原國幹郎

ナリ、天皇両大隊長ヲ召サレ親シク御褒詞アリ、兵士一同ハ酒肴料ヲ賜フ

十八日 藩庁、貴島平八ニ札明総裁ヲ命セラレタルヲ達ス(藩達  
留)

(吉井友亮  
三藩日記)

十八日 藩庁、貴島平八ニ札明総裁ヲ命セラレタルヲ達ス(藩達  
留)

コノ月

又本坊泊手形所、南方手形所ト改称スベキヲ達ス(藩達)

藩庁ニテハ、琉球在番・同検事及ヒ筆者ノ官等俸禄ヲ定メ、従来ノ附役用達ハ之ヲ廃ス、  
(藩達)

又今回菱刈表七ヶ郷ヲ三ヶ郷ニ併合セラレシヲ以テ、旧大口御蔵ヲ牛山ト、本城御蔵ヲ  
太良ト改称スベキヲ達ス(藩達)

藩庁ニテハ、藩内米価騰貴ニ付本月限ニテ焼酎ノ醸造ヲ禁止セリ、  
西郷隆盛参政ヲ辞シ、藩政ノ顧問ト為リ、一世養俸百五拾俵ヲ給セラル(藩達)

十九日 大久保利通鹿兒島ニ着シ、数回中将公及知事公ニ謁シ、西郷ニ面会シ聖意ノ在ル所ヲ陳  
述セリ(大久保日記)

二十日 客冬停刑ノ事ヲ審問シ、彈正大忠海江田信義(頭註一明治史要二十八日トス)ヲ鹿兒島藩ニ付シテ之ヲ監守セシム(實歴)  
百官 履歴

藩庁ニテハ、曩時諸郷士族ヨリ城下士族ニ養子ト成ル件ハ、家筋ノ差別ナク許可シタレ  
トモ、尔後ソノ嫡庶並ニ血统連続明白ナル者ノ外ハ許可セサル旨ヲ達ス(藩達)

二十八日 来二月ノ月番ハ本藩知事相勤ムベキヲ留守官ニ届出ツ(公文)  
二十九日 復旧本丸跡ニ於テ諸藩操練ヲ行フ(料)

外務大輔寺島宗則(外務卿澤宣嘉ト共ニ)ヲシテ西班牙国条約交換ノ事ヲ掌ラシム(明治史)  
久光公・忠義公更ニ位官ヲ奉辞センコトヲ請ヒ、且ツ賜フ所ノ禄並ニ金ヲ外債及ヒ軍費

ノ一助ニ奉献センコトヲ懇願セラル(久光公実記)  
藩庁ニテハ、医学校並ニ病院ノ変革ヲ行ヒ、各分科ヲ定メ、医学校教授ヲシテ病院掛ヲ

モ兼ネシム(藩達)

明治三年

○此ノ時掛ヲ命ゼラレタル人々ハ、石神良策・足立慎吾・有馬憲運・山下弘平・藤田主甫・新宮拙藏・山本淳輔・奥山玄良・永井文齋等ナリ、

島津家代々ノ墓所ノ寺号名ヲ改メテ所在地名ニテ唱ヘシム、

藩庁ニテハ、軍艦並ニ商船乗組ノ水夫総長以下ノ資格俸禄ヲ定ム(藩達)

藩庁ニテ橋口與一郎參政ヲ命ゼラル(藩達)

藩庁人別取調方ヲ會計局管掌ヨリ民事局ニ移管セシム(藩達)

藩庁神社奉行・同副役・同見習及ビ同筆者ヲ廢シテ、奉行ハ執政ニ委任シ、神事調役及

ビ同助ヲ置ク、

藩庁札明局ヲ本組方跡ニ札明所トシ、更ニ本出張海軍所跡ニ、典獄並ニ附士詰所ヲ設ク

(藩達)

二月大

三日

朝廷箱館府判事井上長秋石見、一昨戊辰ノ歳箱館在勤樺太海岸巡航中、行衛不明トナリタルヲ愍ミ、金八百兩ヲ其ノ遺族ニ賜フ(太政官)

府藩県ノ公廨ヲ自今何府藩県庁ト称スベク、諸願伺届等支配下ヨリ差出スモノハ、某御

役所ト認ムルモ苦シカラザレドモ、弁官ヘハ弁官御伝達所ト称スベキヲ達セラル(太政官)

五日 京都諸藩邸不用ノモノヲ処分セシメ、又列藩華族隱居有位ノ者ニテ參朝セサルモノハ、

三月中ニ朝勤セシメ、且ツ華族元服ノ時齒ヲ染メ眉ヲ掃フヲ禁ゼラル(太政官)

七日 西郷隆盛・大山巖・桐野利秋・村田新八長ニ赴キ十三日ニ着ス、長州ニテハ兵制改革解

隊ノ事ヨリ兵士ノ暴動起リシニヨリ、場合ニヨリテハ討伐兵ヲモ遣ハスベケレトモ、先

ツ慰問視察セシメントテナリ、然レトモ長州出京ノ兵帰藩討伐シテ事平ギシヲ以テ、十

四日山口ヲ去リテ十六日帰藩セリ(料史)

十二日 大納言徳大寺實則ヲ宣撫使ト為シ、山口藩ニ差遣ス、中弁土方久元・弾正少弼吉井徳春

等之ニ從フ(明治史要)

府藩県ニ於テ、駅程諸関勘合等ニ用フル印鑑五分ヲ彫刻セシム(太政官日誌)

十五日 藩公用人鹿兒島藩印並触下藩印ノ受領書ヲ伝達所ニ提出ス(公文録)

忠義公此ノ日近衛家養女寧姫君(実ハ齊彬公女)ト御婚姻相成リタルニヨリ、御前様ト唱

へ、御誕生日十月三十日小ノ月ハ、二十九日ヲ祝日ニ加フベキヲ達ス(史料)

十九日 藩庁ニテハ、従来米穀等ノ積出シハ諸色方ニ、會計奉行以下臨時出張検査ノ上送状発送

ノ手續ヲナシタレトモ、尔後出張ヲ止メ、番所詰検事ニテ検査シ、当局ヨリハ送状発送

ノ手續ノミニ止メ度會計局ヨリノ合議ニ賛シ、直チニ知政所ヨリ布達セリ(留達)

二十日 朝廷各藩常備隊編制規則ヲ定メ、歩兵ハ六十名ヲ一小隊、二小隊ヲ一中隊、五中隊ヲ一

大隊トシ、砲兵ハ二門ヲ一分隊、三分隊ヲ一隊トシ、兵士ハ士卒族ヨリ年齢十八歳ヨリ

三十七歳迄ヲ選ビ、石高一万石ニ付一小隊ノ割ニテ編制スベキヲ達ス(法令全書)

藩庁ニテハ、昨夏一応医院ヲ廃シタレトモ、漢方医院ヲ旧製菓方跡ニ建設シ、都講以下

ヲ置キ、侍医ヲシテ交番之ヲ総括セシム(留達)

二十二日 朝廷府藩県ニ令シ、金ヲ外国ニ借り或ハ器械船艦等ヲ購入スルニ、其ノ歳入又ハ物産類

等未定ノ品ヲ抵当トスルヲ禁セララル(太政官日誌)

賞典位祿返献ノ事ニ付、岩倉大納言ヨリ黒田清綱ニ來談ヲ促ス(史料)

藩庁ニテハ、糺明局ニ笞刑ノ目ヲ設ケ、監察局検事検使トナリ施行スベク規定セラレタ

ルニヨリ、其ノ都度検事兩人ヲ出張セシムヘキヲ達ス(留達)

二十三日 曩時賞典返献ノ上表アリシヲ以テ、其ノ計算表ヲ參考トシテ、公用人ヨリ弁官伝達所ニ

明治三年

差出レタリ(料史)

二十五日 大久保利通、久光公及ヒ西郷東上ノ目的ヲ達スルコト能ハズシテ、六日威通丸ニテ帰京ノ途ニ就キ、三月十二日帰京(大久保日記 三条公年譜)

上野景範敬介布哇国へ邦人召還ノ為メ出張ノ勞ヲ慰セラレ、絹一匹ヲ下賜セラル(百官 履歴)

三十日 高知藩知事山内豊範氏鹿兒島ニ来リ、三策ヲ立テ薩・長・土三藩ノ盟約ヲナシ、共ニ天朝ヲ輔翼シ奉ランコトヲ發表ス、

コノ月

藩庁城下隊ノ軍夫ハ、三町人其外諸所中宿家来・下人等ニテ相弁シ、不足ノ時在夫ヲ用

フベキヲ達ス(藩達 留達)

又中郷ヲ東郷ニ合併セシム(藩達 留達)

又申ネテ銅錢ヲ他領へ払出スコトヲ嚴禁ス(同右)

又両丸奥口番所ヲ内務局御番所ト改称ス(同右)

又申ネテ米穀ノ他領輸出ヲ嚴禁ス(同右)

又一等ヨリ三等迄ノ軍艦方大工頭ハ、一代軍艦方附士ノ取扱ヲナスベキヲ達ス(藩達 留達)

又諏訪廣兼ノ軍務總裁ヲ罷ム(藩達 留達)

三月大

一日 朝廷九州極南佐多岬ニ一個ノ仮燈明台ヲ設置セルヲ布告ス(法令 全書)

二日 朝廷銀台ニ二分金引換期限後レノ分ヲ急ニ引換ヘシム(太政官 日誌)

又諸藩ノ各地ニ在ル蔵屋敷出張所等ハ、總テ其ノ地方長官ノ指揮ニ從ハシム(太政官 日誌)

留守次官兼京都府権知事岩下方平ヲ罷ム(明治史要一・題 頭職務補任録)

四日 久光公・忠義公數回願出セラレタル官位ノ奉辞并ニ賞典ノ金祿獻納ノ件聽許セラル(料史)  
藩庁ニテハ、從來諸局附屬地ニ居住セル士族ヨリ同地払下方驥出ノモノアレトモ、此ノ

際ハ居宅トシテ漸次没収地アル毎ニ代地セシメ度、民事局ヨリノ議ニ賛シ其ノ趣ヲ達ス

(留藩)

七日 長州其ノ藩士古谷新作外三人ヲ、再ビ薩摩ニ遣シ砲術ヲ練習セシム(防長回天 史六ノ下)

藩庁ニテハ、下荘内ノ内安久以下五ヶ村ノ士族ヲ梶山士族ニ編入セシム(留藩)

八日 藩庁ニテハ、桐野利秋当時中村半次郎ニ大隊長ヲ命ス(留藩)

九日 兵部省ヨリ、諸藩兵ノ守衛取締ニ任スル者ノ員數・隊長氏名・兵式等ノ届出ヲナサシム

(法令)

又京都留守官ヨリ京都内ヘ他所ヨリノ止宿人ヲ悉ク京都府ニ届出デシム、次デ九月ニ至

リ之ヲ廃ス(法令)

十三日 鹿兒島藩兵交代ニ付外國船ヲ以テ運送スベキヲ、太政官ヨリ兵部省ニ達セラル、依テ廿

七日 大山巖弥・野津鎮雄七左衛門ノ一大隊東京着、廿八日種子田政明(左門)ノ一大隊東京出

発、四月二日帰着ス(史料及諸書参考)

十四日 集議院開院ニ付、諸藩議員四月中ニ上京スベキヲ達セラレ、九月閉院セラル(法令)

本藩士前田十郎左衛門、徳島藩士伊月一郎ト共ニ航海見習ノ為メ、英国水師提督ノ軍艦

ニ乗組ヲ命セラル、

本藩ヨリ長州ヘノ慰問使野津平左衛門・町田七左衛門、長州公ニ謁見ス(防長回天 史六ノ下)

徴兵解除帰藩ノ兵十四日東京出発、十五日横濱拔錨、十九日鹿兒島ニ帰ル(平野 履歴野)

十九日 藩庁会計局ヨリ三島・沖永良部島昨年數度ノ大風ニテ砂糖産出高減少シ、加之外糖輸入

ノ為メ價格低下シ、歳入非常ノ減少ヲ来シタルニヨリ、各所造官ノ費ヲ減シ、且ツ東京

駐在ノ徴兵ヲ半減センコトヲ合議シタルヲ賛シ之ヲ藩内ニ布達セリ(留藩)

明治三年

二十日 藩庁賄賂ノ受授ヲ嚴禁スルコトヲ達ス(留)(藩達)

二十三日 西郷隆盛書ヲ大久保利通ニ贈リ位階拜辞ノ尽力ヲ請フ、五月二日に至リ聽許セラル、

二十七日 黒田清綱彈正少弼ニ任ジ從五位ニ叙セラレ、東京ニ在職セシメラル(百官履歷、補任録廿二日)

曩時ニ帰藩セル大久保參議ノ復命言上ニヨリ、西郷隆盛ニ上京ニ及ハサル旨ヲ達セラル

(百官履歷)

二十八日 彈正少弼吉井徳春ノ彈例ヲ錯誤セシヲ譴メ、海江田彈正大忠客冬停刑ノ罪ヲ判シ並ニ謹

慎ヲ命ス(明治史要一)

海江田彈正大忠旧臘止刑ノ儀ニ付、糺問中本藩へ御預ケノ処、此ノ日免セラル、

二十九日 藩庁ニテハ、養蚕方会社設立ノ資金トシテ、柿色沓兩札・沓歩札・沓朱札ノ三種ヲ發行

シ、金沓兩錢拾貫文替ニテ藩内ニ通融セシム、

彈正大巡察岸良兼養去ル四日ヨリ勘問謹慎中ノ処、此ノ日ソノ謹慎ヲ釈ル(百官履歷)

三十日 大久保利通外一人ニ紫組掛緒ヲ下賜セラル(履歷)

コノ月

大久保宛廿三日ノ書翰ニ拠ル

此ノ頃長州遊学中ノ悦之助君ニモ帰藩セシメラレ、横山ニモ其ノ職ヲ辞セシメラル(西郷隆盛)

藩庁ニテハ、会計局ヨリ近來悪性ノ貨幣藩内ニ流通スルモノ少カラス、為メニ朝廷ヨリ

ノ新貨引替ニ不都合ヲ生スルニヨリ、其ノ性質ヲ選ビテ受取ルベキヲ達ス、

又天皇及ヒ藩知事公御一族ノ名字ハ、各自ノ名ニ使用スルコトヲ避クベキヲ達ス、

又当年戸口調査ヲナスベキニヨリ、城下六方限士族其ノ家來・下人等ハ徇達ヨリ伝事ヲ

經テ民事局ニ、附士・足輕等ハ其ノ支配頭ヨリ、近在ハ檢者並ニ村長ヨリ、上・下・西

田町ハ掛役ヨリ各民事局ニ、諸郷ハ掛役ヨリ地頭ヲ經テ民事局ニ差出シ、五月迄ニテ調

四月小

查ヲ遂グベク、尚琉球諸島ハ民事局ヨリ在番ニ指揮スベキヲ達ス、

又藩庁ニテハ、從來御家庶流ニ直別ノ家号又ハ町田・伊集院ノ家号ヲ用フルヲ禁シ、其ノ嫡家ノ家中ニテ其ノ家庶ノ者、又ハ其ノ家中ニテ勲功アル者ニハ、嫡子迄ニ特許シ来リシモ、尔後ハ右ノ家筋ニテ外城土族トナリタル者ハ、島津ノ称号ノ外ハ願ニヨリ其ノ直別ノ家号ヲ称スルコトヲ許スベキヲ達ス、

藩庁前田新之丞ヲ下荘内地頭ニ、三島通庸（藩達）ヲ高崎地頭ト為ス（留）

二日 大久保利通曩時再三賞典ノ還納ヲ請ヒ、終ニ半高ヲ許サレシガ、復再ヒ賞典残半高ノ返納ヲ願出シ、五月ニ至リ之ヲ許サル（史料・大久保日記等）

三日 鹿兒島藩ニ從來琉球藩ニ対セシ取扱事項及ヒ国々ト支那交際ノ振合等ノ調査ヲ命セラレ（公文）

朝廷兵学寮陸軍学舎ノ規定ヲ定メテ之ヲ達セラレ、翌四日海軍所ヲ東京ニ陸軍所ヲ大阪ニ設置セラル、之ヨリ先海陸軍ノ事件下問アリ、公議員内田政風再ヒ意見ヲ条陳セリ

（史料・法令全書）

五日 歴史編輯ノ為メ、嘉永癸丑以來華族要職者ノ日記並ニ国事関係書類及ビ諸藩ノ家記文書並ニ国事ニ奔走シタル志士ノ日記・書簡等ヲ差出サシメ、特ニ静岡藩ニハ旧幕府日記・

文書ヲモ進致セシメラル（太政官日誌）

練兵天覧ノ時ノ主要条件ヲ諸藩兵ニ達セララル、

八日 京都留守官ニテ在京諸藩邸士ノ人足帳調印願出ノ節、見合ノ為メ諸藩印鑑ヲ京都出張駅

通司ニ差出サシム（法令全書）

十日 去月十五日英国水師提督・同公使等参朝ノ節不都合ノ儀コレ有リ、澤外務卿ニ謹慎ヲ命

明治三年

セラレタルニヨリ、外務大輔寺島ニハ進退伺ヲ提出シタレトモ、其ノ儀ニ及ハストノ指  
令アリタリ(公文  
録)

十二日 先般(昨年十一月)新貨幣鑄造ニ付、銅砲等買上ケノ儀ヲ達セラレタレトモ、都合ニヨリ  
之ヲ止メラレタル旨達セラレ(本政官  
日誌)

十三日 福岡藩知事黒田長知藩情視察トシテ来着、忠義公霧島温泉入浴中ニテ、十七日帰覽セラ  
ル(科史)

十四日 獨乙国公使フオンブランド、軍艦ニテ九州・中国・四国ノ諸港巡覽ヲ許可セラレ、馬渡  
外務大丞乘艦ニ付、諸事協合スベキヲ達セラレ(本政官  
日誌)

十五日 来藩中ノ福岡藩知事公、天野大参事・中村権大参事等ヲ從ヘテ砲台打方並ニ火薬局ノ觀  
覽アリタリ(科史)

十七日 天皇駒場野ニ練兵ヲ親閲セラレ、本藩兵第一大隊及ヒ第一砲隊之ニ参加ス、練兵終テ熟  
練満足ノ勅語ヲ賜フ、  
(頭註)「福野利秋第一大隊長  
」(ママ) 第一砲隊長

十八日 吉井友實輔幸民部少輔兼大藏少輔ニ任セラレ(百官  
履歷) (受ケシハ十九日ナル如シ)

二十日 朝廷從前ノ諭旨ヲ宣旨ニ改ムル旨ヲ、寺院並ニ府藩県ヘ達セラレ(法令  
全書)

二十二日 弘曆者ノ外類曆ノ取扱ヲ嚴禁ス(本政官  
日誌)

府藩県ノ外債ヲ調査シ、其ノ条約担保償還法等ヲ詳細ニ録上セシメラル(法令  
全書)

二十三日 藩庁ニテハ村田新八ニ参政ヲ命ズ、幾モナクシテ之ヲ辞ス、

二十四日 普ク種痘ヲ施行セシメラル(本政官  
日誌)

二十五日 吉井友實賞典返上ヲ願出シ、同廿七日ヲ以テ聽許セラレ(三峯  
日記)

二十九日 貨幣ノ偽造ハ嚴禁ナレトモ、国家紛擾ノ際ニ於ケル私鑄ハ酌量スベキモノアルヲ以テ、

コノ月

去歲五月箱館平定以前ノ犯罪ハ一切赦宥スベキヲ達セラル(太政官日誌)

藩庁ニテハ、昨年制定シタル職制中勅命ニヨリ執政ヲ大參事ト、參政ヲ權大參事ト改メ、桂久武四郎・伊地知正治・橋口彦次・大迫貞清喜右衛門・伊集院兼寛直右衛門・橋口與一郎ノ六名ハ

權大參事ニ任セラレ、コノ日藩内ニ布達ス、

又民部省令シテ、藩ヨリ其ノ管轄下ヘ対シテハ藩庁トシテ達スヘケレドモ、藩ヨリノ伺

届等ニハ庁字ヲ記スベカラザルヲ達ス(法令全書)

藩庁ニテハ、士分ノ過失アル者ニ官裁ヲ俟タズシテ親族共ヨリ自殺セシムル者アリ、刑

ハ私ニ行フベカラザルニ付、心得違ナク犯状ヲ露ハシ公裁ヲ仰グベキヲ達ス、

藩庁諸縣郡高城ヲ三俣アト称シ、高城郡高城ノ郡名ヲ除クベキヲ達ス(藩達留)

又鹿兒島神社旧別当寺彌勒院ヲ神主代ノ役宅トシ、同屋敷ヲモ当分支配セシム(藩達留)

藩庁參政ヲ篠原國幹冬一ニ、南方・知覽地頭副役ヲ日高強兵衛ニ、指宿・穎娃・山川・

今和泉地頭副役ヲ大迫清右衛門ニ命ス(藩達留)

五月大

一日 山口藩知事毛利廣封、木戸孝允等ヲ従ヘ、藩情視察ノ為メ鹿兒島ニ来リ、各所ヲ巡覽シ

八日 帰途ニ就ク(藩達留)

但シ乙丑丸ニテ一日串木野羽島ニ着、陸路鹿兒島ニ入り、四日製鉄場・紡績所ヲ觀、

五日 城内ヘ招待、八日夜乗船、此間木戸西郷ヲ訪問ス(料史)

藩庁篠原國幹冬一ニ參政ヲ命セラレタレトモ、固辭セシヲ以テ御免相成リ、後又八日ニ

大隊長ヲ命セラレタルヲ達ス(藩達留)

西郷隆盛位記返上ノ願意聽許セラル(百官履歷)

三日 上野景範介民部省權少丞ニ任セラル(百官履歷)

明治三年

七日 米國留学生吉田清成(愛名水井 五百介)ニ、彼國留學學生ニ送ルベキ學費配達方并ニ學生取締ヲ命

セラレタキ旨ヲ、外務省ヨリ弁官ニ伺ヒ出デシガ後許可セララル(公文 録文)

八日 親王・華族ノ府藩県ノ學校ニ修業スルコトヲ許サル(大政官 日誌)

藩庁ニテハ、定場外ニテ猥ニ銃器ヲ弄ブベカラザルコトヲ達ス(留達 日誌)

九日 兵部大丞黒田清隆開拓次官トナル(明治史 要一)

藩庁ニテハ、私領家來ノ定府ニテ帰郷ノ上軍役ヲ勤ムル者ハ、其ノ所ノ士族タルヲ許可

スレトモ、他所ニ中宿シ軍役ヲ勤メサルモノハ依然家來トシ、各局役職ヲ勤ムル者ニハ

家筋役職ニヨリテハ附屬長タラシムヘキヲ達ス(留達 藩達)

十日 藩庁ニテハ、權大參事ヨリ其ノ俸祿ノ内七拾俵ヲ獻納センコトヲ願出デ許可セラレタル

ヲ達ス(料史)

十二日 川邊郡山田郷ヲ勝目ト改メ、始羅郡山田郷ハ郡名ヲ除クベキヲ達ス(料史)

十四日 神祇道志願者ハ、其ノ道ニ入門シテ神前祭式等ヲ修行セハ、願書ヲ出スニ及ハス、諸神

社社司等ハ其道ノ修行練達ノ者ヲ撰任セラルベキヲ達ス(料史)

十五日 本日ヨリ四日間、招魂社大祭ヲ執行セラレ、陸軍八十五日、海軍八十八日祭砲ヲ放發ス

(法令 全書)

陸軍国旗章並ニ諸旗章・兵部省提灯・幕等ノ徽章ヲ定メ、之ニ紛ラハシキ印ヲ用フベカ

ラザルヲ達ス(大政官 日誌)

又府藩県ノ監察掛ニハ、時宜ニヨリ彈正台ヨリ探索等ヲ命スルコトアルベキニヨリ、其

ノ人名ヲ差出スベキヲ達ス(法令 全書)

十六日 桐野利秋(中村半 次郎)ノ統卒スル徵兵第一大隊、本日帰藩ノ途ニ就ク(三藩 日記)

コノ月

十七日 藩庁ニテハ、民事局ヨリ鹿兒島城下ノ馬牛改方ヲ、来ル廿二日ヨリ廿七日迄ニ日割ヲ定

メ、軍馬方ニテ行フベキノ議ニ賛シ、之ヲ布達セリ(料史)

十九日 彈正大忠海江田信義ノ謹慎ヲ釈ス(明治史要二)

(百官履歴)

藩庁ニテハ、権大参事伊地知正治ニ当職シテ公議人ヲ命シ上京セシム(史)

二十二日 諸官省・府藩県奏任以下御用参内ノ節、或ハ政庁参入ノ節ハ、總テ名刺ヲ差出スベキヲ

達セラル(法令)

彈正少弼黒田清綱嘉納徳島藩ニ差遣セラレ、藩士私闘ノ情状ヲ審札ス(百官履歴)

海江田彈正大忠願ニ依リ本官ヲ免ジ位記ヲ返上セシメラレ、東京滞在ヲ命セラル、次イ

テ翌二十三日、勤仕中励精ノ廉ニヨリ直垂地一卷ヲ下賜セラル(百官)

二十八日 此ノ日、集議院ヲ開キ九月十日ニ至リ之ヲ閉ヂラル(法令)

(全書)

藩庁ニテハ、近來猪獺等ニテ輕卒ニ発砲致シ、往々人命ヲ損スルコトアルニヨリ注意ス

ベク、且尔後ハ重ク処罰スベキヲ達ス(料史)

府藩県ニテ堤防・下水ノ交互管轄ノ場所ノ石高割修繕費用ヲ、寺社領等ニテ出金セサル

モノアリトノコトニ付、不公平無之様取調伺出ツベキヲ達ス(法令)

(全書)

又戸籍法ニ定ムル迄、在来ノ人別帳ニテ戸数人員ヲ調査申請スベキヲ、民部省ヨリ諸藩

ニ達セラル(法令)

(全書)

藩庁ニテハ、医学校病院ノ職員ノ分担・等級ヲ改定シ、生徒ニモ亦等級及勳意ニヨリテ

食料ヲ給与スルコトヲ達セリ、

又外城方ノ役衙ヲ旧御高支配方跡並旧糺明方跡合併ノ場所ニ設ク、

藩庁ニテハ、藩内所用ノ米穀不足ニ付、出船地ニテ藩外往来ノ船舶ヲ調査シ、可成其ノ

明治三年

六月小

飯米積入ヲ減少セシムベキヲ達ス(料史)

二日 来十四日氷川祭ニ付、十二日ヨリ十五日迄神事ヲ執行セラレ、重軽服者ニハ、参朝ヲ憚ルベキ旨ヲ達セララル(法令全書)

三日 藩庁ニテハ、昨年諸島風災ニ付賑恤及藩庁用途補充ノ為メ、来ル本年七月ヨリ来未年三月迄諸官ノ俸米減少ノ事ヲ達ス(藩達留達)

大山綱良権大参事奏任中ニ付、同事務ヲ取扱フベキヲ達ス、

八日 朝廷府藩県ニ令シテ、国事ノ為メ順逆ヲ誤リ犯罪ニ至リタル者ハ、寛典ノ処置ヲナサシメラル、

九日 大久保利通氷川社宣命使ヲ命セラレシガ、全十三日ニ至リ願ニ依リ免セラル(百官履歴)

税所篤蔵長正六位ニ叙セララル(百官履歴)

十日 兵部省ヨリ諸藩ニ、記録編輯ニ付戊辰正月ヨリ己巳九月迄ノ間ノ軍事監督ノ諸局及長官等ヨリノ達書、及ヒ戦争ノ届書・諸願伺届書等ヲ分類シテ差出サシメラル(法令全書)

民部省ヲシテ、東京・長崎間ノ伝信機建造ニ着手セシメラル(太政官日誌)

十二日 藩庁ニテハ、足輕ニシテ往々故ナク勤役ヲ退避スル者アリ、尔後ハ直チニ被免ノ上俸米ヲ取揚クベキ旨ヲ達ス(料史)

十三日 弾正大巡察岸良兼養七之丞ヲ長崎表へ差遣セララル(百官履歴)

十七日 宮・百官・華族以下全国有志者ニ、一昨春来楠中将社造營ニ付テハ今般兵庫県ニ委任ニ付、金穀・材木等ノ寄附ハ同県へ納ムベキヲ達セララル(公文録)

民部省權少丞上野景範介、大蔵大丞ニ任シ從五位ニ叙セラレ、特例弁務使トシテ英国ニ差遣セララル(百官履歴)

コノ月

十九日 曩時言路洞開・下情上達ノ為待詔局ヲ設ケラレシガ、小事ハ集議院ヨリ諸官省府県ヘ回

達シ、主旨貫徹セシムベキヲ達セラル(法令)  
(全書)

二十五日 開拓権判官正六位堀基之開拓監事ニ任セララル(百官)  
(履歷)

二十八日 軍役高出来総ハ從來秋季定總ノ所、昨年ハ夏季一所持其ノ外散高売払方等ノ為メ中止シ

タレトモ、本年ヨリ秋季定總ニ復スベキヲ達ス(料)  
(史)

藩庁ニテハ、諸士持高ハ軍役高又ハ給地高ト唱ヘ来リタレトモ、持高ハ軍備ノ基本ナル

故、尔後皆軍役高ト称スベキヲ達ス(料)  
(史)

又從來身分ノ昇格ハ文武並軍功ニ依リテ、平常ノ勤職ニテハ其ノ功勞ニ応ジ俸祿加増等

ニ止メタレトモ、尔後足輕等ニシテ拔群ノ功アル者ハ、特別ヲ以テ身分ノ昇格ヲナサシ

ムルコトアルベキヲ達ス(料)  
(史)

藩庁管内諸神社社号ノ改称ヲナス(料)  
(史)

民部省各府藩県ニ絵図改正ニ付、支配地図面飛地トモ精細取調差出スベキヲ達セラル、

(法令)  
(全書)

神田及ヒ深川両屋敷ヲ返献ス(寺師宗)  
(道日記)

七月大

二日 太政官偽造宝貨刑律ヲ制定シ、府藩県ニ於テ犯罪者ヲ調査シ、即決処置ノ上刑部省ヘ届

ケ出デシム(法令)  
(全書)

三日 西郷隆盛再ヒ藩庁ニ出勤シ、鹿兒島藩大參事ニ任ゼラル(料)  
(史)

五日 太政官、府藩県ヲシテ管内廻船出入港ノ位置・方向・広狭・深淺、及ヒ台場・燈明台等

ヲ調査セシメ、更ニ又九日民部省ヨリハ民家之數、問屋ノ有無、積出荷物ノ種類及ヒ取

締ノ有無等ヲ外務省ヘ申達セシム(法令)  
(全書)

明治三年

八日 府下ノ諸藩官邸・私邸ハ各一ヶ所トシ、其ノ他ハ上地セシメラル、但藏地拝借ハ東京府  
ヘ申出ツベキヲ達セラル(法令 全書)

十日 太政官ヨリ民部・大蔵両省ヲ分離シ、其ノ担任事務ヲ達セラル(法令 全書)

大久保利通民部省御用掛ヲ命セラル(百官 履歴)

又民部少輔兼大蔵少輔吉井友實、大蔵少輔ノ兼任ヲ免セラル(百官 履歴)

又曩時英国軍艦ヘ航海見習乗込中ノ伊月・前田両生ヨリ、英国着ノ上更ニ海軍校留学ヲ

願出セシガ、此ノ日之ヲ許サル(公文録 摘記)

十二日 藩庁ニテハ、民事局ニテ鹿児島近在総検地ヲ始メタルニヨリ、時宜ニヨリテハ境垣踏越

エ宅地内ニ踏入ルコトアルベキヲ達ス(料史)

十三日 通貨金壹両ハ錢拾貫文通用ト布告セラレタレトモ、錢下落シタルニヨリ、当分時価相場

ニテ通用スベキヲ達セラル(法令 全書)

藩庁ニテハ、藩内検地執行ニ付ソノ趣旨ヲ示シ、公平ニ其ノ根元ヲ確立シ、後世ノ龜鑑

トナルベキヲ民事局其ノ他ニ達ス(料史)

十八日 京都ニテハ、留守居ヨリ在京宮・華族並元諸官人等ノ現在家族ノ員数ヲ録上セシメラル

(法令 全書)

十九日 兵部省ヨリ鹿児島・山口・高知・佐賀ノ徴兵隊長へ、來ル八月ヨリ兵食ハ毎月三日・十

八日ノ兩度ニ、月給及沓代・薬種料等ハ十八日一度ニ渡スベキニヨリ、人員ノ増減ハ其

ノ前日迄ニ届出ツベキヲ達セラル(法令 全書)

開拓次官黒田清隆樺太島事務ノ兼知ヲ命セラレ、本島ニ駐筈ス(大政官 日誌)

藩庁ニテハ、検地中農作田畠地ニ差覆ヒ障リトナル樹木ハ、此ノ際伐除シ、自今栽植ス

ベカラザルヲ達ス、

二十日 小松清廉刀帶卒去ス(小松藩刀)  
(履歴書)

二十二日 大友帝ニ弘文天皇、廢帝ニ淳仁天皇、九條廢帝ニ仲恭天皇ノ諡号ヲ奉上セラレ、翌廿三

日ニ祭典ヲ執行セラル(法令)  
(金書)

二十五日 赤塚源六当分小艦隊指揮ヲ命セラレ、兵庫港ヲ守衛シ、山陽南海海岸ヲ兼護セシメラル、

李・佛交戦ニ付不虞ニ備ヘン為メナリ(天政官)  
(日誌書)

藩庁ニテハ、檢地ニ付ソノ標木ニ妨害スベカラザルヲ達ス(藩達)  
(留達)

二十六日 東京遊学中ノ藩士横山安武正太郎、時弊十条及ヒ征韓ノ非ヲ集議院ニ陳疏シテ自刃ス、翌

日芝大圓寺ニ葬リ、藩邸ヨリ葬式料・法事料ヲ下賜セラル(史料)

二十七日 大学南校ニ諸藩ヨリ高拾五万石以上三人、五万石以上二人、同未満一人ツ、ノ貢進生ヲ

出スベキヲ達セラル(法令)  
(金書)

藩庁ニテハ、軍務局・大厰局ヲ合併シ、軍神社ヲ新造シ、練兵場ヲ拡張スルコトヲ達ス、

橋口與一郎ニ和漢洋ノ学館並ニ西洋医学校ノ監督ヲ命ス、

二十八日 藩庁糺明局ニ於テハ、城下下廣小路ニ於テ笞刑ヲ施スハ衆ニ示ス為メナレバ、之ヲ視ル

ハ随意ナレドモ、猥リニ刑場ニ入ルベカラザルヲ達ス、

李・佛交戦ニ付、本邦ノ局外中立ヲ布告シ、開港場并ニ海岸諸要区軍艦等ノ心得ヲ達セ

ラレ、後八月二十九日更ニ之ヲ改正セラル(法令)  
(金書)

太政官ヨリ府藩県ニ、管内寺院ノ本末寺号等ヲ調査シテ民部省へ提出セシメラル(法令)  
(金書)

東京府権大参事鮫島尚信藏、全大参事ニ任ゼラル(百官)  
(履歴)

二十九日 永山盛輝正藏伊那県少参事ニ任ゼラル(百官)  
(履歴)

明治三年

コノ月

三十日 贖札事件ノ為メ福岡藩ノ依頼ニ依リ、西郷隆盛同地ニ出張シ、八月十三日帰藩ス、

太政官、口達ヲ以テ人日・上元・上巳・端午・七夕・中元・重陽ハ七節ト唱へ、東京在住ノ知事並ニ隠居・嫡子ニハ参賀スベキヲ達セラル、次イデ隠居・嫡子ハ其ノ儀ニ及バザルヲ改メ達セラル(法令)

民部省ヨリ諸藩ノ願届等ハ、従来公用人又ハ役員名前タリシモ、自今藩名トシ、事件ニヨリテハ知事名又ハ役員名トスベキヲ達セラル(法令)

藩庁ニテハ、官許ヲ得ズシテ神社ヲ建造スベカラザルヲ達ス(科史)

藩庁、中宿者ハ自今土着スルカ、或ハ従来ノ家来ニ復帰スベキヲ達ス(科史)

藩庁ニテハ、田尻務ニ監察総裁ヲ命ス(科史)

二日 藩庁ニテハ、城下神社ノ合祭、氏子ノ整理ヲ行フ(科史)

又今般旧垂水屋敷跡等操練場用トシテ取除ニ付、同所ニ在リシ大砲塾モ加治木屋敷跡ニ移ス、

八月小

但同大砲塾長ハ三上藩松井彌助ト云ヒ、二年八月雇入レシ人ナリ、

五日 元諸侯へ元服願出方及参朝等ノ事ヲ弁官ヨリ達セラル(法令)

東京府大参事鮫島尚信藏誠外務大丞ニ任ゼラル(百官)

八日 藩庁ニテハ、曩時城下土族ノ家来・下人等ノ諸郷へ中宿ノ者ハ、其ノ地ニ永住スルコトヲ許可セラレシカ、外城土族ノ家来・下人ニモ亦同様許可スベキヲ達ス(科史)

九日 太政官ヨリ寺院住職継目等ハ、自今管轄地方官へ一応掛合ノ上、取計フベキヲ達セラル(法令)

又先月分離ノ民部・大蔵両省ノ寮司并ニ諸掛事務条件等ノ事ヲ達セラル(法令)

又鴉片取締ニ付、販売鴉片烟律并ニ生鴉片取扱規則等ヲ制定セラレ、尚各港在留支那人

ニモ告諭セラレタルヲ達セラル(法令)  
(全書)

忠義公自筆ヲ以テ、横山安武ノ諫死ヲ賞スル感状ヲ遺族ニ与ヘ、且ツ祭祀料ヲ賜フ(料史)

十日 太政官藩士横山安武ノ諫死ヲ恤ミ、祭祀料金百兩ヲ下賜セラル(料史)

十三日 各港在留ノ支那人、窃カニ童男女ヲ買取り海外へ出スモノアリ、外国人へ國民ヲ売渡ス

ハ国辱ニ付、嚴重取締ルベキヲ達セラル(法令)  
(全書)

十四日 藩士大山巖品川彌次郎等ト共ニ歐洲ニ差遣セラル(公文)  
(録)

十五日 藩庁ニテハ、西郷隆盛鹿兒島藩大参事ニ任セラレタルヲ布達セリ(料史)

十七日 藩士有馬次兵衛、宇漏生國留學ヲ命セラル(公文)  
(録)

十八日 藩庁曩時横山安武祭祀料トシテ、太政官ヨリ下賜セラレタル目録ノ返上ヲ稟請セリ(料史)

十九日 海江田信義奈良県知事ニ、兵庫真權知事稅所篤堺県知事ニ任セラル(百官)  
(履歴)

二十日 府藩県ヨリ護送ノ上納金并囚人ニハ、旅宿ニテ不復番ヲナサシムベキヲ達セラル(法令)  
(全書)

二十二日 西郷従道(官職)兵部權大丞ニ任ゼラル(百官)  
(履歴)

二十三日 本藩並ニ金澤等二十藩ニ、民政ニ熟スル者各一人ヲ貢進セシメラル(料史)

二十四日 諸藩及旧幕旗下土地ノ村々収租法区々ニ付、本年ヨリ兩三年乃至四五年検見シ、豊凶ノ

平均ヲナシ、隣接地トモ申合せ、取極ノ上申出ツベキヲ大蔵省ヨリ達セラル(法令)  
(全書)

二十五日 大山巖御用ニテ歐洲ニ差遣セラル、ニ付、吉田清成(官職)ニモ同行ヲ命セラル(公文)  
(録)

藩庁ニテハ、横山安武ノ旧官ヲ追復シ、御扶持米三拾五俵ヲ三十ヶ年間下賜シ、靖献靈

社ニ配祀ス(料史)

又郷士持高兼併ノ悪弊ヲ矯メ、屯田兵ノ実績ヲ顕ハシ藩名ヲ汚ササル様、兼テ施設シ置

明治三年

コノ月

二十七日

クベキヲ地頭其ノ他ニ達ス(料史)

藩士湯地治右衛門農政学研究ノ為メ、米国へ留学ヲ命セラ(公文)

藩庁ニテハ、宮繕方役職ノ者ニ成就慰勞金ノ附与ヲ停止スルコトヲ達ス(料史)

民部省ヨリ諸藩へ支配地収納六ヶ年分平均取調べ差出スベキヲ達セラ(法令)

大蔵省ヨリ府藩県米金受取渡ノ節見合セノ為メ入用ニ付、大小印形五枚宛ヲ差出スベキ

ヲ達セラ(法令)

藩庁一二等官ノ俸禄ヲ来年三月迄、七十俵乃至二百四十俵ツ、ノ範圍内ニテ減禄スベキ

ヲ達ス(料史)

藩内道路ノ程表石ヲ下町札ノ辻辺ニ設ケ、コレヨリ四方国境ニ至ル里程ヲ記シ、諸方塚

木ニモ亦ソノ里程ヲ記サシムベキヲ達ス、

藩庁ニテハ、先月八日ヲ以テ外務省ヨリ外国人雇使方ニ付、条約面ノ疎漏ヨリ往々物議

ヲ生スルコトアルヲ以テ、要条ノ廉ハ了然掲載シテ不都合ナキ様ニスベキヲ令セラレタ

ルヲ達ス、

藩庁伊藤彦介ニ家令ヲ命ス、

藩庁ニテハ、去月二十三日大友帝ヲ弘文天皇ト、大炊麿帝ヲ淳仁天皇ト、九條麿帝ヲ仲

恭天皇ト追諡セラレタルヲ達ス、

九月大

二日 町田久成三郎 大学大丞ニ任ゼラル(百官 履歴)

四日 脱籍無産ノ士民復籍方ニ付、地方官ノ送受規則ヲ頒布セラ(法令)

七日 来ル廿二日ハ天長節ニテ一同奉祝スベキ旨、一昨年布告セラレシモ、未ダ徹底セザルニ

ヨリ、府藩県ニ於テモ御旨意貫徹ヲ謀ルベキ様太政官ヨリ布告アリタ(法令)

八日 天皇越中島ニ於テ、鹿兒島・山口・佐賀・高知四藩徵兵ノ操練ヲ觀覽アラセラル、藩兵

ノ大隊長ハ野津鎮雄七左衛門ニシテ、此ノ日大風雨俄ニ起リ、午後一時半途ニシテ還幸アラ

セラレ、上下ノ供奉困難ヲ極メタリ(公文)

九日 越中島練兵ノ慰勞トシテ、四藩へ金四千両ヲ下賜セラル(公文)

十日 朝廷各藩ニ布告シテ藩制ヲ改革セシメ、藩ヲ大中小ニ分チテ官員ノ多寡・公費・官録等

ヲ定メ、公議人・公用人ヲ廢シテ正權大參事中ノ一人ヲ議員タラシメ、參事属等ニテ旧

公用人ノ用弁ヲナサシムヘク、知事ノ定期朝集ハ三年ニ一回トシ、毎年末ニ歳入歳出ノ

明細書ヲ出サシメ、従前ノ藩債ハ年限ヲ定メテ各費目ヨリ分賦シテ償却セシメ、藩造紙

幣ハ引替ノ目途ヲ立テシム(法令)

去二年六月藩知事任命ノ際、ソノ一門ノ族ニハ追テ位階ヲ賜フベキヲ達セラレタレトモ、

コノ日之ヲ停止セラレタリ(法令)

集議院ヲ閉チ議員ニ帰藩ヲ命セラル(法令)

十二日 再ヒ越中島ニテ四藩兵ノ練兵天覽アルベキノ処、御風氣ニ仍リ三條右大臣代臨セラレ、

戮力勉勵干城ノ任ヲ尽スヘキノ御沙汰書ヲ下サレ、翌日酒肴料ヲ下賜セラレタリ(公文)

贈年

十三日 藩大中小ノ大属以下諸官ノ相当位階ヲ定メラル(法令)

外務大丞鮫島尚信歐洲ニ差遣セラル(百官)

十四日 藩庁ニテハ、硫黄島・口永良部島詰ノ檢事ヲ廢シ、兩島ヲ生産奉行支配ニ改ム(史)

又城下及外城ノ諸屋敷ノ檢地取扱法ヲ布達ス(史)

十七日 官吏ノ身上ニ関スル外諸藩ノ願同等ノ書類ハ、悉ク藩名ヲ用ヒシメラル(法令)

明治三年

東京徴兵第四番大隊鹿兒島ニ帰ス(寺師宗 連日記)

十九日 平民ノ氏ヲ称スルヲ許サル(法令 全書)

藩制改革ニ付テハ、正權大少參事共既ニ宣下アリタレドモ、精細取調べ、在職解官共更

ニ同出ヅベキヲ太政官ヨリ達セラル(法令 全書)

二十二日 天長節ニテ陸海軍ハ祝砲ヲ放チ、官吏ニハ酒肴料ヲ賜ヒタリ(法令全 書参考)

二十五日 海軍資金上納方ヲ御蔵米平均直段ニテ、本年十二月及ヒ翌年三月・七月ノ三回ニ分納セ

シメ、従前ノ軍資金ハ九月納限リ廢セラルベキヲ、太政官ヨリ達セラル(法令全 書参照)

町田大学大丞俗称(三郎 考)ヲ止メ、実名久成ヲ用フル旨ヲ弁官ニ届出デタリ(公文 録)

二十七日 土地開墾稟准ノ制ヲ廢シ、故障ナキ場合五町歩以下ハ其ノ管庁ニ於テ処決シ、五町歩以

上ハ民政部ニ伺ハシム(法令 全書)

軍務局塾ヲ旧加治木屋敷ニ移転ニ付、廿八日ヨリ来月朔日迄軍務局前通りノ往来止ヲ令

ス(料 史)(軍務局ハ旧二ノ丸ノ下、今ノ女子師範校附近ナリシト云フ)

二十八日 藩庁ニテハ、城下士族ノ持高五拾石ヨリ出入アル高直シ出願ノ時ハ、其ノ身ハ素ヨリ子

息ノ職務ヲモ具申セシム、外城ニテ二十五石ヲ出入スル時亦同シ(料 史)

藩政改革ニ付、現米壹万石ニ付兵員六十人(士官ヲ除ク)ヲ以テ、常備ト定ムベキ旨ヲ太

政官ヨリ達セラル(法令 全書)

二十九日 現米三十万石并諸藩上納ノ海軍資金ハ、年々海陸軍諸般ノ用度ニ充ツベキニヨリ、戦争

費臨時費外ニ使用スベキ旨兵部省ニ御沙汰アリタリ(法令 全書)

銀台二分金引替残ノ期限ヲ十二月十五日トシ、以後ハ停止スベキニヨリ予メ管内ニ告示

スベキヲ、大蔵省ヨリ達セラル(法令 全書)

十月小

三十日 藩庁ニテハ、鹿兒島近村ニ士族ノ御免借地ハ檢地ニ付、屋敷ト為シ得ヘキヲ許可シ置キ  
タレトモ、總檢地済迄ハ当分通り年貢ヲ上納スベキヲ達ス、

又藩制改革ニ付テハ、正権大参事申中ノ一人ヲ来年一月ヨリ在京セシメ、判任職員ノ黜陟  
ハ毎月届出デ、石高ハ甲子ヨリ戊辰ニ至ル五ケ年ノ平均物成ニテ称スベキヲ、太政官ヨ  
リ達セララル(法令  
全書)

又藩庁ニテハ、楽長并ニ楽隊小頭長ヲ置キ、楽長ハ七等官標官次、楽隊小頭長ハ八等官  
歩兵小頭長ノ次ニ配席ス(科史)

又藩庁黒田彦左衛門ヲ上三俣・山之口・荘内ノ地頭トシ、上三俣ニ駐在セシム(科史)

又従来ノ三俣ハ上三俣ト改メ、梶山・勝岡ハ合郷シ下三俣ト改メテ上三俣内地頭管轄トシ、  
又高原ノ内水流村ヲ上三俣内ニ属シ、三俣ノ内東霧島村ヲ高原ニ属シ、高崎ヲモ高原ニ合

郷シテ小林地頭管轄トセリ(藩達  
留)

二日 常備兵員ヲ定メテ海軍ハ英式ニ、陸軍ハ佛式ニ準シテ編制セシニヨリ、各藩ニテモ陸軍  
ハ佛式ヲ目的トシテ漸次改ムベキヲ達セララル(法令  
全書)

三日 海軍ノ御旗・皇族旗・国旗・各将旗等諸旗章ヲ定メララル(法令  
全書)

七日 藩庁ニテハ、敬神ノ意ヲ諒セシメンガ為メ、城下町内ニテ神道ノ講義ヲ開演セシムルニ  
付、一統聴聞セシムル様取計フベキヲ達ス(科史)

安藤則命十郎東京府大属ヲ命セララル(百官  
履歴)

八日 藩庁明九日横山安武正太ノ祭祀ヲ行ヒ、之ヲ靖献靈社ニ合祀スルコトヲ遺族元千  
代ニ達ス

(科史)

明治三年

九日 諸藩ニ令シテ歳出入表ヲ規定ノ雛形ニ拠リ、来年ヨリ毎年十二月中大蔵省へ差出サシメ

ラル(法令)  
(全書)

永山盛輝正藏 伊那県大參事ニ任ゼラル(百官)  
(履歴)

十日 諸藩庁藩邸飛地出張所等ノ門・玄關ニハ、御紋ノ幕・挑灯ヲ用ウベキヲ達セラル(法令)  
(全書)

十二日 弾正少弼黒田清綱嘉納 往復三十日間、老母病氣看護帰省願ヲ提出許可ノ上、十一月三日公

用ニテ大阪ニ帰任滞在シ、十一日帰京セリ(公文)  
(録)

十三日 諸藩朝集ノ順序ヲ定メラル、即チ総藩ヲ十二番ニ分チ、四季毎ニ交替セシメ、在京三ヶ

月ニシテ三年ヲ以テ一周スルモノトス、但閏月ニ当ル番ハ四ヶ月トス(法令)  
(全書)

十四日 屋久島在番ハ二等在番勤ノ職制ナルニ、生産奉行兼勤ニ付右職制ヲ除クベキヲ達ス(料史)

十七日 外国公使旅行ノ節取扱方ヲ定メテ、之ヲ府藩県ニ達セラル(法令)  
(全書)

諸藩職員ニ姓名ヲ記入スベキ界紙ヲ交付シ、毎年十二月十五日迄ニ差出サシメラル(法令)  
(全書)

有馬新助ヲ鹿屋・始良・大始良・高隈ノ地頭トス(料史)

十九日 藩庁大泉藩羽前知事ノ父酒井忠篤来麿ニ付、応接等定式ノ通りニテ取計フベキヲ達ス(留達)

二十日 東伏見宮英国勤学ニ付、河島醇新之丞 随行ヲ命セラル(料史)

二十二日 元旦・天長節ノ賀辰ニ地方官吏及ヒ士族ノ朝賀規則ヲ定メラル(法令)  
(全書)

藩庁ニテ、刻付用封ハ特ニ至急ヲ要スル時ニ差出スベキニ、近来同封書多キニ過キ百姓

ノ迷惑不尠ニ付、尔来ハ其ノ宛所ニテ民事局ニ届出テシム(留達)  
(留達)

又藩庁ニテ、織物所ヲ蚕織方ト改称スルヲ達ス(留達)  
(留達)

林清康謀三 兵部少丞ニ任ジ、従六位ニ叙セラル(百官)  
(履歴)

清康後氏ヲ安保ト改ム、元廣島藩向島西村ノ人、慶應元年鹿兒島開成所ニ聘セラレ、

明治元年七月御小姓組ニ入り鹿兒島藩士タリ、後大阪府士族ニ転籍シ男爵ヲ授ケラル

(男爵安保清  
康自叙伝)

二十三日 押小路三丸英国勤学ニ付、本藩士西直八郎随從ヲ命セラル(料史)

二十五日 神祇官ニ官社以下ノ神社ノ順序・定額並ニ祭典式及神官ノ職制・叙位等ヲ調査セシメラ

ル(法令  
全書)

元中大夫席菊池次郎家来小河小藤太ニ、留守史生ヲ命セラル、旨ヲ達セラル(公文  
録)

二十七日 藩庁ニテハ、從來発行ノ紙札ヲ十一月中ニ国鈔方ニテ引替フヘキヲ達ス(舊達  
留)

二十九日 兵部省管轄ノ兵隊除隊復籍ノ後軍事ニ任用スルトキハ、兵部省ヘ一応伺ヒ出ヅベキヲ達

セラル(法令  
全書)

コノ月

民部省各藩ニ石炭及ヒ鉛・硫黄・薬石等ノ産出場所及ヒ一年産出高ヲ調査シ、見本ヲ添

ヘテ差出サシム(法令  
全書) 藩庁ニテハ、神道興隆ノ為メ敬神説略ノ刊行ヲナシ、購読ヲ奨励ス(料史)

但敬神説略ハ明治三年二月鹿兒島学頭助知国学關盛長ノ撰ナリ、

又諸郷蔵々貢米収納ニ付、米拵繩俵等ノ粗製ナキ様ノ注意ヲ達セリ(料史)

又九月廿二日ノ天長節ニハ、衆庶ト慶福ヲ共ニシ給フノ旨趣ヲ体シ、一同奉祝スヘキヲ

達ス(料史)

又医学校兼病院職員ノ改正ヲナシ、ソノ採用ノ規則ヲ定ム(料史)

閏十月小

二日 藩知事朝集割曩時定メラレタルニヨリ、臨時出京又ハ近傍府藩県へ出張等ノ時ハ、予め

同ヒ出ヅベキヲ達セラル(法令  
全書) 外務省ニ大中少弁務使・正権大少記ヲ置カレ、外務大丞鮫島尚信誠少弁務使トシテ英・

明治三年

普・佛三国ニ駐劄ス、

五年五月三日中弁務使、十月十四日弁理公使、六年十一月廿二日特命全權公使、八年四月廿三日

婦国(明治史 斐附録)

藩士鮫島武之助ニ、願ニヨリ自費佛国遊学ヲ聴許セラル(公文 録)

藩庁ニテハ、今般大砲局並旧垂水・宮之城屋敷ヲ取払ヒ練兵場トシタルニヨリ、練兵ノ

時又ハ川尻ヘ往来ノ時妨害ニナラザル様注意スベキヲ達ス(留達)

三日 森有禮(頭註「五日トモアリ(明治史斐附録)」) 少弁務使トシテ米国ニ駐劄シ、從五位ニ叙セラレ(留達) (五年十月十四日代理公使、

六年七月二十三日婦国)、日田県知事松方正義民政部大丞ニ転任ス(明治史斐附録 百官 履歴)

賞秩ハ当年分ヨリ半高ハ十二月、半高ハ来七月ニ渡ス様達シ置キタレドモ、昨年諸国不

登ニ付、当十二月分ハ十二月・来三月ノ兩度ニ渡スベキヲ太政官ヨリ達セラル(法令 全書)

藩庁ニテハ、従来初九斗六升ニテ高壺石詰ト為来リタレトモ、今回檢地ノ上ハ現米壺石

トシ、四斗上納ニテ内壺斗式升式合ヲ軍役高出米トシ、式斗七升八合ヲ持主ノ収納ト定

ムヘキヲ達ス(料 史)

又従来藩内ニテハ麦作不充分ニテ他ヨリ購入シ来リシニ、開港以来麦酒製造ニ消費不敷

ニ依リ、麦作ノ繁榮ニ勉ムベキヲ達ス、

四日 大学南校ヨリ貢進生ノ学費ハ、毎月十兩積ニテ年四回ニ当校ニ納入スヘキ旨、選挙心得

書ニ認メ置キタレトモ、尔後便宜当人ニ渡スベキヲ達セラル(法令 全書)

五日 藩庁ニテハ、五兩ノ紙札ヲ發行シ、壹兩ニ付錢拾貫文替ニテ通融セシムベキヲ達ス、

大久保利通(一 履歴) 民部省御用掛ヲ免セラル(百官 履歴)

七日 太政官ヨリ諸願伺届等諸官省關係ノモノハ、其ノ向々ヘ差出スベキヲ達シタレドモ、来

ル十一月ヨリ総テ弁官へ差出シ、弁官ヨリ其ノ官省ニ回附シ、調査ノ上太政官ニ差出スベキヲ達セラル(法令全書)

十二日 藩庁ニテハ、今回大砲局並旧垂水・宮ノ城屋敷ヲ取括ケ、練兵場建設ニ付テハ、練兵ノ節ハ国旗ヲ掲揚スベキニ付、其ノ折ハ通行ヲ禁ズル旨ヲ達シ、又川尻調練場練兵ノ時モ同様ニスベキヲ達ス(藩達留達)

又大蔵省ヨリ、昨年銀台二分金ハ百両ニ付三拾兩替ニテ引替ノ旨ヲ達シタレトモ、猶残余アルニヨリ、来ル十二月十五日限り引替フベキヲ達セラレ、コノ日冷ク之ヲ藩内ニ布告ス(藩達留達)

又藩庁ニテハ、兵部省ヨリ今般海軍学寮創立生徒募集ノ旨申来リタルヲ達ス(藩達留達)

十七日 士族ハ年齢五十歳ヨリ隠居ヲ出願スルコトヲ得ベク、実子ナキ者ハ年齢ニ拘ハラズ養子願ヲナシ得ベキヲ達セラル(法令全書)

従来天社神道トテ土御門家免許ノ者共、両刀ヲ帶シ絵符ヲ立宿駅ヲ通行スルヲ禁シ、尚門人免許ヲ一切禁ズル旨ヲ達セラル(法令全書)

藩庁ニテハ、南方郷ノ内鹿籠村ヨリ別府村ヲ分村スルコトヲ達ス(藩達留達)

二十日 陸軍ニテ佛蘭西式ヲ斟酌編制スベキニヨリ、同生徒ヲ大藩十五万石以上九人、中藩拾万石以上六人、小藩壹万石以上三人ヲ、十二月十五日ヨリ二十五日迄ニ大坂兵学寮ニ出サシム(法令全書)

岸良兼養七之丞小倉出張御用勤ニ付、金三千疋ヲ賞賜セラル(百官履歴)

二十三日 脱籍無産ノ者復籍送り方ノ賄料ハ、一人ニ付泊白米四合・銀五匁、昼白米二合・銀二匁五分宛トスベキヲ達セラル(法令全書)

明治三年

兵部大丞川村純義与十兵学頭ニ兼任セラル (百官)  
(履歴)

二十四日 宮・華族元堂並ニ諸官員ノ家来分食客等ニテ復籍シ難キ者ハ、其旧籍行状等ヲ取調べ申

出ツベキヲ達セラル (法令)  
(全書)

二十六日 海軍資金十二月ヨリノ上納石代ハ、十月ノ平均相場一石、金八両永百九十文ノ割ニスベ

キヲ大蔵省ヨリ達セラル (法令)  
(全書)

二十七日 藩庁ニテハ、御樓門下並御軍神社下ニ下馬札ヲ設ケ、下乗札ハ除クベキニヨリ、下馬札

内ニテハ日傘等ヲ用フルハ勿論、不敬ノ儀ナキ様注意スヘキヲ達ス (藩達)

又去月廿八日、東京ニテ田中清之進ニ伝事ヲ命セラレ、当分東京ニ詰メシメラル、旨ヲ

達ス (藩達)  
(留達)

二十八日 国内大小神社ノ祭神・神位・社領・社中等諸種ノ箇条ヲ調査シ、十二月中ニ申告セシメ

ラル (太政官)  
(日誌)

又先般山口藩兵騒動ノ節、ソノ脱走者取締ノ件ヲ達セシモ、猶各所ニ潜伏セル者モ有之

趣ニ付、嚴重ニ取締ルベキヲ達セラル (太政官)  
(日誌)

二十九日 藩庁ニテハ、庶民七十九歳以上ノ者ヲ調査シ、十一月中ニ民事局ニ申出デシム (藩達)

藩庁ニテハ、朝廷新穀ヲ以テ毎年十一月ノ中ノ卯日ヲ以テ新嘗ノ御祭ヲナシ、神恩ニ報

イサセラレ、且ツ其ノ翌日ニハ鶴嶺神社ノ祭典ヲモ行フベキニ付、コノ両日ハ一同敬肅

ノ意ヲ表スヘキヲ達ス (藩達)  
(留達)

又附士ノ分地別立ハ従来五石以上ニテ、本家残高ニハ制限ヲ置カザリシモ、尔来ハ本家

残高拾五石以上ニ非サレバ許可セサル旨ヲ達ス (藩達)  
(留達)

藩庁民事局ニテハ、来月ヨリ居宅地檢地ニ付一人ニテ掛持ヲナシ、又ハ町人へ貸スコト

コノ月

十一月大

借家ヲ立ツルコト、他人へ預クルコト等ヲ禁シ、又許可ナクシテ他人ノ屋敷ヲ所有スル者ハ没収スヘク、所有ノ屋敷ハ尅反歩以外ニ至ルベカラザルコト等ヲ示シ、名面替分割等ノ願ハ当月中ニ為スベキヲ達ス(料史)

又旧妙谷寺境内ナル大岳公六男桂山君棟守ノ御墓ヲ伊邇色御墓ト唱へ、草牟田御墓守ヨリ兼務セシムベキヲ達ス(藩達)

又藩庁ニテハ、東京ニテ益山八右衛門・時任清左衛門・種子島中輔ヲ書記ニ、山本十次郎ヲ書記見習ニ命セラレタルヲ達ス(藩達)

又藩庁ニテハ国鈔引換ノ手續ヲ達ス(料史)

三日 斗南藩中ノ貨幣偽造者脱走ニ付、各地方官ニ於テモ贖金・贖札ニ付嚴密取締ルベキヲ達セラル(太政官 日誌)

四日 縁組規則ヲ布告セラレ、華族ハ太政官ニ、士族ハ其ノ管轄官庁ニ願出シ、華族・士族ノ結縁ハ士族モ其ノ管轄官庁ヨリ太政官ノ許可ヲ請ヒタル上ニテ許シ、又管轄違ニテハ士族・卒・平民タリトモ、双方ノ官庁許可送状ノ上ニ於テセシム(太政官 日誌)

五日 官吏ノ制服ヲ定メ、非常ノ際並ニ旅行ニ用ヒシメ、旅行中ハ衣冠ニ代用ス、但シ冠ハ脱セザルヲ礼トシ、帽ハ脱スルヲ礼ト定メラル(太政官 日誌)

旧来ノ因襲ニテ正租雜稅等二種々名目ヲ設ケ、石代金納其他不相当ノ仕来アルニヨリ、従前ノ取扱振并ニ原由等ヲ取調へ、改正案ヲモ具申シテ申告セシメラル(太政官 日誌)

昨年通弁官トシテ西郷・山縣兩人ニ随行シタル中村博愛見、兵部省出仕ニ任ジ大阪出張ヲ命ゼラル(百官 履歴)

九日 諸藩許可ヲ得テ開港場ヨリ不開港場へ廻船ノ時、ソノ取締官員ノ諸入費ハ藩ノ負担ナリ

シモ、自今開港場県庁ノ公費トスベキヲ達セラル(法令 全書)

諸藩支配所ノ潰地代米永ヲ自今高内引ニスベキヲ達セラル(法令 全書)

藩士黒岡帯刀英国勤学ヲ命セラル(公文 録文)

十日 府藩県ニテ他貫属ノ士族借受ノ時ハ願ニ及バズ、双方故障ナキ時ニ実行ノ上届出ツベキヲ達セラル(太政官 日誌)

藩庁ニテハ、銀台ニ歩金ノ引替方更ニ十二月十五日迄延期セラレタルヲ達シ、同金ノ藩外輸出ヲ許シ輸入ヲ禁ス(藩達 留達)

十二日 藩士寺田弘平之伏見満宮李国留学ノ随行者ヲ命セラル(太政官 日誌)

但病氣ニテ十二月二日ノ出帆ニ後レ、後便ヨリ出発スルコト、ナレリ(公文 録文)

十三日 徴兵規則ヲ頒チ、各道府藩県ニ令シ、士卒・平民ヲ論セス毎屯万石ニ五人ヲ選拔シ、地方官ヨリ費用ヲ供シテ大阪兵部省支局ニ送ラシメ、服役四年、再役ヲ許スコト、シ、明年正月ヨリ区域ヲ限リテ徵募ヲ行ハシメラル(太政官 日誌)

十四日 帯刀者ノ外国人居留地開門通行ニハ、自今其ノ管轄役所ノ印鑑ニテ通行セシムベキニ付、諸官省府藩県共照準ノ為メ、各居留地開門へ印鑑ヲ差出シ置クベキヲ達セラル(法令 全書)

大教宣布ハ知事・参事等ノ職掌ナレトモ、専務ノ宣教者ヲ設クルトキハ其準席伺ヒ出ツベク、且ツ来年正月ヨリ月割ニテ出京セシムベキヲ達セラル(法令 全書)

十七日 百姓・町人ニテ袴高袴・割羽織ヲ着シ長脇差ヲ帶シ、士ニ紛ラハシキ装束ヲナスヲ禁セラル(太政官 日誌)

開拓次官黒田清隆行歐洲及ヒ清国ニ差遣セラル(百官 履歴) 但四年六月七日帰朝、

北海道流所規則ヲ定ムル迄、暫時流刑ヲ停メ、準流法ヲ設ケ嚴重驅役スベキヲ達セラル

(法令  
全書)

二十日 旧武家華族ハ自今東京住居ヲ命ゼラル、但シ知事トシテ地方官赴任ニハ、願ノ上妻子ヲ

召連ル、コトヲ得、又扨ナキ事故アリテ移住シ難キ者ハ願出ヅベキヲ達セラル(大政官)

二十二日 露国軍艦アルマ号鹿兒島ニ來ル、忠義公病ノ為メニ島津備後代リテ軍艦ヲ訪問シ、艦將

亦上陸シテ製鉄所・火薬局等ヲ巡覽シ、二十八日ニ至リ出港セリ、

佛国二等甲鉄形千八百六十七年(慶應二年)進水、噸数三千七百三十五噸、馬力千八

百九十六馬力、乗員三百十三人、速力十一ノット八九、

露国ニアルマト称スル艦ナシト、大正十六年五月廿二日黒岡帶刀氏報、

二十三日 此ノ夜大学南校雇外国教師リンケ、タラスノ二人ヲ路上ニ傷害セル者アリシニヨリ、東

京府並近傍諸県・宮・華族及諸藩ニ令シテ、犯行者搜索ノ為メ諸官員家臣・士卒等ノ外

出先等ヲ、詳細取調べ報告セシメラル(法令  
全書)

二十五日 朝廷久光公ヲ御召ノ為メ、大納言岩倉具視・參議大久保利通ヲ鹿兒島ニ差遣ノ勅命アリ、

利通ハ二十九日東京ヲ発シ、外国汽船ニテ十二月三日京都ニ着シ、同時ニ在西安ノ岩倉

公ニ勅使ヲ遣サレ、久光公ニ朕ガ旨ヲ伝ヘ、且ツ照國神社ヘ劍一口ヲ納ムベシト命シ給

フ明年薩藩ノ事(大久保日記・三條  
憲シ此ニ基ス)(公年譜・百官履歷)

民部少輔吉井友實願ニ依リ一等逆退シテ、民部大丞ニ任セラル(百官  
履歷)

伊東祐磨二海軍少佐ニ任ゼラレ、正七位ニ叙シ、龍驤艦副長トナル(百官  
履歷)

二十七日 兵部大丞河村純義海軍創業ノ為、山縣兵部少輔ト共ニ大阪ニ出張セリ(公文  
録)

赤塚真成大海軍中佐ニ任ジ、從六位ニ叙セラル(公文  
録)

鹿兒島藩ヨリ昨年六月献上ノ春日艦ヲ兵部省ニ受取り祝砲ヲ放ツ(公文  
録)

明治三年

二十八日

府藩県ニテ寺院ヲ廢シ又ハ合併スル時ハ、寺号・本末ヲ取調べ届出デ、其ノ境内除地・山林所置方等ハ、見込ヲ立テ詳細ヲ具申スベキヲ達セラル(法令全書)

府藩県交渉訴訟准判規則ヲ頒布シテ、民部省ノ裁判ヲ府藩県ニ移シ、若シ百日以上ヲ費シ盤錯乖戾決シ難キモノハ、民部省ニ上訴セシム(太政官日誌)

府藩県管内寺社領ノ現収納六ヶ年ノ平均ヲ調査シ、往復ヲ除キ五十日以内ニ差出サシム(法令全書)

三十日

朝廷、曩時山口藩逃亡ノ徒豊後地方ニ出沒暴行ストノ報ヲ得、彈正少忠河野敏謙ヲ日田県ニ遣ハシテ処分セシメ、二豊・両筑・肥後ノ諸藩ニ令シテ收捕セシム、尋テ民部大丞松方正義ヲ遣ハシ、河野ト共ニ処分鎮撫セシメ、更ニ薩・日・肥・長・藝・豫・讚ノ諸藩、大阪府・長崎・兵庫・倉敷ノ諸県ニ令シテ逃逸者ヲ收捕セシメラル(法令全書・太政官日誌)

春日艦修覆修了ニ付長崎港警衛ヲ免ジ、横濱港警衛并ニ諸港応援ヲ命ゼラル(公文録)

コノ月

藩庁ニテハ、東京公用方ヲ庶務方ト改称セリ(料史)

大山綱良助格之急ニテ上京ヲ命ゼラル(料史)

又廢寺ノ為メ還俗セル僧侶ノ極老・病身・孤独等ニテ賑救スベキ者ハ、委細取調べ申告スベキヲ地頭其ノ他ニ達ス(料史)

藩内諸官社ニ代拜ノ節地頭ニ故障アル時ハ副役ヲ以テシ、屋久島在番ニテハ詰檢事ニテ勤メシムベキヲ達ス(料史)

札幌局内宗門掛ノ專任ヲ罷メ、本局ニテ取扱ハシムベキヲ達ス(藩達留達)

又皇軍神社ニハ武甕槌・經津主ノ兩神、楠正成並ニ忠久・忠良・貴久・義久・義弘・齊興・齊彬ノ諸公ノ十座ヲ列祀スルコトヲ達ス(料史)

十二月小

又蚕糸出産ヲ奨励シ、相当代金ニテ製品ヲ買ヒ上グベキヲ達ス(科史)

加藤權兵衛ヲ長島地頭ニ任ズ(科史)

地頭川畑伊右衛門ヲ伊作・加世田・阿多・田布施・日置・永吉六ヶ郷ノ地頭ニ転セシム

(科史)

田原陶猗陶ヲ大隊長トシ、学寮ニ出仕セシム(科史)

諏訪瀨島ノ自由開拓ヲ許シ、開拓者ニハ廿ヶ年ノ租税ヲ免スベキヲ達ス(科史)

一日 藩庁ニテハ、来ル十日皇軍神社御遷座式ヲ執行スヘキヲ達ス(科史)

三日 岩倉公勅使トシテ鹿兒島ニ差遣ニ付、侍従高辻修長ヲシテソノ勅書ヲ京都ナル公ニ伝ヘ

シメラル(岩倉公  
表記)

藩士種子田清一・最上五郎ハ農業勤学トシテ、二木彦七ハ鉱山勤学トシテ米國ヘ差遣セ

ラル(太政官  
日誌)

赤塚真成太海軍中佐ヲ辞シ、帰藩療養ヲ願ヒタレドモ共ニ聽許ナシ(公文  
録)

五日 黒田清隆書ヲ岩倉公ニ寄セテ、鹿兒島・山口兩藩ノ一致ニ尽力セラレ、且榎本ノ死一等

ヲ減セラレンコトヲ請ヘリ(岩倉公  
表記)

藩士田尻稻次郎政府選挙ニテ、国法・民法勤学トシテ米國ヘ差遣セラル(公文  
録)

十日 禄制ヲ改正シ、非藏人・北面・旧官人・執次・使番・仕丁等ノ称ヲ廢シ、宮・華族三代

相恩ノ家士ト共ニ士族又ハ卒トシ、華族ヲモ皆地方官貫族ヲ命セラレ、賜米等ハ来年ヨ

リ二分五厘制ニテ現石ニテナスベキヲ達セラル(法令  
全書)

藩ノ作硝局ニテハ、火薬増製ノ為メ作硝廠増立届出ヲナスベキ旨ヲ、東目五十九ヶ郷ニ

廻達ス(寺師宗道  
日記カ)

明治三年

十五日

藩庁ニテハ、今回勅使下向ニ付、中途警衛並ニ接待法等ヲ定メテ之ヲ達ス(料史)  
藩士川南門次郎、御研并ニ鑑定方ニテ宮内省御用ヲ命セラレ、年米五拾俵ヲ給与セラル

(公文)

藩會計局ニテ大工賃錢ヲ定メ、宮膳方ヲシテ差図セシム(料史)

十八日

藩庁岩倉勅使ノ来着ヲ報シ、不敬ノ事ナキ様戒飭ス(料史)

川村純義時岩倉大納言鹿兒島・山口ハ勅使トシテ下向ニ付、随行ヲ命セラル(百官履歷)

藩士前田献吉・高橋新吉、来正月ヨリ三年間西洋各国經歷ノ願聴許セラル(公文)

陸軍少将四條隆調巡察使トシテ、二中隊ノ兵ヲ卒キテ日田県へ出向ニ付、林清康三等ニ

同行ヲ命セラル(百官履歷)

十九日

乾行艦乗組一統賜暇ノ願書、鹿兒島藩知事ヨリ申立来リシトテ回送相成リタレドモ、当

今人物少キニヨリ許容セラレテハ差支ニ付、却下相成度旨ヲ兵部省ヨリ弁官ニ申出デタ

リ(公文)

長崎県知事野村盛秀ヲ日田県知事トナス(明治史)

二十日

藩庁ニテハ、岩倉勅使城内滞在ヲ辞退シ、客屋ニ旅宿セラレシコトヲ達ス(藩達)

又諸神社境内ニ猥ニ踏入、竹木等伐採スベカラザルヲ達ス(藩達)

二十二日

各藩ニ常備隊編制ヲナサシメ、大隊長ヲ少佐、中隊長ヲ大尉、小隊長ヲ中尉、半隊長ヲ

少尉ト改称シ、砲兵ハ一隊ヲ六門トシ、歩兵ニ大隊ニ砲兵一隊ヲ備へ、隊長ヲ大尉、分

隊長ヲ中少尉トスヘキ事等ニ改メラル(法令)

在官ノ者從來苗字・官ヲ署シ来リタレトモ、自今官・苗字・実名ヲ署シ、非役有位ノ者ハ

位・苗字・実名ヲ署スベキヲ達シ、次ノ日又平日ノ往復文書等ハ略式苦シカラザル旨ヲ

達セラル(法令 全書)

海外留学規則ヲ定メ、生徒ハ總テ大学ニ管轄セシメラル(法令 全書)

藩庁勅使入城ニ付、準備方并ニ歡迎方・警衛方等ノ方法ヲ達ス(藩達 留)

二十三日

勅使入城アリ、久光公病氣ニ付忠義公代リテ勅書ヲ拜受セラレ、終テ勅使ハ照國社ニ詣テ御添書ト共ニ御劍ヲ進納セラル(藩達留 史料)

松代藩擾乱シ、中野県下ノ民群起シテ県庁ヲ焚ク、翌日兵部権少丞澤宣種嘉ヲシテ、

徴兵三中ヲ率キ民部大丞吉井友實初名 徳春等ト之ニ赴カシム、尋イテ宣種ヲ巡察使ト為ス、

(三峯日記 百官履歴)

○明治四年六月二十二日中野県ヲ長野県ト改称ス、

藩庁ニテハ、勅使来ル廿五日八字ヨリ練兵場ニテ大隊操練閲覽アルベキヲ達ス(藩達留 岩 倉公実記)

二十四日

寺院寮ヲ設置セラレタルニヨリ、改正方各官庁区々ニ出デザル様伺出ノ上処置スベキヲ達セラル(法令 全書)

諸官員ハ勿論宮・華族・卒並ニ厄介人等ニ至ル迄、総テ身元請人ヲ立テシメテ召抱フベキヲ達セラル(法令 全書)

久光公病ヲカメテ勅使ノ旅館ニ抵リ、優渥ナル勅命ヲ賜ハリシヲ謝シ、先ツ西郷ヲ上京

セシメ、来春病氣ノ平癒ヲ待チ、上京シテ聖恩ヲ謝シ奉ルベキヲ答ヘラル(史料 岩 倉公実記)

農工商ノ許可ナク猥リニ帯刀スルヲ、地方官ニテ取締ルベキヲ達セラル(法令 全書)

諸技芸ノ師家私塾ヲ開ク時ハ地方官ヘ届ケ出デ、塾生ハ身元ヲ糺シ、地方官ノ添書ヲ得

シメ、増減明細書ハ毎月末ニ地方官ニ届ケ出デシメラル(法令 全書)

三府并ニ開港場取締心得ヲ頒布シ、藩県ニ於テモ之ニ準拠シテ取締ヲナサシメラル(法令 全書)

明治三年

藩庁ニテハ、宸翰及ヒ御添書ヲ御一門並ニ八等官以上ニ拝見ノ上、両公ニ祝儀ヲ述ベ照國社ニ参拝セシム(藩達)

朝廷岩下方平ノ在勤中職務勉勵ニ付、官祿六百石ノ三分一ヲ終身下賜セラレ、東京府貫族ヲ命ゼラル(百官 履歴)

二十五日 久光公病ノ為メ家令ヲシテ勅使ノ旅館ニ就キ、自筆ノ請書ヲ奉呈セシメラル(岩倉公実 記中日記)

下三俣蓼池村後目方限ノ飛地ニテ山之口郷附近ニアルモノハ、之ヲ山之口郷ニ合併セシム(藩達)

二十六日 岩倉勅使製鉄所及紡績所ヲ巡覽セラル(岩倉公実記)

二十八日 岩倉勅使上程前従士北村繁ヲ遣ハシ、淹留中ノ欲待ヲ謝セシメラル(岩倉公実記)

勅使鹿兒島ヲ発シ、福山ヲ経テ日向国細島ニ向ハル(藩達)

藩庁ニテハ、西郷隆盛ヲシテ勅使ニ附随シテ出府セシムヘキヲ達ス(藩達)

二十九日 忠義公所勞ニ付来年正月朔日ノ遙拜式ニ臨マレズ、諸神社ヘハ献幣使ヲ遣ハサルベキヲ

達ス(藩達)

又正月ノ神社奉幣ノ次第及ヒ賀儀ノ順序ヲ達ス(藩達)

御記録編輯御用ニ付、御一新以來朝官拜命ノ者ニ履歴書ヲ差出サシメラレ、死亡ノ者ハ

其ノ親族ヨリ差出サシメラル(法令 全書)

来ル十五日、忠義公御書院ニテ初御目見并諸礼ヲ受ケラルベキヲ達ス(藩達)

藩庁、民事局ニテ来ル七日ヨリ検地ヲ始ムベキニ付、去ル十月ノ布達ニヨリ準備ヲ整フ

ベキヲ達ス(史料)

旧福昌寺門前ヲ池上ト唱フベキヲ達ス(藩達)

コノ月

又民事局ニテ、城下士族二人別差杉錢トシテ一戸三十二文二百石ヨリ二百九十ツ、九石マテハ六十四文、ヲ来月十日限りニ納入セシム(料史)

又藩庁ニテハ、国書講義ヲ毎月三日ニ御座ノ間ニ開キ、五等官以上ヲシテ聴聞セシムヘキヲ達ス(藩達)

又火薬ノ運搬道路ヲ指定シ、運搬前日ヨリ防火ニ注意セシムベキヲ達ス(藩達)

又藩庁ニテハ、伊久公ヲ第七代ニ加ヘテ、七代元久公ノ上六代氏久公ノ下ニ定ムベキヲ達ス(藩達)

又藩庁ニテハ、朝廷ニテ全国海軍ノ制度ヲ設定セラレタルニヨリ藩ノ海軍方及ヒ船將等ノ諸官ヲ廢スヘキヲ達ス(藩達)

又定場外ニ於テ銃器ヲ弄スルヲ禁シ、ソノ罪科ヲ擬定シテ一般ニ戒飭セリ(藩達)

又齊彬公御写真ヲ照國社ヘ、廣大院画像ヲ神産日神社ニ合祀スヘキヲ達ス(藩達)

唐船模様ノ錢拾貫札并ニ銀五十目札・百目札ノ改正引替ヲ十一月中ニ限りシモ、本月廿日限り延期ヲ達シ、且ツ眞贋鑒別ノ為鑒定人ヲ置クコトヲ達ス(藩達)

川尻調練場并ニ洲崎其ノ他ノ射場内ニ、銃丸探掘等ノ為経界内ニ踏入ルコトヲ嚴禁ス、銀台式歩金ヲ国鈔ト引替ニ付、国鈔払底ノ為会計局預札ニテ引替ヘタルモノハ、国鈔ト引替フル迄国鈔同様ニ取扱ヒ、受取者ノ氏名・時日ヲ引札シテ相用フベキヲ達ス(藩達)

藩札明局ヨリ窃盜等横行ニ付、夜廻リ捕ヘ方等ヲ設クベキニ付、互ニ協力シテ警戒スベキヲ達ス(藩達)